

## 基本計画書

| 基本計画                             |  |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
|----------------------------------|--|-------------|--------------|----------|--------------|--|-------------------------------|------------------|------------|
| 事項                               | 記入欄  |             |              |          |              |  |                               | 備考               |            |
| 計画の区分                            | 大学の収容定員に係る学則変更   |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
| フリガナ設置者                          | ガッコウホクシン オテマエカクエン<br>学校法人 大手前学園  |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
| フリガナ大学の名称                        | オテマエカクイカク<br>大手前短期大学 (Otemae College)  |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
| 大学本部の位置                          | 兵庫県西宮市御茶家所町6番42号   |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
| 大学の目的                            | <p>本学は、情操豊かな教養ある人格の完成を目指した学園創立の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業及び實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展に貢献し得る人材を教育することを目的とする。</p>  |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
| 新設学部等の目的                         | <p>本学は、“建学の精神”に基づき、また社会のニーズに対応するため『歯科衛生学科』を開設した。社会を取り巻く環境は刻一刻変化し、「地域包括ケアシステムを構成する歯科衛生体制の早急な充実」について強い要望が起こっている。日本歯科医師会では「歯科衛生士の養成・体制の充実と改善」を重点要望項目として提示しており、専門職業人の養成が急務である。さらに本学が所在する地域より歯科衛生体制の早急な充実について強い要望が出され、地域の歯科衛生を担う新たな人材需要の要請に速やかに対応するために、「歯科衛生学科」の入学定員を70人から80人へ変更し、社会に貢献する人材をより多く輩出することを目的とする。</p> |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
| 新設学部等の概要                         | 新設学部等の名称   | 修業年限        | 入学定員         | 編入学定員    | 収容定員         | 学位又は称号   | 開設時期及び開設年次                    | 所在地              |            |
|                                  | ライフデザイン総合学科<br>【Department of Life Design】   | 2           | 150          | —        | 300          | 短期大学士<br>(ライフデザイン)<br>【Associate Degree of Life Design】        | 年月<br>第 年次<br>平成16年4月<br>第1年次 | 兵庫県西宮市御茶家所町6番42号 |            |
|                                  | 歯科衛生学科<br>【Department of Oral Health Sciences】   | 3           | 80<br>(70)   | —        | 240<br>(210) | 短期大学士<br>(歯科衛生学)<br>【Associate Degree of Oral Health Sciences】 | 令和4年4月<br>第1年次                | 同上               |            |
|                                  | 計  |             | 230<br>(220) |          | 540<br>(510) |  |                               |                  |            |
| 同一設置者内における変更状況<br>(定員の移行、名称の変更等) | <p>令和4年4月名称変更予定<br/>大手前大学<br/>総合文化学部 総合文化学科 → 国際日本学部 国際日本学科</p>  |             |              |          |              |  |                               |                  |            |
| 教育課程                             | 新設学部等の名称   | 開設する授業科目の総数 |              |          |              | 卒業要件単位数  |                               |                  |            |
|                                  |  | 講義          | 演習           | 実験・実習    | 計            |  |                               |                  |            |
|                                  | —  | — 科目        | — 科目         | — 科目     | — 科目         | — 単位   |                               |                  |            |
| 教員組織の概要                          | 学部等の名称   |             | 専任教員等        |          |              |  |                               | 兼任教員等            |            |
|                                  |  |             | 教授           | 准教授      | 講師           | 助教   | 計                             |                  | 助手         |
|                                  | 新設分  | ライフデザイン総合学科 | 7<br>(7)     | 1<br>(1) | 2<br>(2)     | 0<br>(0)   | 10<br>(10)                    | 0<br>(0)         | 33<br>(33) |
|                                  |  | 歯科衛生学科      | 4<br>(4)     | 1<br>(1) | 6<br>(6)     | 3<br>(3)   | 14<br>(14)                    | 1<br>(1)         | 20<br>(20) |
|                                  |  | 計           | 11<br>(11)   | 2<br>(2) | 8<br>(8)     | 3<br>(3)   | 24<br>(24)                    | 1<br>(1)         | —<br>(—)   |
|                                  | 既設分  | なし          | —<br>(—)     | —<br>(—) | —<br>(—)     | —<br>(—)   | —<br>(—)                      | —<br>(—)         | —<br>(—)   |
| 計                                |  | —<br>(—)    | —<br>(—)     | —<br>(—) | —<br>(—)     | —<br>(—)   | —<br>(—)                      | —<br>(—)         |            |
| 合計                               |  | 11<br>(11)  | 2<br>(2)     | 8<br>(8) | 3<br>(3)     | 24<br>(24)   | 1<br>(1)                      | —<br>(—)         |            |

|                                     |                 |                                  |                                  |                                  |                            |                               |              |  |      |      |  |
|-------------------------------------|-----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------|-------------------------------|--------------|--|------|------|--|
| 教員以外の職員<br>の概要                      | 職 種             |                                  | 専 任                              | 兼 任                              | 計                          | 人                             |              |  |      |      |  |
|                                     | 事 務 職 員         |                                  | 9<br>(9)                         | 52<br>(52)                       | 61<br>(61)                 |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | 技 術 職 員         |                                  | 1<br>(1)                         | 5<br>(5)                         | 6<br>(6)                   |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | 図 書 館 専 門 職 員   |                                  | 1<br>(1)                         | 1<br>(1)                         | 2<br>(2)                   |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | そ の 他 の 職 員     |                                  | 0<br>(0)                         | 0<br>(0)                         | 0<br>(0)                   |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | 計               |                                  | 11<br>(11)                       | 58<br>(58)                       | 69<br>(69)                 |                               |              |  |      |      |  |
| 校<br>地<br>等                         | 区 分             | 専 用                              | 共 用                              | 共用する他の<br>学校等の専用                 | 計                          | 大手前大学（必<br>要面積24,080<br>㎡）と共用 |              |  |      |      |  |
|                                     | 校 舎 敷 地         | 0㎡                               | 25,520.08㎡                       | 1,251.23㎡                        | 26,771.31㎡                 |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | 運 動 場 用 地       | 0㎡                               | 20,609.47㎡                       | 0㎡                               | 20,609.47㎡                 |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | 小 計             | 0㎡                               | 46,129.55㎡                       | 1,251.23㎡                        | 47,380.78㎡                 |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | そ の 他           | 0㎡                               | 10,679.79㎡                       | 0㎡                               | 10,679.79㎡                 |                               |              |  |      |      |  |
|                                     | 合 計             | 0㎡                               | 56,809.34㎡                       | 1,251.23㎡                        | 58,060.57㎡                 |                               |              |  |      |      |  |
| 校 舎                                 |                 | 専 用                              | 共 用                              | 共用する他の<br>学校等の専用                 | 計                          | 大手前大学（必<br>要面積13,923<br>㎡）と共用 |              |  |      |      |  |
|                                     |                 | 2,832.59㎡<br>(2,832.59㎡)         | 12,435.91㎡<br>(12,435.91㎡)       | 11,314.78㎡<br>(11,314.78㎡)       | 26,583.28㎡<br>(26,583.28㎡) |                               |              |  |      |      |  |
| 教室等                                 | 講義室             | 演習室                              | 実験実習室                            | 情報処理学習施設                         | 語学学習施設                     | 大学全体                          |              |  |      |      |  |
|                                     | 29室             | 16室                              | 11室                              | 5室<br>(補助職員 一人)                  | 1室<br>(補助職員 一人)            |                               |              |  |      |      |  |
| 専任教員研究室                             |                 | 新設学部等の名称                         |                                  | 室 数                              |                            | 大学全体                          |              |  |      |      |  |
|                                     |                 | 大学全体                             |                                  | 24 室                             |                            |                               |              |  |      |      |  |
| 図 書 ・ 設 備                           | 新設学部等の名称        | 図書<br>〔うち外国書〕<br>冊               | 学術雑誌<br>〔うち外国書〕<br>種             | 電子ジャーナル<br>〔うち外国書〕               | 視聴覚資料<br>点                 | 機械・器具<br>点                    | 標本<br>点      | 大手前大学<br>図書311,087冊<br>〔56,539冊〕<br>学術雑誌2,092<br>種〔244種〕<br>視聴覚資料<br>7,443点と共用 |      |      |  |
|                                     | 大学全体            | 61,952〔2,738〕<br>(59,552〔2,618〕) | 10,605〔9,058〕<br>(10,605〔9,058〕) | 10,518〔9,049〕<br>(10,518〔9,049〕) | 3,262<br>(3,262)           | 4,974<br>(4,974)              | 159<br>(159) |  |      |      |  |
|                                     | 計               | 61,952〔2,738〕<br>(59,552〔2,618〕) | 10,605〔9,058〕<br>(10,605〔9,058〕) | 10,518〔9,049〕<br>(10,518〔9,049〕) | 3,262<br>(3,262)           | 4,974<br>(4,974)              | 159<br>(159) |  |      |      |  |
| 図書館                                 |                 | 面積                               | 閲覧座席数                            |                                  | 収 納 可 能 冊 数                |                               | 大学全体         |  |      |      |  |
|                                     |                 | 3,299.21㎡                        | 265                              |                                  | 206,056                    |                               |              |  |      |      |  |
| 体育館                                 |                 | 面積                               | 体育館以外のスポーツ施設の概要                  |                                  |                            |                               |              |  |      |      |  |
|                                     |                 | 851.16㎡                          | -                                |                                  | -                          |                               |              |  |      |      |  |
| 経 費 の 見 積 り<br>及 び 維 持 方 法<br>の 概 要 | 経費の見積り          | 区 分                              | 開設前年度                            | 第1年次                             | 第2年次                       | 第3年次                          | 第4年次         | 第5年次   | 第6年次 | 大学全体 |  |
|                                     |                 | 教員1人当り研究費等                       |                                  | 300千円                            | 300千円                      | 300千円                         | -千円          | -千円  | -千円  |      |  |
|                                     |                 | 共同研究費等                           |                                  | 1,900千円                          | 1,900千円                    | 1,900千円                       | -千円          | -千円  | -千円  |      |  |
|                                     |                 | 図書購入費                            | 6,750千円                          | 5,000千円                          | 5,000千円                    | 5,000千円                       | -千円          | -千円  | -千円  |      |  |
|                                     | 設備購入費           | 29,500千円                         | 15,000千円                         | 15,000千円                         | 15,000千円                   | -千円                           | -千円          | -千円  |      |      |  |
|                                     | 学生1人当り納付金       | 第1年次                             | 第2年次                             | 第3年次                             | 第4年次                       | 第5年次                          | 第6年次         |  |      |      |  |
|                                     |                 | ライフデザイン総合                        | 1,240千円                          | 1,040千円                          | -千円                        | -千円                           | -千円          | -千円  | -千円  |      |  |
|                                     |                 | 歯科衛生                             | 1,390千円                          | 1,190千円                          | 1,190千円                    | -千円                           | -千円          | -千円  | -千円  |      |  |
|                                     | 学生納付金以外の維持方法の概要 |                                  |                                  | 手数料収入、資産運用収入、雑収入 等               |                            |                               |              |  |      |      |  |

|                           |                    |         |              |              |              |                |        |                      |         |                                 |                  |
|---------------------------|--------------------|---------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------|----------------------|---------|---------------------------------|------------------|
| 既設大学等の状況                  | 大学の名称              | 大手前短期大学 |              |              |              |                |        |                      | 令和2年度開設 |                                 |                  |
|                           | 学部等の名称             | 修業年限    | 入学定員         | 編入学定員        | 収容定員         | 学位又は称号         | 定員超過率  | 開設年度                 |         | 所在地                             |                  |
|                           |                    | 年       | 人            | 年次人          | 人            |                | 倍      |                      |         |                                 |                  |
|                           | ライフデザイン総合学科        | 2       | 150          | —            | 300          | 短期大学士(ライフデザイン) | 1.06   | 平成16年度               |         | 兵庫県西宮市御茶家所町6番42号                |                  |
|                           | 歯科衛生学科             | 3       | 70           | —            | 140          | 短期大学士(歯科衛生学)   | 1.09   | 令和2年度                |         | 同上                              |                  |
|                           | 大学の名称              | 大手前大学   |              |              |              |                |        |                      |         | 令和4年度名称変更予定(【新名称】国際日本学部 国際日本学科) |                  |
|                           | 学部等の名称             | 修業年限    | 入学定員         | 編入学定員        | 収容定員         | 学位又は称号         | 定員超過率  | 開設年度                 |         |                                 | 所在地              |
|                           |                    | 年       | 人            | 年次人          | 人            |                | 倍      |                      |         |                                 |                  |
|                           | 総合文化学部<br>総合文化学科   | 4       | 190          | 2年次4<br>3年次2 | 776          | 学士(学術)         | 1.08   | 平成19年度               |         |                                 | 兵庫県西宮市御茶家所町6番42号 |
|                           | 建築&芸術学部<br>建築&芸術学科 | 4       | 180          | 2年次4<br>3年次2 | 736          | 学士(学術)         | 1.12   | 平成19年度               |         |                                 | 同上               |
| 現代社会学部<br>現代社会学科          | 4                  | 220     | 2年次4<br>3年次2 | 896          | 学士(学術)       | 1.14           | 平成19年度 | 同上                   |         |                                 |                  |
| 健康栄養学部<br>管理栄養学科          | 4                  | 80      | 3年次16        | 352          | 学士(栄養学)      | 0.96           | 平成28年度 | 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番88号 |         |                                 |                  |
| 国際看護学部<br>看護学科            | 4                  | 80      | —            | 240          | 学士(看護学)      | 1.05           | 平成31年度 | 同上                   |         |                                 |                  |
| 現代社会学部<br>現代社会学科(通信教育課程)  | 4                  | 500     | 3年次500       | 3,000        | 学士(学術)       | 0.24           | 平成22年度 | 兵庫県西宮市御茶家所町6番42号     |         |                                 |                  |
| 大学の名称                     | 大手前大学大学院           |         |              |              |              |                |        | 平成31年度開設             |         |                                 |                  |
| 学部等の名称                    | 修業年限               | 入学定員    | 編入学定員        | 収容定員         | 学位又は称号       | 定員超過率          | 開設年度   |                      | 所在地     |                                 |                  |
|                           | 年                  | 人       | 年次人          | 人            |              | 倍              |        |                      |         |                                 |                  |
| 比較文化研究科<br>比較文化専攻(博士前期課程) | 2                  | 10      | —            | 20           | 修士(学術)又は(文学) | 0.45           | 平成8年度  | 兵庫県西宮市御茶家所町6番42号     |         |                                 |                  |
| 比較文化研究科<br>比較文化専攻(博士後期課程) | 3                  | 3       | —            | 9            | 博士(学術)又は(文学) | 0.33           | 平成10年度 | 同上                   |         |                                 |                  |
| 附属施設の概要                   | 該当なし               |         |              |              |              |                |        |                      |         |                                 |                  |

学校法人大手前学園 設置認可等に関わる組織の移行表

| 令和3年度                        | 入学<br>定員 | 編入学<br>定員         | 収容<br>定員 | 令和4年度                                  | 入学<br>定員 | 編入学<br>定員         | 収容<br>定員 | 変更の事由        |
|------------------------------|----------|-------------------|----------|--|----------|-------------------|----------|--------------|
| <b>大手前短期大学</b>               |          |                   |          | <b>大手前短期大学</b>                         |          |                   |          |              |
| ライフデザイン総合学科                  | 150      | —                 | 300      | ライフデザイン総合学科                            | 150      | —                 | 300      |              |
| 歯科衛生学科(3年制)                  | 70       |                   | 210      | 歯科衛生学科(3年制)                            | 80       |                   | 240      | 定員変更(10)     |
| 計                            | 220      | —                 | 510      | 計                                      | 230      | —                 | 540      |              |
| <b>大手前大学</b>                 |          |                   |          | <b>大手前大学</b>                           |          |                   |          |              |
| 総合文化学部<br>総合文化学科             | 190      | 2年次 4<br>3年次 2    | 776      | <del>国際日本学部</del><br><del>国際日本学科</del> | 190      | 2年次 4<br>3年次 2    | 776      | 名称変更         |
| 建築&芸術学部<br>建築&芸術学科           | 180      | 2年次 4<br>3年次 2    | 736      | 建築&芸術学部<br>建築&芸術学科                     | 180      | 2年次 4<br>3年次 2    | 736      |              |
| 現代社会学部<br>現代社会学科             | 220      | 2年次 4<br>3年次 2    | 896      | 現代社会学部<br>現代社会学科                       | 220      | 2年次 4<br>3年次 2    | 896      |              |
| 健康栄養学部<br>管理栄養学科             | 80       | 3年次16             | 352      | 健康栄養学部<br>管理栄養学科                       | 80       | 3年次16             | 352      |              |
| 国際看護学部<br>看護学科               | 80       |                   | 320      | 国際看護学部<br>看護学科                         | 80       |                   | 320      |              |
| 現代社会学部<br>現代社会学科<br>(通信教育課程) | 500      | 3年次 500           | 3,000    | 現代社会学部<br>現代社会学科<br>(通信教育課程)           | 500      | 3年次 500           | 3,000    |              |
| 計                            | 1,250    | 2年次 12<br>3年次 522 | 6,080    | 計                                      | 1,250    | 2年次 12<br>3年次 522 | 6,080    |              |
| <b>大手前大学大学院</b>              |          |                   |          | <b>大手前大学大学院</b>                        |          |                   |          |              |
| 比較文化研究科<br>(博士前期課程)          | 10       | —                 | 20       | 比較文化研究科<br>(博士前期課程)                    | 10       | —                 | 20       |              |
| 比較文化研究科<br>(博士後期課程)          | 3        | —                 | 9        | 比較文化研究科<br>(博士後期課程)                    | 3        | —                 | 9        |              |
| 計                            | 13       | —                 | 29       | 計                                      | 13       | —                 | 29       |              |
| <b>大手前栄養学院専門学校</b>           |          |                   |          | <b>大手前栄養学院専門学校</b>                     |          |                   |          |              |
| 専門課程<br>栄養学科                 | 0        | —                 | 0        | 専門課程<br>栄養学科                           | 0        | —                 | 0        | 令和3年4月学生募集停止 |
| 計                            | 0        | —                 | 0        | 計                                      | 0        | —                 | 0        |              |

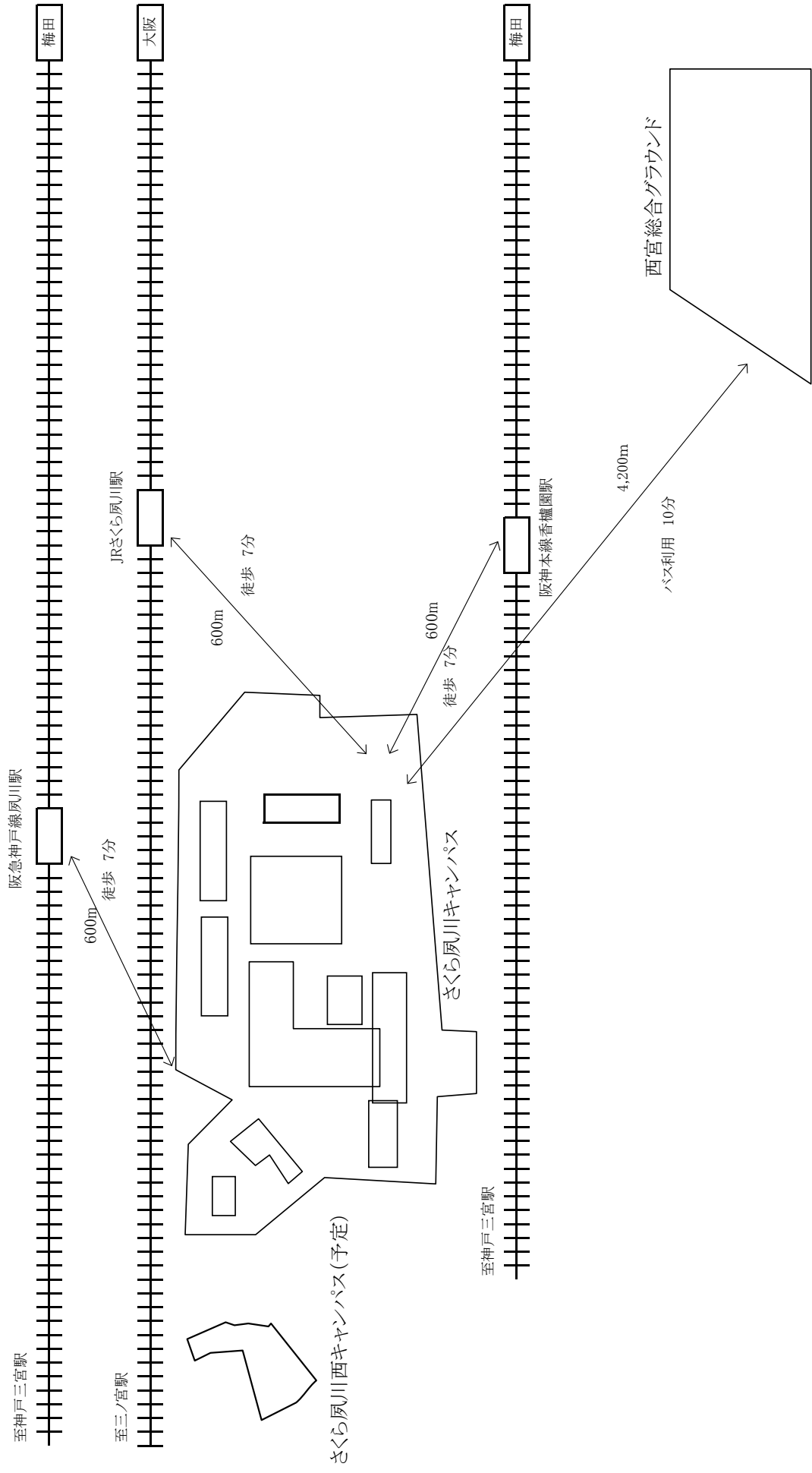


## 2 校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



### (3)校舎、運動場等の配置図

大手前大学 総合文化学部(※1)、建築&芸術学部(※2)、現代社会学部、現代社会学部通信教育課程 (既設)

大手前短期大学 ライフデザイン 総合学科(※3)、歯科衛生学科(※4)

(※1) 令和4年度名称変更予定 (※2) 令和3年度名称変更 (※3) 令和3年度位置の変更 (※4) 令和2年度開設

(さくら夙川キャンパス)  
さくら夙川キャンパス中心校地 26,771.31㎡(所有)

所在地 西宮市御茶家所町6番42号

•保有 B棟校舎 鉄骨3階建 3,384.90㎡

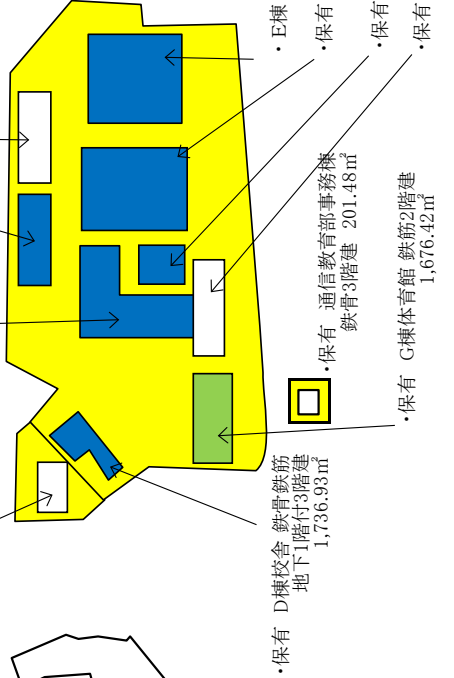
•保有 L棟校舎 鉄筋3階建 2,226.00㎡

•保有 A棟校舎 鉄筋4階建 5,701.88㎡

•保有 R棟研究所 鉄筋3階建  
1,258.35㎡

さくら夙川西キャンパス(予定)

•保有 6,949.79㎡



• E棟(2021年3月完成) 5,187.13㎡

•保有 CE棟 デザイン・ライブラリー-CELL(図書館)  
鉄骨鉄筋地下1階付2階建 3,944.99㎡

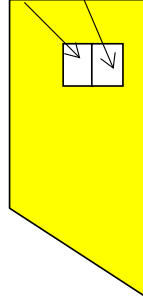
•保有 C棟校舎 鉄骨鉄筋3階建 1,012.01㎡

•保有 F棟研究所 鉄筋地下1階付4階建  
2,173.12㎡

西宮総合グラウンド 20,609.47㎡(所有)

•保有 ジュニアーズクラブハウス  
木造2階建 297.41㎡

•保有 デビュースクラブハウス  
木造2階建 545.57㎡



- ... 大手前大学・大手前短期大学共用建物
- ... 体育館
- ... 上記以外の建物
- ... 校地面積に算入している部分

# 大手前短期大学学則(案)

(令和4年4月1日改正)

学校法人 大手前学園

# 大手前短期大学学則

(令和4年4月1日改正)

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本学は、情操豊かな教養ある人格の完成を目指した学園創立の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業及び實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展に貢献し得る人材を教育することを目的とする。

(自己評価)

**第2条** 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

**第3条** 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

| 学 科         | 入学定員 | 収容定員 |
|-------------|------|------|
| ライフデザイン総合学科 | 150人 | 300人 |
| 歯科衛生学科      | 80人  | 240人 |

(養成する人材等)

**第3条の2** 本学各学科における養成する人材等は、次のとおりとする。

- (1) ライフデザイン総合学科は、多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。
- (2) 歯科衛生学科は、歯科衛生士の業務に確実に対応できる専門的知識の修得と併せ、幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生の専門家を養成することを目的とする。

(修業年限)

**第4条** 本学の修業年限は、ライフデザイン総合学科は2年、歯科衛生学科は3年とする。

2 ライフデザイン総合学科の学生は4年、歯科衛生学科の学生は6年を超えて在学することはできない。

3 ライフデザイン総合学科では、前2項の修業年限及び在学年限を超えて在学し、単位を修得し卒業する者を長期履修生とする。長期履修生に関する修業年限は3年とし、在学年限については6年以内とする。その他、長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

**第5条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

**第6条** 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第7条** 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学園開学記念日 10月26日



- (4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
  - (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
  - (6) 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学、留学、転学、転学科、休学、復学、退学、再入学及び除籍

(入学の時期)

**第8条** 入学の時期は学年の初めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い、入学することができる。

(入学資格)

**第9条** 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧：大学入学検定試験に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

**第10条** 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類及び入学検定料等については、別に定める。

- 2 すでに納めた入学検定料については、原則として返還しない。

(入学の選考)

**第11条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

**第12条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の学費を指定された期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

**第12条の2** 保証人は、保護者又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中その一身に関する一切の責務を果たさなければならない。
- 3 保証人が死亡し、又はその他の事由で責務を果たすことのできない場合は、直ちに新たな保証人を定めて届け出なければならない。
- 4 保証人が住所、氏名等を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(留 学)

**第13条** 第29条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、その許可を受けなければならない。

- 2 前項により留学した期間は、第4条の修業年限及び在学年限に算入する。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(転 学)

**第14条** 他の短期大学等から本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、転学を許可することができる。

2 前項の規定により転学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て決定する。

(転学科)

**第14条の2** 本学学生が他学科への転学科を希望するときは、選考の上、転学科を許可することができる。

2 転学科は、各学科の教育に支障がない場合に限り認めるものとする。

(休学)

**第15条** 傷病その他やむを得ない事由により3ヵ月以上修学することのできない者は、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1学期又は1年とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年以内の期間の休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。また、長期履修生は通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、第4条第2項及び第4条第3項の在学年限に算入しない。

(復学)

**第16条** 休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を得て復学することができる。

(退学)

**第17条** 退学しようとする者は、その理由を付し、保証人連署の退学願を提出し、許可を受けなければならない。

(再入学)

**第17条の2** 所定の手続きを経て退学した者及び次条(第1号を除く)により除籍された者が、再入学を志望するときは、所定の書類を提出し、許可を得て再入学することができる。

2 再入学に関し必要な事項は別に定める。

(除籍)

**第18条** 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条第2項及び第4条第3項に定める在学年限を超えて、なお退学しない者
- (2) 休学期間を終了して、復学、退学又は休学の延長をしない者
- (3) 第15条第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学又は退学しない者
- (4) 授業料及びその他の学費を納付しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程

(授業科目及び単位数)

**第19条** 授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 前項の授業科目及び単位数等は、別表1のとおりとする。

3 第2項に規定するものの他、教育上必要があるときは、授業科目を特設し開講することができる。

(単位の計算方法)

**第20条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、複数の授業の方法の組み合わせによって行われる場合は、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間数をもって1単位とする。

(4) 前号までの規定にかかわらず、卒業制作、卒業研究等の授業科目については、これに必要な学修等の成果を考慮して単位数を別に定める。

(授業の方法)

**第20条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外での場所で履修させることがある。

3 前項の授業の方法により、修得する単位数は、ライフデザイン総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えないものとする。

4 第2項の授業を行う授業科目については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第20条の3** 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を定期的に実施するものとする。

(成績評価)

**第21条** 学年末又は学期末において、所定の履修科目について、試験の上成績評価を行う。

ただし、第20条第4号の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

**第22条** 削除

**第23条** 履修科目の成績評価は、A、B、C、D及びFの5段階に分け、A、B、C、Dの評価を受けた科目については、所定の単位を与える。Fの評価を受けた科目については、単位を与えない。

2 前項の成績評価によりGPAを算出し、成績管理、進級判定に適用する。

3 評価の基準等は別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

**第24条** 卒業するためには、ライフデザイン総合学科の学生は2年以上在学し、別表1に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、62単位以上を修得しなければならない。歯科衛生学科の学生は3年以上在学し、別表1に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、106単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

**第25条** 第4条に定める修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て卒業を認定する。

(学位)

**第26条** 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 前項に定める学位の種類は、次のとおりとする。

| 学 科         | 学 位             |
|-------------|-----------------|
| ライフデザイン総合学科 | 短期大学士 (ライフデザイン) |
| 歯 科 衛 生 学 科 | 短期大学士 (歯科衛生学)   |

(資格の取得)

**第27条** 削除

**第28条** 本学において、一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する資格を得ようとする者は、それぞれの資格教育課程における所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する資格は、次のとお



りとする。

| 学 科         | 取得できる資格                          |
|-------------|----------------------------------|
| ライフデザイン総合学科 | ビジネス実務士<br>プレゼンテーション実務士<br>情報処理士 |

(二級建築士国家試験受験資格)

**第28条の2** 二級建築士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第24条に定める卒業の要件を充足するとともに、国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しなければならない。

(歯科衛生士国家試験受験資格)

**第28条の3** 歯科衛生士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第24条に定める卒業の要件を充足するとともに、歯科衛生士法に基づく歯科衛生士学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

**第29条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前及び入学後に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を合わせて、ライフデザイン総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

**第30条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて、ライフデザイン総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第31条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第1項及び第30条第1項と合わせて、ライフデザイン総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えないものとする。

## 第7章 入学金、授業料及びその他の学費

(入学金、授業料及びその他の学費)

**第32条** 本学の入学金、授業料及びその他の学費の額は、別表2のとおりとする。

2 すでに納めた入学金、授業料及びその他の学費は、原則として返還しない。

3 前2項に定めるその他の学費については、別に定める。

(授業料及びその他の学費の納入期)

**第33条** 授業料及びその他の学費は、入学手続として納付される期の分を除き、所定の期日

までに納付しなければならない。

(退学する場合の学納金)

**第34条** 学期の途中で退学する者の当該期分の授業料及びその他の学費は納付しなければならない。

(休学の場合の学納金)

**第35条** 休学期間中は、在籍料として別表2に定める額を徴収し、これ以外の授業料及びその他の学費は徴収しない。ただし、学期の途中において休学する場合は、当該学期の授業料及びその他の学費は納付しなければならない。

2 外国からの留学生の兵役等当該国の法律による休学の場合の学費については、別に定める。

## 第8章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生

(科目等履修生)

**第36条** 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて教授会の議を経て科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第21条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

**第36条の2** 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として授業の履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

(聴講生)

**第36条の3** 本学において、特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として授業の聴講を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 賞罰

(表彰)

**第37条** 学業が特に優秀な者又は、学生として表彰に値する行為があった者は教授会の議を経て、褒賞することができる。

(懲戒)

**第38条** 本学学生が学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、処分の手続きについては別に定める。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由なしに出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

## 第10章 職員組織

(職員)

**第39条** 本学に次の職員を置く。

(1) 学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長

(2) 教授、准教授、講師、助教、助手(教育)、教務職員

(3) 事務職員、業務職員、その他必要な職員

2 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。  
(研修の機会等)

**第39条の2** 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第20条の3に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

## **第11章 教授会**

(構成)

**第40条** 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師をもって構成する。
- 3 教授会には、助教及び助手（教育）を加えることができる。
- 4 理事長は、教授会に出席して、意見を述べるができる。

(招集)

**第41条** 教授会は、学長が招集する。

(任務)

**第42条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 3 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## **第12章 教学運営評議会**

(構成)

**第43条** 本学に教学運営評議会を置く。

- 2 教学運営評議会は、学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長及び学長が指名する教職員若干名をもって構成し、学長が議長となる。
- 3 理事長は、教学運営評議会に出席して、意見を述べるができる。

(教学運営評議会の任務)

**第44条** 教学運営評議会は、学長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 重要な制度及び規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 重要な施設の設置廃止に関する事項
- (3) 短大及び教員の人事に関する事項
- (4) 学科及び教育課程に関する事項
- (5) 将来計画に関する事項
- (6) 短大評価及び自己点検評価に関する事項
- (7) その他短大全般の運営に関する重要事項

- 2 教学運営評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## **第13章 付属施設等**

(図書館)

**第45条** 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(学生寮)

**第46条** 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

(健康相談室)

**第47条** 本学に学生、教職員の保健管理を行うために健康相談室を置く。

附 則

1 本学則は昭和26年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は昭和35年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は昭和44年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は昭和48年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は昭和51年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は昭和61年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は平成元年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は平成2年4月1日より実施する。

附 則

1 本学則は平成3年4月1日より実施する。

ただし、平成2年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科・専攻 | 平成3年度 |      | 平成4年度～平成11年度 |      | 平成12年度 |      |
|-------------|-------|------|--------------|------|--------|------|
|             | 入学定員  | 総定員  | 入学定員         | 総定員  | 入学定員   | 総定員  |
| 生活文化学科      | 450人  | 750人 | 450人         | 900人 | 300人   | 750人 |
| 秘書科         | 160人  | 240人 | 160人         | 320人 | 80人    | 240人 |

附 則

1 本学則は平成4年4月1日より実施する。

ただし、平成3年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

1 本学則は平成6年4月1日より実施する。

ただし、平成5年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成7年4月1日より実施する。
- 2 ただし、平成7年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成8年4月1日より実施する。
- 2 平成8年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成9年4月1日より実施する。
- 2 平成9年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科・専攻 | 平成9年度 |      | 平成10年度～平成11年度 |      | 平成12年度 |      |
|-------------|-------|------|---------------|------|--------|------|
|             | 入学定員  | 総定員  | 入学定員          | 総定員  | 入学定員   | 総定員  |
| 生活文化学科      | 370人  | 820人 | 370人          | 740人 | 220人   | 590人 |
| 秘書科         | 240人  | 400人 | 240人          | 480人 | 160人   | 400人 |

附 則

- 1 本学則は平成10年4月1日より実施する。
- 2 平成10年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成11年4月1日より実施する。
- 2 平成11年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成12年4月1日より実施する。
- 2 平成12年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成16年までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科・専攻 | 平成11年度 |      | 平成12年度 |      | 平成13年度 |      | 平成14年度 |      | 平成15年度 |      | 平成16年度 |      |
|-------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|             | 入学定員   | 総定員  | 入学定員   | 総定員  | 入学定員   | 総定員  | 入学定員   | 総定員  | 入学定員   | 総定員  | 入学定員   | 総定員  |
| 生活文化学科      | 370人   | 820人 | 355人   | 725人 | 340人   | 695人 | 325人   | 665人 | 310人   | 635人 | 295人   | 605人 |
| 秘書科         | 240人   | 400人 | —      | 240人 | —      | —    | —      | —    | —      | —    | —      | —    |

附 則

- 1 本学則は平成13年4月1日より実施する。
- 2 平成13年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成14年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度<br>学科・専攻 | 平成11年度   |         | 平成12年度   |         | 平成13年度   |         | 平成14年度<br>以降 |         |
|-------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|--------------|---------|
|             | 入学<br>定員 | 総<br>定員 | 入学<br>定員 | 総<br>定員 | 入学<br>定員 | 総<br>定員 | 入学<br>定員     | 総<br>定員 |
| 生活文化学科      | 370人     | 820人    | 355人     | 725人    | 295人     | 650人    | 295人         | 590人    |
| 秘書科         | 240人     | 400人    | —        | 240人    | —        | —       | —            | —       |

附 則

- 1 本学則は平成14年4月1日より実施する。
- 2 平成14年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成15年4月1日より実施する。
- 2 平成15年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成16年4月1日より実施する。
- 2 平成16年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成17年10月1日より実施する。ただし、第24条については平成17年3月31日現在在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成19年4月1日より施行する。

附 則

- 1 本学則は平成20年4月1日より施行する。
- 2 本学則改正による在籍料の変更(第48条)に伴い、平成19年度以前の入学者についても、規定の相当額を準用する。

附 則

- 1 本学則は平成21年4月1日より施行する。  
ただし、第19条第2項に定める別表1に係る変更は、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は平成22年4月1日より実施する。  
ただし、第24条第1項第1号及び第3号については、平成22年3月31日現在在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成23年4月1日より実施する。
- 2 第19条第2項に定める別表1に係る変更は、平成22年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成24年4月1日より実施する。  
ただし、第28条第1項については、平成24年3月31日現在在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成25年4月1日より実施する。  
ただし、第28条第2項については、平成25年3月31日現在在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成26年4月1日より実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。  
ただし、別表1及び別表2の規定は、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成28年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。  
ただし、別表1及び別表2の規定は、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成29年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
ただし、別表1及び別表2の規定は、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成30年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。  
ただし、別表1及び別表2の規定は、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成31年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。  
ただし、別表1及び別表2の規定は、令和2年度以前の入学者については、なお

従前の例による。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表 1 に掲げる授業科目を令和 2 年度以前の入学者に履修させることができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 及び別表 2 の規定は、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表 1 に掲げる授業科目を令和 3 年度以前の入学者に履修させることができる。



[別表 1] (ライフデザイン総合学科)

| 区分              | 授業科目     | 単位             |          | 備考           |             |  |             |
|-----------------|----------|----------------|----------|--------------|-------------|--|-------------|
|                 |          | 必修             | 選択       |              |             |  |             |
| 共通教育科目          | 基本科目     | ライフデザイン        | 1        | いずれか1単位選択必修  |             |  |             |
|                 |          | コンピュータ演習       | 1        |              |             |  |             |
|                 |          | フォーラムA         | 1        |              |             |  |             |
|                 |          | フォーラムB         | 1        |              |             |  |             |
|                 |          | 基礎英語           | 1        |              |             |  |             |
|                 | 一般教養科目   | 基礎数学           | 基礎数学     | 2            | いずれか1単位選択必修 |  |             |
|                 |          |                | 生命科学     | 2            |             |  |             |
|                 |          |                | 哲学       | 2            |             |  |             |
|                 |          |                | 日本史      | 2            |             |  |             |
|                 |          |                | 人権の歴史    | 2            |             |  |             |
|                 |          |                | 売買の法律    | 2            |             |  |             |
|                 |          |                | 家族の法律    | 2            |             |  |             |
|                 |          |                | 憲法       | 2            |             |  |             |
|                 |          |                | 心理学      | 2            |             |  |             |
| ストレスマネジメント演習    |          |                | 2        |              |             |  |             |
| ダンスセラピー演習       |          |                | 2        |              |             |  |             |
| 健康・医療心理学        |          |                | 2        |              |             |  |             |
| 色彩学I            |          |                | 2        |              |             |  |             |
| 色彩学II           |          |                | 2        |              |             |  |             |
| 社会連携科目          | ビジュアルアート | ビジュアルアート       | 2        | いずれか1単位選択必修  |             |  |             |
|                 |          | 介護演習I          | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 介護演習II         | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 介護福祉概論         | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 食環境論           | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 食と健康           | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | ヨガ&ピラティス実習     | 1        |              |             |  |             |
|                 |          | 健康スポーツ         | 1        |              |             |  |             |
|                 |          | トレンドダンス        | 1        |              |             |  |             |
|                 |          | 単位認定科目         | インターンシップ |              | インターンシップI   | 1  | いずれか1単位選択必修 |
|                 |          |                |          |              | インターンシップII  | 1  |             |
|                 |          |                |          |              | インターンシップIII | 1  |             |
|                 |          |                |          |              | インターンシップIV  | 1  |             |
|                 |          |                |          |              | 社会貢献活動I     | 1  |             |
| 社会貢献活動II        | 1        |                |          |              |             |  |             |
| 社会貢献活動III       | 1        |                |          |              |             |  |             |
| 社会貢献活動IV        | 1        |                |          |              |             |  |             |
| 地域貢献演習A         | 2        |                |          |              |             |  |             |
| 地域貢献演習B         | 2        |                |          |              |             |  |             |
| 専門教育科目          | ビジネス基礎科目 |                |          | 西宮市大学共通単位講座A | 2           | 別々に定めるところにより<br>4単位選択必修<br><br>いずれか2単位選択必修 |             |
|                 |          |                |          | 西宮市大学共通単位講座B | 2           |  |             |
|                 |          |                |          | 西宮市大学共通単位講座C | 2           |  |             |
|                 |          |                |          | 西宮市大学共通単位講座D | 2           |  |             |
|                 |          | 西宮市大学共通単位講座E   | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | コンソーシアムひょうご神戸A | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | コンソーシアムひょうご神戸B | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | コンソーシアムひょうご神戸C | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | コンソーシアムひょうご神戸D | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | コンソーシアムひょうご神戸E | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 簿記I            | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 簿記II           | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 簿記III          | 2        |              |             |  |             |
|                 |          | 簿記IV           | 2        |              |             |  |             |
| ファイナンシャル・ランニングⅠ | 2        |                |          |              |             |  |             |
| ファイナンシャル・ランニングⅡ | 2        |                |          |              |             |  |             |
| 販売論             | 2        |                |          |              |             |  |             |
| 販売実務            | 2        |                |          |              |             |  |             |
| Word演習          | 2        |                |          |              |             |  |             |
| Excel演習         | 2        |                |          |              |             |  |             |
| キャリアデザイン        | 2        |                |          |              |             |  |             |
| キャリアプランニング      | 2        |                |          |              |             |  |             |
| キャリアベーシック       | 2        |                |          |              |             |  |             |
| キャリア特講A         | 1        |                |          |              |             |  |             |
| キャリア特講B         | 1        |                |          |              |             |  |             |
| イベントプランニング演習    | 2        |                |          |              |             |  |             |
| プレゼンテーション概論     | 2        |                |          |              |             |  |             |
| プレゼンテーション演習     | 2        |                |          |              |             |  |             |
| 情報プレゼンテーション演習   | 2        |                |          |              |             |  |             |
| 企業と会計           | 2        |                |          |              |             |  |             |
| マーケティング基礎       | 2        |                |          |              |             |  |             |

[別表1] (ライフデザイン総合学科)

| 区分         | 授業科目           | 単位                                   |         | 備考 |   |
|------------|----------------|--------------------------------------|---------|----|---|
|            |                | 必修                                   | 選択      |    |   |
| 専門教育科目     | I T 科目         | I T 概論 A                             |         | 2  |   |
|            |                | I T 概論 B                             |         | 2  |   |
|            |                | I T 概論 C                             |         | 2  |   |
|            |                | HTML演習                               |         | 2  |   |
|            |                | Webコンテンツ制作演習                         |         | 2  |   |
|            |                | スマートフォンアプリ開発演習                       |         | 2  |   |
|            |                | プログラミング演習                            |         | 2  |   |
|            |                | Expert Word・Excel演習                  |         | 2  |   |
|            |                | デジタルカメラ演習                            |         | 2  |   |
|            |                | デザイン科目                               | 発想とイメージ |    | 2 |
|            | デザイン思考         |                                      |         | 2  |   |
|            | デザインプロデュース演習   |                                      |         | 2  |   |
|            | CG演習 I         |                                      |         | 2  |   |
|            | CG演習 II        |                                      |         | 2  |   |
|            | デッサン           |                                      |         | 2  |   |
|            | 実践英語科目 (LEO)   | Grammar I                            |         | 1  |   |
|            |                | Grammar II                           |         | 1  |   |
|            |                | Communication Strategies I           |         | 2  |   |
|            |                | Writing for Communication I          |         | 2  |   |
|            |                | Presentation I                       |         | 2  |   |
|            |                | Communication Strategies II          |         | 2  |   |
|            |                | Writing for Communication II         |         | 2  |   |
|            |                | Presentation II                      |         | 2  |   |
|            |                | Communication : Theory & Practice I  |         | 2  |   |
|            |                | English & the Media I                |         | 2  |   |
|            |                | Communication : Theory & Practice II |         | 2  |   |
|            |                | English & the Media II               |         | 2  |   |
|            |                | Discussion & Debate I                |         | 2  |   |
|            |                | Advanced Writing I                   |         | 2  |   |
|            |                | Advanced Reading I                   |         | 2  |   |
|            |                | Critical Thinking & Presentation I   |         | 2  |   |
|            |                | Advanced Vocabulary & Note-taking I  |         | 2  |   |
|            | ビジネス実務・医療事務コース | ビジネス実務総論 A                           |         | 2  |   |
| ビジネス実務総論 B |                |                                      | 2       |    |   |
| ビジネス実務演習 A |                |                                      | 2       |    |   |
| ビジネス実務演習 B |                |                                      | 2       |    |   |
| ビジネス文書     |                |                                      | 2       |    |   |
| 接客実務演習     |                |                                      | 2       |    |   |
| 医療業界と保険制度  |                |                                      | 2       |    |   |
| カルテ管理と会計   |                |                                      | 2       |    |   |
| 医療事務と情報管理  |                |                                      | 2       |    |   |
| 医療現場の文書    |                |                                      | 2       |    |   |
| 医療関連法規     |                | 2                                    |         |    |   |
| 医療情報       |                | 2                                    |         |    |   |
| 医療事務演習 I   |                | 2                                    |         |    |   |
| 医療事務演習 II  |                | 2                                    |         |    |   |
| 病院実習       |                | 1                                    |         |    |   |

[別表1] (ライフデザイン総合学科)

| 区分           | 授業科目               | 単位                                 |    | 備考 |  |
|--------------|--------------------|------------------------------------|----|----|--|
|              |                    | 必修                                 | 選択 |    |  |
| 専門教育科目       | 国際コミュニケーションコース     | Basic CommunicationA               |    | 2  |  |
|              |                    | Basic CommunicationB               |    | 2  |  |
|              |                    | Basic ReadingA                     |    | 2  |  |
|              |                    | Basic ReadingB                     |    | 2  |  |
|              |                    | Basic WritingA                     |    | 2  |  |
|              |                    | Basic WritingB                     |    | 2  |  |
|              |                    | ワールドウォッチング                         |    | 2  |  |
|              |                    | 異文化コミュニケーション                       |    | 2  |  |
|              |                    | エアラインビジネス                          |    | 2  |  |
|              |                    | エアラインイングリッシュ                       |    | 2  |  |
|              |                    | Basic ListeningA                   |    | 2  |  |
|              |                    | Basic ListeningB                   |    | 2  |  |
|              |                    | Current Topics A                   |    | 2  |  |
|              |                    | Current Topics B                   |    | 2  |  |
|              |                    | Active Vocabulary A                |    | 2  |  |
|              |                    | Active Vocabulary B                |    | 2  |  |
|              |                    | TOEIC演習A (レベル100)                  |    | 2  |  |
|              |                    | TOEIC演習B (レベル200)                  |    | 2  |  |
|              |                    | TOEIC演習C (レベル300)                  |    | 2  |  |
|              |                    | TOEIC演習D (レベル400)                  |    | 2  |  |
|              |                    | 国際理解I                              |    | 1  |  |
|              |                    | 国際理解II                             |    | 1  |  |
|              |                    | 国際理解III                            |    | 1  |  |
|              |                    | 国際理解IV                             |    | 1  |  |
|              |                    | Today's World A                    |    | 2  |  |
|              |                    | Today's World B                    |    | 2  |  |
|              |                    | Presentation : Theory & Practice A |    | 2  |  |
|              |                    | Presentation : Theory & Practice B |    | 2  |  |
|              | English in Films A |                                    | 2  |    |  |
|              | English in Films B |                                    | 2  |    |  |
|              | ファッションビジネスコース      | ファッションビジネス論                        |    | 2  |  |
|              |                    | ショップ・ブランド研究                        |    | 2  |  |
|              |                    | ファッションコーディネート                      |    | 2  |  |
|              |                    | ファッションビジネス実務演習                     |    | 2  |  |
|              |                    | アパレル商品の知識                          |    | 2  |  |
|              |                    | ブライダル基礎知識                          |    | 2  |  |
|              |                    | ブライダル総論                            |    | 2  |  |
|              |                    | ブライダルプロデュース演習                      |    | 2  |  |
|              |                    | ブライダルコーディネート実習                     |    | 2  |  |
|              |                    | ヘア&メイクマナー                          |    | 2  |  |
|              |                    | ドレスメイキングA                          |    | 2  |  |
|              |                    | ドレスメイキングB                          |    | 2  |  |
| 服飾文化史        |                    |                                    | 2  |    |  |
| ファッションクラフト演習 |                    |                                    | 2  |    |  |
| ファッションドローイング |                    | 2                                  |    |    |  |
| ブライダル演出技法    |                    | 2                                  |    |    |  |
| 建築・インテリアコース  | 住居学                |                                    | 2  |    |  |
|              | インテリア計画            |                                    | 2  |    |  |
|              | 住まいづくりの技術          |                                    | 2  |    |  |
|              | ハウプランニング I         |                                    | 2  |    |  |
|              | ハウプランニング II        |                                    | 2  |    |  |
|              | ハウプランニング III       |                                    | 2  |    |  |
|              | ハウプランニング IV        |                                    | 2  |    |  |
|              | 住生活論               |                                    | 2  |    |  |
|              | 住宅構造学 I            |                                    | 2  |    |  |
|              | 住宅構造学 II           |                                    | 2  |    |  |
|              | 住宅材料学              |                                    | 2  |    |  |
|              | 建築の歴史              |                                    | 2  |    |  |
|              | 住関連法規              |                                    | 2  |    |  |
|              | 住宅設備               |                                    | 2  |    |  |
|              | ハウジングCAD I         |                                    | 2  |    |  |
|              | ハウジングCAD II        |                                    | 2  |    |  |
|              | 住宅施工               |                                    | 2  |    |  |
|              | 人と環境               |                                    | 2  |    |  |
|              | インテリアデザイン          |                                    | 2  |    |  |
|              | インテリアエレメント         |                                    | 2  |    |  |
| インテリアパース     |                    | 2                                  |    |    |  |
| インテリアCAD I   |                    | 2                                  |    |    |  |
| インテリアCAD II  |                    | 2                                  |    |    |  |
| インテリア実務      |                    | 2                                  |    |    |  |

[別表 1] (ライフデザイン総合学科)

| 区分     | 授業科目   | 単位              |         | 備考 |  |
|--------|--|-----------------|---------|----|--|
|        |  | 必修              | 選択      |    |  |
| 専門教育科目 | アカデミックブリッジコース  | 標準英語リーディングスキルA  |         | 2  |  |
|        |  | 標準英語リーディングスキルB  |         | 2  |  |
|        |  | 上級英語リーディングスキルA  |         | 2  |  |
|        |  | 上級英語リーディングスキルB  |         | 2  |  |
|        |  | アカデミックライティング I  |         | 2  |  |
|        |  | アカデミックライティング II |         | 2  |  |
|        |  | 人文科学系特殊講義       |         | 2  |  |
|        |  | 社会科学系特殊講義 I     |         | 2  |  |
|        |  | 社会科学系特殊講義 II    |         | 2  |  |
|        |  | 人文科学系英書講読 I     |         | 1  |  |
|        |  | 人文科学系課題研究 I     |         | 1  |  |
|        |  | 社会科学系英書講読 I     |         | 1  |  |
|        |  | 社会科学系課題研究 I     |         | 1  |  |
|        |  | 人文科学系英書講読 II    |         | 1  |  |
|        |  | 人文科学系課題研究 II    |         | 1  |  |
|        |  | 社会科学系英書講読 II    |         | 1  |  |
|        | 社会科学系課題研究 II   |                 | 1       |    |  |
|        | 留学生日本語コース  | 日本語会話演習 I       |         | 2  |  |
|        |  | 日本語会話演習 II      |         | 2  |  |
|        |  | 日本語読解演習 I       |         | 2  |  |
|        |  | 日本語読解演習 II      |         | 2  |  |
|        |  | 日本語文法演習 I       |         | 2  |  |
|        |  | 日本語文法演習 II      |         | 2  |  |
|        |  | 日本語作文演習 I       |         | 2  |  |
|        |  | 日本語作文演習 II      |         | 2  |  |
|        |  | 日本語総合演習 I A     |         | 2  |  |
|        |  | 日本語総合演習 I B     |         | 2  |  |
|        |  | 日本語総合演習 I C     |         | 2  |  |
|        |  | 日本語総合演習 I D     |         | 2  |  |
|        |  | 日本語総合演習 I E     |         | 2  |  |
|        |  | 日本語総合演習 II      |         | 2  |  |
|        |  | 共通科目            | ゼミナール A | 1  |  |
|        | ゼミナール B  |                 | 1       |    |  |
| 卒業要件   | <p>下記の要件をすべて充足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本科目から5単位以上修得</li> <li>・「日本語表現法」または「基礎英語」のいずれかを修得</li> <li>・専門教育科目から28単位以上修得</li> <li>・キャリアデザイン・キャリアプランニング・キャリアベーシックから2単位以上修得</li> <li>・「簿記Ⅰ・Ⅱ」「簿記Ⅲ・Ⅳ」「ファッションプランニングⅠ・Ⅱ」「販売論・販売実務」「Word演習・Excel演習」から1セット4単位以上修得</li> <li>・専門教育科目のいずれか1コース（留学生日本語コースを除く）から10単位以上修得</li> <li>・留学生日本語コースは28単位修得</li> <li>・ゼミナール A・B を修得</li> <li>・総合計62単位以上修得</li> </ul> |                 |         |    |  |

[別表1] (歯科衛生学科)

| 区分               |                          | 授業科目                     | 単位      |   | 備考 |
|------------------|--------------------------|--------------------------|---------|---|----|
|                  |                          |                          | 必修      | 選択  |    |
| 共通教育科目           | 自然・人文・社会・保健体育            | フォーラムA                   | 1       |   |    |
|                  |                          | フォーラムB                   | 1       |   |    |
|                  |                          | 基礎数学                     |         | 2   |    |
|                  |                          | 日本史                      |         | 2   |    |
|                  |                          | 人権の歴史                    |         | 2   |    |
|                  |                          | 家族の法律                    |         | 2   |    |
|                  |                          | 健康スポーツ                   |         | 1   |    |
|                  |                          | 食と健康                     |         | 2   |    |
|                  |                          | 健康心理学                    |         | 2   |    |
|                  |                          | ストレスマネジメント演習             |         | 2   |    |
| 専門教育科目           | 基礎分野                     | 科学的思考の基礎                 | 生物学     | 2   |    |
|                  |                          |                          | 化学      | 2   |    |
|                  | 人間と生活                    | 基礎英語                     | 1       |   |    |
|                  |                          | コンピュータ演習                 | 1       |   |    |
|                  |                          | 心理学                      | 2       |   |    |
|                  |                          | 医療倫理学                    | 2       |   |    |
|                  |                          | 口腔保健管理法                  | 2       |   |    |
|                  |                          | ダンスセラピー演習                | 1       |   |    |
|                  | 専門基礎分野                   | とく、口(人体<br>機構、除腔を<br>能造) | 解剖学     | 2   |    |
|                  |                          |                          | 栄養学     | 2   |    |
|                  |                          |                          | 組織発生学   | 2   |    |
|                  |                          | 機造の口歯<br>能と構腔・           | 生理学     | 2   |    |
|                  |                          |                          | 生化学     | 2   |    |
|                  |                          |                          | 口腔解剖学   | 2   |    |
|                  |                          | 程回ち成疾<br>進の復及び病<br>促過び立の | 病理学     | 2   |    |
|                  |                          |                          | 薬理学     | 2   |    |
|                  | とわ予の歯<br>社人健康・口<br>組の関と腔 | 微生物学                     | 2       |   |    |
|                  |                          | 衛生学                      | 2       |   |    |
|                  |                          | 口腔衛生学                    | 2       |   |    |
|                  | 専門分野                     | 歯科衛生士概論                  | 歯科衛生学   | 2   |    |
| 臨床歯科学            |                          |                          | 1       |   |    |
| 歯科保存学            |                          |                          | 1       |   |    |
| 歯科補綴学            |                          |                          | 1       |   |    |
| 小児歯科学            |                          |                          | 1       |   |    |
| 矯正歯科学            |                          |                          | 1       |   |    |
| 高齢者・障がい者歯科学      |                          |                          | 1       |   |    |
| 口腔外科学            |                          |                          | 1       |   |    |
| 歯周病学             |                          |                          | 1       |   |    |
| 論歯科<br>置予        |                          |                          | 歯科予防処置論 | 2   |    |
|                  | 歯科予防処置Ⅰ                  | 2                        |         |   |    |
|                  | 歯科予防処置Ⅱ                  | 2                        |         |   |    |
| 健歯科<br>論指導保      | 歯科予防処置Ⅲ                  | 2                        |         |   |    |
|                  | 口腔保健指導論                  | 2                        |         |   |    |
|                  | 歯科保健指導Ⅰ                  | 2                        |         |   |    |
| 補助診<br>論療        | 歯科保健指導Ⅱ                  | 2                        |         |   |    |
|                  | 歯科保健指導Ⅲ                  | 1                        |         |   |    |
|                  | 歯科診療補助論                  | 2                        |         |   |    |
| を(臨床実習<br>含む。実習) | 歯科診療補助Ⅰ                  | 歯科診療補助Ⅰ                  | 2       |   |    |
|                  |                          | 歯科診療補助Ⅱ                  | 2       |   |    |
|                  |                          | 歯科診療補助Ⅲ                  | 2       |   |    |
|                  |                          | 歯科放射線・臨床検査学              | 1       |   |    |
|                  |                          | 基礎実習                     | 1       |   |    |
| 臨床臨床実習Ⅰ          | 臨床臨床実習Ⅰ                  | 12                       |         |   |    |
|                  | 臨床臨床実習Ⅱ                  | 4                        |         |   |    |
| 地域歯科保健実習Ⅰ        | 地域歯科保健実習Ⅰ                | 2                        |         |   |    |
|                  | 地域歯科保健実習Ⅱ                | 1                        |         |   |    |
| 選択必修分野           |                          | 介護技術の基礎                  |         | 2   |    |
|                  |                          | 生命科学                     |         | 2   |    |
|                  |                          | 医療英語                     |         | 1   |    |
|                  |                          | 看護学概論                    |         | 2   |    |
|                  |                          | 医療業界と保険制度                |         | 2   |    |
|                  |                          | カルテ管理と会計                 |         | 2   |    |
|                  |                          | 医療事務と情報管理                |         | 2   |    |
|                  |                          | 医療・介護多職種連携               | 1       |   |    |
|                  |                          | ゼミナール                    | 2       |   |    |
|                  |                          | 卒業要件                     |         | ・基礎分野13単位、専門基礎分野26単位、専門分野54単位、選択必修分野7単位以上、共通教育科目6単位以上を含み合計106単位以上修得すること。<br>・他学科において開設されている指定の授業科目から10単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。 |    |

[別表2]

| 種別    | ライフデザイン総合学科(修業年限2年)  |          | 歯科衛生学科(修業年限3年)       |          |
|-------|----------------------|----------|----------------------|----------|
|       | 春学期                  | 秋学期      | 春学期                  | 秋学期      |
| 入学金   | 200,000円             | —        | 200,000円             | —        |
| 授業料   | 385,000円             | 385,000円 | 375,000円             | 375,000円 |
| 施設設備費 | 115,000円             | 115,000円 | 120,000円             | 120,000円 |
| 実習費   | 20,000円              | 20,000円  | 100,000円             | 100,000円 |
| 合計    | 720,000円<br>(入学時納入額) | 520,000円 | 795,000円<br>(入学時納入額) | 595,000円 |
| 年額    | 1,240,000円           |          | 1,390,000円           |          |

| 種別    | ライフデザイン総合学科 長期履修生(修業年限3年) |                     |
|-------|---------------------------|---------------------|
|       | 春学期(入学時)                  | 秋学期<br>(2年次以降各学期同額) |
| 入学金   | 200,000円                  | —                   |
| 授業料   | 260,000円                  | 256,000円            |
| 施設設備費 | —                         | 92,000円             |
| 実習費   | —                         | 16,000円             |
| 合計    | 460,000円<br>(入学時納入額)      | 364,000円            |
| 年額    | 824,000円                  |                     |

## 休学中の在籍料

| 種別  | 春学期     | 秋学期     |
|-----|---------|---------|
| 在籍料 | 60,000円 | 60,000円 |

# 学則変更の事由および変更点

## ■学則変更の事由

歯科衛生学科の収容定員が増加するため。

## ■変更点

- ・(第3条) 歯科衛生学科の定員を変更したこと。
- ・(附則) 施行日等を追加したこと。

## 大手前短期大学学則新旧対照表

は、改正箇所

(令和4年4月1日改正)

| 令和4年度（改正案）   | 令和3年度         |      |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |
|--|---------------|------|------|-------------|------|------|--------|-----|------|--|-----|------|------|-------------|------|------|--------|-----|------|
| <p style="text-align: center;">（学科及び学生定員）</p> <p><b>第3条</b> 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 科</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフデザイン総合学科</td> <td style="text-align: center;">150人</td> <td style="text-align: center;">300人</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生学科</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: center;">240人</td> </tr> </tbody> </table> | 学 科           | 入学定員 | 収容定員 | ライフデザイン総合学科 | 150人 | 300人 | 歯科衛生学科 | 80人 | 240人 | <p style="text-align: center;">（学科及び学生定員）</p> <p><b>第3条</b> 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 科</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフデザイン総合学科</td> <td style="text-align: center;">150人</td> <td style="text-align: center;">300人</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生学科</td> <td style="text-align: center;">70人</td> <td style="text-align: center;">210人</td> </tr> </tbody> </table> | 学 科 | 入学定員 | 収容定員 | ライフデザイン総合学科 | 150人 | 300人 | 歯科衛生学科 | 70人 | 210人 |
| 学 科  | 入学定員          | 収容定員 |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |
| ライフデザイン総合学科  | 150人          | 300人 |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |
| 歯科衛生学科   | 80人           | 240人 |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |
| 学 科  | 入学定員          | 収容定員 |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |
| ライフデザイン総合学科  | 150人          | 300人 |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |
| 歯科衛生学科   | 70人           | 210人 |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |
| <p><u>附 則</u></p> <p>1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。<br/> <u>ただし、別表1及び別表2の規定は、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。</u></p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、<u>教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を令和3年度以前の入学者に履修させることができる。</u></p>  | <p>[附則追加]</p> |      |      |             |      |      |        |     |      |  |     |      |      |             |      |      |        |     |      |



大手前短期大学 新旧対照表(別表1)

―は、改正箇所

―は、改正箇所

(令和4年4月1日改正)

| 令和4年度(新)       |           |                 |               | 令和3年度(旧)       |             |                 |              |    |             |
|----------------|-----------|-----------------|---------------|----------------|-------------|-----------------|--------------|----|-------------|
| 区分             | 授業科目      | 単位              |               | 備考             | 区分          | 授業科目            | 単位           |    | 備考          |
|                |           | 必修              | 選択            |                |             |                 | 必修           | 選択 |             |
| 共通教育科目         | 基本科目      | ライフデザイン         | 1             |                | 基本科目        | ライフデザイン         | 1            |    | いずれか1単位選択必修 |
|                |           | コンピュータ演習        | 1             |                |             | コンピュータ演習        | 1            |    |             |
|                |           | フォーラムA          | 1             |                |             | フォーラムA          | 1            |    |             |
|                |           | フォーラムB          | 1             |                |             | フォーラムB          | 1            |    |             |
|                | 一般教養科目    | 基礎英語            |               | 1              | いずれか1単位選択必修 | 基礎英語            |              | 1  | いずれか1単位選択必修 |
|                |           | 日本語表現法          |               | 1              |             | 日本語表現法          |              | 1  |             |
|                |           | 基礎数学            |               | 2              |             | 基礎数学            |              | 2  |             |
|                |           | 生命科学            |               | 2              |             | 生命科学            |              | 2  |             |
|                |           | 哲学              |               | 2              |             | 哲学              |              | 2  |             |
|                |           | 日本史             |               | 2              |             | 日本史             |              | 2  |             |
|                |           | 人権の歴史           |               | 2              |             | 人権の歴史           |              | 2  |             |
|                |           | 売買の法律           |               | 2              |             | 売買の法律           |              | 2  |             |
|                |           | 家族の法律           |               | 2              |             | 家族の法律           |              | 2  |             |
|                |           | 憲法              |               | 2              |             | 憲法              |              | 2  |             |
|                |           | 心理学             |               | 2              |             | 心理学             |              | 2  |             |
|                |           | ストレスマネジメント演習    |               | 2              |             | ストレスマネジメント演習    |              | 2  |             |
|                |           | ダンスセラピー演習       |               | 2              |             | ダンスセラピー演習       |              | 2  |             |
|                |           | 健康・医療心理学        |               | 2              |             | 健康・医療心理学        |              | 2  |             |
|                |           | 色彩学Ⅰ            |               | 2              |             | 色彩学Ⅰ            |              | 2  |             |
|                |           | 色彩学Ⅱ            |               | 2              |             | 色彩学Ⅱ            |              | 2  |             |
| ビジュアルアート       |           | 2               | ビジュアルアート      |                | 2           |                 |              |    |             |
| 介護演習Ⅰ          |           | 2               | 介護演習Ⅰ         |                | 2           |                 |              |    |             |
| 介護演習Ⅱ          |           | 2               | 介護演習Ⅱ         |                | 2           |                 |              |    |             |
| 介護福祉概論         |           | 2               | 介護福祉概論        |                | 2           |                 |              |    |             |
| 食環境論           |           | 2               | 食環境論          |                | 2           |                 |              |    |             |
| 食と健康           |           | 2               | 食と健康          |                | 2           |                 |              |    |             |
| ヨーガ&ピラティス実習    |           | 1               | ヨーガ&ピラティス実習   |                | 1           |                 |              |    |             |
| 健康スポーツ         |           | 1               | 健康スポーツ        |                | 1           |                 |              |    |             |
| トレンドダンス        |           | 1               | トレンドダンス       |                | 1           |                 |              |    |             |
| 社会連携科目         | インターンシップⅠ |                 | 1             | 社会連携科目         | インターンシップⅠ   |                 | 1            |    |             |
|                | インターンシップⅡ |                 | 1             |                | インターンシップⅡ   |                 | 1            |    |             |
|                | インターンシップⅢ |                 | 1             |                | インターンシップⅢ   |                 | 1            |    |             |
|                | インターンシップⅣ |                 | 1             |                | インターンシップⅣ   |                 | 1            |    |             |
|                | 社会貢献活動Ⅰ   |                 | 1             |                | 社会貢献活動Ⅰ     |                 | 1            |    |             |
|                | 社会貢献活動Ⅱ   |                 | 1             |                | 社会貢献活動Ⅱ     |                 | 1            |    |             |
|                | 社会貢献活動Ⅲ   |                 | 1             |                | 社会貢献活動Ⅲ     |                 | 1            |    |             |
|                | 社会貢献活動Ⅳ   |                 | 1             |                | 社会貢献活動Ⅳ     |                 | 1            |    |             |
|                | 地域貢献演習A   |                 | 2             |                | 地域貢献演習A     |                 | 2            |    |             |
|                | 地域貢献演習B   |                 | 2             |                | 地域貢献演習B     |                 | 2            |    |             |
|                | 単位認定科目    | 西宮市大学共通単位講座A    |               |                | 2           | 単位認定科目          | 西宮市大学共通単位講座A |    | 2           |
|                |           | 西宮市大学共通単位講座B    |               |                | 2           |                 | 西宮市大学共通単位講座B |    | 2           |
| 西宮市大学共通単位講座C   |           |                 | 2             | 西宮市大学共通単位講座C   |             |                 | 2            |    |             |
| 西宮市大学共通単位講座D   |           |                 | 2             | 西宮市大学共通単位講座D   |             |                 | 2            |    |             |
| 西宮市大学共通単位講座E   |           |                 | 2             | 西宮市大学共通単位講座E   |             |                 | 2            |    |             |
| コンソーシアムひょうご神戸A |           |                 | 2             | コンソーシアムひょうご神戸A |             |                 | 2            |    |             |
| コンソーシアムひょうご神戸B |           |                 | 2             | コンソーシアムひょうご神戸B |             |                 | 2            |    |             |
| コンソーシアムひょうご神戸C |           |                 | 2             | コンソーシアムひょうご神戸C |             |                 | 2            |    |             |
| コンソーシアムひょうご神戸D |           |                 | 2             | コンソーシアムひょうご神戸D |             |                 | 2            |    |             |
| コンソーシアムひょうご神戸E |           |                 | 2             | コンソーシアムひょうご神戸E |             |                 | 2            |    |             |
| 専門教育科目         | ビジネス基盤科目  | 簿記Ⅰ             |               | 2              | ビジネス基盤科目    | 簿記Ⅰ             |              | 2  | いずれか2単位選択必修 |
|                |           | 簿記Ⅱ             |               | 2              |             | 簿記Ⅱ             |              | 2  |             |
|                |           | 簿記Ⅲ             |               | 2              |             | 簿記Ⅲ             |              | 2  |             |
|                |           | 簿記Ⅳ             |               | 2              |             | 簿記Ⅳ             |              | 2  |             |
|                |           | ファイナンシャルプランニングⅠ |               | 2              |             | ファイナンシャルプランニングⅠ |              | 2  |             |
|                |           | ファイナンシャルプランニングⅡ |               | 2              |             | ファイナンシャルプランニングⅡ |              | 2  |             |
|                |           | 販売論             |               | 2              |             | 販売論             |              | 2  |             |
|                |           | 販売実務            |               | 2              |             | 販売実務            |              | 2  |             |
|                |           | Word演習          |               | 2              |             | Word演習          |              | 2  |             |
|                |           | Excel演習         |               | 2              |             | Excel演習         |              | 2  |             |
|                |           | キャリアデザイン        |               | 2              |             | キャリアデザイン        |              | 2  |             |
|                |           | キャリアプランニング      |               | 2              |             | キャリアプランニング      |              | 2  |             |
|                |           | キャリアベーシック       |               | 2              |             | キャリアベーシック       |              | 2  |             |
|                |           | キャリア特講A         |               | 1              |             | キャリア特講A         |              | 1  |             |
|                |           | キャリア特講B         |               | 1              |             | キャリア特講B         |              | 1  |             |
|                |           | イベントプランニング演習    |               | 2              |             | イベントプランニング演習    |              | 2  |             |
| プレゼンテーション概論    |           | 2               | プレゼンテーション概論   |                | 2           |                 |              |    |             |
| プレゼンテーション演習    |           | 2               | プレゼンテーション演習   |                | 2           |                 |              |    |             |
| 情報プレゼンテーション演習  |           | 2               | 情報プレゼンテーション演習 |                | 2           |                 |              |    |             |
| 企業と会計          |           | 2               | 企業と会計         |                | 2           |                 |              |    |             |
| マーケティング基礎      |           | 2               | マーケティング基礎     |                | 2           |                 |              |    |             |

大手前短期大学 新旧対照表(別表1)

―は、改正箇所

―は、改正箇所

(令和4年4月1日改正)

| 令和4年度(新)                             |                                      |         |    | 令和3年度(旧)                             |                |                                      |        |         |    |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---------|----|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|--------|---------|----|
| 区分                                   | 授業科目                                 | 単位      |    | 備考                                   | 区分             | 授業科目                                 | 単位     |         | 備考 |
|                                      |                                      | 必修      | 選択 |                                      |                |                                      | 必修     | 選択      |    |
| I T 科目                               | I T 概論 A                             |         | 2  |                                      | I T 科目         | I T 概論 A                             |        | 2       |    |
|                                      | I T 概論 B                             |         | 2  |                                      |                | I T 概論 B                             |        | 2       |    |
|                                      | I T 概論 C                             |         | 2  |                                      |                | I T 概論 C                             |        | 2       |    |
|                                      | HTML 演習                              |         | 2  |                                      |                | HTML 演習                              |        | 2       |    |
|                                      | Web コンテンツ制作演習                        |         | 2  |                                      |                | Web コンテンツ制作演習                        |        | 2       |    |
|                                      | スマートフォンアプリ開発演習                       |         | 2  |                                      |                | スマートフォンアプリ開発演習                       |        | 2       |    |
|                                      | プログラミング演習                            |         | 2  |                                      |                | プログラミング演習                            |        | 2       |    |
|                                      | Expert Word・Excel 演習                 |         | 2  |                                      |                | Expert Word・Excel 演習                 |        | 2       |    |
|                                      | デジタルカメラ演習                            |         | 2  |                                      |                | デジタルカメラ演習                            |        | 2       |    |
|                                      | デザイン科目                               | 発想とイメージ |    | 2                                    |                |                                      | デザイン科目 | 発想とイメージ |    |
|                                      | デザイン思考                               |         | 2  |                                      |                | デザイン思考                               |        | 2       |    |
|                                      | デザインプロデュース演習                         |         | 2  |                                      |                | デザインプロデュース演習                         |        | 2       |    |
|                                      | C G 演習 I                             |         | 2  |                                      |                | C G 演習 I                             |        | 2       |    |
|                                      | C G 演習 II                            |         | 2  |                                      |                | C G 演習 II                            |        | 2       |    |
|                                      | デッサン                                 |         | 2  |                                      |                | デッサン                                 |        | 2       |    |
| 実践英語科目 (LEO)                         | Grammar I                            |         | 1  |                                      | 実践英語科目 (LEO)   | Grammar I                            |        | 1       |    |
|                                      | Grammar II                           |         | 1  |                                      |                | Grammar II                           |        | 1       |    |
|                                      | Communication Strategies I           |         | 2  |                                      |                | Communication Strategies I           |        | 2       |    |
|                                      | Writing for Communication I          |         | 2  |                                      |                | Writing for Communication I          |        | 2       |    |
|                                      | Presentation I                       |         | 2  |                                      |                | Presentation I                       |        | 2       |    |
|                                      | Communication Strategies II          |         | 2  |                                      |                | Communication Strategies II          |        | 2       |    |
|                                      | Writing for Communication II         |         | 2  |                                      |                | Writing for Communication II         |        | 2       |    |
|                                      | Presentation II                      |         | 2  |                                      |                | Presentation II                      |        | 2       |    |
|                                      | Communication : Theory & Practice I  |         | 2  |                                      |                | Communication : Theory & Practice I  |        | 2       |    |
|                                      | English & the Media I                |         | 2  |                                      |                | English & the Media I                |        | 2       |    |
|                                      | Communication : Theory & Practice II |         | 2  |                                      |                | Communication : Theory & Practice II |        | 2       |    |
|                                      | English & the Media II               |         | 2  |                                      |                | English & the Media II               |        | 2       |    |
|                                      | Discussion & Debate I                |         | 2  |                                      |                | Discussion & Debate I                |        | 2       |    |
|                                      | Advanced Writing I                   |         | 2  |                                      |                | Advanced Writing I                   |        | 2       |    |
|                                      | Advanced Reading I                   |         | 2  |                                      |                | Advanced Reading I                   |        | 2       |    |
|                                      | Critical Thinking & Presentation I   |         | 2  |                                      |                | Critical Thinking & Presentation I   |        | 2       |    |
|                                      | Advanced Vocabulary & Note-taking I  |         | 2  |                                      |                | Advanced Vocabulary & Note-taking I  |        | 2       |    |
| Discussion & Debate II               |                                      | 2       |    | Discussion & Debate II               |                | 2                                    |        |         |    |
| Advanced Writing II                  |                                      | 2       |    | Advanced Writing II                  |                | 2                                    |        |         |    |
| Advanced Reading II                  |                                      | 2       |    | Advanced Reading II                  |                | 2                                    |        |         |    |
| Critical Thinking & Presentation II  |                                      | 2       |    | Critical Thinking & Presentation II  |                | 2                                    |        |         |    |
| Advanced Vocabulary & Note-taking II |                                      | 2       |    | Advanced Vocabulary & Note-taking II |                | 2                                    |        |         |    |
| 専門教育科目                               | ビジネス実務総論 A                           |         | 2  |                                      | 専門教育科目         | ビジネス実務総論 A                           |        | 2       |    |
|                                      | ビジネス実務総論 B                           |         | 2  |                                      |                | ビジネス実務総論 B                           |        | 2       |    |
|                                      | ビジネス実務演習 A                           |         | 2  |                                      |                | ビジネス実務演習 A                           |        | 2       |    |
|                                      | ビジネス実務演習 B                           |         | 2  |                                      |                | ビジネス実務演習 B                           |        | 2       |    |
|                                      | ビジネス文書                               |         | 2  |                                      |                | ビジネス文書                               |        | 2       |    |
|                                      | 接客実務演習                               |         | 2  |                                      |                | 接客実務演習                               |        | 2       |    |
|                                      | 医療業界と保険制度                            |         | 2  |                                      |                | 医療業界と保険制度                            |        | 2       |    |
|                                      | カルテ管理と会計                             |         | 2  |                                      |                | カルテ管理と会計                             |        | 2       |    |
|                                      | 医療事務と情報管理                            |         | 2  |                                      |                | 医療事務と情報管理                            |        | 2       |    |
|                                      | 医療現場の文書                              |         | 2  |                                      |                | 医療現場の文書                              |        | 2       |    |
|                                      | 医療関連法規                               |         | 2  |                                      |                | 医療関連法規                               |        | 2       |    |
|                                      | 医療情報                                 |         | 2  |                                      |                | 医療情報                                 |        | 2       |    |
|                                      | 医療事務演習 I                             |         | 2  |                                      |                | 医療事務演習 I                             |        | 2       |    |
|                                      | 医療事務演習 II                            |         | 2  |                                      |                | 医療事務演習 II                            |        | 2       |    |
| 病院実習                                 |                                      | 1       |    | 病院実習                                 |                | 1                                    |        |         |    |
| 国際コミュニケーションコース                       | Basic Communication A                |         | 2  |                                      | 国際コミュニケーションコース | Basic Communication A                |        | 2       |    |
|                                      | Basic Communication B                |         | 2  |                                      |                | Basic Communication B                |        | 2       |    |
|                                      | Basic Reading A                      |         | 2  |                                      |                | Basic Reading A                      |        | 2       |    |
|                                      | Basic Reading B                      |         | 2  |                                      |                | Basic Reading B                      |        | 2       |    |
|                                      | Basic Writing A                      |         | 2  |                                      |                | Basic Writing A                      |        | 2       |    |
|                                      | Basic Writing B                      |         | 2  |                                      |                | Basic Writing B                      |        | 2       |    |
|                                      | ワールドウォッチング                           |         | 2  |                                      |                | ワールドウォッチング                           |        | 2       |    |
|                                      | 異文化コミュニケーション                         |         | 2  |                                      |                | 異文化コミュニケーション                         |        | 2       |    |
|                                      | エアラインビジネス                            |         | 2  |                                      |                | エアラインビジネス                            |        | 2       |    |
|                                      | エアラインイングリッシュ                         |         | 2  |                                      |                | エアラインイングリッシュ                         |        | 2       |    |
|                                      | Basic Listening A                    |         | 2  |                                      |                | Basic Listening A                    |        | 2       |    |
|                                      | Basic Listening B                    |         | 2  |                                      |                | Basic Listening B                    |        | 2       |    |
|                                      | Current Topics A                     |         | 2  |                                      |                | Current Topics A                     |        | 2       |    |
|                                      | Current Topics B                     |         | 2  |                                      |                | Current Topics B                     |        | 2       |    |
|                                      | Active Vocabulary A                  |         | 2  |                                      |                | Active Vocabulary A                  |        | 2       |    |
|                                      | Active Vocabulary B                  |         | 2  |                                      |                | Active Vocabulary B                  |        | 2       |    |
|                                      | TOEIC 演習 A (レベル100)                  |         | 2  |                                      |                | TOEIC 演習 A (レベル100)                  |        | 2       |    |
|                                      | TOEIC 演習 B (レベル200)                  |         | 2  |                                      |                | TOEIC 演習 B (レベル200)                  |        | 2       |    |
|                                      | TOEIC 演習 C (レベル300)                  |         | 2  |                                      |                | TOEIC 演習 C (レベル300)                  |        | 2       |    |
|                                      | TOEIC 演習 D (レベル400)                  |         | 2  |                                      |                | TOEIC 演習 D (レベル400)                  |        | 2       |    |
|                                      | 国際理解 I                               |         | 1  |                                      |                | 国際理解 I                               |        | 1       |    |
|                                      | 国際理解 II                              |         | 1  |                                      |                | 国際理解 II                              |        | 1       |    |
|                                      | 国際理解 III                             |         | 1  |                                      |                | 国際理解 III                             |        | 1       |    |
| 国際理解 IV                              |                                      | 1       |    | 国際理解 IV                              |                | 1                                    |        |         |    |
| Today's World A                      |                                      | 2       |    | Today's World A                      |                | 2                                    |        |         |    |
| Today's World B                      |                                      | 2       |    | Today's World B                      |                | 2                                    |        |         |    |
| Presentation : Theory & Practice A   |                                      | 2       |    | Presentation : Theory & Practice A   |                | 2                                    |        |         |    |
| Presentation : Theory & Practice B   |                                      | 2       |    | Presentation : Theory & Practice B   |                | 2                                    |        |         |    |
| English in Films A                   |                                      | 2       |    | English in Films A                   |                | 2                                    |        |         |    |
| English in Films B                   |                                      | 2       |    | English in Films B                   |                | 2                                    |        |         |    |

大手前短期大学 新旧対照表(別表1)

―は、改正箇所

―は、改正箇所

(令和4年4月1日改正)

| 令和4年度(新)      |  |            |    | 令和3年度(旧)   |  |                |             |            |    |   |  |
|---------------|--|------------|----|------------|--|----------------|-------------|------------|----|---|--|
| 区分            | 授業科目   | 単位         |    | 備考         | 区分   | 授業科目           | 単位          |            | 備考 |   |  |
|               |  | 必修         | 選択 |            |  |                | 必修          | 選択         |    |   |  |
| ファッションビジネスコース | ファッションビジネス論  |            | 2  |            | ファッションビジネスコース  | ファッションビジネス論    |             | 2          |    |   |  |
|               | ショップ・ブランド研究  |            | 2  |            |  | ショップ・ブランド研究    |             | 2          |    |   |  |
|               | ファッションコーディネイト  |            | 2  |            |  | ファッションコーディネイト  |             | 2          |    |   |  |
|               | ファッションビジネス実務演習   |            | 2  |            |  | ファッションビジネス実務演習 |             | 2          |    |   |  |
|               | アパレル商品の知識  |            | 2  |            |  | アパレル商品の知識      |             | 2          |    |   |  |
|               | ブライダル基礎知識  |            | 2  |            |  | ブライダル基礎知識      |             | 2          |    |   |  |
|               | ブライダル総論  |            | 2  |            |  | ブライダル総論        |             | 2          |    |   |  |
|               | ブライダルプロデュース演習  |            | 2  |            |  | ブライダルプロデュース演習  |             | 2          |    |   |  |
|               | ブライダルコーディネイト実習   |            | 2  |            |  | ブライダルコーディネイト実習 |             | 2          |    |   |  |
|               | ヘア&メイクマナー  |            | 2  |            |  | ヘア&メイクマナー      |             | 2          |    |   |  |
|               | ドレスメイキングA  |            | 2  |            |  | ドレスメイキングA      |             | 2          |    |   |  |
|               | ドレスメイキングB  |            | 2  |            |  | ドレスメイキングB      |             | 2          |    |   |  |
|               | 服飾文化史  |            | 2  |            |  | 服飾文化史          |             | 2          |    |   |  |
|               | ファッションクラフト演習   |            | 2  |            |  | ファッションクラフト演習   |             | 2          |    |   |  |
|               | ファッションドローイング   |            | 2  |            |  | ファッションドローイング   |             | 2          |    |   |  |
|               | ブライダル演出技法  |            | 2  |            |  | ブライダル演出技法      |             | 2          |    |   |  |
|               | 建築・インテリアコース  | 住居学        |    | 2          |  |                | 建築・インテリアコース | 住居学        |    | 2 |  |
|               |  | インテリア計画    |    | 2          |  |                |             | インテリア計画    |    | 2 |  |
|               |  | 住まいづくりの技術  |    | 2          |  |                |             | 住まいづくりの技術  |    | 2 |  |
|               |  | ハウスプランニングⅠ |    | 2          |  |                |             | ハウスプランニングⅠ |    | 2 |  |
|               |  | ハウスプランニングⅡ |    | 2          |  |                |             | ハウスプランニングⅡ |    | 2 |  |
|               |  | ハウスプランニングⅢ |    | 2          |  |                |             | ハウスプランニングⅢ |    | 2 |  |
|               |  | ハウスプランニングⅣ |    | 2          |  |                |             | ハウスプランニングⅣ |    | 2 |  |
|               |  | 住生活論       |    | 2          |  |                |             | 住生活論       |    | 2 |  |
|               |  | 住宅構造学Ⅰ     |    | 2          |  |                |             | 住宅構造学Ⅰ     |    | 2 |  |
|               |  | 住宅構造学Ⅱ     |    | 2          |  |                |             | 住宅構造学Ⅱ     |    | 2 |  |
| 住宅材料学         |  |            | 2  |            | 住宅材料学  |                |             | 2          |    |   |  |
| 建築の歴史         |  |            | 2  |            | 建築の歴史  |                |             | 2          |    |   |  |
| 住関連法規         |  |            | 2  |            | 住関連法規  |                |             | 2          |    |   |  |
| 住宅設備          |  |            | 2  |            | 住宅設備   |                |             | 2          |    |   |  |
| ハウジングCADⅠ     |  |            | 2  |            | ハウジングCADⅠ  |                |             | 2          |    |   |  |
| ハウジングCADⅡ     |  |            | 2  |            | ハウジングCADⅡ  |                |             | 2          |    |   |  |
| 住宅施工          |  |            | 2  |            | 住宅施工   |                |             | 2          |    |   |  |
| 人と環境          |  | 2          |    | 人と環境       |  | 2              |             |            |    |   |  |
| インテリアデザイン     |  | 2          |    | インテリアデザイン  |  | 2              |             |            |    |   |  |
| インテリアエレメント    |  | 2          |    | インテリアエレメント |  | 2              |             |            |    |   |  |
| インテリアベース      |  | 2          |    | インテリアベース   |  | 2              |             |            |    |   |  |
| インテリアCADⅠ     |  | 2          |    | インテリアCADⅠ  |  | 2              |             |            |    |   |  |
| インテリアCADⅡ     |  | 2          |    | インテリアCADⅡ  |  | 2              |             |            |    |   |  |
| インテリア実務       |  | 2          |    | インテリア実務    |  | 2              |             |            |    |   |  |
| アカデミックブリッジコース | 標準英語リーディングスキルA   |            | 2  |            | アカデミックブリッジコース  | 標準英語リーディングスキルA |             | 2          |    |   |  |
|               | 標準英語リーディングスキルB   |            | 2  |            |  | 標準英語リーディングスキルB |             | 2          |    |   |  |
|               | 上級英語リーディングスキルA   |            | 2  |            |  | 上級英語リーディングスキルA |             | 2          |    |   |  |
|               | 上級英語リーディングスキルB   |            | 2  |            |  | 上級英語リーディングスキルB |             | 2          |    |   |  |
|               | アカデミックライティングⅠ  |            | 2  |            |  | アカデミックライティングⅠ  |             | 2          |    |   |  |
|               | アカデミックライティングⅡ  |            | 2  |            |  | アカデミックライティングⅡ  |             | 2          |    |   |  |
|               | 人文科学系特殊講義  |            | 2  |            |  | 人文科学系特殊講義      |             | 2          |    |   |  |
|               | 社会科学系特殊講義Ⅰ   |            | 2  |            |  | 社会科学系特殊講義Ⅰ     |             | 2          |    |   |  |
|               | 社会科学系特殊講義Ⅱ   |            | 2  |            |  | 社会科学系特殊講義Ⅱ     |             | 2          |    |   |  |
|               | 人文科学系英書講読Ⅰ   |            | 1  |            |  | 人文科学系英書講読Ⅰ     |             | 1          |    |   |  |
|               | 人文科学系課題研究Ⅰ   |            | 1  |            |  | 人文科学系課題研究Ⅰ     |             | 1          |    |   |  |
|               | 社会科学系英書講読Ⅰ   |            | 1  |            |  | 社会科学系英書講読Ⅰ     |             | 1          |    |   |  |
|               | 社会科学系課題研究Ⅰ   |            | 1  |            |  | 社会科学系課題研究Ⅰ     |             | 1          |    |   |  |
| 人文科学系英書講読Ⅱ    |  | 1          |    | 人文科学系英書講読Ⅱ |  | 1              |             |            |    |   |  |
| 人文科学系課題研究Ⅱ    |  | 1          |    | 人文科学系課題研究Ⅱ |  | 1              |             |            |    |   |  |
| 社会科学系英書講読Ⅱ    |  | 1          |    | 社会科学系英書講読Ⅱ |  | 1              |             |            |    |   |  |
| 社会科学系課題研究Ⅱ    |  | 1          |    | 社会科学系課題研究Ⅱ |  | 1              |             |            |    |   |  |
| 留学生日本語コース     | 日本語会話演習Ⅰ   |            | 2  |            | 留学生日本語コース  | 日本語会話演習Ⅰ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語会話演習Ⅱ   |            | 2  |            |  | 日本語会話演習Ⅱ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語読解演習Ⅰ   |            | 2  |            |  | 日本語読解演習Ⅰ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語読解演習Ⅱ   |            | 2  |            |  | 日本語読解演習Ⅱ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語文法演習Ⅰ   |            | 2  |            |  | 日本語文法演習Ⅰ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語文法演習Ⅱ   |            | 2  |            |  | 日本語文法演習Ⅱ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語作文演習Ⅰ   |            | 2  |            |  | 日本語作文演習Ⅰ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語作文演習Ⅱ   |            | 2  |            |  | 日本語作文演習Ⅱ       |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語総合演習ⅠA  |            | 2  |            |  | 日本語総合演習ⅠA      |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語総合演習ⅠB  |            | 2  |            |  | 日本語総合演習ⅠB      |             | 2          |    |   |  |
|               | 日本語総合演習ⅠC  |            | 2  |            |  | 日本語総合演習ⅠC      |             | 2          |    |   |  |
| 日本語総合演習ⅠD     |  | 2          |    | 日本語総合演習ⅠD  |  | 2              |             |            |    |   |  |
| 日本語総合演習ⅠE     |  | 2          |    | 日本語総合演習ⅠE  |  | 2              |             |            |    |   |  |
| 日本語総合演習Ⅱ      |  | 2          |    | 日本語総合演習Ⅱ   |  | 2              |             |            |    |   |  |
| 共通科目          | ゼミナールA   |            | 1  |            | 共通科目   | ゼミナールA         |             | 1          |    |   |  |
|               | ゼミナールB   |            | 1  |            |  | ゼミナールB         |             | 1          |    |   |  |
| 卒業要件          | 下記の要件をすべて充足すること。<br>・基本科目から5単位以上修得<br>・「日本語表現法」または「基礎英語」のいずれかを修得<br>・専門教育科目から28単位以上修得<br>・キャリアデザイン・キャリアプランニング・キャリアベーシックから2単位以上修得<br>・「簿記Ⅰ・Ⅱ」「簿記Ⅲ・Ⅳ」「ファイナンシャルプランニングⅠ・Ⅱ」「販売論・販売実務」「Word演習・Excel演習」から1セット4単位以上修得<br>・専門教育科目のいずれか1コース(留学生日本語コースを除く)から10単位以上修得<br>・留学生日本語コースは28単位修得<br>・ゼミナールA・Bを修得<br>・総合計62単位以上修得 |            |    | 卒業要件       | 下記の要件をすべて充足すること。<br>・基本科目から5単位以上修得<br>・「日本語表現法」または「基礎英語」のいずれかを修得<br>・専門教育科目から28単位以上修得<br>・キャリアデザイン・キャリアプランニング・キャリアベーシックから2単位以上修得<br>・「簿記Ⅰ・Ⅱ」「簿記Ⅲ・Ⅳ」「ファイナンシャルプランニングⅠ・Ⅱ」「販売論・販売実務」「Word演習・Excel演習」から1セット4単位以上修得<br>・専門教育科目のいずれか1コース(留学生日本語コースを除く)から10単位以上修得<br>・留学生日本語コースは28単位修得<br>・ゼミナールA・Bを修得<br>・総合計62単位以上修得 |                |             |            |    |   |  |

大手前短期大学 新旧対照表(別表1)

―は、改正箇所

―は、改正箇所

(令和4年4月1日改正)

| 令和4年度(新)    |   |              |                           |     | 令和3年度(旧) |   |              |    |        |                           |     |   |  |
|-------------|---|--------------|---------------------------|-----|----------|---|--------------|----|--------|---------------------------|-----|---|--|
| 区分          | 授業科目  | 単位           |                           | 備考  | 区分       | 授業科目  | 単位           |    | 備考     |                           |     |   |  |
|             |   | 必修           | 選択                        |     |          |   | 必修           | 選択 |        |                           |     |   |  |
| 共通教育科目      | 自然・人文・保健・社会・体育  | フォーラムA       | 1                         |     | 共通教育科目   | 自然・人文・保健・社会・体育  | フォーラムA       | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | フォーラムB       | 1                         |     |          |   | フォーラムB       | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 基礎数学         |                           | 2   |          |   | 基礎数学         |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 日本史          |                           | 2   |          |   | 日本史          |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 人権の歴史        |                           | 2   |          |   | 人権の歴史        |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 家族の法律        |                           | 2   |          |   | 家族の法律        |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 健康スポーツ       |                           | 1   |          |   | 健康スポーツ       |    | 1      |                           |     |   |  |
|             |   | 食と健康         |                           | 2   |          |   | 食と健康         |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 健康心理学        |                           | 2   |          |   | 健康心理学        |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | ストレスマネジメント演習 |                           | 2   |          |   | ストレスマネジメント演習 |    | 2      |                           |     |   |  |
| 基礎分野        | 科学的思考の基礎  | 生物学          | 2                         |     | 基礎分野     | 科学的思考の基礎  | 生物学          | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 化学           | 2                         |     |          |   | 化学           | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 基礎英語         | 1                         |     |          |   | 基礎英語         | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | コンピュータ演習     | 1                         |     |          |   | コンピュータ演習     | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 心理学          | 2                         |     |          |   | 心理学          | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 医療倫理学        | 2                         |     |          |   | 医療倫理学        | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 口腔保健管理法      | 2                         |     |          |   | 口腔保健管理法      | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | ダンスセラピー演習    | 1                         |     |          |   | ダンスセラピー演習    | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 専門基礎分野       | とのおく(口)除(歯)機構(能)を(人)体(を)・ | 解剖学 |          |   | 2            |    | 専門基礎分野 | とのおく(口)除(歯)機構(能)を(人)体(を)・ | 解剖学 | 2 |  |
|             |   |              |                           | 栄養学 |          |   | 2            |    |        |                           | 栄養学 | 2 |  |
| 組織発生学       | 2   |              |                           |     | 組織発生学    | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 生理学         | 2   |              |                           |     | 生理学      | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 生化学         | 2   |              |                           |     | 生化学      | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 口腔解剖学       | 2   |              |                           |     | 口腔解剖学    | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 程回成疾        | 2   |              |                           |     | 程回成疾     | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 進の復及リ病      | 2   |              |                           |     | 進の復及リ病   | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 促進び立の       | 2   |              |                           |     | 促進び立の    | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 微生物学        | 2   |              |                           |     | 微生物学     | 2   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 専門教育科目      | とのおく(口)除(歯)機構(能)を(人)体(を)・   | 衛生学          | 2                         |     | 専門教育科目   | とのおく(口)除(歯)機構(能)を(人)体(を)・   | 衛生学          | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 口腔衛生学        | 2                         |     |          |   | 口腔衛生学        | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 公衆衛生学        | 2                         |     |          |   | 公衆衛生学        | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 社会福祉論        | 2                         |     |          |   | 社会福祉論        | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 歯科衛生士概論      | 2                         |     |          |   | 歯科衛生士概論      | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 臨床歯科医学       | 1                         |     |          |   | 臨床歯科医学       | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 歯科保存学        | 1                         |     |          |   | 歯科保存学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 歯科補綴学        | 1                         |     |          |   | 歯科補綴学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 小児歯科学        | 1                         |     |          |   | 小児歯科学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 矯正歯科学        | 1                         |     |          |   | 矯正歯科学        | 1  |        |                           |     |   |  |
| 高齢者・障がい者歯科学 | 1   |              | 高齢者・障がい者歯科学               | 1   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 口腔外科学       | 1   |              | 口腔外科学                     | 1   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯周病学        | 1   |              | 歯周病学                      | 1   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 専門分野        | 歯科衛生士概論   | 臨床歯科医学       | 1                         |     | 専門分野     | 歯科衛生士概論   | 臨床歯科医学       | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 歯科保存学        | 1                         |     |          |   | 歯科保存学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 歯科補綴学        | 1                         |     |          |   | 歯科補綴学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 小児歯科学        | 1                         |     |          |   | 小児歯科学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 矯正歯科学        | 1                         |     |          |   | 矯正歯科学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 高齢者・障がい者歯科学  | 1                         |     |          |   | 高齢者・障がい者歯科学  | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 口腔外科学        | 1                         |     |          |   | 口腔外科学        | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 歯周病学         | 1                         |     |          |   | 歯周病学         | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 防歯科論         | 2                         |     |          |   | 防歯科論         | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 処置予          | 2                         |     |          |   | 処置予          | 2  |        |                           |     |   |  |
| 健康指導        | 2   |              | 健康指導                      | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科保健指導I     | 2   |              | 歯科保健指導I                   | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科保健指導II    | 2   |              | 歯科保健指導II                  | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科保健指導III   | 1   |              | 歯科保健指導III                 | 1   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科診療補助論     | 2   |              | 歯科診療補助論                   | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科診療補助I     | 2   |              | 歯科診療補助I                   | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科診療補助II    | 2   |              | 歯科診療補助II                  | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科診療補助III   | 2   |              | 歯科診療補助III                 | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 歯科放射線・臨床検査学 | 1   |              | 歯科放射線・臨床検査学               | 1   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 選択必修分野      | 基礎実習  | 基礎実習         | 1                         |     | 選択必修分野   | 基礎実習  | 基礎実習         | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 臨床臨地実習I      | 12                        |     |          |   | 臨床臨地実習I      | 12 |        |                           |     |   |  |
|             |   | 臨床臨地実習II     | 4                         |     |          |   | 臨床臨地実習II     | 4  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 地域歯科保健実習I    | 2                         |     |          |   | 地域歯科保健実習I    | 2  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 地域歯科保健実習II   | 1                         |     |          |   | 地域歯科保健実習II   | 1  |        |                           |     |   |  |
|             |   | 介護技術の基礎      |                           | 2   |          |   | 介護技術の基礎      |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 生命科学         |                           | 2   |          |   | 生命科学         |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 医療英語         |                           | 1   |          |   | 医療英語         |    | 1      |                           |     |   |  |
|             |   | 看護学概論        |                           | 2   |          |   | 看護学概論        |    | 2      |                           |     |   |  |
|             |   | 医療業界と保険制度    |                           | 2   |          |   | 医療業界と保険制度    |    | 2      |                           |     |   |  |
| カルア管理と会計    |   | 2            | カルア管理と会計                  |     | 2        |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 医療事務と情報管理   |   | 2            | 医療事務と情報管理                 |     | 2        |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 医療・介護多職種連携  | 1   |              | 医療・介護多職種連携                | 1   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| ゼミナール       | 2   |              | ゼミナール                     | 2   |          |   |              |    |        |                           |     |   |  |
| 卒業要件        | ・基礎分野13単位、専門基礎分野26単位、専門分野54単位、選択必修分野7単位以上、共通教育科目6単位以上を含み合計106単位以上修得すること。<br>・他学科において開設されている指定の授業科目から10単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。 |              |                           |     | 卒業要件     | ・基礎分野13単位、専門基礎分野26単位、専門分野54単位、選択必修分野7単位以上、共通教育科目6単位以上を含み合計106単位以上修得すること。<br>・他学科において開設されている指定の授業科目から10単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。 |              |    |        |                           |     |   |  |

大手前短期大学 新旧対照表(別表2)

\_\_\_は、改正箇所

(令和4年4月1日改正)

| 令和4年度(新) |                           |          |                           | 令和3年度(旧) |                           |          |                           |          |  |  |  |
|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|--|--|--|
| 種別       | ライフデザイン総合学科(修業年限2年)       |          | 歯科衛生学科(修業年限3年)            |          | ライフデザイン総合学科(修業年限2年)       |          | 歯科衛生学科(修業年限3年)            |          |  |  |  |
|          | 春学期                       | 秋学期      | 春学期                       | 秋学期      | 春学期                       | 秋学期      | 春学期                       | 秋学期      |  |  |  |
| 入学金      | 250,000円                  | —        | 200,000円                  | —        | 250,000円                  | —        | 200,000円                  | —        |  |  |  |
| 授業料      | 360,000円                  | 360,000円 | 375,000円                  | 375,000円 | 360,000円                  | 360,000円 | 375,000円                  | 375,000円 |  |  |  |
| 施設設備費    | 115,000円                  | 115,000円 | 120,000円                  | 120,000円 | 115,000円                  | 120,000円 | 120,000円                  | 120,000円 |  |  |  |
| 実習費      | 20,000円                   | 20,000円  | 100,000円                  | 100,000円 | 20,000円                   | 20,000円  | 100,000円                  | 100,000円 |  |  |  |
| 合計       | 745,000円<br>(入学時納入額)      | 495,000円 | 795,000円<br>(入学時納入額)      | 595,000円 | 745,000円<br>(入学時納入額)      | 495,000円 | 795,000円<br>(入学時納入額)      | 595,000円 |  |  |  |
| 年額       | 1,240,000円                |          | 1,390,000円                |          | 1,240,000円                |          | 1,390,000円                |          |  |  |  |
| 種別       | ライフデザイン総合学科 長期履修生(修業年限3年) |          | ライフデザイン総合学科 長期履修生(修業年限3年) |          | ライフデザイン総合学科 長期履修生(修業年限3年) |          | ライフデザイン総合学科 長期履修生(修業年限3年) |          |  |  |  |
|          | 春学期                       | 秋学期      | 春学期                       | 秋学期      | 春学期                       | 秋学期      | 春学期                       | 秋学期      |  |  |  |
| 入学金      | 250,000円                  | —        | 250,000円                  | —        | 250,000円                  | —        | 250,000円                  | —        |  |  |  |
| 授業料      | 240,000円                  | 240,000円 | 240,000円                  | 240,000円 | 240,000円                  | 240,000円 | 240,000円                  | 240,000円 |  |  |  |
| 施設設備費    | —                         | 92,000円  | —                         | 92,000円  | —                         | 92,000円  | —                         | 92,000円  |  |  |  |
| 実習費      | —                         | 16,000円  | —                         | 16,000円  | —                         | 16,000円  | —                         | 16,000円  |  |  |  |
| 合計       | 490,000円<br>(入学時納入額)      | 348,000円 | 490,000円<br>(入学時納入額)      | 348,000円 | 490,000円<br>(入学時納入額)      | 348,000円 | 490,000円<br>(入学時納入額)      | 348,000円 |  |  |  |
| 年額       | 838,000円                  |          | 838,000円                  |          | 838,000円                  |          | 838,000円                  |          |  |  |  |
| 休学中の在籍料  |                           |          |                           | 休学中の在籍料  |                           |          |                           | 休学中の在籍料  |  |  |  |
| 種別       | 春学期                       | 秋学期      | 種別                        | 春学期      | 秋学期                       | 種別       | 春学期                       | 秋学期      |  |  |  |
| 在籍料      | 60,000円                   | 60,000円  | 在籍料                       | 60,000円  | 60,000円                   | 在籍料      | 60,000円                   | 60,000円  |  |  |  |

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ア．学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1 |
| イ．学則変更（収容定員変更）の必要性・・・・・・・・・・        | 1 |
| (1) 必要性が生じた背景・・・・・・・・・・・・・・・・       | 1 |
| ① 学校法人大手前学園の沿革と大手前短期大学の教育理念・・・・・・・・ | 1 |
| ② 社会的背景・・・・・・・・・・・・・・・・             | 2 |
| (2) 学則変更の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・        | 3 |
| ウ．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容・・・・・・・・ | 4 |
| (1) 教育課程の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・       | 4 |
| (2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容・・・・・・・・       | 5 |
| (3) 教員組織の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・       | 5 |
| (4) 大学全体の施設・設備の変更内容・・・・・・・・         | 6 |

## ア 学則変更（収容定員変更）の内容

大手前短期大学は令和2年4月に3年制歯科衛生学科を設置し、現在設置履行中であるが、地域より歯科衛生体制の早急な充実について強い要望が出されている。その要望に応えた形で教育研究活動をより充実させるため、大手前短期大学歯科衛生学科の入学定員を下記のとおり改める。

|                   | 新<br>(令和4年度から) | 旧<br>(令和3年度まで) |
|-------------------|----------------|----------------|
| 大手前短期大学<br>歯科衛生学科 | 80人            | 70人            |

## イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

### (1) 必要性が生じた背景

#### ① 学校法人大手前学園の沿革と大手前短期大学の教育理念

学校法人大手前学園は、第二次大戦終結直後の昭和21（1946）年4月、戦後日本の復興・再建を担うに足る有能で情操豊かな新時代の女性の育成を目指し、大阪城大手前（大阪市東区京橋前之町）に大手前文化学院を開校したことをその創始とする。昭和26（1951）年、学校法人大手前女子学園として認可を得て、同年4月、大阪市東区に大手前女子短期大学を開設した。また、昭和41（1966）年には、兵庫県西宮市御茶家所町（現在のさくら夙川キャンパス）に大手前女子大学を開学した。

その後、昭和61（1986）年に短期大学を学園発祥の地・大阪大手前から兵庫県伊丹市稲野町（のちのいたみ稲野キャンパス）に移転した。学園創立50周年・大学開学30周年にあたる平成8（1996）年には、大学院文学研究科を開設している。

平成12（2000）年には法人名を現在の大手前学園に改称するとともに、大手前女子大学を大幅に改組・拡充し、男女共学の大手前大学として新たなスタートをきった。いたみ稲野キャンパスでは、平成16（2004）年に大手前女子短期大学が地域総合科学科構想の下に改組され大手前短期大学と改称、男女共学のライフデザイン総合学科として生まれ変わった。

令和2（2020）年、大手前短期大学に2つめの学科である歯科衛生学科をさくら夙川キャンパスに開設した。令和3（2021）年には、学園の文理Twoキャンパス構想により短期大学本部及びライフデザイン総合学科をさくら夙川キャンパスに統合移転し大学との連携をさらに深めている。

現在は、2つのキャンパスに大学、短期大学、栄養学院専門学校の3つの高等教育機関を擁し、卒業生5万人を超える総合教育機関として発展を遂げている。

以上のように、本学園は75年に及ぶ高等教育の実践によって、わが国の教育界において応分の役割を果たしてきたと自負している。現在では大学、短期大学、専門学校を擁する総合学園として、高等教育の実践に努め、有為の人材を多数輩出し高い評価を受けている。特に大手前短期大学は、大手前文化学院の伝統を受け継ぎ、わが国における女子高等教育の一翼を担ってきた。平成16(2004)年には大手前女子短期大学から大手前短期大学に改組し男女共学化を図ったが、平成18(2006)年の学園創立60周年を機に、当初から標榜してきたモットー「STUDY FOR LIFE(生涯にわたる、人生のための学び)」を、当初の「情操豊かな女子教育」という理念と統合して、本学の新たな建学の精神と定めた。豊かな教養と専門的学術、旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚及び問題解決能力を備えた人材を育成することを教育理念とし、地域の教育・研究及び生涯学習の中核として、地域社会・国際社会に貢献することを目的に教育活動を展開している。

## ② 社会的背景

医学の進歩と生活環境の改善により、わが国では平均寿命が延び急速な高齢化が進んでいる。近い将来、総人口に占める高齢者の割合がさらに増加して超高齢化社会が到来することは確実である(資料1)。

急速な高齢化の進展、疾病構造の変化に伴い、国民の健康への関心が著しく増大した。これに対応し、「健康増進法」が平成14(2002)年8月に公布され、翌年5月から施行された(資料2)。その目的は高齢化社会に対応した国民の健康増進策の基本を決め、国民保健の向上を図ると定めている。

そして、平成23(2011)年8月には、「歯科口腔保健の推進に関する法律(歯科口腔保健法)」が公布、施行された(資料3)。法的な整備と社会的背景のもと、生活習慣を改善し、生活習慣病等を予防し健康増進を図ることに重点をおいた様々な取組が進められている。

兵庫県においても、平成29(2017)年3月に「兵庫県健康づくり推進プラン(第2次)」を策定し、分野別方針の一つの柱として「歯及び口腔(こうくう)の健康づくり」を位置付け、次世代への支援、成人期の取組、高齢期の取組、配慮を要する者への支援等、ライフステージ別に基本方針を示し取組を推進している(資料4)。この中で、分野2として「歯及び口腔の健康づくり」が位置付けられており、「障害者、要介護高齢者等に対する歯科保健サービスの充実」や「要介護者への口腔ケアなどの指導・研修の実施」などが方針として示されている。計画期間は令和4(2022)年度までの5か年であり、「基本目標」と「分野別取組」を定めている(資料5)。



また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築することが急務となっている（資料6）。この中で、歯科衛生士は、従来から携わっていた「歯科保健指導」を再構成し、口腔ケア以外にも口腔機能の維持・向上のための咀嚼機能訓練や食べ方等の食育支援も積極的に取り入れることが求められている。

大手前短期大学が位置する兵庫県阪神地域は、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部であり（資料7）、一刻も早く、新たな視点を有した歯科衛生士を養成することが求められている。地域社会の要請に応えるべく、歯科医療の専門職として、優秀な歯科衛生士を1人でも多く養成することが、緊急な社会的課題としても、大きくクローズアップされてきている。

さらに、令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるい、3月にはWHO（世界保健機関）がパンデミック（世界的流行）を表明した。各国で流行が第3波・第4波と続き、終息の見通しが立たないまま、現在に至っている。パンデミックの要因は多岐にわたるが、注目されるのは口腔衛生状態と口腔機能とを管理することにより、肺炎やインフルエンザの発症、慢性閉塞性肺疾患（COPD）や糖尿病の進行を予防できると報告されている点である（資料8）。高齢者の重症化予防、ひいては基盤となる糖尿病等の基礎疾患を防ぐ観点からも、口腔健康管理がきわめて重要である。

## （2）学則変更の必要性

令和元（2019）年9月6日の認可を経て、令和2（2020）年、大手前短期大学は、超高齢化を控えた地域社会の要請に応えるため、年々需要が拡大している歯科衛生士の養成課程を持つ「歯科衛生学科」を設置した。設置にあたっては、近隣各市の歯科医師会や歯科衛生士会の理解と全面的なバックアップをいただき、一般・専門歯科医院、大学・総合病院等の医療機関、教育機関、保健所・保健センター、障がい者・高齢者施設等の協力のもと、質・量ともに十分な臨地実習先を確保することができた（資料9-1）。また、西宮市、尼崎市、神戸市、芦屋市等近隣8市の歯科医師会及び公益社団法人兵庫県歯科衛生士会からも本学歯科衛生学科設置の同意と全面的な協力の約束を得ている（資料9-2）。

現在、歯科衛生学科は設置計画を忠実に履行中であるが、地域社会における早急な歯科衛生体制の充実の要望はますます強まっており、入学定員を増加することについて、兵庫県歯科衛生士会及び西宮市歯科医師会の同意が得られている（資料10）。特に、新型コロナウイルスの世界的流行は、大手前短期大学歯科衛生学科設置時点では予想だにできなかった出来事である。コロナ禍における高齢者の健康維持は、感染症拡大防止の観点からきわめて重要であり、当初の設置計画以上の規模で歯科衛生士を早急に養成する必要性が生じている。

令和2（2020）年5月現在、兵庫県下には歯科衛生士養成校が本学を含めて5校（短期大学2校、専門学校3校）である。これらは、大阪の13校（大学3校、短期大学1校、専門学校9校）の半分に満たないばかりか、人口密集地である兵庫県阪神地域（西宮市・尼崎市・芦屋市等）では本学が唯一という状況である。

大手前短期大学歯科衛生学科の志願状況を見ると、開設初年度の令和2（2020）年度は志願者数139名で志願倍率は1.99倍、直近の令和3（2021）年度は志願者数140名で志願倍率は2.00倍という結果となり、きわめて堅調に推移している（資料11）。

一方、令和2（2020）年度調査において、全国の歯科衛生士養成校卒業生は6,922名、就職者数6,298名で就職率は91.0%であった。また、求人件数は79,319件、求人人数は130,155人、就職者に対する求人件数倍率は12.6倍、求人人数倍率は20.7倍であり、近年高止まり傾向が著しく、歯科衛生士のさらなる養成が必要である（資料12）。

以上のような現状に対応するため、令和4（2022）年度より大手前短期大学学則を変更し、教育研究水準をさらに高める形での収容定員の増加を計画した。

設置履行中に定員を増やす必要性について、以下に要約する。

第一に、「地域包括ケアシステムを構成する歯科衛生体制の早急な充実」について強い要望が出され、地域の歯科衛生を担う新たな人材需要などの社会的要請に速やかに応えるためである。

第二に、日本歯科医師会による重点要望項目において「歯科衛生士の養成・体制の充実と改善」が方策として提示されており（資料13）、専門職業人の養成が急務である点である。

先に示したように、歯科衛生学科は2倍程度の志願倍率を維持していることから、入学定員を10名増加し80名（収容定員240名）として社会の要請に応えるものとする。

## ウ．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

### （1）教育課程の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）は、教育課程の変更を伴うものではない。歯科衛生士学校養成所指定規則にも沿いつつ教育課程を編成しており、歯科衛生学科における教育課程の変更は発生しない。

歯科衛生学科は、「歯科衛生学科は、歯科衛生士の業務に確実に対応できる専門的知識の修得と併せ、幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生の専門家を養成することを目的とする。」（大手前短期大学学則第3条の2第1項第2号）という人材養成上の目

的・教育目標をさらに実践するべく、授業内容の充実に取り組んでいる。

また、以下のカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成している。

1. 専門知識と高度な技術を習得し、歯・口腔の健康を通し社会に貢献できる人材養成が可能な教育課程の編成
2. **Communication**（相手を理解し自分の考えをわかりやすく伝える力）力や **Presentation**（自分の考えをまとめて発表する力）力を身につけ、医療現場における基礎力を涵養する科目群の配置
3. **Teamwork**（集団での自分の役割がわかり協力し合える力）や **Self-Control**（自分の感情を冷静におさめ、行動できる力）を身につけ、将来に向け自己管理のもと、チーム医療に貢献できる能力や人間性を育む学習方法の導入

以上により、教育課程については、今回の収容定員変更以後も、同等以上の内容が担保されている（資料14）。

## （2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

収容定員数の増加に伴う教育方法及び履修指導方法に変更はない。

大手前短期大学は、創立以来幅広い教養を踏まえて職業又は実際生活において必要な能力を育成する、地域に密着した高等教育機関として教育活動を展開してきており、多くの有為な人材を世に送り出してきた。歯科衛生学科は、「地域に密着し地域における保健・医療・福祉の一端を担う人材の養成を目指す」という設置計画を着実に実行しており、本学独自の能力育成方法としての「C-PLATS®」を反映させた教育課程を編成し、社会人基礎力の養成を柱に据えた教育を実践している。

今後も、この取り組みをさらに発展させ、教育方法及び履修指導方法については定員増加前と比較して同等以上の内容を担保し、少人数教育を基礎とする現在の教育方法および履修指導方法を継続して実施し、さらに充実させていく。

## （3）教員組織の変更内容

歯科衛生学科の専任教員については、学部学科の教育・研究が円滑に実施できるよう、また短期大学設置基準で定められた基準数10名を満たすとともに歯科衛生士養成施設としての指定基準をも充足するよう配置している。

現在、専任教員13名が配置されており、教育研究体制の確立と併せ、学生指導や臨地実習の準備に十分対応可能な体制をとる。専任教員の専門分野の内訳は、歯学関係（歯科医師）3名、歯科衛生学関係（歯科衛生士）9名、心理学関係1名である。その他学内実習や臨地実習等の補助要員として、実習助手1名を配置した。また必要に応じ歯科衛生士の資格を持つ実習補助者を適宜配置することになっている。

専任教員の配置については、申請時採用した教員1名が体調不良により退職を

余儀なくされたが、教育活動には支障をきたしていない。速やかに後任の AC 教員審査の進捗を進めている。

以上により、教員組織については、収容定員増以後も同等以上の内容が担保されている。

#### (4) 大学全体の施設・設備の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）は、大学全体の施設・設備の変更を伴うものではない。歯科衛生士学校養成所指定規則にも沿いつつ施設・設備を充実させており、変更は発生しない。

本学科では、「臨床歯科実習室」、「基礎歯科実習室」、「模擬歯科診療室」、「歯科用デジタルパノラマ X 線撮影室」、「講義室」、「学生ロッカー室」等をすでに歯科衛生学科専用施設として整備している（資料 15）。また、基礎歯科学や歯科衛生学、口腔保健や看護・福祉等に関する図書・雑誌がすでに幅広く整備されている。デジタルデータベースについては、国立情報学研究所が運営する学術情報データベース CiNii、株式会社メテオが運営する「メディカルオンライン」、特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会が運営する「医中誌 Web」、朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱ」、読売新聞記事データベース「ヨミダス歴史館」や毎日新聞記事データベース「毎索」などが導入されている。

以上により、大手前短期大学全体の施設・設備については、収容定員増以後も同等以上の内容が担保されている。

## 資 料 目 次

- (資料 1) 人口推計（総務省統計局）
- (資料 2) 健康増進法
- (資料 3) 歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）
- (資料 4) 兵庫県健康づくり推進プラン（第 2 次）（兵庫県）
- (資料 5) 兵庫県健康づくり推進実施計画（第 2 次）（兵庫県）
- (資料 6)
  - ①長寿医療制度（後期高齢者医療制度）
  - ②地域包括ケアシステムにおける歯科保健医療の役割について（厚生労働省）
- (資料 7) 兵庫 2030 年の展望（兵庫県）
- (資料 8) 新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン（日本歯科医師会）
- (資料 9-1) 臨地実習施設一覧表、西宮市公立幼稚園・公立小学校臨地実習受入先一覧
- (資料 9-2) 近隣各歯科医師会等からの同意書
- (資料 10) 入学定員増に関する兵庫県歯科衛生士会及び西宮市歯科医師会の同意書
- (資料 11) 歯科衛生学科 志願者・受験者・合格者・入学者数推移
- (資料 12) 歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告（全国歯科衛生士教育協議会）
- (資料 13) 令和 2 年度制度・予算に関する重点要望項目（日本歯科医師会）
- (資料 14) 教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1））
- (資料 15) 校舎の平面図、歯科用教具・備品等教室別点数表、明細表



# 人口推計

## — 2021年（令和3年）1月報 —

## 【2021年（令和3年）1月1日現在（概算値）】

＜総人口＞ 1億2557万人で、前年同月に比べ減少 ▲42万人 （▲0.33%）

## 【2020年（令和2年）8月1日現在（確定値）】

＜総人口＞ 1億2580万9千人で、前年同月に比べ減少 ▲41万人 （▲0.32%）

・15歳未満人口は 1506万4千人で、前年同月に比べ減少 ▲19万5千人 （▲1.28%）

・15～64歳人口は 7460万6千人で、前年同月に比べ減少 ▲52万5千人 （▲0.70%）

・65歳以上人口は 3613万9千人で、前年同月に比べ増加 31万人 （ 0.87%）

＜日本人人口＞ 1億2333万4千人で、前年同月に比べ減少 ▲54万6千人 （▲0.44%）

### 年齢（5歳階級），男女別人口

#### Population Estimates by Age (Five-Year Groups) and Sex

| 年齢階級<br>Age groups | 2021年1月1日現在（概算値）<br>（令和3年）<br>January 1, 2021 (Provisional estimates) |           |             | 2020年8月1日現在（確定値）<br>（令和2年）<br>August 1, 2020 (Final estimates) |           |             |                              |           |             |
|--------------------|---|-----------|-------------|--|-----------|-------------|------------------------------|-----------|-------------|
|                    | 総人口<br>Total population   |           |             | 総人口<br>Total population  |           |             | 日本人人口<br>Japanese population |           |             |
|                    | 男女計<br>Both sexes   | 男<br>Male | 女<br>Female | 男女計<br>Both sexes  | 男<br>Male | 女<br>Female | 男女計<br>Both sexes            | 男<br>Male | 女<br>Female |
|                    | 人口（単位 万人）<br>Population (Ten thousand persons)                        |           |             | 人口（単位 千人）<br>Population (Thousand persons)                     |           |             |                              |           |             |
| 総数<br>Total        | 12557   | 6109      | 6448        | 125,809  | 61,209    | 64,600      | 123,334                      | 59,981    | 63,353      |
| 0～4歳<br>years old  | 463   | 238       | 226         | 4,685  | 2,402     | 2,284       | 4,602                        | 2,359     | 2,243       |
| 5～9                | 500   | 256       | 244         | 5,037  | 2,577     | 2,460       | 4,964                        | 2,540     | 2,424       |
| 10～14              | 534   | 274       | 261         | 5,342  | 2,737     | 2,606       | 5,283                        | 2,706     | 2,577       |
| 15～19              | 565   | 289       | 276         | 5,707  | 2,923     | 2,784       | 5,613                        | 2,876     | 2,738       |
| 20～24              | 638   | 330       | 308         | 6,379  | 3,294     | 3,086       | 5,976                        | 3,070     | 2,907       |
| 25～29              | 626   | 324       | 303         | 6,277  | 3,241     | 3,036       | 5,881                        | 3,012     | 2,869       |
| 30～34              | 652   | 333       | 319         | 6,614  | 3,380     | 3,234       | 6,317                        | 3,220     | 3,098       |
| 35～39              | 737   | 373       | 363         | 7,424  | 3,763     | 3,661       | 7,196                        | 3,654     | 3,542       |
| 40～44              | 832   | 421       | 411         | 8,445  | 4,274     | 4,170       | 8,261                        | 4,195     | 4,066       |
| 45～49              | 978   | 494       | 484         | 9,799  | 4,952     | 4,847       | 9,635                        | 4,886     | 4,750       |
| 50～54              | 870   | 438       | 432         | 8,677  | 4,363     | 4,314       | 8,532                        | 4,307     | 4,226       |
| 55～59              | 798   | 398       | 399         | 7,844  | 3,918     | 3,926       | 7,733                        | 3,873     | 3,860       |
| 60～64              | 741   | 366       | 375         | 7,440  | 3,672     | 3,768       | 7,363                        | 3,640     | 3,723       |
| 65～69              | 813   | 394       | 419         | 8,315  | 4,030     | 4,285       | 8,258                        | 4,004     | 4,253       |
| 70～74              | 939   | 443       | 496         | 9,136  | 4,312     | 4,824       | 9,093                        | 4,292     | 4,801       |
| 75～79              | 700   | 312       | 388         | 7,130  | 3,186     | 3,944       | 7,100                        | 3,173     | 3,927       |
| 80～84              | 543   | 226       | 317         | 5,409  | 2,244     | 3,165       | 5,390                        | 2,237     | 3,154       |
| 85～89              | 379   | 136       | 243         | 3,724  | 1,327     | 2,397       | 3,714                        | 1,324     | 2,391       |
| 90～94              | 185   | 52        | 133         | 1,828  | 508       | 1,319       | 1,824                        | 507       | 1,317       |
| 95～99              | 54  | 10        | 44          | 521  | 98        | 423         | 520                          | 98        | 422         |
| 100歳以上<br>and over | 8   | 1         | 7           | 76   | 10        | 66          | 76                           | 10        | 67          |
| （再掲）<br>Regrouped  |   |           |             |  |           |             |                              |           |             |
| 15歳未満<br>Under     | 1498  | 767       | 731         | 15,064   | 7,715     | 7,349       | 14,849                       | 7,605     | 7,245       |
| 15～64<br>years old | 7437  | 3767      | 3670        | 74,606   | 37,779    | 36,827      | 72,509                       | 36,732    | 35,777      |
| 65歳以上<br>and over  | 3622  | 1575      | 2047        | 36,139   | 15,715    | 20,424      | 35,976                       | 15,644    | 20,332      |
| 75歳以上<br>and over  | 1870  | 738       | 1132        | 18,688   | 7,373     | 11,315      | 18,626                       | 7,348     | 11,278      |
| 85歳以上<br>and over  | 627   | 199       | 427         | 6,148  | 1,943     | 4,206       | 6,135                        | 1,939     | 4,197       |
|                    | 割合<br>（単位 %）  |           |             | Percentage distribution  |           |             |                              |           |             |
| 15歳未満<br>Under     | 11.9  | 12.6      | 11.3        | 12.0   | 12.6      | 11.4        | 12.0                         | 12.7      | 11.4        |
| 15～64<br>years old | 59.2  | 61.7      | 56.9        | 59.3   | 61.7      | 57.0        | 58.8                         | 61.2      | 56.5        |
| 65歳以上<br>and over  | 28.8  | 25.8      | 31.7        | 28.7   | 25.7      | 31.6        | 29.2                         | 26.1      | 32.1        |
| 75歳以上<br>and over  | 14.9  | 12.1      | 17.6        | 14.9   | 12.0      | 17.5        | 15.1                         | 12.3      | 17.8        |
| 85歳以上<br>and over  | 5.0   | 3.3       | 6.6         | 4.9  | 3.2       | 6.5         | 5.0                          | 3.2       | 6.6         |

注) ・単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。  
・平成27年（2015年）国勢調査による人口を基準としている。  
・当月分の人口（概算値）は、算出用データの更新に伴い、5か月後に確定値となる。

Notes)

- Figures may not add up to the totals because of rounding.
- Based on the 2015 Population Census.
- Final estimates for this month's population will be computed 5 months later using updated sources.





## 平成十四年法律第百三号

## 健康増進法

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針等（第七条—第九条）
- 第三章 国民健康・栄養調査等（第十条—第十六条の二）
- 第四章 保健指導等（第十七条—第十九条の四）
- 第五章 特定給食施設（第二十条—第二十四条）
- 第六章 受動喫煙防止
  - 第一節 総則（第二十五条—第二十八条）
  - 第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十九条—第四十二条）
- 第七章 特別用途表示等（第四十三条—第六十七条）
- 第八章 雑則（第六十八条・第六十九条）
- 第九章 罰則（第七十条—第七十八条）

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

## (国民の責務)

**第二条** 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

## (健康増進事業実施者の責務)

**第四条** 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

## (関係者の協力)

**第五条** 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## (定義)

**第六条** この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
- 七 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により健康増進事業を行う者
- 八 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 九 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定により健康増進事業を行う事業者
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

## 第二章 基本方針等

## (基本方針)

**第七条** 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(都道府県健康増進計画等)

**第八条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(健康診査の実施等に関する指針)

**第九条** 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

**第十条** 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(調査世帯)

**第十一条** 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

**第十二条** 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

(国の負担)

**第十三条** 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。

(調査票の使用制限)

**第十四条** 国民健康・栄養調査のために集められた調査票は、第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用してはならない。

(省令への委任)

**第十五条** 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活習慣病の発生の状況の把握)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

(食事摂取基準)

**第十六条の二** 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下この条において「食事摂取基準」という。）を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項

二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第四章 保健指導等

(市町村による生活習慣相談等の実施)

**第十七条** 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

**第十八条** 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(栄養指導員)

**第十九条** 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

(市町村による健康増進事業の実施)

**第十九条の二** 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

(都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施)

**第十九条の三** 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(報告の徴収)

**第十九条の四** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

## 第五章 特定給食施設

(特定給食施設の届出)

**第二十条** 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

**第二十一条** 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

**第二十二条** 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

**第二十三条** 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

**第二十四条** 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第六章 受動喫煙防止

### 第一節 総則

(国及び地方公共団体の責務)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

**第二十六条** 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

**第二十七条** 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

**第二十八条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号及び次節において同じ。）を発生させることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

- イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
- ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）
- 六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。
- 七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。
- 八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。
- 九 旅客運送事業自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
- 十 旅客運送事業航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。
- 十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。
- 十二 旅客運送事業船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。）をいう。
- 十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。
- 十四 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

## 第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設等における喫煙の禁止等）

**第二十九条** 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

- イ 特定屋外喫煙場所  
ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

- イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所  
ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

（特定施設等の管理権原者等の責務）

**第三十条** 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言）

**第三十一条** 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

（特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等）

**第三十二条** 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（喫煙専用室）

**第三十三条** 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨  
二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨  
三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」

という。)を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。（喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等）

**第三十四条** 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあっては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（喫煙目的室）

**第三十五条** 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならない。

一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。

5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。

8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。

10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。（喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等）

**第三十六条** 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識（喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあっては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
(標識の使用制限)
- 第三十七条** 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。
- 1 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合
  - 2 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合
- 2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。
- 1 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合
  - 2 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合  
(立入検査等)
- 第三十八条** 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(適用関係)
- 第三十九条** 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。
- 2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。
  - 3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。
  - 4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。
  - 5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。  
(適用除外)
- 第四十条** 次に掲げる場所については、この節の規定（第三十条第四項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。
- 1 人の居住の用に供する場所（次号に掲げる場所を除く。）
  - 2 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）
  - 3 その他前二号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの
- 2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。
  - 3 特定施設等の場所において一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。  
(受動喫煙に関する調査研究)
- 第四十一条** 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。  
(経過措置)
- 第四十二条** この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
- 第七章 特別用途表示等**  
(特別用途表示の許可)
- 第四十三条** 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 3 内閣総理大臣は、研究所又は内閣総理大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。
  - 4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあっては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあっては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。
  - 5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かななければならない。



- 6 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- （登録試験機関の登録）
- 第四十四条** 登録試験機関の登録を受けようとする者は、内閣府令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、内閣総理大臣に登録の申請をしなければならない。
- （欠格条項）
- 第四十五条** 次の各号のいずれかに該当する法人は、第四十三条第三項の登録を受けることができない。
- 一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなった日から二年を経過しないもの
  - 二 第五十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人
  - 三 第五十五条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人
- （登録の基準）
- 第四十六条** 内閣総理大臣は、第四十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。
- 一 別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、許可試験は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の下欄に掲げる数以上であること。
  - 二 次に掲げる許可試験の信頼性の確保のための措置がとられていること。
    - イ 試験を行う部門に許可試験の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。
    - ロ 許可試験の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
    - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い許可試験の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。
  - 三 登録申請者が、第四十三条第一項若しくは第六十三条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第八項に規定する営業者（以下この号及び第五十二条第二項において「特別用途食品営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
    - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別用途食品営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
    - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
    - ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
- 2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録試験機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 三 登録試験機関が許可試験を行う事業所の名称及び所在地
- （登録の更新）
- 第四十七条** 登録試験機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- （試験の義務）
- 第四十八条** 登録試験機関は、許可試験を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、許可試験を行わなければならない。
- （事業所の変更の届出）
- 第四十九条** 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。
- （試験業務規程）
- 第五十条** 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、許可試験の業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の内閣府令で定める事項を定めておかななければならない。
  - 3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- （業務の休廃止）
- 第五十一条** 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- （財務諸表等の備付け及び閲覧等）
- 第五十二条** 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十八条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かななければならない。
- 2 特別用途食品営業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。
    - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
    - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
    - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(秘密保持義務等)

**第五十三条** 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、許可試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 許可試験の業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

**第五十四条** 内閣総理大臣は、登録試験機関が第四十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

**第五十五条** 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第五十条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。

五 第五十条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第四十三条第三項の登録（第四十七条第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

(帳簿の記載)

**第五十六条** 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

**第五十七条** 登録試験機関以外の者は、その行う業務が許可試験であると人を誤認させるような表示その他の行為をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う業務が許可試験であると人を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

**第五十八条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

**第五十九条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

**第六十条** 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十三条第三項の登録をしたとき。

二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。

三 第四十九条の規定による届出があつたとき。

四 第五十一条の規定による許可をしたとき。

五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

(特別用途食品の検査及び収去)

**第六十一条** 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。

(特別用途表示の許可の取消し)

**第六十二条** 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 第四十三条第六項の規定に違反したとき。

二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。

三 当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に係る特別用途表示をすることが適切でないことが判明するに至つたとき。

(特別用途表示の承認)

**第六十三条** 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の承認を受けることができる。

2 第四十三条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第六十一条の規定は同項の承認に係る食品について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは、「貯蔵施設」と読み替えるものとする。

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

**第六十四条** 本邦において販売に供する食品であつて、第四十三条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第四十三条第一項に規定する特別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第七十二条第二号の規定を適用する。



(誇大表示の禁止)

**第六十五条** 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。(勧告等)

**第六十六条** 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第六十一条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品及び第六十三条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(再審査請求等)

**第六十七条** 第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

## 第八章 雑則

(事務の区分)

**第六十八条** 第十条第三項、第十一条第一項及び第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

**第六十九条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

## 第九章 罰則

**第七十条** 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

3 第五十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第七十一条** 第六十六条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第七十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第四十三条第一項の規定に違反した者

三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

**第七十三条** 次に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の規定による許可を受けないで、許可試験の業務を廃止したとき。

二 第五十六条の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第五十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

**第七十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第七十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

**第七十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

**第七十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

**第七十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

- 二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第五十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(栄養改善法の廃止)

**第二条** 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）は、廃止する。

(経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三月を経過する日までの間は、第二十条第一項の届出をしないで、引き続きその事業を行うことができる。

**第四条** 施行日前にした附則第二条の規定による廃止前の栄養改善法の規定による許可、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律の相当の規定によつてした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第五条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成一五年五月三〇日法律第五五号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第六条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第八条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

#### 附 則（平成一五年五月三〇日法律第五六号）

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第三十九条」を「第四十条」に改める部分を除く。）、第六章の章名の改正規定、第三十二条の次に二条を加える改正規定、第三十三条の改正規定、第三十六条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行前の準備)

**第二条** この法律による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十六条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十六条の八第一項の規定による試験業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(政令への委任)

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成一七年六月二九日法律第七七号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第五十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

#### 附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第二百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第百三条、第百九条、第百十四條、第百十七條、第百二十條、第百二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び第百三十條の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一条、第百四條、第百七條、第百八條、第百十五條、第百十六條、第百十八條、第百二十一条並びに第二百二十九條の規定 平成二十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

**第百三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第百条まで、第百三条、第百五条から第百八条まで、第百二十条、第百二十一条、第百二十三から第二百五条まで、第二百二十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

(罰則に関する経過措置)

**第百四十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第百四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

**附 則（平成一九年七月六日法律第一一一号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二〇年六月一八日法律第七三号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第五条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第五十一条** この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二五年六月二八日法律第七〇号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第十六条** この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成二六年五月二一日法律第三八号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第八十六号の改正規定に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

(処分、申請等に関する経過措置)

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月三十一日法律第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年七月二五日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（既存特定飲食提供施設に関する特例）

第二条 既存特定飲食提供施設についてのこの法律の施行の日から受動喫煙（第三条の規定による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。附則第五条第一項を除き、以下同じ。）の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間における新法第二十九条第一項第二号、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                         |              |                   |
|-------------------------|--------------|-------------------|
| 第二十九条第一項第二号イ及び第三十三条の見出し | 喫煙専用室        | 喫煙可能室             |
| 第三十三条第一項                | 一部<br>専ら喫煙   | 全部又は一部<br>喫煙      |
| 第三十三条第二項                | を専ら喫煙<br>この節 | を喫煙<br>この条及び次条第一項 |
|                         | 喫煙専用室標識      | 喫煙可能室標識           |
| 第三十三条第二項第一号             | 専ら喫煙         | 喫煙                |
| 第三十三条第三項                | 喫煙専用室標識を     | 喫煙可能室標識を          |

|   | この節   | この条及び次条第一項   |
|---|---|--|
|   | 喫煙専用室設置施設等標識  | 喫煙可能室設置施設標識  |
| 第三十三条第三項第一号   | 喫煙専用室（<br>喫煙専用室標識   | 喫煙可能室（<br>喫煙可能室標識  |
| 第三十三条第四項  | 喫煙専用室が<br>この節   | 喫煙可能室が<br>この条及び次条  |
|   | 喫煙専用室設置施設等<br>喫煙専用室の  | 喫煙可能室設置施設<br>喫煙可能室の  |
| 第三十三条第五項  | 喫煙専用室設置施設等<br>喫煙専用室に  | 喫煙可能室設置施設<br>喫煙可能室に  |
| 第三十三条第六項  | 喫煙専用室設置施設等<br>喫煙専用室の<br>専ら喫煙<br>喫煙専用室に<br>喫煙専用室標識                                   | 喫煙可能室設置施設<br>喫煙可能室の<br>喫煙<br>喫煙可能室に<br>喫煙可能室標識                                   |
| 第三十三条第七項  | 喫煙専用室設置施設等の<br>喫煙専用室の<br>専ら喫煙<br>喫煙専用室設置施設等に<br>喫煙専用室設置施設等標識                        | 喫煙可能室設置施設の<br>喫煙可能室の<br>喫煙<br>喫煙可能室設置施設に<br>喫煙可能室設置施設標識                          |
| 第三十四条の見出し   | 喫煙専用室設置施設等  | 喫煙可能室設置施設  |
| 第三十四条第一項  | 喫煙専用室設置施設等の<br>喫煙専用室の<br>喫煙専用室に<br>喫煙専用室標識<br>喫煙専用室設置施設等に<br>喫煙専用室設置施設等標識<br>喫煙専用室が | 喫煙可能室設置施設の<br>喫煙可能室の<br>喫煙可能室に<br>喫煙可能室標識<br>喫煙可能室設置施設に<br>喫煙可能室設置施設標識<br>喫煙可能室が |
| 第三十四条第二項及び第三項   | 喫煙専用室設置施設等  | 喫煙可能室設置施設  |
| <p>2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。</p> <p>一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社</p> <p>ロ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社（イに掲げるものを除く。）</p> <p>3 喫煙可能室設置施設（第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条及び附則第四条第二項第三号において同じ。）の管理権原者（新法第二十六条に規定する管理権原者をいう。次条第一項及び附則第四条において同じ。）は、前項に規定する既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならない。</p> <p>4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等（新法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。</p> <p>5 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。次条第三項において同じ。）は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者</p> <p>二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）</p> <p><b>第三条</b> 新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等（以下この項並びに次条第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。）の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ（新法第二十八条第一号に規定するたばこ（以下この項において「たばこ」という。）のうち、当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）のみの喫煙（新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。）をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> |   |  |
| 第二十九条第一項第二号イ及び第五号並びに第三十三条の見出し   | 喫煙専用室   | 指定たばこ専用喫煙室   |

|               |              |  |
|---------------|--------------|--|
| 第三十三條第一項      | たばこ          | 指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。） |
|               | 専ら喫煙         | 喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）   |
| 第三十三條第二項      | を専ら喫煙        | を喫煙  |
|               | この節          | この条及び次条第一項   |
|               | 喫煙専用室標識      | 指定たばこ専用喫煙室標識   |
| 第三十三條第二項第一号   | 専ら喫煙         | 喫煙   |
| 第三十三條第三項      | 喫煙専用室標識を     | 指定たばこ専用喫煙室標識を  |
|               | この節          | この条及び次条第一項   |
|               | 喫煙専用室設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識  |
| 第三十三條第三項第一号   | 喫煙専用室（       | 指定たばこ専用喫煙室（  |
|               | 喫煙専用室標識      | 指定たばこ専用喫煙室標識   |
| 第三十三條第四項      | 喫煙専用室が       | 指定たばこ専用喫煙室が  |
|               | この節          | この条及び次条  |
|               | 喫煙専用室設置施設等   | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等  |
|               | 喫煙専用室の       | 指定たばこ専用喫煙室の  |
| 第三十三條第五項      | 喫煙専用室設置施設等   | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等  |
|               | 喫煙専用室に       | 指定たばこ専用喫煙室に  |
| 第三十三條第六項      | 喫煙専用室設置施設等   | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等  |
|               | 喫煙専用室の       | 指定たばこ専用喫煙室の  |
|               | 専ら喫煙         | 喫煙   |
|               | 喫煙専用室に       | 指定たばこ専用喫煙室に  |
|               | 喫煙専用室標識      | 指定たばこ専用喫煙室標識   |
| 第三十三條第七項      | 喫煙専用室設置施設等の  | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の   |
|               | 喫煙専用室の       | 指定たばこ専用喫煙室の  |
|               | 専ら喫煙         | 喫煙   |
|               | 喫煙専用室設置施設等に  | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に   |
|               | 喫煙専用室設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識  |
| 第三十四條の見出し     | 喫煙専用室設置施設等   | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等  |
| 第三十四條第一項      | 喫煙専用室設置施設等の  | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の   |
|               | 喫煙専用室の       | 指定たばこ専用喫煙室の  |
|               | 喫煙専用室に       | 指定たばこ専用喫煙室に  |
|               | 喫煙専用室標識      | 指定たばこ専用喫煙室標識   |
|               | 喫煙専用室設置施設等に  | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に   |
|               | 喫煙専用室設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識  |
|               | 喫煙専用室が       | 指定たばこ専用喫煙室が  |
| 第三十四條第二項及び第三項 | 喫煙専用室設置施設等   | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等  |

2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等（前項の規定により読み替えられた新法第三十三條第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この条及び次条第二項第四号において同じ。）の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（標識の使用制限に関する経過措置）

**第四條** 何人も、新法第三十七條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七條第一項に規定する特定施設等（次条第二項において「特定施設等」という。）において新法第三十三條第二項に規定する喫煙専用室標識（以下この条において「喫煙専用室標識」という。）、新法第三十三條第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識（以下この条において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）、新法第三十五條第二項に規定する喫煙目的室標識（以下この条において「喫煙目的室標識」という。）、新法第三十五條第三項に規定する喫煙目的室設置施設等標識（以下この条において「喫煙目的室設置施設等標識」という。）、附則第二條第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項に規定する喫煙可能室標識（以下この条において「喫煙可能室標識」という。）、附則第二條第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する喫煙可能室設置施設等標識（以下この条において「喫煙可能室設置施設等標識」という。）、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識（以下この条において「指定たばこ専用喫煙室標識」という。）若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識（以下この条において「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。）（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が新法第三十三條第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 新法第二十八條第七号に規定する喫煙目的施設の管理権原者が新法第三十五條第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設等標識を掲示する場合

- 三 附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設の管理権原者が同条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項の規定により喫煙可能室設置施設標識を掲示する場合
- 四 第二種施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を掲示する場合
- 2 何人も、新法第三十七条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。
- 一 新法第三十三条第四項に規定する喫煙専用室設置施設等の管理権原者が同条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合
- 二 新法第三十五条第四項に規定する喫煙目的室設置施設の管理権原者が同条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は新法第三十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合
- 三 喫煙可能室設置施設の管理権原者が附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により喫煙可能室設置施設標識を除去する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合
- 四 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合
- 3 前二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の責務)

**第五条** 第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第四号に規定する特定施設において附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙（第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。）を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 特定施設等（新法第二十八条第五号に規定する第一種施設を除く。）においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（令和元年六月七日法律第二六号） 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(政令への委任)

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(健康増進法の一部を改正する法律の一部改正)

**第八条** 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「〔第二十六条第二項〕を〔第四十三条第二項〕に、」を削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「の」を「を」に改め、「の」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び「、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削り」を削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中「第二十六条第二項及び」及び「第四十三条第二項及び」を削る。

**別表（第四十六条関係）**

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 一 遠心分離機       | 次の各号のいずれかに該当すること。  | 中欄の第一号から第三号                                 |
| 二 純水製造装置      | 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 | までのいずれかに該当する者三名及び同欄の第四号から第六号までのいずれかに該当する者三名 |
| 三 超低温槽        | 二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。  |   |
| 四 ホモジナイザー     |  |   |
| 五 ガスクロマトグラフ   |  |   |
| 六 原子吸光分光光度計   |  |   |
| 七 高速液体クロマトグラフ |  |   |
| 八 乾熱滅菌器       |  |   |
| 九 光学顕微鏡       |  |   |



|         |  |  |
|---------|--|--|
| 十 高压滅菌器 | 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。  |  |
| 十一 ふ卵器  | <p>四 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>五 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>六 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> |  |



**歯科口腔保健の推進に関する法律**

(平成二十三年八月十日法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。



# 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」)の推進に関する施策を総合的に推進

## 基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

## 責務

- ① 国及び地方公共団体、② 歯科医師、歯科衛生士等、③ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④ 国民について、責務を規定

## 歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



## 実施体制

### 基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表  
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

### 口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕  
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。



## 兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）

### 1 趣旨

兵庫県では平成23(2011)年4月に「健康づくり推進条例」を施行するとともに、平成24(2012)年に「健康づくり推進プラン」、平成25(2013)年に「健康づくり推進実施計画」を定め、健康づくりの取組を推進してきました。

その結果、特定健診やがん検診の受診率向上、食生活や運動習慣等生活習慣の改善、「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく対策の推進など着実に成果をあげてきましたが、まだ多くの課題が残されており、さらに健康づくりの取組を充実していくことが必要です。

このような背景や県民の健康をめぐる現状を踏まえ、引き続き、健康づくりと疾病予防に重点を置いた取組を社会全体で総合的かつ計画的に推進するため、「健康づくり推進プラン（第2次）」を平成29(2017)年3月に策定しました。

### 2 プランの位置づけ

このプランは、条例第8条に定める基本計画として、兵庫県における健康づくりの基本的な目標・方針を定めたものであり、健康づくりと疾病予防についての取組を重点的に取り上げています。

また、このプランは、条例第9条に定める実施計画の上位計画にあたるものであり、新しい兵庫県の羅針盤となる「21世紀兵庫長期ビジョン」及び保健・医療・福祉分野の取組の方向性を示した「少子高齢社会福祉ビジョン」等関連計画との整合を図っています。

### 3 プランの期間

平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間

### 4 県民の健康づくりを取り巻く情勢

#### (1) 急速な少子高齢化の進展

- 合計特殊出生率は、平成22(2010)年以降横ばいだったが平成27(2015)年に上昇、出生数は、平成22(2010)年以降毎年減少している。
- 高齢化率は年々上昇しており、平成27(2015)年に総人口の約27%を占め、平成37(2025)年には30%を超えると推計されている。

#### (2) 平均寿命・健康寿命の状況

- 平均寿命、健康寿命はいずれも伸びているが、その差は縮まっていない。

#### (3) 県民の健康をめぐる現状

- 死亡や要介護に至る原因として生活習慣病や高齢に伴う要因(認知症、身体機能低下)の割合が大きい。
- 特定健診や特定保健指導、がん検診の受診率は着実に伸びているものの、全国値及び目標より低い。
- 食塩の摂取状況は、男女ともに全国値より低いものの、目標に達していない。
- 喫煙率は、男女ともに全国値より低いものの、目標に達していない。 等

### 5 目標

県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現

### 6 基本方針

#### (1) ライフステージに対応した取組の強化

妊娠中から子どもの時期、働き盛り世代、高齢期など、それぞれ抱える健康課題が異なるため、様々なライフステージに応じた取組を推進する。

## (2) 健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進

健康づくりに関する知識の普及、啓発、情報の提供等により、個人が自らの健康状態を自覚し、健康寿命の延伸に向けて主体的に取り組むための支援を行う。

## (3) 社会全体として健康づくりを支える体制の構築

効果的に健康づくりを推進するため、県・市町・県民・事業者・健康づくり関係者など様々な実施主体の連携・協働のもと、社会全体として健康づくりを支援する体制づくりを推進する。

## (4) 多様な地域特性に応じた支援の充実

健康状態における様々な地域差が生じていることから、地域の特性に応じた取組を推進する。

# 7 分野別方針

## (1) 生活習慣病等の健康づくり

### 主体的な健康づくりに向けた県民意識の向上

(主な取組方針)

- 働き盛り世代の健康づくり支援の充実
- 特定健診及び特定保健指導、がん検診の受診促進 等

### 食習慣の改善

(主な取組方針)

- 若い世代の食育力の強化など「食育推進計画（第3次）」の推進
- 「ひょうごの“食の健康”運動」の展開 等

### 運動習慣の定着

(主な取組方針)

- ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防
- 健康づくり運動機器の整備支援など環境づくり 等

### たばこ対策の推進

(主な取組方針)

- 子どもや妊産婦等の喫煙・受動喫煙対策の推進
- 「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく対策の推進 等

### 次世代への健康づくり支援

(主な取組方針)

- 親子の健康づくりの充実
- 健康教育の推進 等

### 感染症その他の疾病予防

(主な取組方針)

- 感染症の予防に関する普及啓発
- アレルギー疾患に関する知識の普及 等

## (2) 歯及び口腔（こうくう）の健康づくり

### 総合的な推進

(主な取組方針)

- 歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及、意識啓発（8020運動の推進）等

### 次世代への支援



(主な取組方針)

- 市町母子保健事業、妊婦歯科検診等の実施
- 学校における歯科保健事業 等

### 成人期の取組

(主な取組方針)

- 歯周疾患に関する健康教育、健康相談など健康増進事業の実施
- 成人歯周病検診など歯周病予防の取組 等

### 高齢期の取組

(主な取組方針)

- オーラルフレイル(咀嚼・嚥下など口腔機能の低下)による全身虚弱の予防 等

### 配慮を要する者への支援

(主な取組方針)

- 障害者、要介護高齢者等に対する歯科保健サービスの充実
- 要介護者への口腔ケアなどの指導・研修の実施 等

## (3) こころの健康づくり

---

### ライフステージに対応した取組

(主な取組方針)

- 妊産婦のうつ予防、発達障害の早期発見、青少年の相談支援、働き盛り世代のメンタルヘルス対策、高齢者の孤立防止 等

### 認知症の予防・早期発見の推進

(主な取組方針)

- 認知症予防体操の普及、認知症チェックシートによる早期発見
- 認知症医療体制の充実 等

### 精神障害者の支援

(主な取組方針)

- 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の推進
- 「精神障害者継続支援チーム」による支援体制の充実 等

## (4) 健康危機事案への対応

---

### 災害時における健康確保対策

(主な取組方針)

- 平常時からの県・市町健康福祉部局と防災担当部局の情報共有等
- エコノミークラス症候群等の予防、要支援者への対応 等

### 食中毒の発生予防・拡大防止

(主な取組方針)

- 知識の普及、事業者への指導、相談窓口の設置
- 迅速な原因究明、情報発信、患者支援、拡大防止の指導 等

### 感染症の発生予防・拡大防止

(主な取組方針)

- 海外での発生状況等情報の収集・提供、相談窓口の設置
- 予防対策の普及啓発、患者支援、拡大防止の指導 等

- [表紙・巻頭文・目次 \(PDF : 1,160KB\)](#)
- [第1章 基本的事項 \(PDF : 738KB\)](#)
- [第2章 県民の健康づくりを取り巻く情勢 \(PDF : 3,240KB\)](#)
- [第3章 目標・第4章 基本方針 \(PDF : 588KB\)](#)
- [第5章 分野別方針 1.生活習慣病予防等の健康づくり \(PDF : 3,835KB\)](#)
- [第5章 分野別方針 2.歯及び口腔の健康づくり \(PDF : 2,047KB\)](#)
- [第5章 分野別方針 3.こころの健康づくり \(PDF : 3,299KB\)](#)
- [第5章 分野別方針 4.健康危機事案への対応 \(PDF : 1,169KB\)](#)
- [\(参考\)用語解説・健康づくり推進条例 \(PDF : 2,650KB\)](#)

## 関係資料

(前回の「兵庫県健康づくり推進プラン」)

- [兵庫県健康づくり推進プラン1\(巻頭文・目次・I～V1\(6\)\) \(PDF : 5,082KB\)](#)
- [兵庫県健康づくり推進プラン2\(V1\(7\)～V2\) \(PDF : 3,616KB\)](#)
- [兵庫県健康づくり推進プラン3\(VI～IX・用語解説・健康づくり推進条例\) \(PDF : 3,105KB\)](#)

### お問い合わせ

部署名：健康福祉部健康局健康増進課  
電話：078-362-9127  
FAX：078-362-3913  
Eメール：[kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp)

[ホーム](#) > [暮らし・教育](#) > [健康・福祉](#) > [健康づくり](#) > 兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）

兵庫県庁 法人番号8000020280003  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711（代表）

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.

## 兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）

### 趣旨

兵庫県では、健康づくり推進条例に基づいた、本県における健康づくりの基本的な指針となる「兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）」を平成29年3月に決めました。同プランで定めた目標「県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現」の達成のため、プランの基本的な方向性に基づき、具体的な目標や取組を定める「兵庫県健康づくり推進実施（第2次）」を策定しました。

### 計画の位置づけ

- 健康増進法に規定する都道府県健康増進計画
- 健康づくり推進条例に規定する「健康づくり推進プラン（第2次）」に即して定める「実施計画」

### 計画期間

2018年度～2022年度（5カ年）

### 基本目標

兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）の目標「県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現」の達成状況を計る具体的な指標を基本目標として設定

#### 個人の主体的な取組に関する指標

健康づくり活動の実践及び健康への意識の向上

#### 健康寿命に関する指標

健康寿命の1年延伸

圏域間の健康寿命の差の縮小

### 分野別取組

#### 分野1 生活習慣病予防等の健康づくり

##### 現状と課題

- 主な生活習慣病（がん、脳血管疾患、虚血性心疾患）年齢調整死亡率は減少しているが、死因の5割以上を占める
- 特定健診受診率、特定保健指導実施率は向上しているが、第1次計画の目標は未達成
- 糖尿病性腎症による人工透析導入患者数が増加
- 食塩や野菜摂取量、1日の歩数の現状などからさらなる食生活の改善や運動習慣の定着が必要
- 喫煙率は減少傾向にあるが第1次計画の目標は未達成、また未成年者の喫煙はなくなっていない

##### 主な取組

- がん対策基本計画に基づくがん対策の推進によるがんによる死亡の減少

- 啓発、人材育成等を通じた特定健診、特定保健指導、がん検診受診等の向上
- 糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組を支援
- 「食育推進計画（第3次）」による食生活の改善や、健康体操の普及等を通じた運動習慣の定着を促進
- 禁煙の必要性の啓発、禁煙治療等の情報提供による禁煙支援や、学校を通じたたばこの害等の啓発

## 分野2 歯及び口腔の健康づくり

---

### 現状と課題

- 定期的に歯科健診を受診する人の割合は増加しているが、第1次計画の目標は未達成
- 8020運動達成者は増加しているが、第1次計画の目標は未達成
- 高校卒業後、定期的な歯科健診を受診する機会がなく青・壮年期の歯・口腔保健対策が不十分
- 妊婦歯科健診等に取組む市町数は増加したが、受診率は3割弱にとどまる
- オーラルフレイルの予防による全身虚弱の予防の取組が必要

### 主な取組

- 口腔保健支援センターを中心に各世代の課題に向けた施策展開
- 事業所歯科健診への助成を通じた働き盛り世代対策の充実
- 運動推進員による普及啓発活動の全県展開を通じた8020運動目標の達成に向けた取組の推進
- 青年期からの健口力向上モデル事業の実施による青年期の歯・口腔の健康づくりの推進
- 市町における妊婦歯科健診の取組を進めるためのマニュアル等の活用による市町支援
- 指導者養成等によるオーラルフレイルの予防を推進

## 分野3 こころの健康づくり

---

### 現状と課題

- 自殺者数は着実に減少しているが、10代～30代までの死因の1位であるなど依然として大きな課題
- 成人のストレスを感じる割合や睡眠に問題を抱える割合は増加
- 高齢化の進展により認知症高齢者はさらに増加見込み

### 主な取組

- 自殺者数のさらなる減少を目指し、自殺対策計画に基づく取組を推進
- 健康づくりチャレンジ企業へのメンタルヘルス事業等による働き盛り世代のこころの健康づくりの推進
- 認知症予防・早期発見など認知症施策を推進

## 分野4 健康危機事案への対応

---

### 現状と課題

- 平常時の関係団体間等の連携や県民意識の向上、災害発生時の対応(災害時要援護者への支援等)の充実

### 主な取組

- 市町における災害時保健指導マニュアル策定の支援、研修や訓練を通じた人材育成

## 兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）概要・本文

### 概要

---

[兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）概要（PDF：752KB）](#)

### 本文

---

2. [第1章（基本的な考え方）、第2章（本県の健康づくりをめぐる現状）、第3章（基本目標）（PDF：2,688KB）](#)
3. [第4章（分野別取組）（PDF：8,560KB）](#)
4. [第5章（圏域の取組）（PDF：7,162KB）](#)

## お問い合わせ

部署名：健康福祉部健康局健康増進課 健康政策班

電話：078-341-7711

内線：3243

FAX：078-362-3913

Eメール：[kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp)

[ホーム](#) > [暮らし・教育](#) > [健康・福祉](#) > [健康づくり](#) > 兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）

---

兵庫県庁 法人番号8000020280003

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711（代表）

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.



“長寿医療制度”(後期高齢者医療制度)とは、75歳以上の方々の医療費を国民全体で支える仕組みです。

1 75歳以上の方を対象とした独立の医療制度とし、公費を重点的に投入(給付費の5割)

## 2 都道府県単位で運営

- ・ 国保では、市区町村によって保険料に最大5倍の格差がありましたが、長寿医療制度では、2倍に縮まります。

## 3 高齢者お一人おひとりが、公平に、保険料を負担

- ・ トータルで従来と同水準の1割です。これまでは、国保など加入する制度によってバラバラでしたが、これからは一本化し、同じ都道府県内で、同じ所得であれば、原則、同じ保険料となります。
- ・ 若い世代の方々の負担(給付費の4割)が重くなり過ぎないように、ご負担をお願いします。
- ・ サラリーマンなどとして働かれている家族が加入している医療保険の被扶養者であった方には、移行措置を講じます。

20年4月～9月は保険料負担を凍結、20年10月～21年3月は本来の保険料の1割負担

## 4 保険料は、原則として、年金からお支払いいただきます。

- ・ 高齢者の皆様に金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないためです。また、保険料徴収のための行政の無駄なコストを省くこともできます。

## 5 75歳以上と74歳以下で受けられる医療に違いはありません。

加えて、お一人おひとりに寄り添って、生活面も含め、丁寧に診ていく医療を提供します。

「高齢者担当医」が心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組みを導入します。

医師の訪問診療や訪問看護などの在宅医療を充実します。





# 地域包括ケアシステムにおける 歯科保健医療の役割について

厚生労働省老健局老人保健課

(併任)医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室

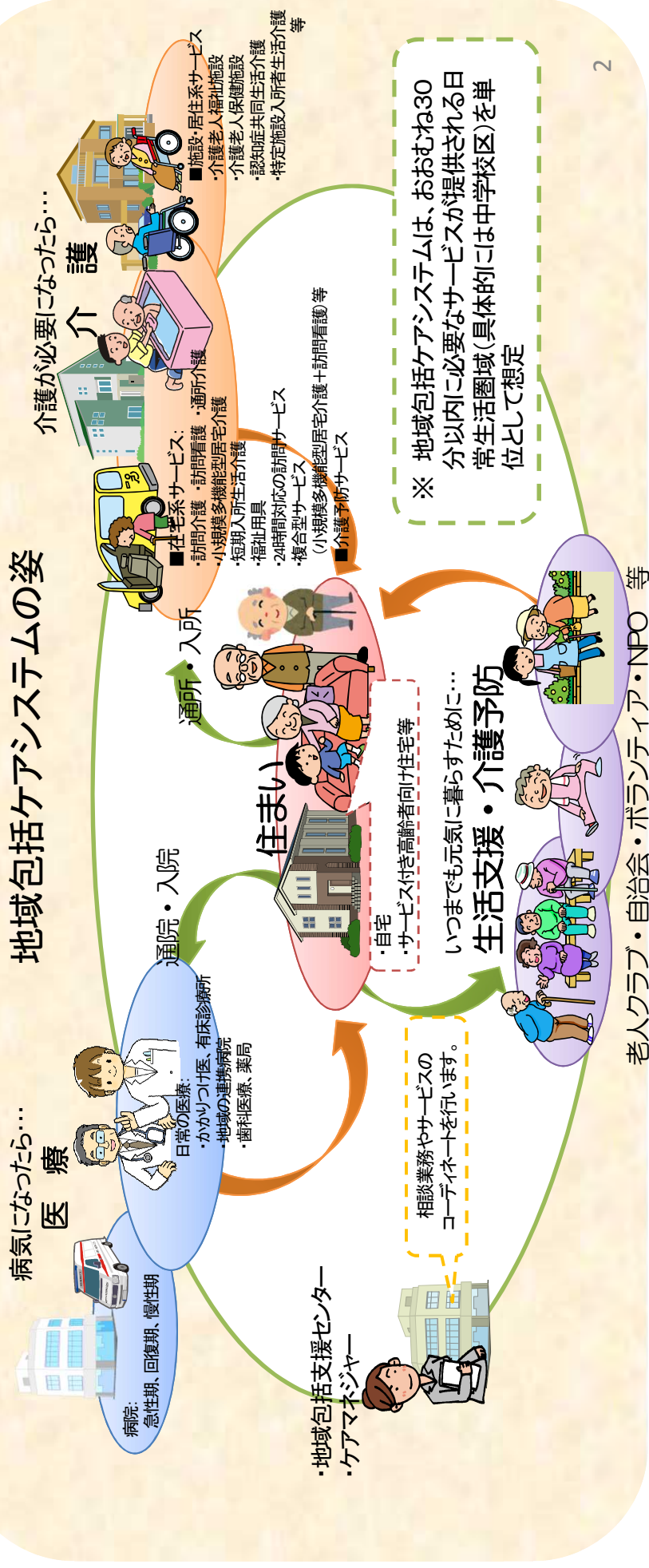
医療・介護連携技術推進官 秋野 憲一

# 本日のアウトライン

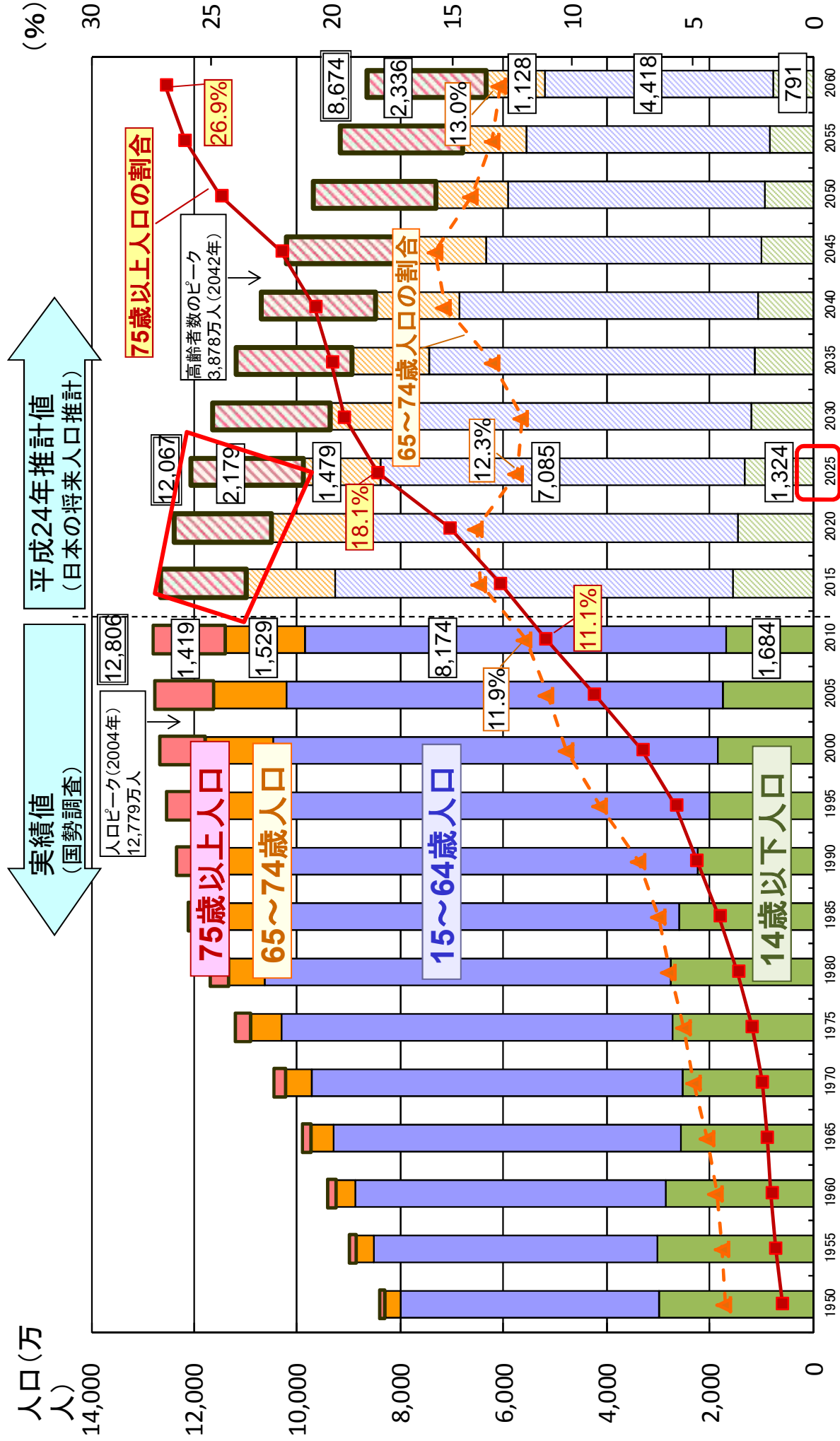
1. 介護保険制度を取り巻く状況と方向性
2. 地域包括ケアシステムにおける歯科保健  
医療の役割

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

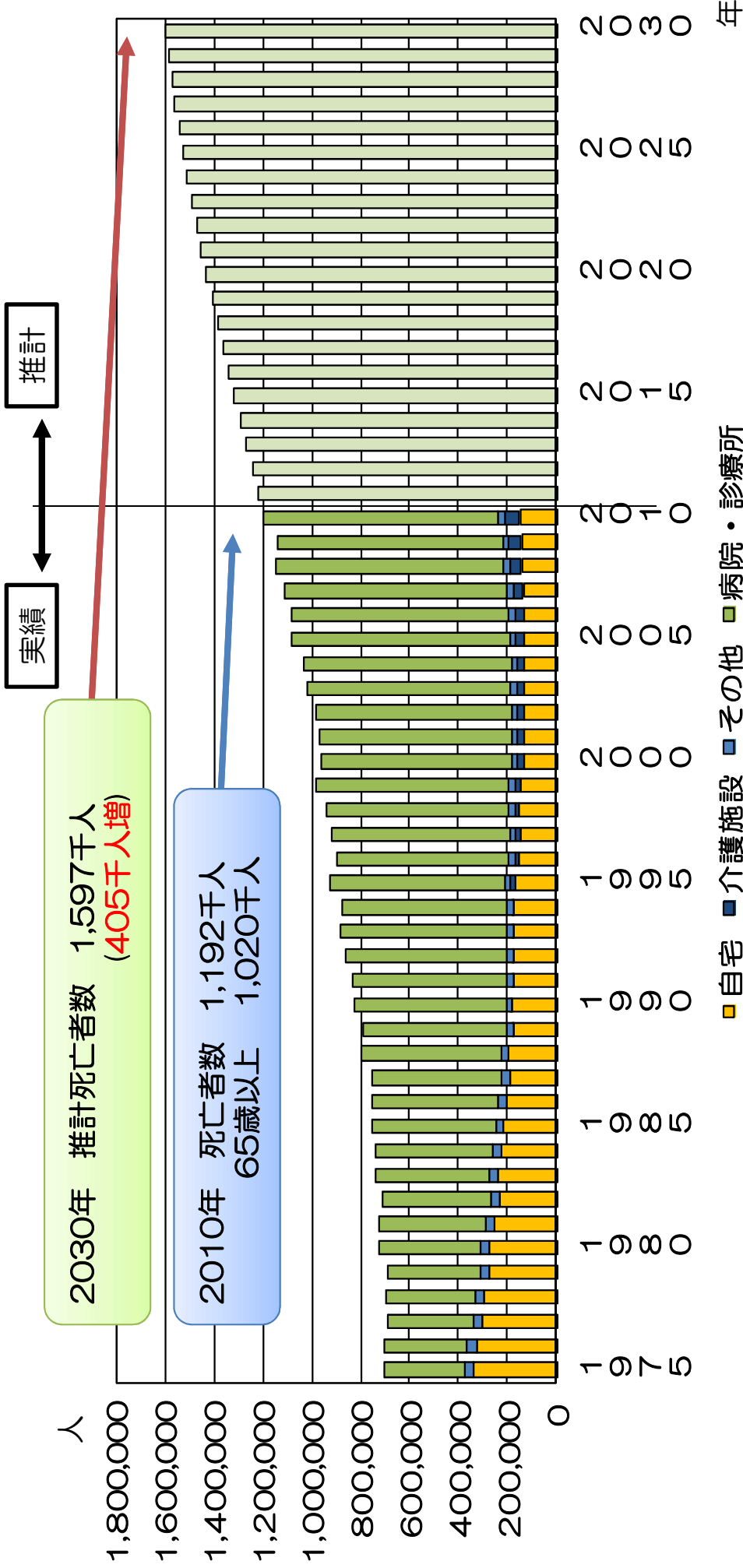


# 75歳以上の高齢者数の急速な増加



(資料) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計  
2010年の値は総務省統計局「平成22年国勢調査による基準人口」(国籍・年齢「不詳人口」を按分補正した人口)による。

# 死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計



## 課題

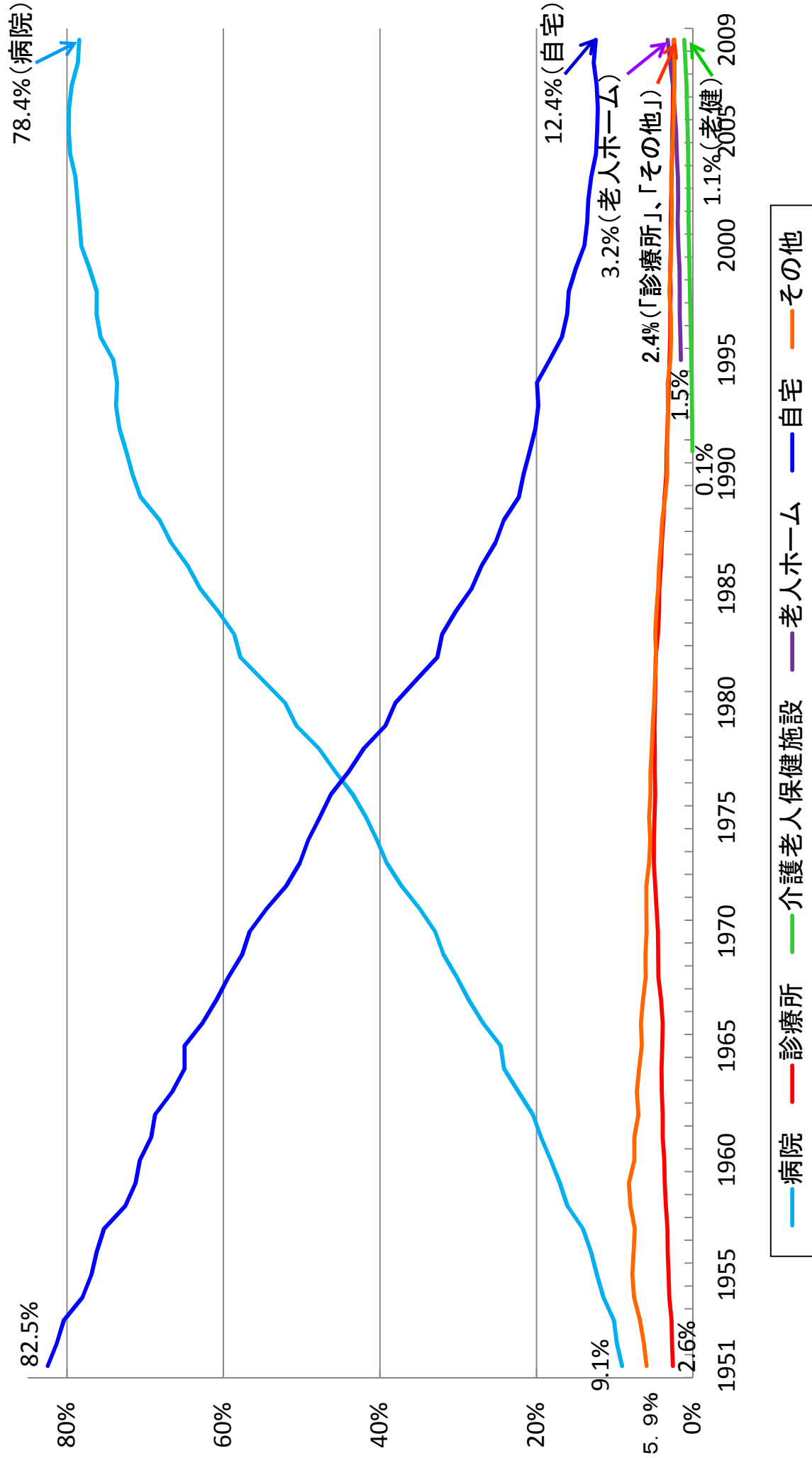
2030年までに約40万人死亡者数が増加すると見込まれるが、看取り先の確保が困難

【資料】 2010年(平成22年)までの実績は厚生労働省「人口動態統計」  
2011年(平成23年)以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年度版)」から推定

※介護施設は老健、老人ホーム

## 死亡場所の推移

○20世紀半ばには自宅で死亡する者が8割超であったが、現在では8割近くの方が病院で死亡している。





## 2. 地域包括ケアシステムにおける 歯科保健医療の役割



- 認知症対策における歯科の役割
- 在宅療養における歯科の役割
- 介護予防と地域ケア会議における歯科の役割
- 介護保険施設における歯科の役割



# 認知症施策推進総合戦略(新オレシジプラン)

## ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加 2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) ⇒ 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人によりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

## 新オレシジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は 介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

## 七つの柱



# 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

## 【基本的考え方】

- 容態の変化に応じて医療・介護等が有機的に連携し、適時・適切に切れ目なく提供
  - 発症予防 発症初期 急性増悪時 中期 人生の最終段階
- 早期診断・早期対応を軸とし、妄想・うつ・徘徊等の行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等が見られても、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み

## ① 本人主体の医療・介護等の徹底

## ② 発症予防の推進

## ③ 早期診断・早期対応のための体制整備

- かかりつけ医の認知症対応力向上、認知症サポート医の養成等
- 歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上
- 認知症患者医療センター等の整備
- 認知症初期集中支援チームの設置

【かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数(累計)】(目標引上げ)

現行プラン: 2017(平成29)年度末 50,000人 ⇒ 新プラン: 60,000人

【認知症サポート医養成研修の受講者数(累計)】(目標引上げ)

現行プラン: 2017(平成29)年度末 4,000人 ⇒ 新プラン: 5,000人

【認知症初期集中支援チームの設置市町村数】(目標引上げ)

新プラン: 2018(平成30)年度からすべての市町村で実施

# 認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

## 早期診断・早期対応のための体制整備

- 歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じてこれらの専門家が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進する。このため、歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修の在り方について検討した上で、関係団体の協力も得ながら研修を実施する。【厚生労働省】

**歯科医師**及び**薬剤師**については、認知症の早期発見における役割だけでなく、**かかりつけ医と連携して、口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行う必要**



### 【目標値】(新設)

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (27年度)   | 歯科医師や薬剤師の認知症対応力向上を図るための研修の在り方について検討 |
| (28年度以降) | 関係団体の協力を得て研修実施                      |



- 認知症対策における歯科の役割
- **在宅療養における歯科の役割**
- 介護予防と地域ケア会議における歯科の役割
- 介護保険施設における歯科の役割

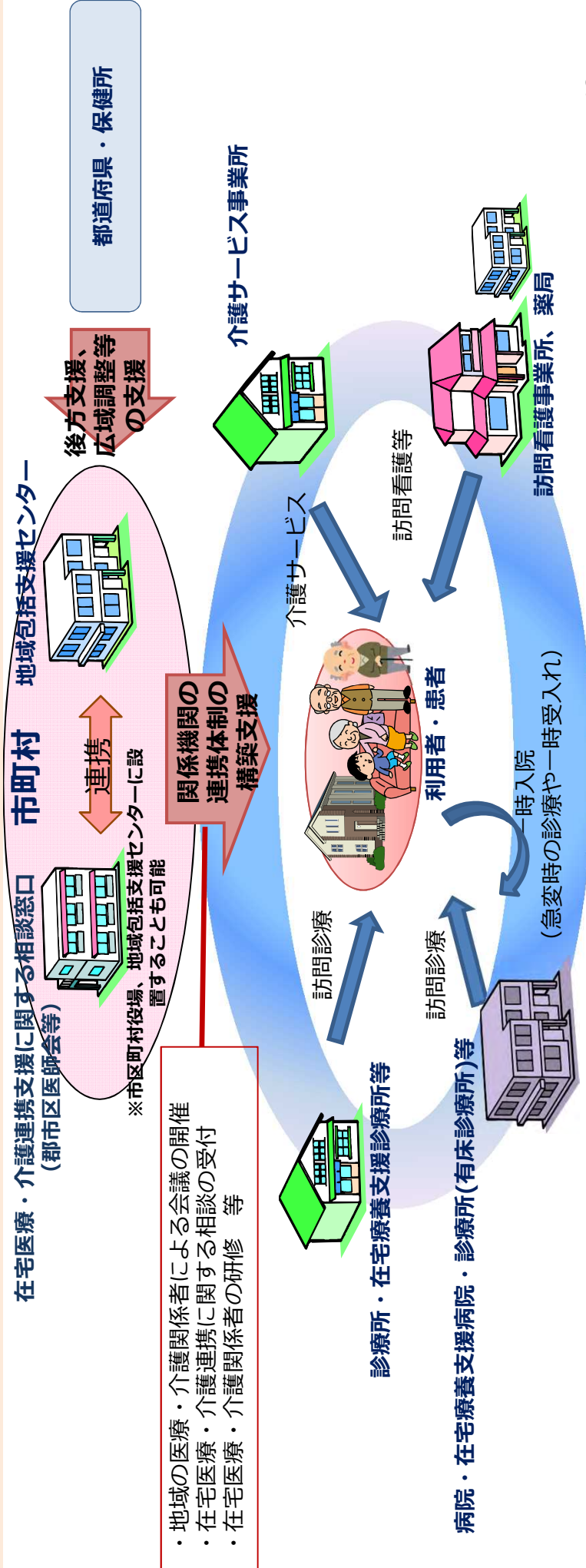


# 在宅医療・介護連携の推進

○ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

- （※）在宅療養を支える関係機関の例
- ・ 診療所・在宅療養支援診療所・**歯科診療所等**（定期的な訪問診療等の実施）
  - ・ 病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
  - ・ 訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
  - ・ 介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○ このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



# 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

## ○事業項目と取組例

### （ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



### （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

### （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

### （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

### （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

### （キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



### （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

# 多職種研修の実施による在宅医療・介護連携の推進

1 多職種研修におけるグループワーク等を通して、

- ① ネットワークづくり
- ② 新たな知識の獲得(レベルの向上)
- ③ 他職種からのフィードバック  
(モチベーションの向上)

2 多職種によるグループワークの企画・運営の経験により、

在宅サービスの実践スキルの向上、在宅医療の取組に必要なコミュニケーションスキルの向上、チームビルディングによる地域での在宅医療の人材が育成される。

- 地域における医療・介護関係者と知り合う(顔の見える関係性の構築)
- 他の職種の役割・能力・現状や、地域の実態・困り事等を知る
- 事例検討等を通して、それぞれの職種に求められる内容に気づく  
(他の職種からのフィードバックは、特に、医療系職種にとっては貴重な機会)



## ＜事例検討等グループワーク等の実施＞

地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護師・MSWや、ケアマネジャー等の介護関係者とのグループワークを通して、「地域には頼りになる多職種がいる」とことを知る。

在宅医療に  
取り組んでみようかな

あのケアマネさん  
に相談してみよう

この前一緒に研修し  
た〇〇先生や看護師  
の△△さんに相談し  
てみよう



## ＜医療・介護関係者及び関係団体における、在宅医療・介護連携に取り組む機運の醸成＞

多職種研修を実施するのに必要な、調整や運営を通して、行政、医療・介護関係者、関係団体の関係性が構築され、連携に対するモチベーションが高まる

## ＜在宅医療と介護の連携の推進＞



＜多職種研修で実施されるグループワークの例＞

- ・事例検討 Aさんには、どんなケアが必要？  
それぞれの職種は何をする？
- ・医療・介護資源マップの作成
- ・在宅療養を推進する上での課題と解決策 等

### ○研修運営ガイド

- 国立長寿医療研究センター／東京大学高齢社会総合研究機構／日本医師会／厚生労働省による共同名義
- 研修開催事務局が用いる手順書としての活用を想定
- 開催日程に応じていくつかのパターンを例示





- 認知症対策における歯科の役割
- 在宅療養における歯科の役割
- **介護予防と地域ケア会議における歯科の役割**
- 介護保険施設における歯科の役割



# 介護保険における口腔関連サービス

## 地域支援事業（市町村）

### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 1 一般介護予防事業 ＜介護予防普及啓発事業＞

対象者：65歳以上全ての高齢者  
事業内容：  
口腔の介護予防に関する教室・講演会の開催、住民主体の活動における健口体操等の実施、パンフレットの作成など

#### 2 介護予防・生活支援サービス事業

##### ＜通所型サービスC、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）＞

対象者：要支援者、基本チェックリスト該当者  
事業内容：  
保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるサービス

#### 通所型サービス

歯科衛生士等による口腔機能向上のプログラム（摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等）

#### 訪問型サービス

歯科衛生士等による訪問指導

※「口腔」や「歯科衛生士」が明記されていないその他のサービス類型においても、地域支援事業実施要綱の内容に合致していれば、各サービスの一環として口腔に関する介護予防の取組も可能

## 要支援1、2

### ＜居宅療養管理指導費＞

サービス内容：口腔清掃の指導、摂食・摂食・嚥下訓練  
サービス担当者：歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士  
報酬単位数：（歯科医師）同一建物居住者以外の者：5.03単位/回（月2回限度）  
同一建物居住者：4.52単位/回（月2回限度）

※ 指定居宅介護支援事業者に対する情報提供は、必須要件（歯科衛生士）同一建物居住者以外の者：3.52単位/回（月4回限度）  
同一建物居住者：3.02単位/回（月4回限度）

## 要介護1～5

### ＜口腔機能向上加算＞

サービス内容：口腔清掃の指導、摂食・嚥下訓練  
サービス担当者：歯科衛生士、看護師、言語聴覚士  
報酬単位数：（予防給付）150単位/月  
（介護給付）150単位/回（月2回を限度）

### ＜選択的サービス複数実施加算＞

サービス内容：運動機能向上/栄養改善/口腔機能向上の各プログラムを複数実施  
報酬単位数：（2種類）480単位/月  
（3種類）700単位/月



※介護予防・日常生活支援総合事業移行後における要支援者等に対する口腔機能向上加算及び選択的サービス複数実施加算については、介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービスの類型「現行の通所介護相当のサービス」または「通所型サービスA」において保険者の判断により算定が可能

## 居宅サービス

## 施設サービス

### ＜口腔衛生管理体制加算＞

内容：口腔ケアに係る介護職員への技術的助言/指導  
サービス担当者：歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士  
報酬単位数：30単位/月

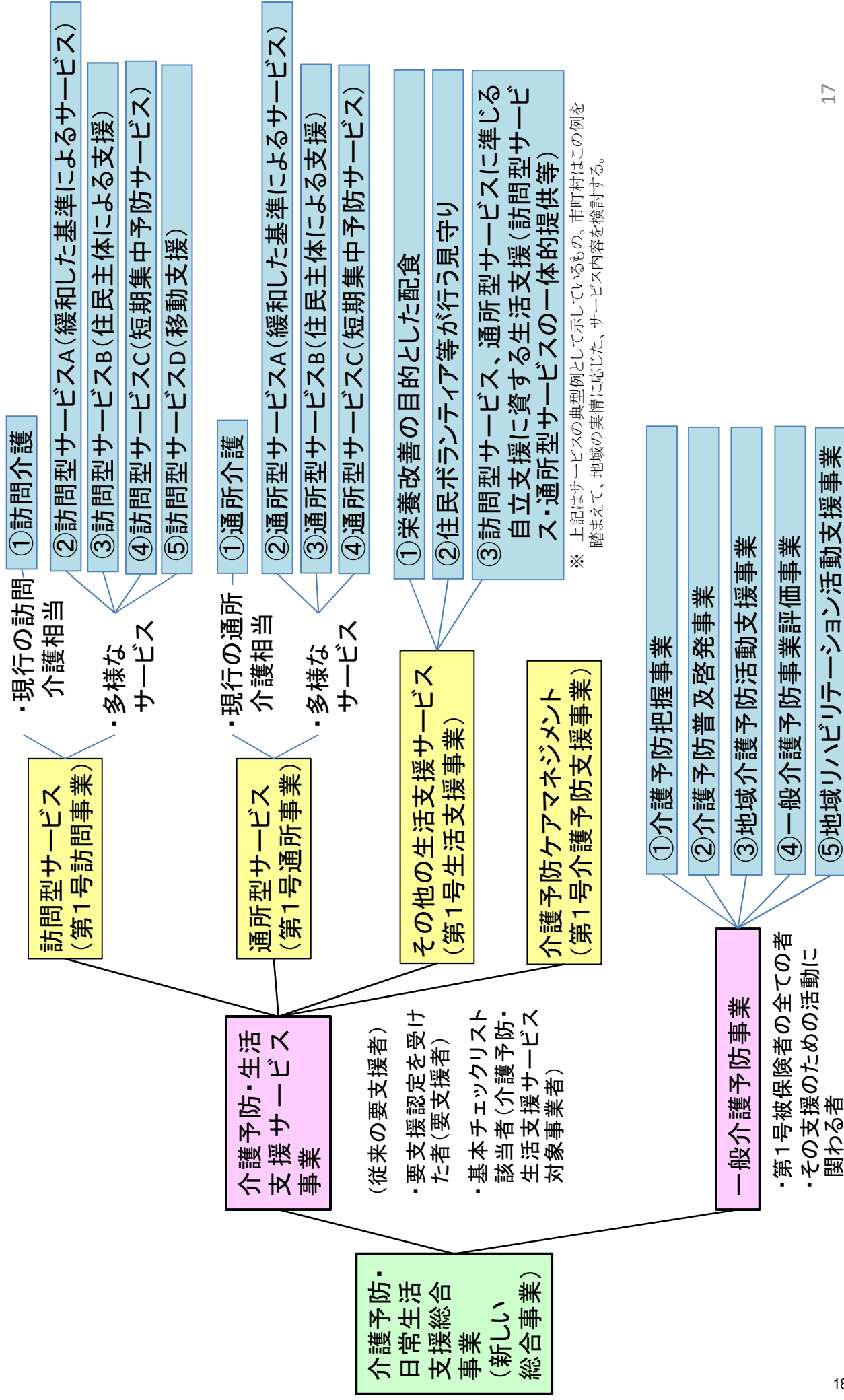
### ＜口腔衛生管理加算＞

サービス内容：入所者に対する専門的口腔ケア  
サービス担当者：歯科医師の指示を受けた歯科衛生士  
報酬単位数：110単位/月

### ＜経口維持加算Ⅱ＞

サービス内容：咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持のための支援（多職種による食事の観察や会議の実施）  
サービス担当者：歯科医師、歯科衛生士等  
報酬単位数：100単位/月

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



# 保険者機能の強化

# ～介護予防の横展開～

平成28年4月4日経済財政諮問会議  
厚生労働大臣提出資料

## 高齢者の自立支援・介護予防に取り組む先進的な保険者の取組の全国展開

高齢化が進展する中で、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた保険者の取組を一層加速化することが必要

**市町村による取組の好事例**

**例) 和光市**

介護予防への重点的な取組により、要支援者の状態が改善

**保険者のリーダーシップ**

地域のニーズ把握

保険者主導の多職種連携  
ケアマネジャー、PT、OT、管理栄養士等の多職種が集まり、個別のケアプランを地域ケア会議で検討、等々

**都道府県による普及展開の好事例**

**例) 大分県**

県の主導により市町村の取組をリード

**県のリーダーシップ**

先進地からの講師派遣・研修

専門職団体等との連携

**全国展開のポイント**

保険者のリーダーシップ

実態把握・分析・課題抽出

ノウハウの共有、人材育成

専門職団体等との連携

住民の意識向上

全国展開に向けて必要となるポイントを抽出

市町村・都道府県・国・民間の協働により全国展開を推進

**全国展開に向けた取組**

市町村の保険者機能の抜本強化策について、次期制度改正に向けて検討するとともに、可能な限り前倒し

**【検討事項の例】**

- 要介護度、介護費等の分析と課題抽出
- 具体的な数値目標の設定・達成度の評価
- 市町村の取組へのインセンティブ付け 等

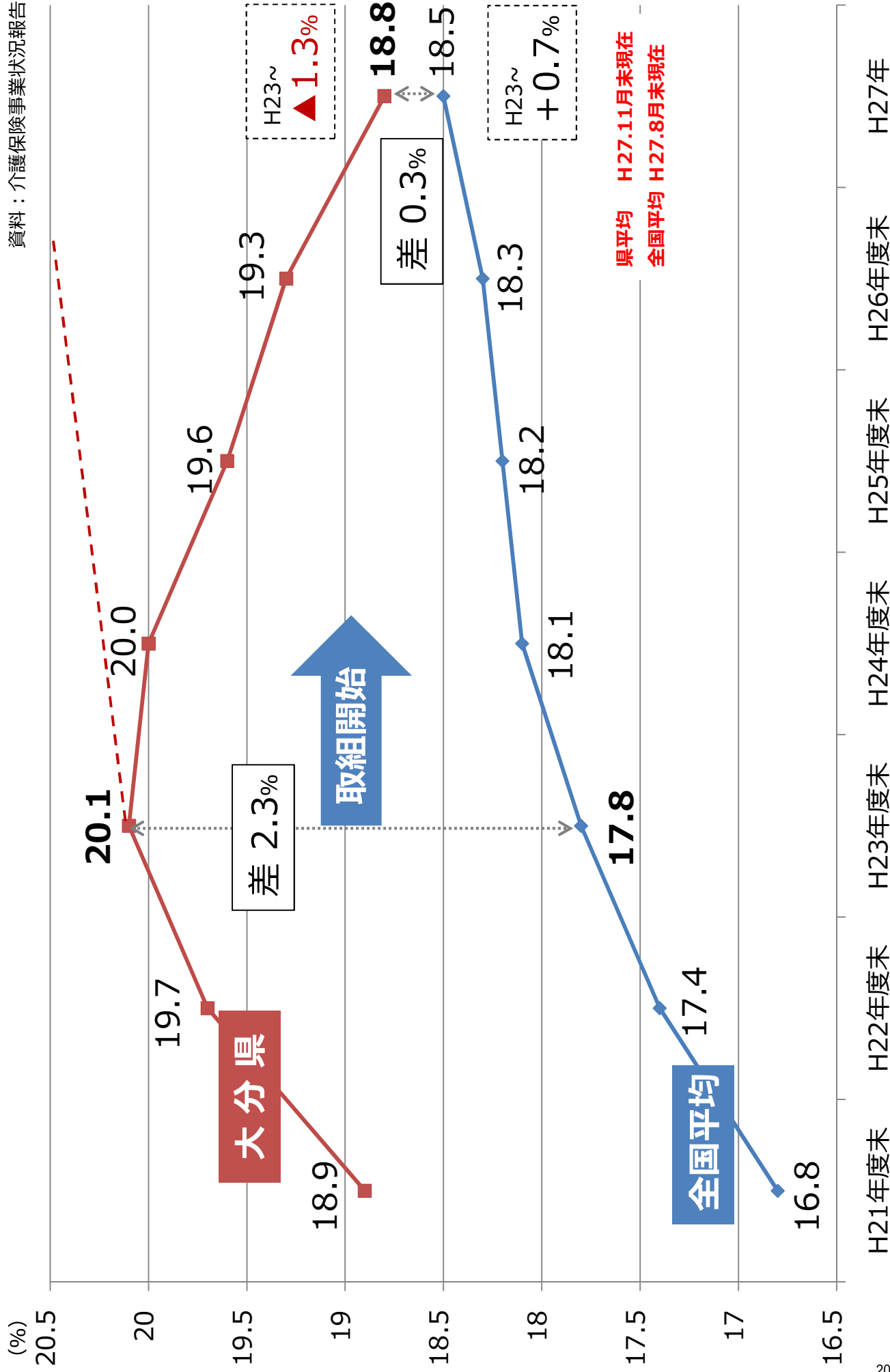
**(例) 要介護認定率の比較分析**

全国平均の認定率は4年間で上昇しているものの、和光市・大分県は低下

| 地域  | 平成23年 | 平成27年 |
|-----|-------|-------|
| 全国  | 17.3  | 18.0  |
| 和光市 | 9.6   | 9.3   |
| 大分県 | 19.6  | 18.6  |

# 要介護認定率の推移

資料：介護保険事業状況報告





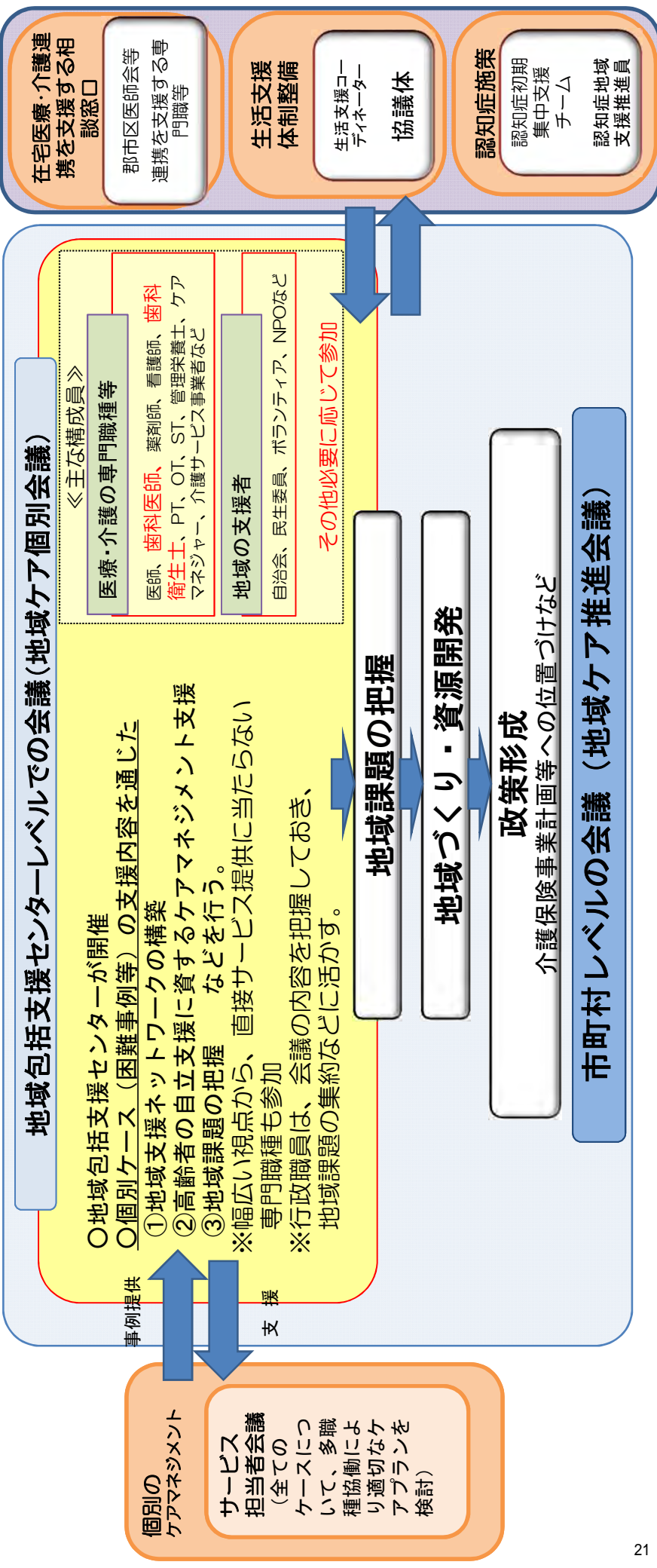
# 地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

（参考）平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



## ②和光市コミュニティケア会議

- ①地域包括ケアを念頭においた自立支援に資する高齢者（市民）に対するケアプラン等の調整・支援
- ②効果的ケアマネジメントの質の向上（給付適正効果）
- ③地域包括職員、ケアマネ及びサービス事業者等へのOJTによる専門性の向上（人材育成）
- ④他制度・他職種によるチームケアの編成支援

### 【参加者】

＜恒常的メンバー＞

保険者（市）、地域包括支援センター（5か所24人）、**歯科衛生士**、理学療法士、薬剤師、作業療法士、外部からの助言者（医師・管理栄養士、

＜個別プランに関係する時のみ参加するメンバー（例）

消費生活相談員等の市役所関係者、成年後見候補者、居宅支援事業者、訪問介護事業者、グループホーム、小規模多機能施設職員、その他社会資源関係者

○個別ケースのケアマネはじめサービス担当者 等



# 要支援・要介護者を元気に！

医療・リハ・栄養 **口腔**・薬  
剤等に関する専門職種

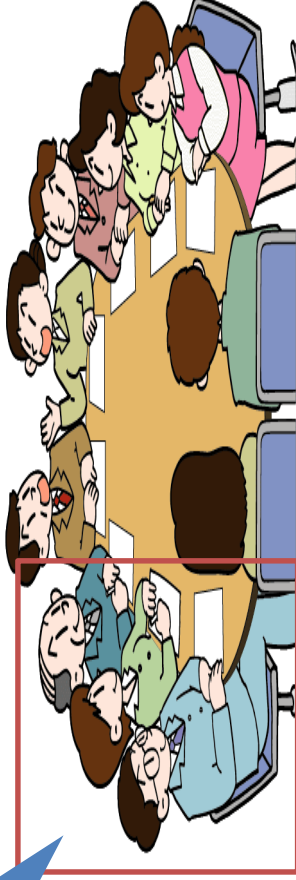
例

要支援



## 地域ケア会議

市町村  
(保険者) 地域包括支援センター



ケアプラン作成者 サービス事業所 等

### 介護保険の基本理念 = 自立支援

- ◆ 第二条第二項 | 介護保険 | 前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に充分配慮して行われなければならない。
- ◆ 第四条 | 国民の努力及び義務 | 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚し常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

- ◆ 多職種協働による協議
- ◆ インフオーマルサービスの活用
- ◆ 自立を阻害する要因の追求
- ◆ 地域課題発見・解決策の検討
- ◆ 医療との連携
- ◆ 参加者のOJT

# ケアプランの実行・評価・見直し

# 高齢者のQOLの向上

## 1. 地域ケア会議への専門職種派遣を行う都道府県数

◇H24年度：22都道府県

◇H25年度：32都道府県

H26年度：1,439人（延べ）

理学療法士（242）作業療法士（228）歯科衛生士（436）管理栄養士（447）言語聴覚士（58）訪問看護師（27）薬剤師（1）

## 2. 専門職種派遣実績の状況（H24～H25）

H26.9 県高齢者福祉課調べ

| H24     | 都道府県 | 派遣実績（延べ） | 派遣職種                                      |
|---------|------|----------|---|
| 1位      | 大分県  | 295人     | 理学療法士（61）作業療法士（52）<br>歯科衛生士（116）管理栄養士（66） |
| 2位      | 〇〇県  | 41人      | 主任ケアマネ                                    |
| 3位      | 〇〇県  | 40人      | 医師、看護師、MSW、弁護士（ほか）                        |
| （参考）全国計 |      | 548人     | ※全国計に占める大分県の割合：53.8%                      |

| H25     | 都道府県 | 派遣実績（延べ） | 派遣職種   |
|---------|------|----------|--|
| 1位      | 大分県  | 894人     | 理学療法士（164）作業療法士（154）<br>歯科衛生士（281）管理栄養士（295） |
| 2位      | 〇〇県  | 67人      | 医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士（ほか）               |
| 3位      | 〇〇県  | 57人      | 医師、保健師、精神保健福祉士、弁護士、虐待事例専門家（ほか）               |
| （参考）全国計 |      | 1,166人   | ※全国計に占める大分県の割合：76.7%                         |





- 認知症対策における歯科の役割
- 在宅療養における歯科の役割
- 介護予防と地域ケア会議における歯科の役割
- **介護保険施設における歯科の役割**

○ 高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進める。

## 1. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

(1) 中重度の要介護者等を支援するための重点的な対応

- 24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型サービスを始めとした「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供する包括報酬サービスの機能強化と、普及に向けた基準緩和
- リハビリテーション専門職の配置等を踏まえた介護老人保健施設における在宅復帰支援機能の更なる強化

(2) 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

- リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なサービス提供を推進するための理念の明確化と「活動」、「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入

(3) 看取り期における対応の充実

- 本人及び家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進するため、本人・家族とサービス提供者の十分な意思疎通を促進する取組を評価
- **施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種協働による支援を充実**

(4) 口腔・栄養管理に係る取組の充実

- **施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種協働による支援を充実**

## 2. 介護人材確保対策の推進

- 介護職員処遇改善加算の更なる充実
- サービス提供体制強化加算(介護福祉士の評価)の拡大

## 3. サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- 「骨太の方針」を踏まえたサービスに係る評価の適正化について、各サービスの運営実態や1.及び2.も勘案しつつ実施
- 集合住宅へのサービス提供の適正化(事業所と同一建物に居住する減算の適用範囲を拡大)
- 看護職員の効率的な活用の観点等から、人員配置の見直し等を実施(通所介護、小規模多機能型居宅介護等)

# 口腔・栄養管理に係る取組の充実

○ 施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

## 口から食べる楽しみの支援の充実



- ・ 咀嚼・嚥下能力に応じた食形態・水分量の工夫
- ・ 認知機能に応じた食事介助の工夫
  - ・ 食べるときの姿勢の工夫
  - ・ 机や椅子の高さ・硬さ、ベッドの角度、食具など
    - ・ 嚥下の意識化、声かけ
- ・ 食欲増進のための嗜好、温度等への配慮 等

# 口から食べる楽しめる流れの支援の流れ・効果

○ 利用者の食事の際に、多職種で食事場面を観察することで、咀嚼能力等の口腔機能や嚥下機能、食事環境、食事環境、食事姿勢等を適切に評価することができ、さらに多職種間での意見交換を通じて、必要な視点を包括的に踏まえることができる。これにより、口から食べるための日々の適切な支援の充実につながり、必要な栄養の摂取、体重の増加、誤嚥性肺炎の予防等が期待できる。

## 経口維持支援の流れの一例



介護職員  
歯科医師  
言語聴覚士  
管理栄養士  
作業療法士  
ケアマネジャー

多職種ミーラウンド、食事観察

- ・食事の環境(机や椅子の高さ等)
- ・食べる姿勢、ペース、一口量
- ・食物の認知機能
- ・食具の種類・使い方、介助法等
- ・食事摂取の状況
- ・食の嗜好



管理栄養士  
言語聴覚士  
看護師  
歯科医師  
ケアマネジャー

口腔機能評価、頸部聴診等

- ・咀嚼能力
- ・歯・義歯の状況
- ・食塊の形成・移動能力
- ・唾液分泌能
- ・嚥下機能
- ・口腔保持力

食べる様子を動画で確認しながら、全身状態、栄養状態、咀嚼能力や嚥下機能に応じた、経口維持計画の検討



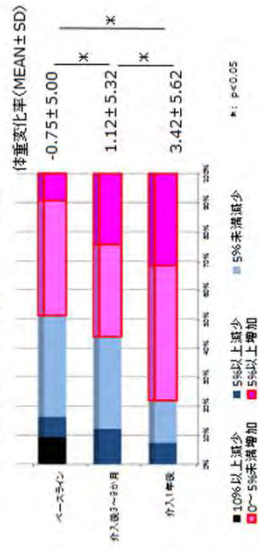
言語聴覚士  
介護職員  
作業療法士  
管理栄養士  
ケアマネジャー  
歯科医師  
医師

経口維持支援のための多職種カンファレンス

## 経口維持支援の効果

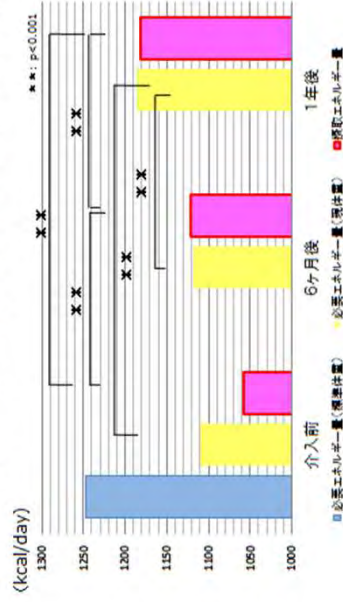
- ◆対象:介護老人福祉施設入所者50名
- ◆介入:ミーラウンド(摂食時の口腔機能や姿勢等の観察評価、頸部聴診にて摂食機能評価)及び摂食カンファレンス(口腔機能や摂食・嚥下機能評価、栄養アセスメントの情報をもとに、各フロア担当者及び看護職員等と検討)を月一回、一年間実施
- ◆結果:肺炎発症者数及び入院日数の減少、平均摂取エネルギー量の適正化(増加)、体重の増加

【体重変化率(6ヶ月)の変化】



6ヶ月前と比較して体重が増えた人の割合が増加

【必要エネルギー量に対する摂取エネルギー量の変化】



入所者平均摂取エネルギー量が増加



## 経口維持加算の見直し

- 現行のスクリーニング手法別の評価区分を廃止し、多職種による食事の観察(ミールラウンド)やカンファレンス等の取組のプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持のための支援を評価。

経口維持加算(Ⅰ): 28単位/日

又は

経口維持加算(Ⅱ): 5単位/日

再編・充  
実

経口維持加算(Ⅰ): 400単位/月

経口維持加算(Ⅱ): 100単位/月(新設)

## 経口移行加算の見直し

- 経管栄養により栄養を摂取している入所者が経口移行するための取組として、現行の栄養管理に加え、経口移行計画に基づき、摂食・嚥食・嚥下機能面に関する支援を併せて実施(単位数は改定後も同様)。

## 療養食加算の見直し

- 入所者の摂食・嚥下機能面の取組を充実させるため、経口移行加算又は経口維持加算の算定対象の範囲を拡大するとともに、評価を見直す。

23単位/日

18単位/日

【改定後】

|      | 経口維持加算(I)  | 経口維持加算(II)   |
|------|--|--|
| 算定要件 | <p>月1回以上、多職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者等が経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合に算定。療養食加算の併算定可。</p>   | <p>介護保険施設等が<u>協力歯科医療機関</u>を定め、<u>医師(配置医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上</u>が<u>食事の観察及び会議</u>等に加わった場合(※)に、<u>経口維持加算(I)</u>に加えて(II)を算定。療養食加算の併算定可。</p> |
| 対象者  | <p><u>摂食機能障害(食事の摂取に関する認知機能障害を含む)を有し、水飲みテストや頸部聴診法等により誤嚥が認められる(食事の摂取に関する認知機能の低下から嚥下機能検査が困難である場合等を含む)ことから、経口による継続的な食事の摂取を進めるための特別な管理が必要である者</u></p> |  |
| 単位数  | 400単位/月  | 100単位/月  |

(注) 経口維持加算(II)の算定は、経口維持加算(I)の算定が前提であるため、(※)を実施した場合は、合計で500単位/月の算定が可能。

# 多職種経口摂取支援チームマニュアル-経口維持加算に係る要介護 高齢者の経口摂取支援にむけて-平成27年度版 (Ver. 1.0)

平成27年度厚生労働科学研究費補助金  
(長寿科学総合研究事業)

「要介護高齢者の経口摂取支援のための  
歯科と栄養の連携を推進するための研究」  
研究班 主任研究者 枝広あや子

【ダウンロードURL】

[http://www.tmghig.jp/J\\_TMIG/images/press/pdf/manual20160620.pdf](http://www.tmghig.jp/J_TMIG/images/press/pdf/manual20160620.pdf)

●家族説明用パンフレット

[http://www.tmghig.jp/J\\_TMIG/images/press/pdf/leaflet20160620.pdf](http://www.tmghig.jp/J_TMIG/images/press/pdf/leaflet20160620.pdf)





## 地域包括ケアにおける歯科保健医療の役割(私見)

- 認知症対策における歯科保健医療の役割
  - － 増加する認知症の方々への歯科医療
- 在宅療養における歯科保健医療の役割
  - － 終末期を含めた在宅療養への訪問歯科診療
  - － 医療介護の多職種連携への積極的な参加
- 介護予防と地域ケア会議における歯科保健医療の役割
  - － 介護予防・日常生活支援総合事業における口腔機能向上サービス等
  - － 地域ケア会議への歯科衛生士等の積極的な参加
- 介護保険施設における歯科保健医療の役割
  - － 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア
  - － 経口維持支援への積極的な参加



# 兵庫2030年の展望

## 「すこやか兵庫」をめざして

— 五国を活かし

日本を先導 世界につなぐ —

2018年10月

兵 庫 県

# I 策定趣旨

## ■ 時代の転換期

- 本格的な人口減少や少子高齢化の進行など、兵庫を取り巻く環境は大きく変化
- 時代の転換期の中で将来の不透明感が拡大

## ■ 未来を拓く展望の共有

- 兵庫の将来を確かなものとしてくためには、進むべき道を県民と広く共有することが必要
- 2030年のめざす姿や新たな兵庫づくりの基本方針等を「兵庫2030年の展望」として取りまとめ



# II 2030年に向けた環境変化

## 1 進行する人口減少と少子高齢化

### ■ 人口減少・少子高齢化の進行

|                  | 2015年 | 2030年            |
|------------------|-------|------------------|
| 総人口              | 553万人 | 527万人<br>(▲26万人) |
| 年少人口(0~14歳)      | 71万人  | 66万人             |
| 生産年齢人口(15~64歳)   | 328万人 | 302万人            |
| 拡大生産年齢人口(15~74歳) | 407万人 | 363万人            |
| 後期高齢者人口(75歳以上)   | 69万人  | 98万人             |

※2030年人口は、兵庫県地域創生戦略に基づき自然増・社会増対策後の人口(2060年450万人)をベース  
2015年総人口は年齢不詳含む

### ■ 都市部でも人口減少局面へ移行

2025年頃 東灘区 西宮市      2030年頃 灘区

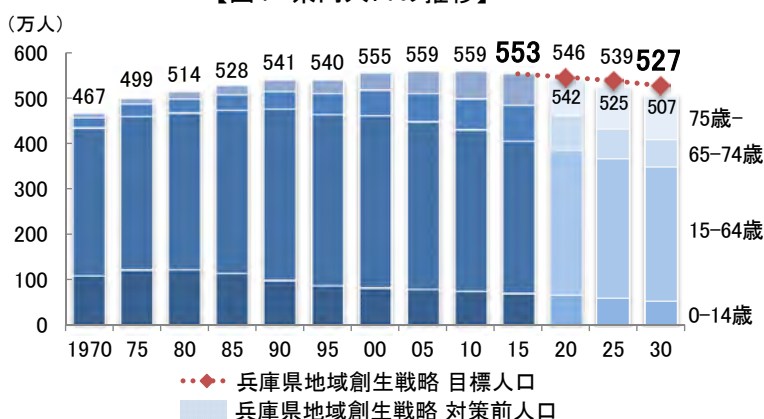
### ■ 人口の偏在化

| 地域                 | 2015年-2030年 |
|--------------------|-------------|
| 神戸・阪神南・阪神北・東播磨・中播磨 | ▲3.3%       |
| 北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路   | ▲11.5%      |

### ■ 介護需要の増加

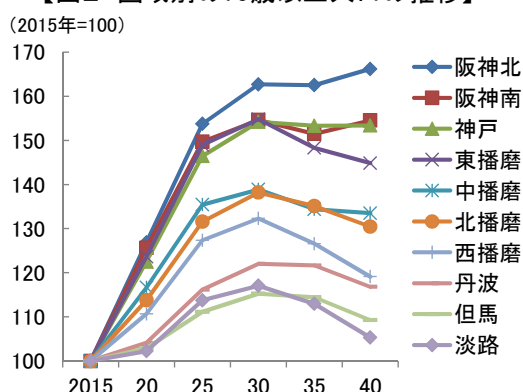
|             | 2015年 | 2030年 |
|-------------|-------|-------|
| 要介護等認定者数(県) | 29万人  | 41万人  |

【図1 県内人口の推移】



出典 「兵庫県地域創生戦略」(2016)

【図2 圏域別の75歳以上人口の推移】



出典 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018)

## 2 浸透する革新技术

### ■ 革新技术の浸透 (AI・IoT・ロボット)

|     |                              |                                |
|-----|------------------------------|--------------------------------|
| 暮らし | ○モバイル決済、デジタル通貨<br>○AI家電、自動翻訳 | ○シェアリングエコノミー<br>(特技や遊休資産の活用拡大) |
| 移動  | ○自動運転<br>○コネクティッドカー          | ○ドローン配送<br>○トラックの隊列走行          |
| 健康  | ○遠隔診療<br>○先制医療、個別化医療         | ○介護ロボット<br>○AIを用いた診断支援         |
| 産業  | ○省人化・無人化工場<br>○消費者データによる需要予測 | ○スマート農業<br>○バックオフィス業務の自動化      |

### ■ 先端産業の成長

| 区分    | 航空機産業 | ロボット  | 水素エネルギー | 再生医療  |
|-------|-------|-------|---------|-------|
| 2015年 | 1.8兆円 | 1.6兆円 | -       | 270億円 |
| 2030年 | 3兆円   | 7兆円   | 1兆円     | 0.6兆円 |

出典 経済産業省「新産業・新市場の創出に向けて」(2012)、「ロボット産業市場動向調査」(2013)、「水素・燃料電池ロードマップ」(2016)、(株)シード・プランニング「国内の再生医療周辺産業の将来予測」(2018)

## 3 多様化する働き方

### ■ 働き方の多様化

- ・テレワーク (サテライトオフィス、在宅勤務等) が広く普及
- ・兼業・副業を認める企業が拡大
- ・ライフスタイルにあわせて働くフリーランスが増加
- ・事業立ち上げコストの低下等により起業が増加

### ■ ワーク・ライフ・バランスの進展

- ・長時間労働の是正 (時間外労働の上限規制導入)
- ・仕事と育児・介護の両立支援制度の充実
- ・短時間正社員制度や勤務地限定正社員制度等の導入企業の増加
- ・「ひよご仕事と生活の調和推進企業宣言」の登録企業の増加

## 4 到来する大交流時代

### ■ 世界人口の増加

|        |        |               |
|--------|--------|---------------|
| 2015年  | 2030年  | 全世界 +12.0億人   |
| 73.5億人 | 85.5億人 | うち アジア +5.6億人 |
|        |        | アフリカ +5.1億人   |

|             |             |         |
|-------------|-------------|---------|
| ■ 外国人旅行者の増加 | 2017年       | 2030年   |
|             | (国) 2,869万人 | 6,000万人 |
|             | (県) 158万人   | 600万人   |

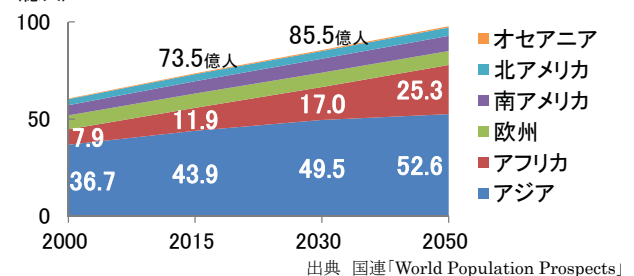
|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| ■ 留学生の増加 | 2006年      | 2017年  |
|          | (国) 11.6万人 | 18.5万人 |
|          | (県) 3,656人 | 5,914人 |

|                  |       |       |
|------------------|-------|-------|
| ■ 世界の貨物量 (海上輸送量) | 2005年 | 2017年 |
|                  | 78億t  | 116億t |

|               |                      |       |
|---------------|----------------------|-------|
| ■ 情報共有のグローバル化 | 2005年                | 2017年 |
|               | 世界のスマートフォン保有者割合 0.9% | 61%   |

|              |                    |       |
|--------------|--------------------|-------|
| ■ 都市農村の環流の拡大 | 2005年              | 2014年 |
|              | 都市住民の農村 (30代) 17%  | 33%   |
|              | 定住願望 (国) (40代) 16% | 35%   |

【図3 世界人口の推移予測】



### ■ 陸海空の交通インフラの充実

| 区分 | 内容  |
|----|---|
| 道路 | ・中国横断自動車道姫路鳥取線(2020年度完成)<br>・大阪湾岸道路西伸部[六甲アイランド北～駒栄]、名神湾岸連絡線、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道浜坂道路Ⅱ期、北近畿豊岡自動車道[日高神鍋高原～豊岡]、東播磨道(2030年頃までの完成)<br>・山陰近畿自動車道[全線]、北近畿豊岡自動車道[全線]、播磨臨海地域道路(早期完成に向けた整備推進) |
| 空港 | ・関西3空港の一体運営、伊丹・神戸の国際化の推進  |
| 港湾 | ・神戸港の国際戦略港湾としての競争力強化に向けた基盤整備  |
| 鉄道 | ・リニア中央新幹線 名古屋-大阪間(2037年頃開業想定)<br>(8年前倒しの場合)<br>・北陸新幹線 敦賀-大阪間(リニアとの同時開業に向け努力)  |

## 5 高まる災害リスクと持続可能な環境づくり

### ■ 南海トラフ地震

- 【南海トラフ地震の発生の可能性】
- ・地震の規模 M8～9クラス
  - ・発生確率 30年以内に70%～80%

### ■ 多発する豪雨

|                           |            |            |
|---------------------------|------------|------------|
| 1時間に80mm以上の降水発生回数(全国・年平均) | 1976～1985年 | 2008～2017年 |
|                           | 10.7回      | 18.1回      |

### ■ パリ協定の発効

- 【温室効果ガス削減目標(2013年→2030年)】
- 県 △26.5% <国 △26.0%>
- ・産業部門：省エネ機器等の導入等
  - ・家庭部門：住宅の省エネ化等
  - ・運輸部門：次世代自動車の普及等

### ■ 水素社会の到来

- 【2030年頃の普及イメージ】(国ロードマップ)
- ・発電事業用水素発電の本格導入、パイプラインによる水素輸送
  - ・海外からの未利用工ネ由来水素の製造、輸送・貯蔵の本格化

## Ⅲ めざす姿

### 「すこやか兵庫」の実現

～五国を活かし 日本を先導 世界につなぐ～

- 兵庫は明治の開港以来、海外の文明を取り入れ、日本の発展を牽引してきた。また、大都市から農山村まで多様な地域から成り、日本の縮図と呼ばれる。このような兵庫だからこそ、これからも五国の多様性を活かして、日本の未来を先導し、世界へつなぐ役割を果たしていかなければならない。
- 物だけでなく心も豊かな生活を実現する。子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域をつくる。地域での活躍はもとより、世界に貢献する若者も育成する。農林水産業から先端産業まで、多彩な産業が生活の質を高める役割を果たし健全に発展する。地域の個性と強みを活かし合い、ともに栄える五国をつくる。
- 2030年の兵庫は、生活も、人も、産業も、地域も、すべてがバランスした「すこやか兵庫」の実現をめざす。

## Ⅳ 基本方針

### 「未来の活力」の創出

～人口が減っても活力が持続する兵庫～

### 「暮らしの質」の追求

～豊かな生活ができる兵庫～

### 「ダイナミックな交流・環流」の拡大

～活躍の舞台が広がる兵庫～

## Ⅴ 兵庫の2030年の姿

- 1 価値創造経済
- 2 全員活躍社会
- 3 充実する「自分時間」
- 4 未来に挑む人づくり
- 5 子育て安心社会
- 6 進む健康長寿
- 7 安全な暮らし
- 8 環境先進地
- 9 みけつくに 御食国ひょうご
- 10 交流五国
- 11 豊かな生活空間

兵庫県企画県民部ビジョン局ビジョン課  
神戸市中央区下山手通5-10-1  
電話078-341-7711(代)  
FAX 078-362-3950  
E-mail vision@pref.hyogo.lg.jp



## 新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン

令和2年8月

公益社団法人 日本歯科医師会

## 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 新型コロナウイルスの基本知識.....   | 1  |
| 2. 歯科医療機関における感染予防策 ..... | 6  |
| (1) 標準予防策とは.....         | 6  |
| (2) 診療に関する留意点.....       | 6  |
| (3) 診療環境に関する留意点.....     | 11 |
| (4) スタッフに関する留意点.....     | 12 |
| (5) マスクについて .....        | 12 |
| 3. チェックリスト .....         | 14 |
| 4. 認証の仕組み .....          | 15 |



## 1. 新型コロナウイルスの基本知識

2020年に入り、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）が世界中で猛威を奮い、3月11日にWHOがパンデミック（世界的流行）を表明し現在に至っている。

これまでにヒトに感染するコロナウイルス（CoV）として、4種類のウイルス（229E、OC43、NL63、HKU-1）がヒトに日常的に感染し、風邪症候群の原因（全体の10～15%）となることが知られていた。これらに加え、2002年から2003年にかけて中国で猛威を奮った重症急性呼吸器症候群（SARS）の病原体 SARS-CoVと2012年に中東や韓国等で流行した中東呼吸器症候群（MERS）の病原体MERS-CoVとが加わった。SARS-CoV-2はSARS-CoVと遺伝子レベルで約80%、コウモリCoVとは約90%同じであることが報告され、国際ウイルス分類委員会は新型コロナウイルスの名称をSARS-CoV-2と決定、WHOがSARS-CoV-2によって引き起こされる感染症の名称をCOVID-19と名付けるに至っている。SARS-CoV-2は、ゲノムであるRNAをタンパク質の殻であるカプシドと脂質のエンベロープとが覆っている。（図1、2）エンベロープは消毒薬に感受性を示すため、消毒によりウイルスは失活し感染性を失う。

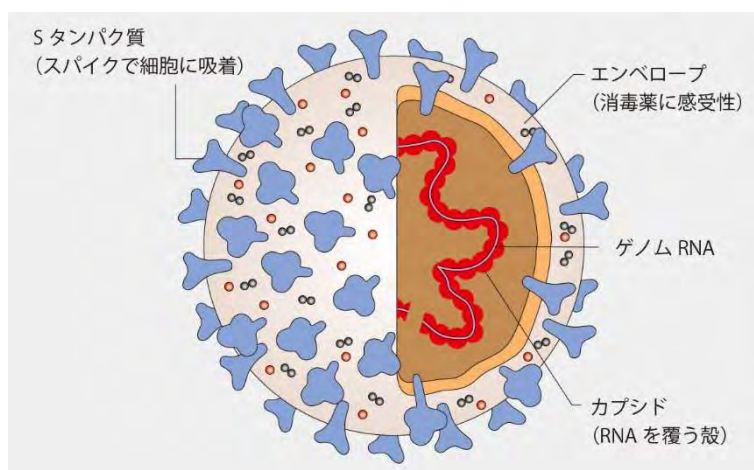


図1 SARS-CoV-2の模式図

ゲノムRNAをカプシドとエンベロープとが覆うだけの単純な構造をしている。エンベロープにはスパイク（Sタンパク質）が存在する。治療薬として有望視されているレムデシビルや本邦で開発されたアビガンはウイルスRNAの複製を阻害する。Sタンパク質はワクチンの抗原として注目されている。

（図1～5 歯界展望2020年7月号（無償公開）「新型コロナウイルスのBiology 今井健一、小林隆太郎」より引用

|      | SARS-CoV-2              | SARS-CoV             | MERS-CoV              | HCoV-229E, OC43,<br>NL63, HKU-1 |
|------|-------------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 病名   | COVID-19                | SARS<br>(重症急性呼吸器症候群) | MERS<br>(中東呼吸器症候群)    | 風邪                              |
| 発生年  | 2019年～現在                | 2002年～2003年(終息)      | 2012年～現在              | 毎年                              |
| 流行地域 | 世界中                     | 中国や香港                | アラビア半島周辺              | 世界中                             |
| 宿主動物 | コウモリの可能性                | キクガシコウモリ             | ヒトコブラクダ               | ヒト                              |
| 感染者数 | 約1740万人<br>(2020年7月末時点) | 8098人                | 2577人<br>(2020年6月末時点) | 70億人                            |
| 死亡者数 | 約68万人<br>(2020年7月末時点)   | 774人                 | 935人<br>(2020年6月末時点)  | 不明                              |
| 潜伏期間 | 1～14日と推定<br>(多くは5～6日)   | 2～10日                | 2～14日                 | 2～4日                            |

図2 人に感染するコロナウイルスの種類

SARS-CoV-2 がヒトに感染する際には、宿主の標的細胞表面に存在する受容体（レセプター）に吸着する必要がある。SARS-CoV-2 のレセプターは、SARS-CoV のそれと同じくアンジオテンシン変換酵素 2 (ACE2) であることが明らかとなっている。普段 ACE2 は血圧の調節に関わっているが、SARS-CoV-2 感染では感染の入口として関わる。SARS-CoV-2 の S タンパク質が ACE2 に結合すると、細胞への侵入が始まるが、この際、S タンパク質は宿主細胞に存在する TMPRSS2 (Transmembrane protease serine 2) と呼ばれるプロテアーゼによって切断される必要がある。(図 3)

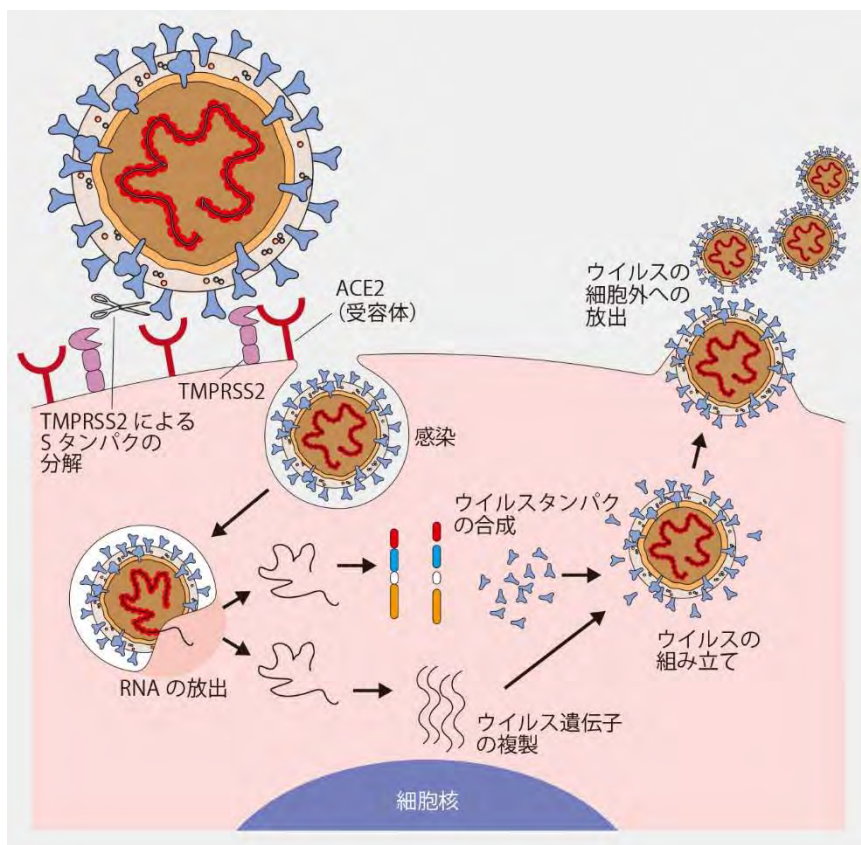


図3 SARS-CoV-2の宿主への吸着・侵入

SARS-CoV-2は、Sタンパク質がACE2に結合することにより細胞への侵入を開始する。Sタンパク質がヒト細胞に存在するプロテアーゼ：TMPRSS2などにより切断されると膜融合が進行し感染が成立する。その後、ヒト細胞の代謝系を利用することで、ゲノムRNAと構造タンパクが合成される。

SARS-CoV-2の感染経路としては、飛沫感染と接触感染とが考えられている。咳やくしゃみなどをあびることによる飛沫感染に加え、SARS-CoV-2は段ボールの表面で最長24時間、銅表面に4時間、ステンレスやプラスチック表面に2～3日生存することが示されているため、身の回りの物の表面に付着したウイルスが手指を介して、鼻、口、目の粘膜から感染すると考えられている。また、「エアロゾル感染」という表現で注目されているように、感染者と密閉空間にいて、飛沫核と同程度の大きさのエアロゾルによって感染が起こる可能性もある。(図4) さらに重要なことに、SARS-CoV-2は、肺炎発症前の「無症状」の感染者からの感染が起こるため、感染予防対策が困難となっている。したがって、自らが感染しない、または「無症状」の感染者が未感染者に移さな

いために、ヒトと接しないこと、ヒトが触ったものに触れないことが COVID-19 予防の必須条件であり、いわゆる「3密（密閉・密集・密接）」を避けることが重要となる。

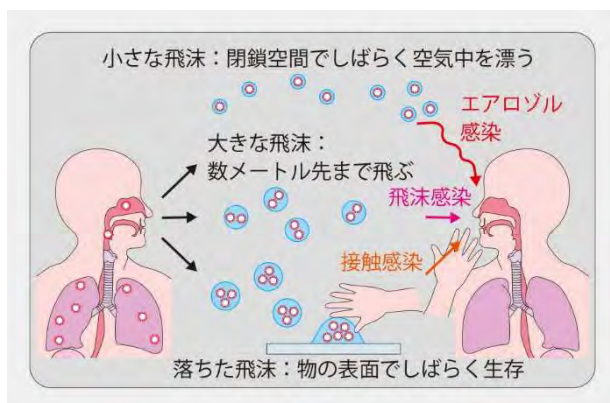


図 4 SARS-CoV-2 の感染様式

COVID-19 の臨床症状は、約 5 日の潜伏期間の後に表れ、発熱、疲労、乾咳、筋肉痛、およびのどの痛みなどを伴う。炎症が肺全体に広がって血中酸素濃度が低下し、急性呼吸窮迫症候群（ARDS）などの重篤な呼吸障害が起こると、死に至る場合がある。高齢者や慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器疾患、糖尿病や循環器疾患等の基礎疾患を有する感染者は、重症化し易いことや死亡率が高いことが報告されている。ARDS を引き起こす要因として、サイトカインストームの関与が指摘されている。特に、IL-6 等の炎症性サイトカインの上昇が死亡率と関連しており、過剰な炎症状態が予後の不良に寄与すると考えられている。また、SARS-CoV-2 が血管内皮を傷害することによって生じる微小血栓が重症化に関わることもわかってきた。口腔は SARS-CoV-2 の重要な侵入門戸であるとともに、炎症が惹起される気管支や肺など下気道への入り口でもあるため、SARS-CoV-2 感染において口腔のもつ意味は非常に重要である。COVID-19 の初期症状として、味覚異常と嗅覚異常が起こることが報告されているが、ACE2 が舌粘膜に多く発現しているため、SARS-CoV-2 が味蕾細胞に感染した結果、味覚障害が生じている可能性がある。（図 5）また、感染者の唾液中に SARS-CoV-2 が多く含まれているため、唾液が感染者の発見に有用である反面、感染源となり得る可能性がある。実際に、唾液中には鼻粘液中に匹敵するウイ



ルスが排出されており、多くの PCR 検査で両サンプルの結果が一致している。唾液の採取は鼻咽頭ぬぐい液の採取よりも低リスク、低侵襲、かつ簡便のみならず、感染者自身での実施が可能である。このようなことから、わが国でも唾液を用いた PCR 検査や抗原検査が実施されるようになった。

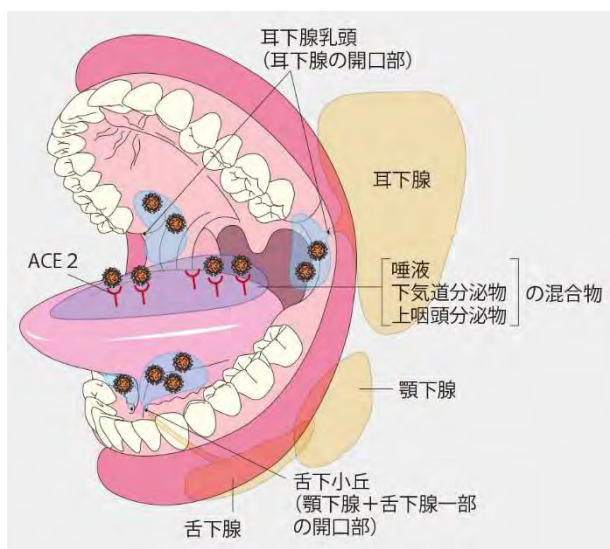


図5 口腔における ACE2 の発現と SARS-CoV-2 の排出

口腔内、特に舌背や歯肉に ACE2 が高発現しており、口腔に SARS-CoV-2 が感染する可能性がある。また、唾液中には多くの SARS-CoV-2 が存在しているため、飛沫感染やエアロゾル感染の原因となる。一方で、検査のための検体として唾液が注目されている。

COVID-19 の重症化原因として、細菌の重感染が指摘されている。感染者の気管・肺胞洗浄液や喀痰などから SARS-CoV-2 と共に、肺炎起因菌などの細菌が検出されている。口腔細菌の誤嚥も、COVID-19 重症化に関係している可能性がある。COVID-19 により入院期間が長引くほど、また SARS-CoV-2 の蔓延が長引くほど、SARS-CoV-2 感染者が口腔衛生管理等を受ける機会が減るため、口腔細菌の誤嚥による下気道の炎症が起こる機会が増えると考えられる。実際、歯周病原菌がインフルエンザの感染性を高めることや下気道において炎症性サイトカインを誘導することなどが報告されている。一方で、口腔衛生状態と口腔機能とを管理することにより、肺炎やインフルエンザの発症と、COPD や糖尿病の進行を予防できることが報告されている。COVID-19 重症化の予防のみならず、重症化の基盤となる COPD や糖尿病を防ぐ観点からも、口腔健康管理は重要であると考

えられる。

## 2. 歯科医療機関における感染予防策

### (1) 標準予防策とは

感染対策の基本となるのは、標準予防策（Standard Precautions；スタンダード・プリコーション）と感染経路別予防策である。

標準予防策は、「すべての患者のすべての湿性生体物質：血液、体液、分泌物、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等は、感染性があるものとして取り扱わなければならない」という考え方を基本としている。

### (2) 診療に関する留意点

標準予防策の遵守、患者ごとの環境消毒の配慮、それぞれの診療室環境に応じた感染予防の工夫により、院内感染対策の向上を図ることが大切である。

特に今回の新型コロナウイルスの場合は、このウイルスの特徴をよく理解したうえで、以下の点に留意して診療にあたられたい。

#### ● エアロゾル感染の概念

「エアロゾル」の定義は国により異なる部分があるが、「気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子」を指す。

「(公社)日本医師会 新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド」では「飛沫感染と接触感染が主な感染経路だがこれだけでは説明できないのが、マイクロ飛沫やエアロゾルと呼ばれるウイルスを含むごく小さな水滴からの感染である。換気のできない部屋では3時間以上も空中に浮遊し、感染の原因となりうる。また、家具や医療機器の汚染の原因となり、エアコンでこれが拡散されると普通の飛沫では届かない距離にいるヒトに感染する可能性がある。」と説明している。

#### ● 診療室内のエアロゾル対策：吸引装置の適正使用

- ・患者の口から放出される液滴とエアロゾルの分散を防ぐために、口腔内での歯科用バキュームの確実、的確な操作が求められる。
- ・また、口腔外バキューム（口腔外吸引装置）の活用も望ましい。

- ・エアタービン、ハンドピース、超音波スケーラーなどの使用時に放出される水量について意識を向け、始業点検時、診療時などこまめなチェックを行い、適正な水量調整により飛沫を最小限に押さえることも大切である。
  - ・関連事項として、治療中における飛沫防止のためラバーダムを活用を推奨する。
- 手袋、ゴーグルまたはフェイスシールドについて
    - ・手袋は患者ごとに交換する。
    - ・治療前後（手袋の装着前後）には、手指衛生（手洗い、手指消毒）を徹底する。
    - ・手袋のリーク率、つまり同一操作を行った後の穴あきや破損などは、ラテックス手袋では0～4%、ニトリル手袋が1～3%と低いのに対し、ビニール手袋では26～61%と高いことも報告されている。そこで、手袋を外したあとには、必ず手指消毒を行う必要がある。
    - ・エアロゾルへの対策としてこれらの装着が必要となる。新型コロナウイルスは、口、鼻、目の粘膜から侵入してくる。眼への曝露の可能性もあるため、眼鏡ではなく、ゴーグルまたはフェイスシールドを装着することが必要である。手袋などの個人防護具を外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に廃棄する。
  - 歯科用ユニット、周囲、その他接触部位の消毒
    - ・新型コロナウイルスは、エンベロープを有するためアルコールにより不活化する。また、環境消毒には次亜塩素酸ナトリウム水溶液も用いることができる。有効性を高めるためにアルコールは60%以上、次亜塩素酸ナトリウム水溶液は0.05%の濃度が推奨されている。
    - ・ドアノブなど患者が触れた部位および触れた可能性のある高頻度接触部位に対しては、抗ウイルス作用のある消毒剤を含有させたクロスを用いての清拭が有効である。  
次亜塩素酸ナトリウム水溶液は、ユニット内部や設備品に錆が生じて故障の原因になることもあるので、水拭きをすることも大切である。また、食品用ラップやアルミホイルを利用して治療時の接触部位にラッピングを行うことも有効とされている。
    - ・ユニット周りだけでなく、レセプトコンピューターなどの周辺機器も清拭するようにする。
    - ・トイレについても、使用ごとに（使用ごとが難しい場合は定期的に）ドアノブ、便座、流しハンドルなどを清拭するようにする。  
そして、環境消毒を行うスタッフは、手袋、マスク、ゴーグルを着用するよ

うにする。

- なお、いわゆる「空間除菌」と称する消毒薬を噴霧する感染対策は推奨されない。

各種消毒薬については、医学的な根拠に基づく効果を確認することが重要である。効果のない感染対策を信じることは、感染対策の逆効果となるため、絶対に避けるべきである。

また、次亜塩素酸ナトリウム水溶液の人がいる空間への噴霧については、目や皮膚に付着したりすると危険であり、噴霧した空間を浮遊する全てのウイルスの感染力を滅失させる保証もないことから、絶対に行わないこと。

参考) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

#### ● 印象材、技工物等の消毒

- アルジネート印象材はラバー系印象材よりも口腔内微生物が付着しやすく、アルジネート印象材では、120秒以上、シリコーン印象材で30秒以上の水洗が推奨されている。
- アルジネート印象材に付着した微生物は、印象材から石膏模型に容易に伝播するので、石膏を注入する前に消毒することが勧められている。
- 0.1～1.0%次亜塩素酸ナトリウム溶液で15～30分、2～3.5%グルタラール(グルタルアルデヒド)溶液で30～60分浸漬する方法がある。
- 完成した技工物の消毒には、逆性石けんによる洗浄、次亜塩素酸系消毒薬への浸漬、エタノールによる清拭・噴霧、紫外線照射などの方法がある。



参考：日本歯科医学会監修 エビデンスレベルに基づく一般歯科診療における  
「院内感染対策実践マニュアル」改定版 永末書店

**表1 スポルディング分類**

| リスク分類    | 対象                 | 例  | 処理方法   |
|----------|--------------------|--|--|
| クリティカル   | 口腔軟部組織、骨を貫通する器具    | ハンドピース<br>抜歯鉗子<br>メス、リーマー、<br>ファイルバー、スケーラー<br>など     | 滅菌<br>ハンドピース内は患者由来<br>物質で汚染されているので<br>クリティカルの分類<br>(熱滅菌必要) |
| セミクリティカル | 口腔内組織と接触           | スリーウェイシリンジ<br>バキュームチップ<br>ミラー、印象用トレイ、<br>レントゲンホルダーなど | 高水準消毒  |
| ノンクリティカル | 医療機器表面<br>(高度接触部位) | 歯科用ユニット周囲<br>ライトハンドル<br>歯科用エックス線装置など                 | 中または低水準消毒<br>0.1% 次亜塩素酸による<br>清拭清掃                         |
| ノンクリティカル | ハウスキーピング           | 床、ドアノブ   | 定期清掃、汚染時清掃   |

※ガラスピース滅菌は、滅菌不良の可能性が高いため、FDA（米国食品医薬品局）は医療としての使用は禁止している。

**表2 消毒薬の適応対象**

| 対象           | 薬剤  | 分類  |
|--------------|---|-----|
| 器械・器具のみに使用   | グルタラル（ステリハイド）<br>フタラル（デイスオーバ）<br>過酢酸（アセサイド 6% 溶液、アセサイド MA 6% 消毒液） | 高水準 |
| 生体のみに使用      | ポビドンヨード（イソジンなど）   | 中水準 |
| 生体、医療環境に使用   | 次亜塩素酸ナトリウム（手指：0.01～0.05%、環境：0.1%）                                 | 中水準 |
| 主に生体に使用      | クロルヘキシジン（ヒビテンなど）<br>ベンザルニコウム塩化物（オスバン、チアミトールなど）                    | 低水準 |
| 主に医療器械・器具に使用 | ベンゼトニウム塩化物（ハイアミンなど）<br>アルキルジアミノエチル（テゴー 51 など）                     | 低水準 |

**表3** 消毒薬の抗菌スペクトラム

| 区分              | 消毒薬                    | 芽胞細菌 | 結核菌 | エンベロープあり<br>ウイルス<br>肝炎ウイルスなど | エンベロープなし<br>ウイルス<br>ロタウイルスなど | 糸状真菌 | 一般細菌 |
|-----------------|------------------------|------|-----|------------------------------|------------------------------|------|------|
| 高水準<br>器械・器具のみ  | グルタラール<br>フタラール<br>過酢酸 | ○    | ○   | ○                            | ○                            | ○    | ○    |
| 中水準<br>生体・環境    | 次亜塩素酸                  | ○    | ○   | ○                            | ○                            | ○    | ○    |
|                 | ポビドンヨード<br>(生体のみ)      | ×    | ○   | ○                            | ○                            | ○    | ○    |
|                 | エタノール<br>イソプロパノール      | ×    | ○   | △                            | ×                            | ○    | ○    |
| 低水準<br>生体・器械・器具 | ベンザルコニウム塩<br>化物        | ×    | ×   | ×                            | ×                            | ○    | ○    |
|                 | クロルヘキシジン<br>グルコン酸塩     | ×    | ×   | ×                            | ×                            | ○    | ○    |
| 主に器械・器具         | ベンゼトニウム塩化<br>物         | ×    | ×   | ×                            | ×                            | ○    | ○    |
|                 | アルキノジアミノエ<br>チルグリシン    | ×    | ○   | ×                            | ×                            | ○    | ○    |

● エックス線撮影について

嘔吐反射の強い患者、喘息や呼吸器疾患がある患者など、咳やむせなどの飛沫が発生するリスクが高いと考えられる患者については、口内撮影法を避け、可能な場合は口外撮影法を検討することも必要と考える。

● 患者の健康管理

診療の際に、体調、味覚・嗅覚の異常の有無について尋ねることと体温チェックは、新型コロナウイルス感染症対策として、感染者を見つけ出すのに有効と考える。体温については、平熱より 1℃以上の体温上昇を発熱ととらえる。

※参考：新型コロナウイルス感染症を疑う症状（「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版」一般社団法人日本環境感染学会より）

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

● 治療前後の含嗽（口、喉のうがい）

治療前の感染予防として、まずは、患者に治療開始前に消毒薬で含嗽してもらい、口腔内の微生物数レベルを下げることも飛沫感染対策として、診療室の環境を清潔に保つための簡便な手段とされている。また、治療後における含嗽も感染予防に有効と思われる。

消毒薬としては、ポビドンヨード、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、クロルヘキシジンなどが挙げられる。ただし、クロルヘキシジンは、わが国では粘膜での使用でアナフィラキシーショックの事例が報告されていることから、含嗽剤としては0.05%にとどめられている。

### (3) 診療環境に関する留意点

新型コロナウイルス感染症においては、標準予防策に加え、3つの密への対策が重要なポイントとなる。つまり、密閉、密集、密接により感染拡大が起きるといえるものである。

#### ● 「密集・密接」の回避

- ・待合室密集回避のため、診療内容を把握し、診療スケジュールを調整して可能な限り予約間隔や使用ユニットの調整の検討を行うようにする。
- ・患者には予約時間遵守をお願いし、待合室の人数をできる限り少なくして「密集、密接」を回避するようにする。

#### ● 「密閉」の回避：換気

- ・定期的な窓開けなどによる換気を徹底するようにする。
- ・SARSの際に、海外の報告において、空調のある設備の整った病院より、窓を開け放っていた病院のほうが院内感染率が低かったとの報告もあり、換気的重要性が指摘されている。

#### ● 「接触感染」予防への配慮

- ・待合室・診療室の遊具などを撤去するようにする。
- ・待合室・診療室の雑誌、本など消毒が困難なものは置かないようにする。

#### ● 受付環境（サージカルマスクなどの装着）

- ・受付においても、患者との会話における飛沫感染予防として、常時、サージカルマスク、ゴーグルやフェイスシールドの装着が必要である。
- ・患者に対しては、治療行為以外の時間は原則的にユニット着席時においてもマスクの装着をしてもらうことが、飛沫感染の予防につながる。（密接での会話

などへの対応)

- ・他職業において実施されている受付におけるビニールシートやアクリル板パーテーションなどによる遮蔽も適切に設置した場合は効果的であると考えられるが、遮蔽内部の換気状態が悪い環境においては注意が必要である。
- 手指消毒の徹底
  - ・患者来院時の手洗い、手指消毒も大切である。玄関入口に手指消毒剤の設置をするようにする。

#### (4) スタッフに関する留意点

- 体調管理  
歯科医療従事者が感染源とならないために、スタッフの健康管理が大切である。
  - ・毎日欠かさず体温を計ること（朝、夜）、またそれを報告するシステム構築も有効である。
  - ・倦怠感などの症状があれば責任者に報告、相談の上、状態により自宅待機を考慮に入れる。
- 医局（スタッフルームなど）内での注意事項  
院内クラスター発生を予防するために、それぞれの診療所に応じた対策が大切である。
  - ・対面での食事は注意が必要である。
  - ・密接状態での会話は行わない。
  - ・適切な診療着の着脱や交換管理を行う。
  - ・診療室、待合室のみでなく医局（スタッフルームなど）における換気にも注意する。

#### (5) マスクについて

「マスク」は、歯科診療において重要な「個人防護具」の一つである。マスクやそのケースに記載されている表示内容から、その製品の機能や性能を理解して、適切な選択のもと正しく使用することが、感染予防に対して大切なことと考える。

マスクの規格については、国際統一はなされておらず、また各国での規格試験

の方法も異なるため比較することが困難である。海外製品購入においては、特に、その表示の意味を知ることが重要である。

### ※参考

感染拡大防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用について、院内で周知を行う。

(※ポスター等は厚生労働省ホームページからダウンロードできます)

### 3. チェックリスト

#### 歯科医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

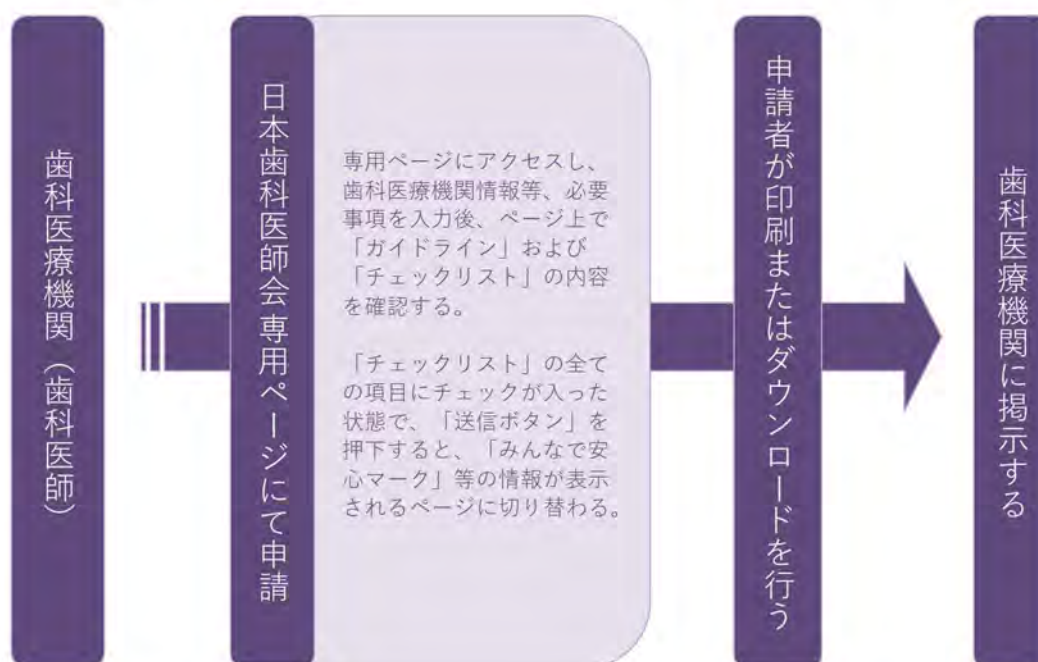
1. 職員に対して、サージカルマスクの着用や手指消毒が適切に実施されている。
2. 職員に対して、毎日の検温等の健康管理を適切に実施している。
3. 職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じている。
4. 患者、取引業者等に対して、マスクの着用、手指消毒を適切に実施している。
5. 発熱患者に対しては、事前に電話相談等を行い、帰国者、接触者センターまたは対応できる医療機関へ紹介する等の対応を講じている。
6. 待合室で一定の距離が保てるよう予約調整等必要な措置を講じている。
7. 診察室について飛沫感染予防策を講じるとともに、マスク、手袋、ゴーグル等の着用等適切な対策を講じている。
8. 共用部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施している。
9. マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じている。
10. 受付における感染予防策（遮蔽物の設置等）を講じている。
11. 職員に対して、感染防止対策に係る院内研修等を実施している。
12. チェアの消毒や口腔内で使用する歯科医療機器等の滅菌処理等の感染防止策を講じている。

#### 4. 認証の仕組み

- 本会は歯科医療機関が感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示したチェックリストを作成し、ホームページ上で運用を開始
- 歯科医療機関はチェックリストの全ての項目をチェック・実践し、WEB上で申請することで、本会が「みんなで安心マーク」をオンラインで発行
- 歯科医療機関は「みんなで安心マーク」を歯科医療機関に掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言
- 国民の皆様は「みんなで安心マーク」により、安心して歯科医療機関に来院できるとともに「みんなで安心マーク」に印刷されているQRコードをスマートフォンなどで読み取ることにより、本ガイドラインの他、日本歯科医師会の新型コロナウイルス感染症等に係る感染防止対策等の確認が可能

【フローチャート】

#### 歯科医療機関向け「みんなで安心マーク」の発行の流れ



## 歯科医療機関向け「みんなで安心マーク」



- 開始時期 令和2年8月下旬



《臨地実習施設一覧表》

Table with columns: 地域, No., 実習施設名, 住所, 実習指導者 (歯科医師, 歯科衛生士), 大学からの距離, 所要時間, 実習科目名 (基礎実習, 臨床実習, 地域歯科保健実習), 実習生人数 (1前, 2後, 3前, 2後).

※1 No.69～75の教育機関及びNo.76～87の高齢者/障がい者施設については、専任の歯科医師、歯科衛生士が常駐する場合を除いて、歯科医師・歯科衛生士の資格をもった本学の専任教員が、実習施設に直接出向いて指導を行う。
※2 No.69 2022年度に実習施設となる、西宮市教育委員会管轄の幼稚園・小学校54校は、2021年度に指定される予定で、園名及び校名は現時点では未定。

## 西宮市 公立幼稚園・公立小学校 臨地実習受入先一覧

| 区分      | 番号 | 学校園名    | 郵便番号     | 所在地（西宮市）    | 電話番号         |
|---------|----|---------|----------|-------------|--------------|
| 西宮市立幼稚園 | 1  | 浜脇幼稚園   | 662-0947 | 宮前町8-22     | 0798-33-0835 |
|         | 2  | 夙川幼稚園   | 662-0061 | 松ヶ丘町9-23    | 0798-72-2951 |
|         | 3  | 越木岩幼稚園  | 662-0095 | 美作町6-10     | 0798-72-4499 |
|         | 4  | 大社幼稚園   | 662-0866 | 柳本町1-8      | 0798-74-4051 |
|         | 5  | あおぞら幼稚園 | 662-0853 | 津田町3-40     | 0798-35-8086 |
|         | 6  | 上ヶ原幼稚園  | 662-0893 | 上ヶ原三番町6-27  | 0798-51-2700 |
|         | 7  | 門戸幼稚園   | 662-0824 | 門戸東町3-25    | 0798-52-5447 |
|         | 8  | 高木幼稚園   | 663-8031 | 伏原町3-40     | 0798-65-0055 |
|         | 9  | 春風幼稚園   | 663-8212 | 今津野田町2-6    | 0798-26-6152 |
|         | 10 | 南甲子園幼稚園 | 663-8153 | 南甲子園3丁目2-24 | 0798-46-1608 |
|         | 11 | 鳴尾東幼稚園  | 663-8136 | 笠屋町30-47    | 0798-41-4542 |
|         | 12 | 山口幼稚園   | 651-1421 | 山口町上山口1965  | 078-904-3707 |
|         | 13 | 生瀬幼稚園   | 669-1102 | 生瀬町2丁目3-16  | 0797-84-9464 |

| 区分      | 番号 | 学校園名    | 郵便番号     | 所在地（西宮市）         | 電話番号         |
|---------|----|---------|----------|------------------|--------------|
| 西宮市立小学校 | 1  | 浜脇小学校   | 662-0941 | 浜脇町5-48          | 0798-33-0668 |
|         | 2  | 西宮浜小学校  | 662-0934 | 西宮浜 4-3-12       | 0798-32-0251 |
|         | 3  | 香櫨園小学校  | 662-0952 | 中浜町3-32          | 0798-22-1030 |
|         | 4  | 安井小学校   | 662-0045 | 安井町1-25          | 0798-36-1422 |
|         | 5  | 夙川小学校   | 662-0077 | 久出ヶ谷町8-4         | 0798-72-1266 |
|         | 6  | 北夙川小学校  | 662-0074 | 石芻町11-21         | 0798-74-7009 |
|         | 7  | 苦楽園小学校  | 662-0082 | 苦楽園二番町18-12      | 0798-72-9803 |
|         | 8  | 大社小学校   | 662-0032 | 桜谷町9-7           | 0798-72-2274 |
|         | 9  | 神原小学校   | 662-0021 | 神原12-62          | 0798-72-9801 |
|         | 10 | 甲陽園小学校  | 662-0015 | 甲陽園本庄町1-72       | 0798-73-4671 |
|         | 11 | 広田小学校   | 662-0871 | 愛宕山7-24          | 0798-74-4213 |
|         | 12 | 平木小学校   | 662-0835 | 平木町4-1           | 0798-64-4000 |
|         | 13 | 甲東小学校   | 662-0823 | 神呪町3-33          | 0798-51-6677 |
|         | 14 | 上ヶ原小学校  | 662-0892 | 上ヶ原二番町3-13       | 0798-51-7554 |
|         | 15 | 上ヶ原南小学校 | 662-0883 | 上ヶ原九番町2-93       | 0798-52-3864 |
|         | 16 | 段上小学校   | 663-8006 | 段上町 7 丁目 5-21    | 0798-51-7995 |
|         | 17 | 段上西小学校  | 663-8006 | 段上町 2 丁目 8-24    | 0798-53-0560 |
|         | 18 | 樋ノ口小学校  | 663-8011 | 樋ノ口町 2 丁目 3-32   | 0798-65-6558 |
|         | 19 | 高木小学校   | 663-8032 | 高木西町17-57        | 0798-67-2567 |
|         | 20 | 高木北小学校  | 663-8024 | 薬師町7番5号          | 0798-65-6572 |
|         | 21 | 瓦木小学校   | 663-8106 | 大屋町10-20         | 0798-67-3500 |
|         | 22 | 深津小学校   | 663-8203 | 深津町5-22          | 0798-64-7241 |
|         | 23 | 瓦林小学校   | 663-8107 | 瓦林町26-19         | 0798-65-6503 |
|         | 24 | 上甲子園小学校 | 663-8113 | 甲子園口 5 丁目 9-4    | 0798-67-1518 |
|         | 25 | 津門小学校   | 663-8245 | 津門呉羽町5-13        | 0798-22-2286 |
|         | 26 | 春風小学校   | 663-8114 | 上甲子園 3 丁目 8-39   | 0798-47-1635 |
|         | 27 | 今津小学校   | 663-8228 | 今津二葉町4-10        | 0798-33-0923 |
|         | 28 | 用海小学校   | 662-0921 | 用海町3-54          | 0798-33-0760 |
|         | 29 | 鳴尾小学校   | 663-8184 | 鳴尾町 5 丁目 4-6     | 0798-47-0130 |
|         | 30 | 南甲子園小学校 | 663-8153 | 南甲子園 3 丁目 9-16   | 0798-47-0010 |
|         | 31 | 甲子園浜小学校 | 663-8185 | 古川町1-65          | 0798-47-7150 |
|         | 32 | 高須小学校   | 663-8141 | 高須町 1 丁目 1-41    | 0798-40-1300 |
|         | 33 | 高須西小学校  | 663-8141 | 高須町 2 丁目 1-44    | 0798-41-1950 |
|         | 34 | 鳴尾東小学校  | 663-8136 | 笠屋町30-50         | 0798-47-1073 |
|         | 35 | 鳴尾北小学校  | 663-8182 | 学文殿町 2 丁目 2-7    | 0798-47-1051 |
|         | 36 | 小松小学校   | 663-8123 | 小松東町 1 丁目 3-59   | 0798-47-0051 |
|         | 37 | 山口小学校   | 651-1412 | 山口町下山口 4 丁目 23-1 | 078-904-0490 |
|         | 38 | 北六甲台小学校 | 651-1413 | 北六甲台 5 丁目 4-1    | 078-903-2800 |
|         | 39 | 名塩小学校   | 669-1147 | 名塩 2 丁目 11-40    | 0797-61-0624 |
|         | 40 | 東山台小学校  | 669-1133 | 東山台 2 丁目 8-2     | 0797-61-3420 |
|         | 41 | 生瀬小学校   | 669-1102 | 生瀬町 2 丁目 26-24   | 0797-86-4601 |



近隣各歯科医師会等からの同意書

平成31年3月13日  
原本と相違ない事を証明します

学校法人 大手前学園  
理事長 福井 要





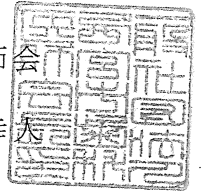
2018年 11月 7日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

一般社団法人 西宮市歯科医師会

会長 濱田 幸太



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、一般社団法人西宮市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。





2018年 11 月 26 日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

一般社団法人 尼崎市歯科医師会

会長 松田 哲



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、一般社団法人尼崎市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。



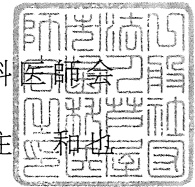
2018年12月12日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

一般社団法人 芦屋市歯科医師会

会長 上住 和也



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、一般社団法人芦屋市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。



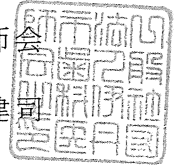
2018年 11月 27日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

一般社団法人 伊丹市歯科医師会

会長 森田 健司



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、一般社団法人伊丹市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。





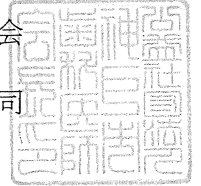
2018年 11月 26日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

公益社団法人 神戸市歯科医師会

会長 安井 仁司



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、公益社団法人神戸市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。





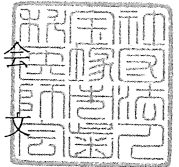
30.12.17  
2018年 月 日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

一般社団法人 宝塚市歯科医師会

会長 田川 宣文



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。



2019年 2月 14日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

一般社団法人 川西市歯科医師会

会長 藤木 薫



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、一般社団法人川西市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。



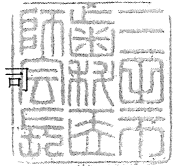
2019年 2 月 28 日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

三田市歯科医師会

会長 中道 雄司



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、三田市歯科医師会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。



2018年 11月 26日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 殿

公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会

会長 上原



### 大手前短期大学歯科衛生学科新設に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生学科が新設され、より専門的で高度な知識および技術を持った歯科衛生士の養成を計画されていることについて、公益社団法人兵庫県歯科衛生士会は、当該学科の設置に同意し、協力いたします。





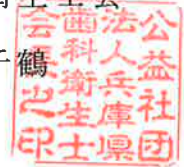
2021年4月23日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 様

公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会

会長 高橋 千鶴



大手前短期大学歯科衛生学科収容定員変更

(入学定員増) に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生士不足解消等の社会的要請に応えるため、歯科衛生学科の収容定員変更（入学定員70人→80人）を計画されていますが、公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会は当該学科の収容定員変更に同意し、協力いたします。

2021年4月27日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 様

一般社団法人 西宮市歯科医師会

会長 濱田 幸人



大手前短期大学歯科衛生学科収容定員変更

(入学定員増)に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生士不足解消等の社会的要請に応えるため、歯科衛生学科の収容定員変更（入学定員70人→80人）を計画されていますが、一般社団法人西宮市歯科医師会は、当該学科の収容定員変更に同意し、協力いたします。

## 大手前短期大学 歯科衛生学科 令和2(2020)～令和3(2021)年度 志願者・受験者・合格者・入学者数 推移

|        | 令和2(2020)年度 |     |     |     |     |      | 令和3(2021)年度 |     |     |     |     |      |
|--------|-------------|-----|-----|-----|-----|------|-------------|-----|-----|-----|-----|------|
|        | 入学定員        | 志願者 | 受験者 | 合格者 | 入学者 | 志願倍率 | 入学定員        | 志願者 | 受験者 | 合格者 | 入学者 | 志願倍率 |
| 歯科衛生学科 | 70          | 139 | 135 | 82  | 77  | 1.99 | 70          | 140 | 129 | 91  | 76  | 2.00 |



歯科衛生士養成機関 各位

令和2年6月

一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会  
理事長 眞木吉信



## 歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告

拝 啓

貴校におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

(一社)全国歯科衛生士教育協議会では、歯科衛生士教育の現状を把握し、将来の歯科衛生士教育について検討するために、全国歯科衛生士教育協議会会員校の協力を得てアンケート調査を実施いたしました。今回は、全国歯科衛生士教育協議会理事会の要請に基づいて、①養成校所在の都道府県外へ就職した者の割合、②外国人留学生の日本での就職状況、③既卒入学者(高等学校新卒ではない者)の人数、について調査項目を増やし、分析を行いました。以下はその調査結果をまとめたものです。

各養成校の教育に対する現状と入学者の動向や就職状況を把握する上で欠くことのできない資料となるのではないかと考え、ご協力いただきました各校に送らせていただきます。

本調査へのご理解とご協力に対して、歯科衛生士養成機関各位に御礼申し上げます。

敬 具

# 歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告

## 1. 調査対象

本調査の対象は、令和2年4月1日現在、全国歯科衛生士教育協議会に加盟していた歯科衛生士養成校170校とした。

## 2. 調査実施期間

令和2年4月1日から4月24日にかけて郵送によるアンケート調査を行った。

## 3. 調査内容

本調査は各養成校に記名方式の調査用紙を封書で郵送し、下記の項目について回答を得た。

- 1) 平成31年度 卒業生数、就職者数、求人件数、求人人数、養成校所在の都道府県外に就職した者の人数、留学生の卒業人数と日本に就職した者の人数
- 2) 令和2年度 入学定員、志願者数、入学者数、既卒入学者(高等学校新卒ではない者)の人数
- 3) 令和2年度 在学外国人留学生の国籍と人数
- 4) 在学中の男子学生数および男子学生受け入れの有無
- 5) 専任教員の人数

## 4. 結果

調査対象とした170校の養成校のうち、170校より回答を得、回収率は100%であった。

養成校の種別では専門学校142校、短期大学16校、大学12となっている。

入学者等についての集計は今年度学生募集を行わなかった2校を除く168校とし、平成31年度の求人人数が未記入の場合は求人件数と同数であるとして集計処理を行った。また、昼間部と夜間部等の2部制の養成校については各部を合計して集計した。

### ① 入学定員と入学者の推移

全国の入学定員は9,326名と昨年に比べて302名、入学者数は8,012名と264名ともに増加した(表1)。入学定員と入学者数は過去最高数となっている(図1)。

全国の入学定員に対する入学者数(入学定員充足率)は、平成25年度では97.1%にまで達したが、平成26年度から再び減少傾向となり、平成30年度は83.6%まで低下したのち、平成31年度は85.9%、令和2年度も85.9%と横ばいである(表2、図1)。

また、入学者数が入学定員に満たない養成校は、平成25年度には35.8%まで回復したが、平成26年度からは再び増加し、令和2年度では61.3%と6割を超えている(表2)。

入学定員充足率の年次推移を地区別に見ると、平成31年度と比較してほぼ横ばいとなっているが、九州/沖縄地区は減少となった。100%を超えた地区はなかった(図2)。

さらに、入学者のうち高等学校新卒者(令和2年3月卒業)以外の既卒入学者(高等学校新卒ではない者)の割合は全体では12.2%で学校種別に見ると、専門学校が最も高く14.4%であった(表4)。

## ② 入学定員と入学志願者の推移

全国の入学定員に対する志願者倍率は平成 25 年度では 1.32 倍となったが、平成 26 年度からはやや減少傾向となり、平成 30 年度から令和 2 年度ではほぼ 1.1 倍程度の横ばいとなっている。志願者数が定員に満たない養成校は 45.8%で昨年度より減少した(表 2)。

志願者倍率を地区別に比較すると、平成 31 年度と比較し北海道、関東/甲信越、東海、および中国/地区で増加がみられた(図 3)。

学校種別では志願者倍率、入学定員充足率ともに大学が高かった(表 3)。

## ③ 就職者数・求人件数・求人倍率の状況

平成 31 年度は卒業生数 6,922 名、就職者数 6,298 名で就職率は 91.0%であった。求人件数は 79,319 件で求人人数は 130,155 名、就職者に対する求人倍率は 20.7 倍となり、平成 28 年度以降高い倍率のまま横ばいを示している(表 1, 図 4)。

就職者のうち養成校所在の都道府県外に就職した者の割合は 20.2%であった。また、地区ごとに見ると、関東/甲信越では 27.8%、東北地区では 27.3%と多く、北海道では 8.8%と少なかった。

卒業時点で未就業である者の理由には、国家試験終了後に就職活動をおこなっており、養成校で就職状況を把握できていない者が多い。特に新型コロナウイルス感染の影響を受け様子を見ているという回答も見受けられた。進学した者も多く、専門学校からは大学、短期大学からは専攻科、大学からは大学院へと進学していた。結婚・出産・育児のため就職せず、国家試験不合格のため就職できない、他の職種に就職といった理由もみられた。

## ④ 在学外国人留学生の国籍と人数

在学外国人留学生は平成 25 年度では 15 名、平成 26 年度では 13 名、平成 27 年度および平成 28 年度は 11 名、平成 29 年度は 18 名であったが、平成 30 年度では 24 名、平成 31 年度は 34 名、令和 2 年度では 35 名であり、その 2/3 が中国国籍であった(図 6)。平成 31 年度に卒業した留学生数は 8 名でそのうち 6 名が日本国内で歯科衛生士として就職していた。

## ⑤ 在学中の男子学生数

在学中の男子学生数は平成 31 年度に調査開始以降はじめて 50 名を上回ったが、令和 2 年度ではさらに増加し、58 名となった(図 7)。

## ⑥ 在学生の人数と専任教員数

歯科衛生士養成校の在学生数は 1 学年 8,099 名、2 学年 7,404 名、3 学年 6,827 名、4 学年 392 名の合計 22,659 名であった。一方、専任教員数は合計 1,260 名で昨年度よりも 83 名増加した。その内訳は、歯科衛生士 968 名(31 名増)、歯科医師 174 名(11 名増)、その他 118 名(77 名増)であった。専任歯科衛生士 1 名に対する在学生数の平均は 23.4 名で昨年とほぼ同じであった。

**歯科衛生士養成校入学定員・志願者数等の動向経年調査 2020**

表1 卒業，就職，求人状況および入学定員，志願者，入学者数について

| 令和元年度    |                  |                  |                  | 令和2年度            |                  |                  |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 卒業<br>者数 | 就<br>職<br>者<br>数 | 求<br>人<br>件<br>数 | 求<br>人<br>人<br>数 | 入<br>学<br>定<br>員 | 志<br>願<br>者<br>数 | 入<br>学<br>者<br>数 |
| 6,922    | 6,298            | 79,319           | 130,155          | 9,326            | 10,234           | 8,012            |
| ▲ 46     | ▲ 219            | ▲ 649            | ▲ 1466           | 302              | 396              | 264              |

170校/170校中(回答率 100%)

(前年比)

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 就職者に対する求人件数倍率       | 12.6  |
| 就職者に対する求人人数倍率       | 20.7  |
| 志願者倍率=志願者数/入学定員     | 1.10  |
| 定員充足率=入学者数/入学定員×100 | 85.9% |
| 志願者数が定員に満たない学校      | 45.8% |
| 入学者が定員に満たない学校       | 61.3% |

表2 入学定員充足率と志願者倍率等の年次推移

|                      | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | R2    |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員充足率              | 93.2% | 97.1% | 93.6% | 91.8% | 89.8% | 89.0% | 83.6% | 85.9% | 85.9% |
| 入学者が定員に満たない養成校の割合(%) | 45.7% | 35.8% | 46.5% | 47.1% | 48.7% | 55.9% | 59.9% | 63.0% | 61.3% |
| 志願者倍率                | 1.21  | 1.32  | 1.29  | 1.26  | 1.21  | 1.21  | 1.09  | 1.09  | 1.1   |
| 志願者が定員に満たない養成校の割合(%) | 35.1% | 25.2% | 29.0% | 32.5% | 36.1% | 37.9% | 44.4% | 50.0% | 45.8% |

表3 学校種別の志願者倍率と入学定員充足率

| 令和2年度      | 志願倍率 (倍) | 入学定員充足率 |
|------------|----------|---------|
| 全 体(168校)  | 1.1      | 86.1%   |
| 専門学校(140校) | 1.0      | 85.5%   |
| 短期大学(16校)  | 1.3      | 88.6%   |
| 大 学(12校)   | 2.4      | 89.1%   |

表4 学校種別の既卒入学者(高等学校新卒ではない者)の人数

| 学校種別 | 入学者数  | 既卒者の人数 | 割合    |
|------|-------|--------|-------|
| 全 体  | 8,012 | 978    | 12.2% |
| 専門学校 | 6,586 | 946    | 14.4% |
| 短期大学 | 1,019 | 25     | 2.5%  |
| 大 学  | 407   | 15     | 3.7%  |



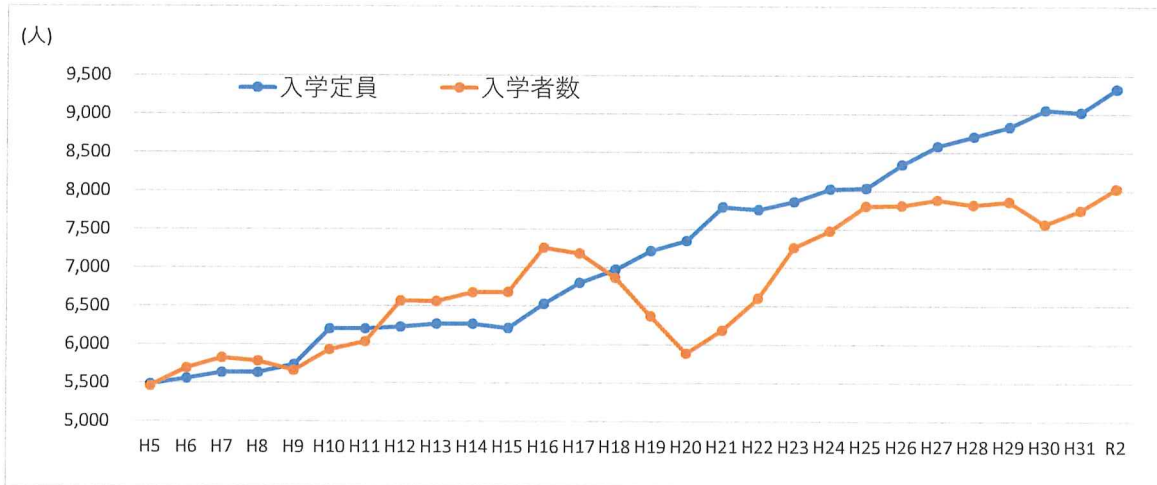


図1 歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数の推移(平成5年度～令和2年度)

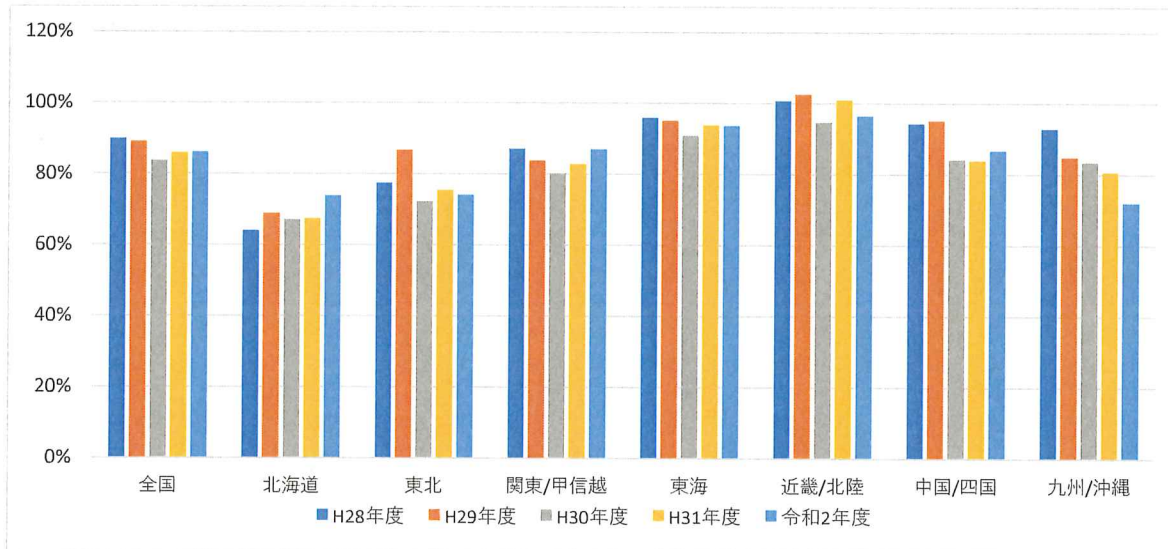


図2 地区別入学定員充足率の年次推移(平成28年度～令和2年度)

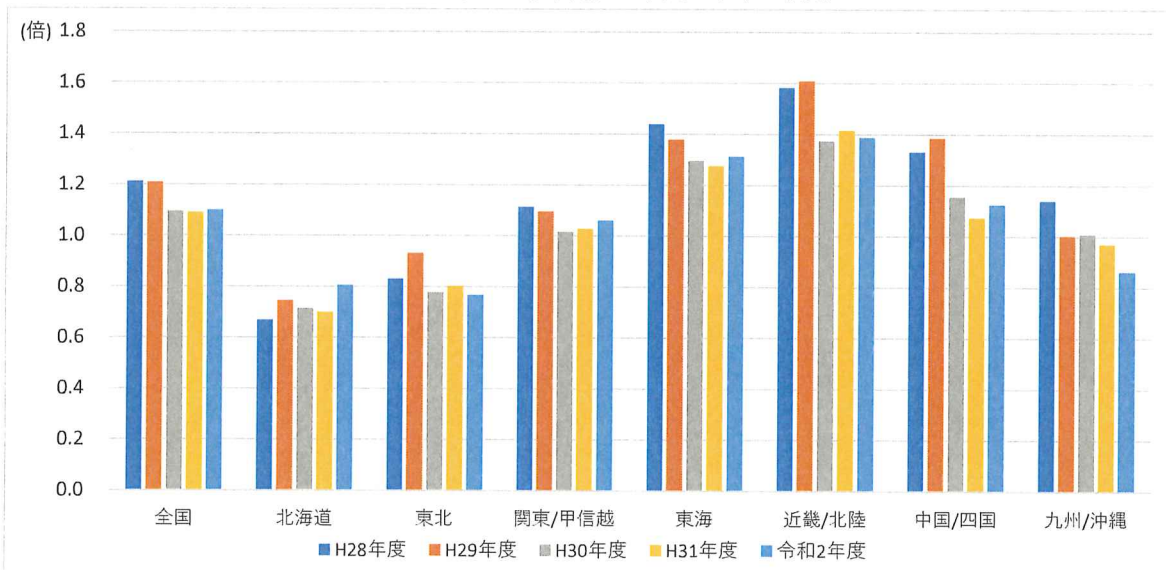


図3 地区別志願者倍率の年次推移(平成28年度～令和2年度)

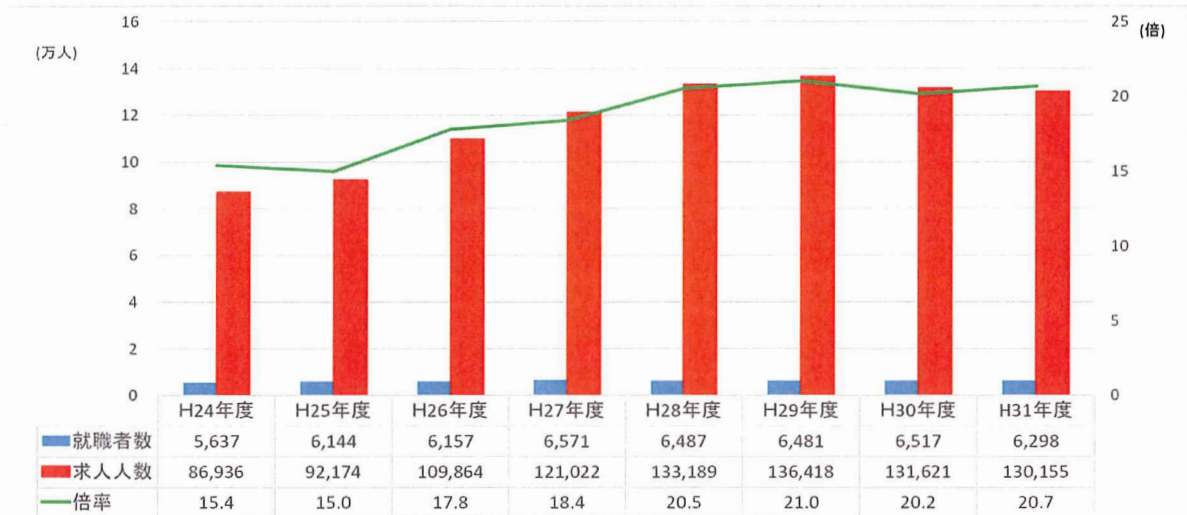


図4 就職者数, 求人人数, 求人倍率の推移(平成24年度～平成31年度)

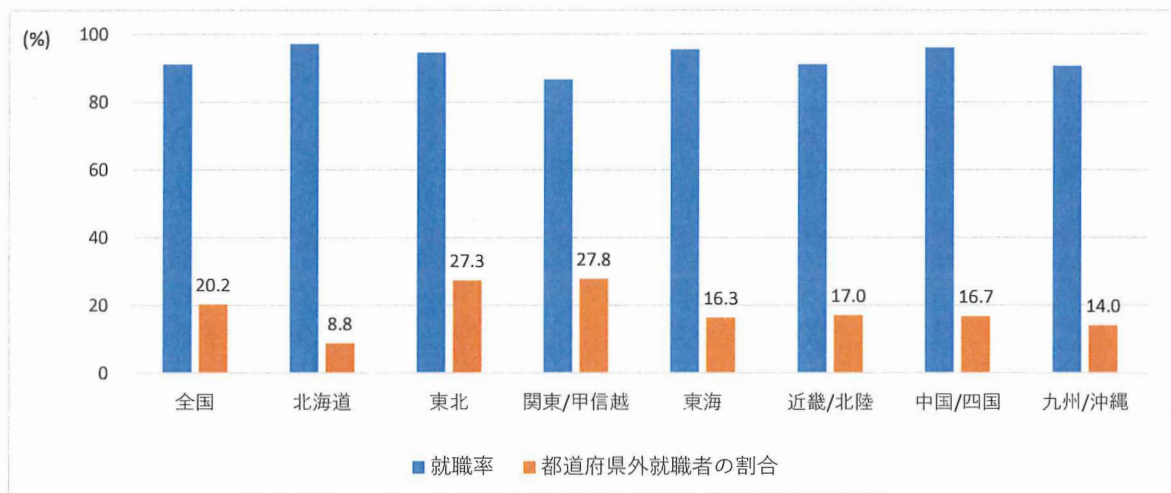


図5 地区別就職率と養成校所在の都道府県外に就職した者の割合

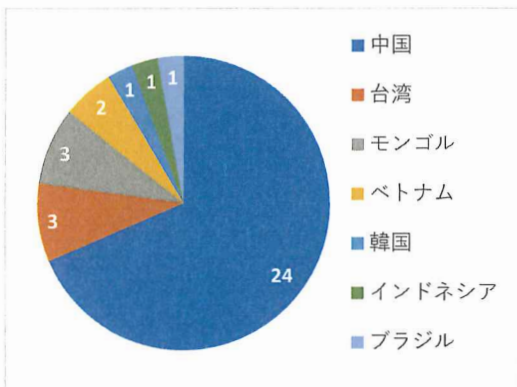


図6 国別留学生数と割合(n=35)

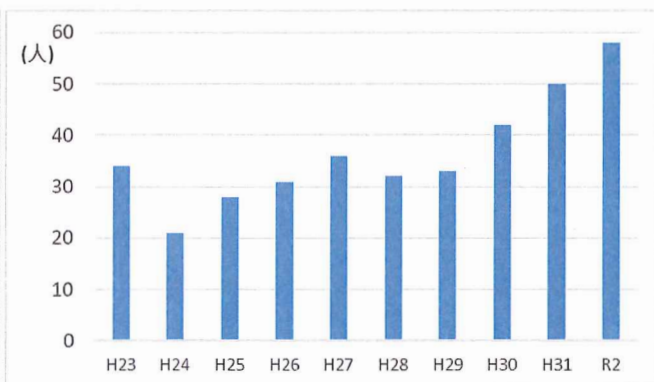


図7 男子在学生数の推移(平成23年度～令和2年度)

# 令和2年度制度・予算に関する 重点要望項目

厚生労働省関係

公益社団法人 日本歯科医師会

(資料 1 3)

適切な歯科医療提供体制を構築し、国民の健康増進及び健康寿命の延伸を図るため、以下を要望します

|   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 地域包括ケアにおける歯科保健医療の充実               | P3 |
| 2 | 厚生労働省「歯科口腔保健推進室」を中心とした歯科保健事業の展開   | P4 |
| 3 | 歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保及び養成校への支援の充実     | P5 |
| 4 | 災害時の歯科医療救護活動に従事する歯科医療職種の人材育成事業の拡充 | P6 |

## 1.地域包括ケアにおける歯科保健医療の充実

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | 地域包括ケアシステムにおいて歯科医療・口腔健康管理が切れ目無く提供できるよう、地域医療を支える病院に歯科医師を配置する |
| (2) | 歯科医師及び歯科衛生士の雇用を促進するための予算措置                                  |

## 2.厚生労働省「歯科口腔保健推進室」を中心とした歯科保健事業の展開

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | 室の目的に沿い、関係省庁、関係部局との横断的な連携と地域行政との連携のもとで、歯科保健事業を拡充すること              |
| (2) | 特に継続している生涯に亘る歯科健康診査推進等事業で得られたデータの整理、活用による歯科健診の更なる推進を図ること          |
| (3) | 都道府県、政令市等に設置された「口腔保健支援センター」のネットワークを構築し、好事例の横展開等を推進するための予算措置を講ずること |

### 3. 歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保及び 養成校への支援の充実

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | 養成校の定員割れによる廃校が起きてることから、<br>養成校への補助金の緊急支援                              |
| (2) | 地域歯科保健医療の担い手である、歯科衛生士<br>及び歯科技工士の人材確保のために、看護師な<br>みの養成支援事業及び登録制度を新設する |
| (3) | 復職支援事業等を促進するための予算措置   |

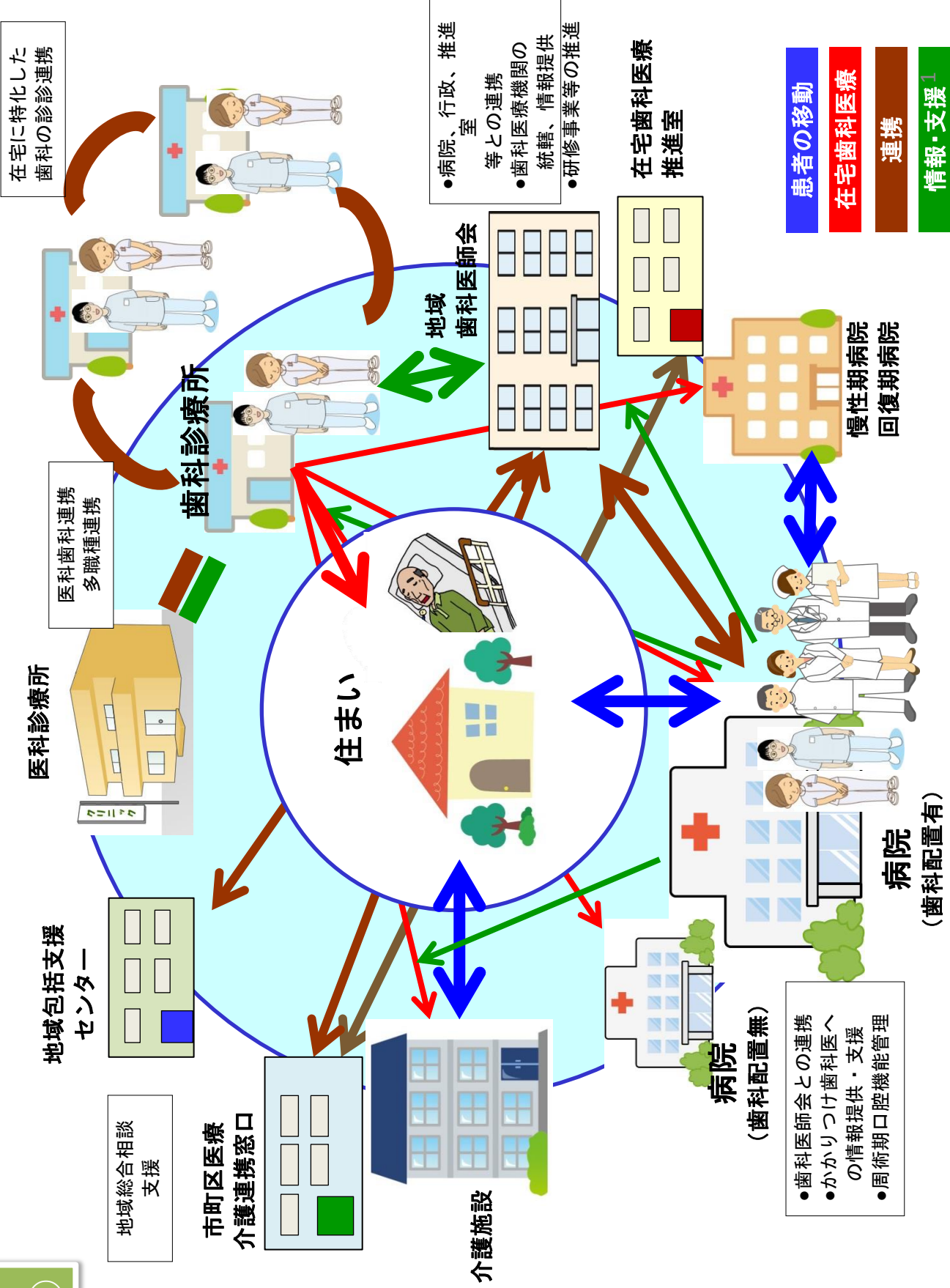
## 4.災害時の歯科医療救護活動に従事する歯科医療職種の人材育成事業の拡充

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | 厚労省「災害医療子ーム等養成支援事業」をさらに拡充し、被災地における歯科保健医療の確保及び復旧のための体制を全国で整備すること |
| (2) | 予想される大規模災害に備え、上記養成支援事業の受講者の全国ネットワークを構築する予算措置を講ずること              |



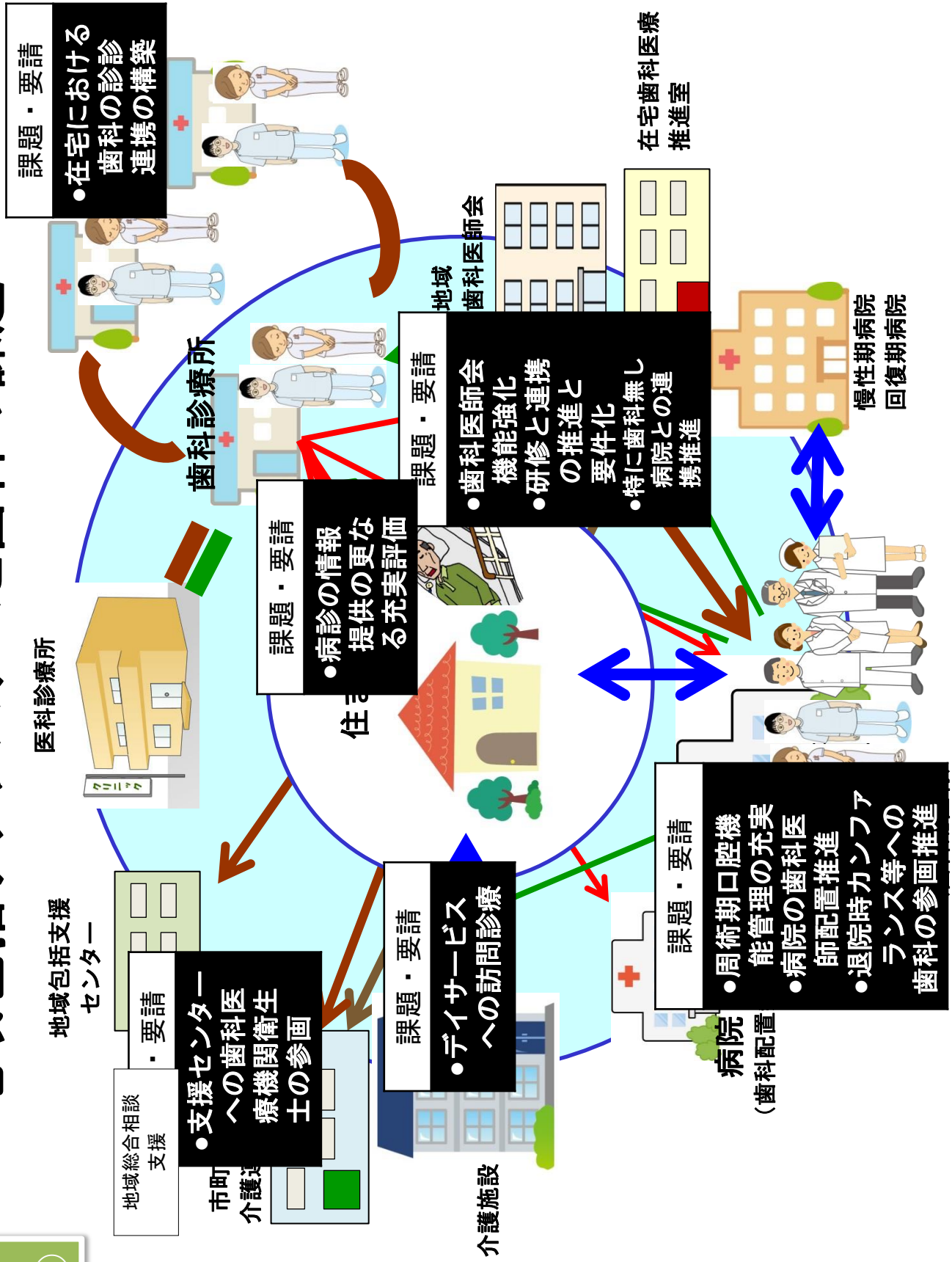
# 地域包括ケアシステムと歯科の役割

参考資料 1-1①



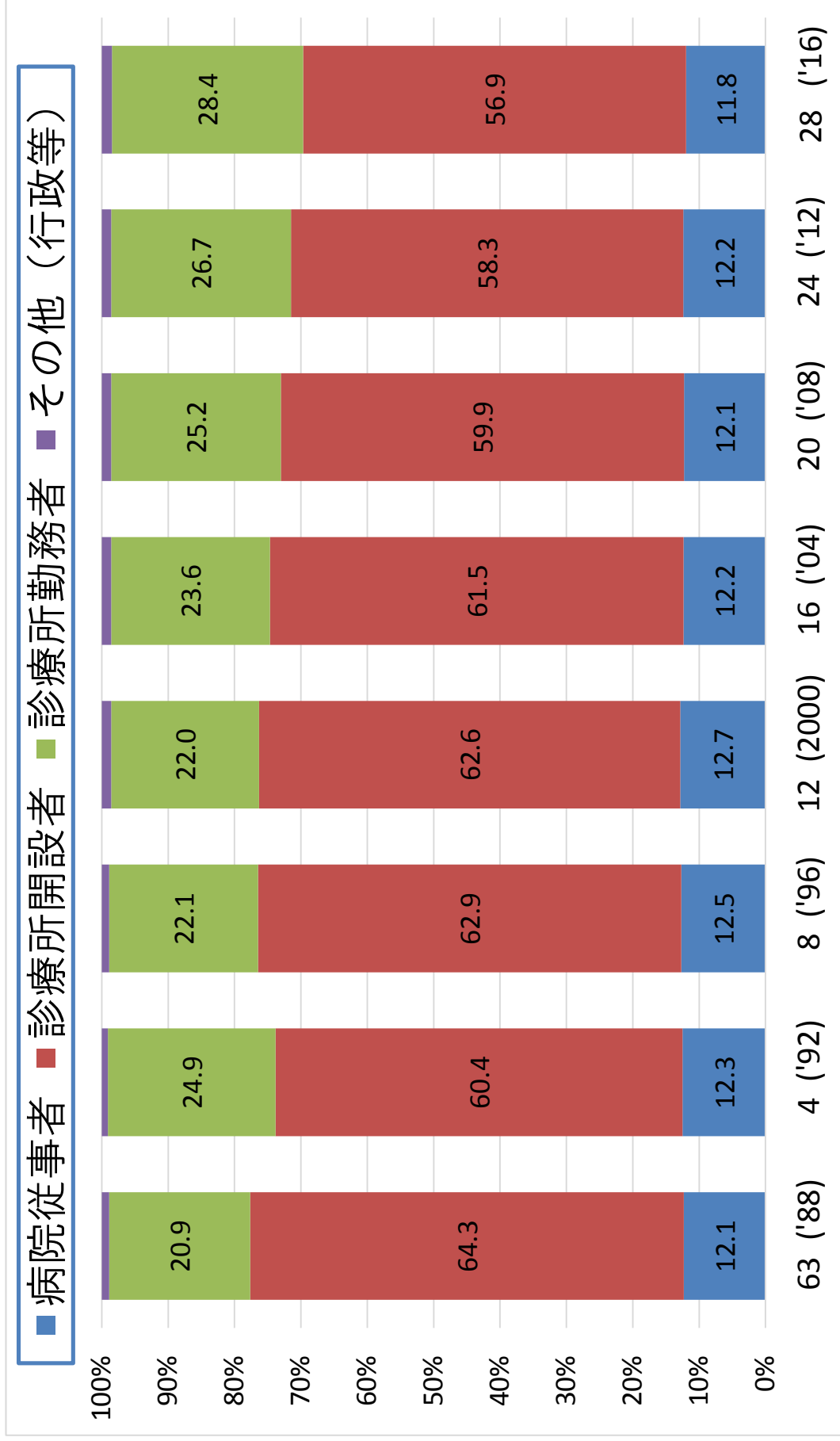
# 地域包括ケアシステムと歯科の課題

参考資料 1-②



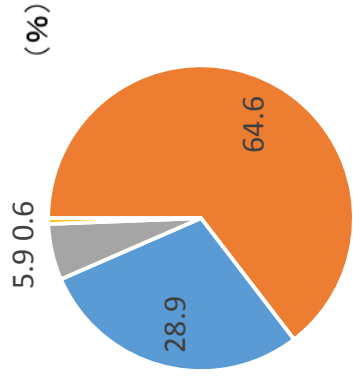
# 歯科医師数割合、主たる業務の種別、年次推移

(H28医師・歯科医師・薬剤師調査より)



診療所開設者割合は減少し、診療所勤務者割合が増加している。

歯科のある病院

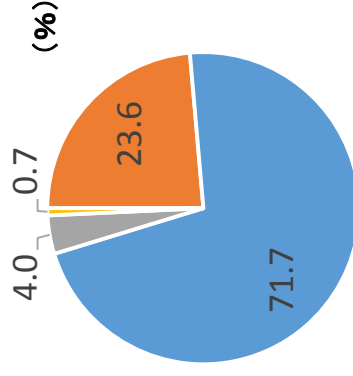


■あり ■今後検討 ■なし ■無回答



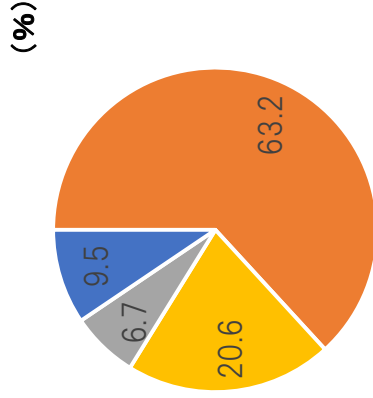
病院からみた  
郡市区歯科医師会  
との連携

歯科のない病院



■あり ■なし ■その他 ■無回答

歯科のある病院との連携状況

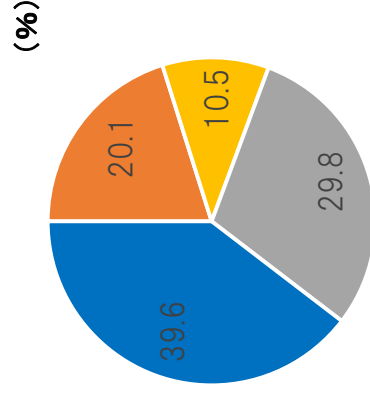


■100% ■50%以上 ■50%未満 ■なし



郡市区歯科医師会  
からみた病院  
との連携

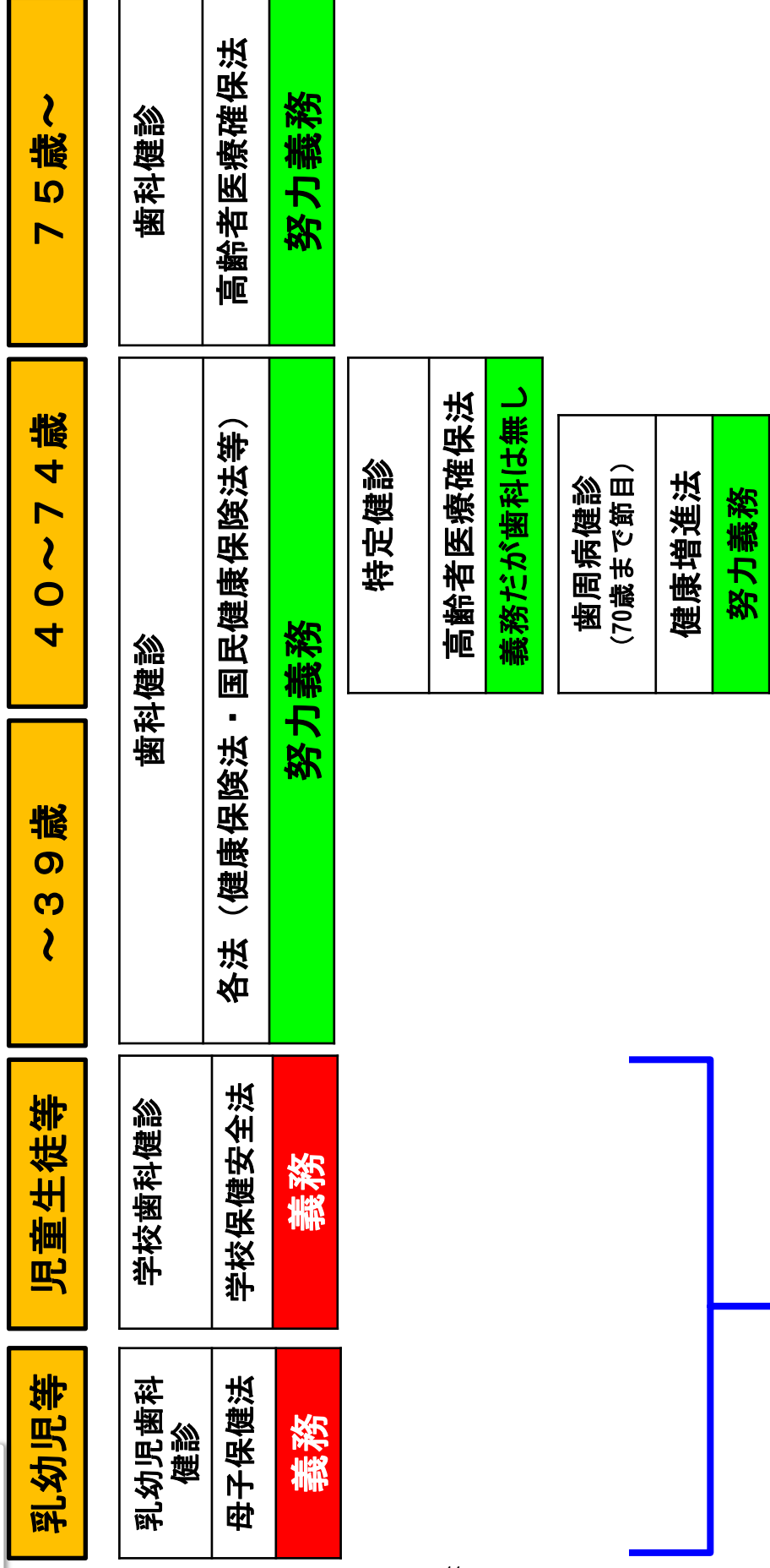
歯科のない病院との連携状況



■100% ■50%以上 ■50%未満 ■なし

- ・ 歯科標榜の有無により、地域歯科医師会との連携に差がある。  
→ 歯科のない病院と地域歯科医師会との連携推進は課題。

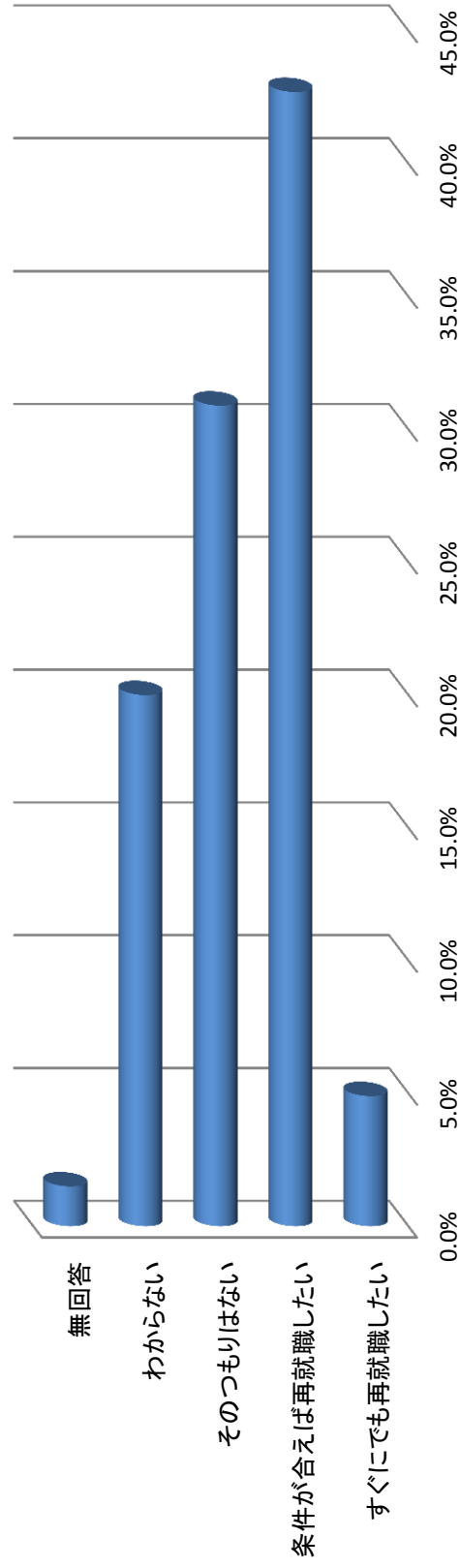
# 生涯に亘る歯科健診の充実～現在の歯科健診の制度



骨太の方針にも「生涯を通じた歯科健診の充実」とされている一方、歯科健診が義務化されているのは乳幼児から児童・生徒までであり、制度的に不十分である。

# 日本歯科衛生士会による歯科衛生士の実態調査報告 (平成26年10月・抜粋)

## 非就業歯科衛生士の再就職の意向



|        | すぐにも再就職したい | 条件が合えば再就職したい | そのつもりはない | わからない |
|--------|------------|--------------|----------|-------|
| 20～24歳 | 23.7%      | 42.1%        | 13.2%    | 18.4% |
| 25～29歳 | 7.7%       | 70.8%        | 6.2%     | 13.8% |
| 30～34歳 | 7.9%       | 74.6%        | —        | 14.0% |
| 35～39歳 | 4.4%       | 67.2%        | 10.2%    | 18.2% |
| 40～44歳 | 8.5%       | 59.3%        | 7.6%     | 22.9% |
| 45～49歳 | 5.7%       | 44.3%        | 24.4%    | 25.0% |
| 50～54歳 | —          | 33.1%        | 34.5%    | 27.7% |
| 55歳以上  | —          | 18.2%        | 60.9%    | 17.6% |



# ●看護師等の人材確保促進に関する法律

(目的)

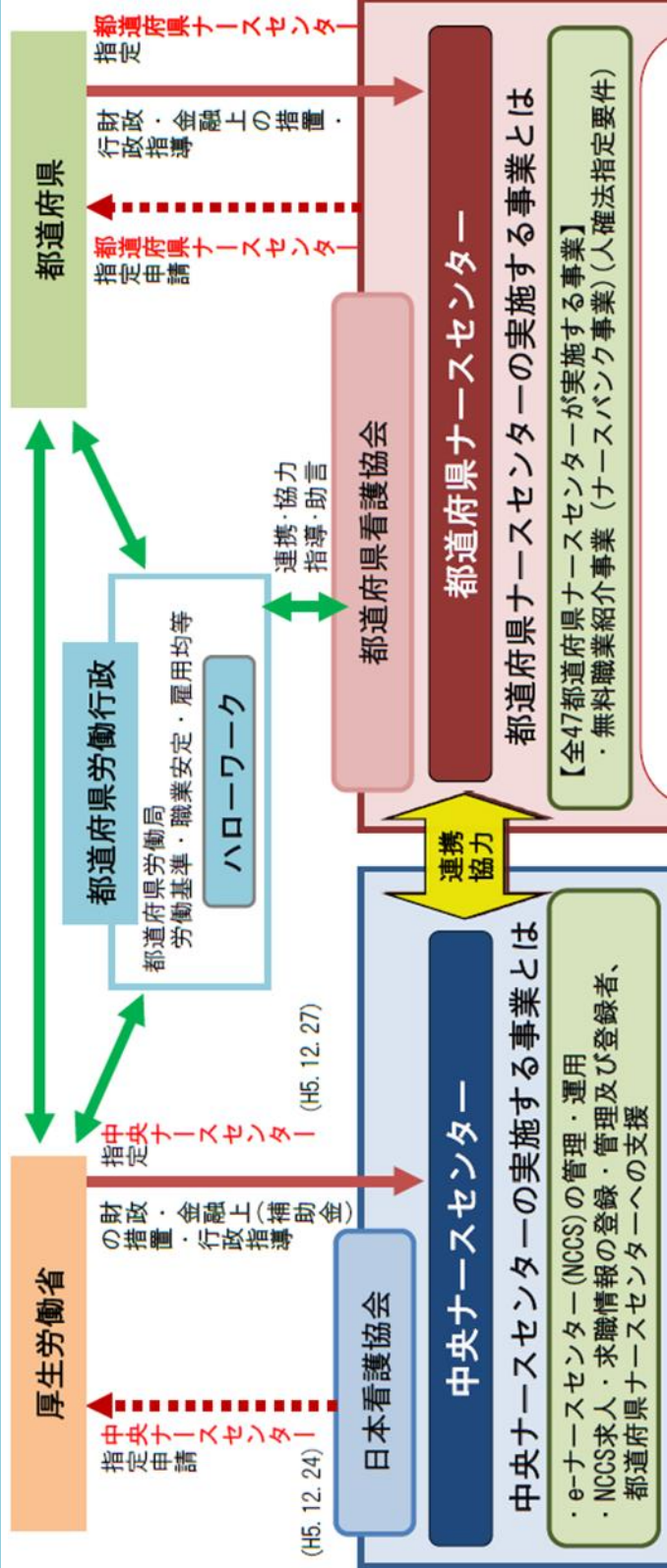
第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に  
 伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進す  
 るための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、  
 就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講  
 ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と  
 技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

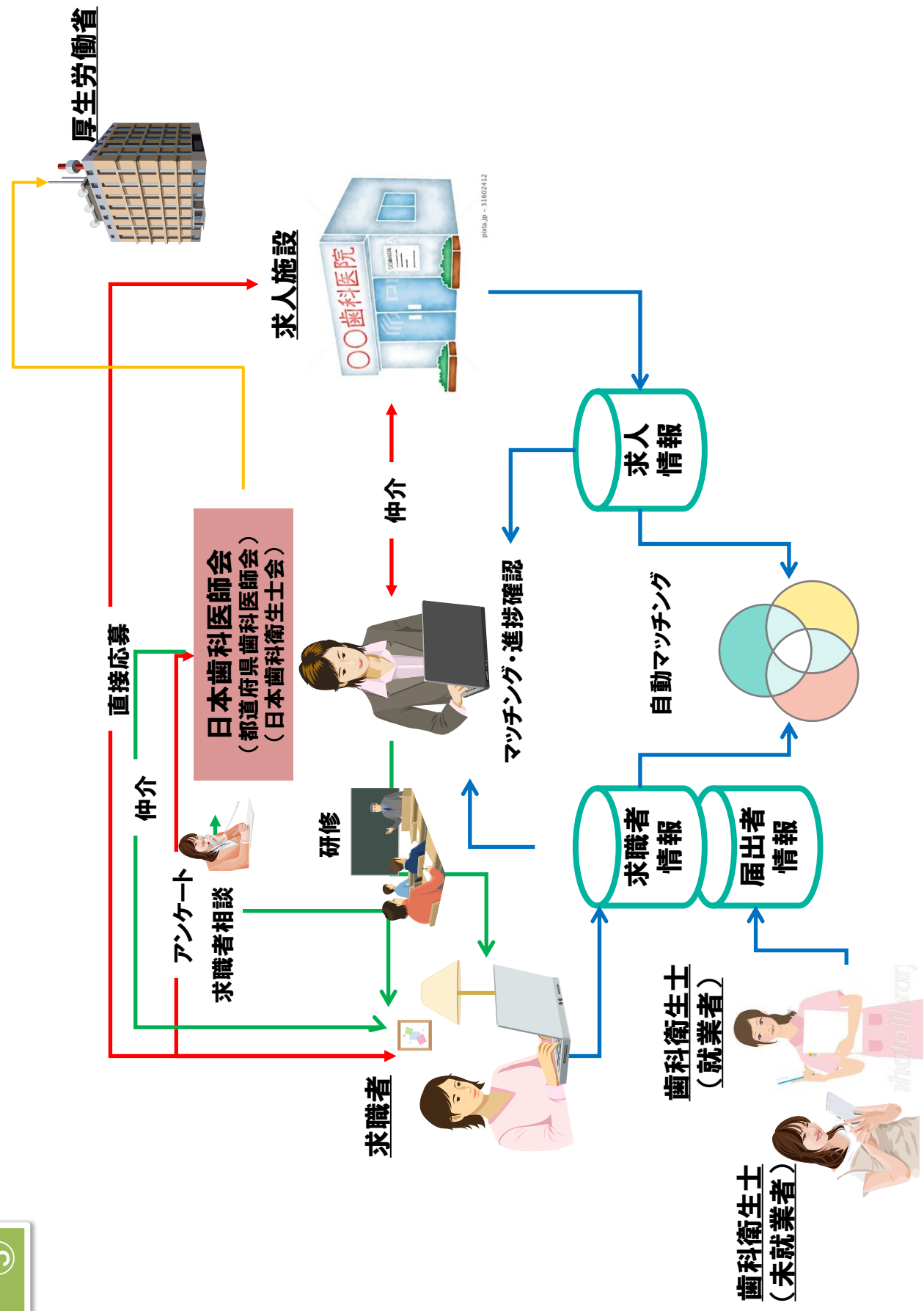
ここに「歯科衛生士」を入れられないか。

第二条 この法律において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師、看護士及び准看護師をいう。

## 【参考】「看護師等の人材確保促進に関する法律」による看護職員確保対策の体制

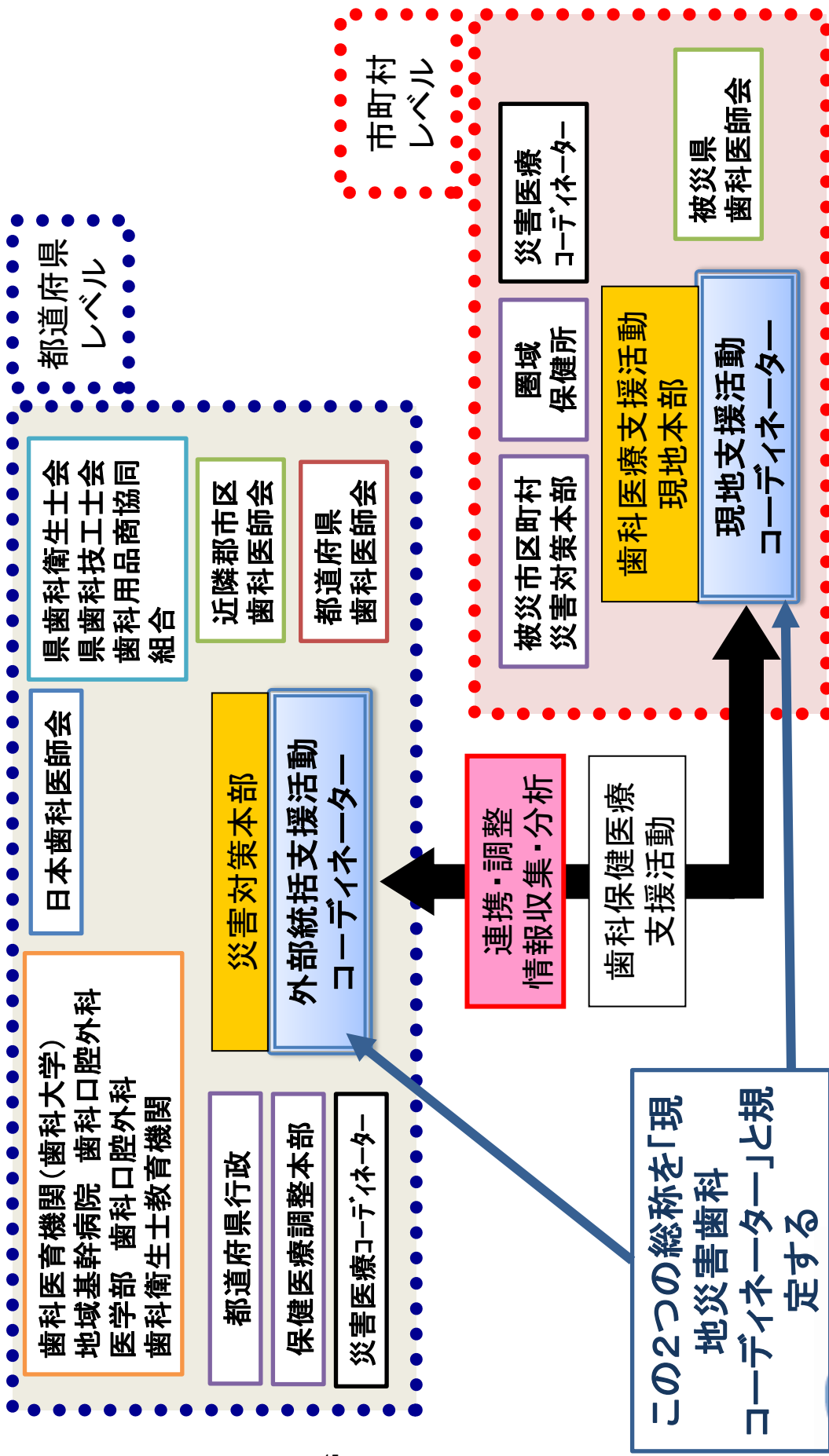


# 非就業歯科衛生士の復職支援のための 人材登録及びマッチングシステム（イメージ図）





# 現地災害歯科コーディネーター(外部統括支援活動)の役割分担と連携(一例)





別記様式第 2 号 (その 2 の 1)

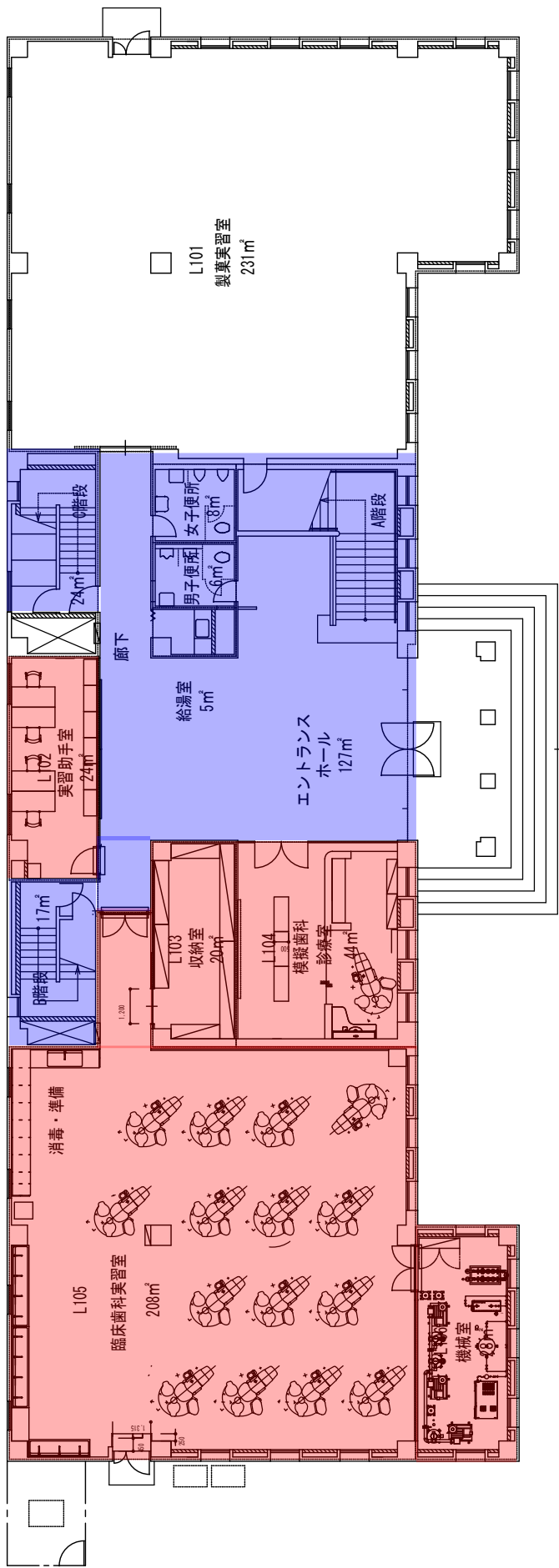
(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

| 教 育 課 程 等 の 概 要 |             |       |        |        |        |        |        |                   |          |             |        |        |        |    |
|-----------------|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|----------|-------------|--------|--------|--------|----|
| (歯科衛生学科)        |             |       |        |        |        |        |        |                   |          |             |        |        |        |    |
| 科目<br>区分        | 授業科目の名称     | 配当年次  | 単位数    |        |        | 授業形態   |        |                   | 専任教員等の配置 |             |        |        |        | 備考 |
|                 |             |       | 必<br>修 | 選<br>択 | 自<br>由 | 講<br>義 | 演<br>習 | 実<br>験・<br>実<br>習 | 教<br>授   | 准<br>教<br>授 | 講<br>師 | 助<br>教 | 助<br>手 |    |
| 基礎<br>分野        | 生物学         | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | 化学          | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | 基礎英語        | 1前    | 1      |        |        |        | ○      |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | コンピュータ演習    | 1前    | 1      |        |        |        | ○      |                   |          |             |        |        |        | 兼2 |
|                 | 心理学         | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 医療倫理学       | 1後    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | 口腔保健管理法     | 1後    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | ダンスセラピー演習   | 2前    | 1      |        |        |        | ○      |                   | 1        |             |        |        |        |    |
| 小計 (8科目)        | —           | 13    | 0      | 0      | —      | —      | —      | 2                 | 0        | 0           | 0      | 0      | 兼4     |    |
| 専門<br>基礎<br>分野  | 解剖学         | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          | 1           |        |        |        | 兼1 |
|                 | 栄養学         | 1後    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        |    |
|                 | 組織発生学       | 2後    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          | 1           |        |        |        |    |
|                 | 生理学         | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          | 1           |        |        |        |    |
|                 | 生化学         | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 口腔解剖学       | 2前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          | 1           |        |        |        |    |
|                 | 病理学         | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | 薬理学         | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          | 1           |        |        |        |    |
|                 | 微生物学        | 1後    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 衛生学         | 1後    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 口腔衛生学       | 2前    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 公衆衛生学       | 1後    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
| 社会福祉論           | 2前          | 2     |        |        | ○      |        |        |                   |          |             |        |        | 兼1     |    |
| 小計 (13科目)       | —           | 26    | 0      | 0      | —      | —      | —      | 1                 | 1        | 0           | 0      | 0      | 兼3     |    |
| 専門<br>教育<br>科目  | 歯科衛生士概論     | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 臨床歯科医学      | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 歯科保存学       | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 歯科補綴学       | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 小児歯科学       | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 矯正歯科学       | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | 高齢者・障がい者歯科学 | 2後    | 1      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 口腔外科学       | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   |          | 1           |        |        |        |    |
|                 | 歯周病学        | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | 歯科予防処置論     | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   |          | 1           |        |        |        |    |
|                 | 歯科予防処置Ⅰ     | 1後    | 2      |        |        |        |        | ○                 |          | 1           | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 歯科予防処置Ⅱ     | 2前    | 2      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 歯科予防処置Ⅲ     | 2後    | 2      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 口腔保健指導論     | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 歯科保健指導Ⅰ     | 1後    | 2      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 兼1 |
|                 | 歯科保健指導Ⅱ     | 2前    | 2      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 歯科保健指導Ⅲ     | 2後    | 1      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 歯科診療補助論     | 1前    | 2      |        |        | ○      |        |                   | 1        |             |        |        |        |    |
|                 | 歯科診療補助Ⅰ     | 1後    | 2      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 兼1 |
|                 | 歯科診療補助Ⅱ     | 2前    | 2      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 歯科診療補助Ⅲ     | 2後    | 2      |        |        |        |        | ○                 | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 歯科放射線・臨床検査学 | 2前    | 1      |        |        | ○      |        |                   |          |             |        |        |        | 兼1 |
|                 | 基礎実習        | 1前    | 1      |        |        |        |        |                   |          | 1           | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 臨床臨地実習Ⅰ     | 2後～3前 | 12     |        |        |        |        |                   |          | 1           | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 臨床臨地実習Ⅱ     | 2後～3前 | 4      |        |        |        |        |                   |          | 1           | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 地域歯科保健実習Ⅰ   | 3前    | 2      |        |        |        |        |                   | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
|                 | 地域歯科保健実習Ⅱ   | 2後～3前 | 1      |        |        |        |        |                   | 1        |             | 6      | 3      | 1      | 共同 |
| 小計 (27科目)       | —           | 54    | 0      | 0      | —      | —      | —      | 3                 | 1        | 6           | 3      | 1      | 兼5     |    |

| 科目区分  | 授業科目の名称   | 配当年次      | 単位数 |    |    | 授業形態                            |    |       | 専任教員等の配置 |     |    |     |     | 備考  |    |
|---|---|-----------|-----|----|----|---------------------------------|----|-------|----------|-----|----|-----|-----|-----|----|
|   |   |           | 必修  | 選択 | 自由 | 講義                              | 演習 | 実験・実習 | 教授       | 准教授 | 講師 | 助教  | 助手  |     |    |
| 専門教育科目  | 選択必修分野<br>介護技術の基礎<br>生命科学<br>医療英語<br>看護学概論<br>医療業界と保険制度<br>カルテ管理と会計<br>医療事務と情報管理<br>医療・介護多職種連携<br>ゼミナール | 2・3後      |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 2・3後      |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 2・3後      |     | 1  |    |                                 | ○  |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 2・3後      |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 2・3後      |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 2・3後      |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 2・3後      |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 2後        | 1   |    |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼4 |
|   |   | 3後        | 2   |    |    |                                 | ○  |       |          | 3   |    |     |     |     | 兼1 |
|   | 小計(9科目)   | —         | 3   | 13 | 0  | —                               | —  | —     | 3        | 0   | 0  | 0   | 0   | 兼10 |    |
| 共通教育科目  | フォーラムA<br>フォーラムB<br>基礎数学<br>日本史<br>人権の歴史<br>家族の法律<br>健康スポーツ<br>食と健康<br>健康心理学<br>ストレスマネジメント演習            | 1前        | 1   |    |    |                                 | ○  |       | 4        |     |    |     |     |     |    |
|   |   | 1後        | 1   |    |    |                                 |    | ○     | 4        |     |    |     |     |     |    |
|   |   | 1・2・3後    |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 1・2・3後    |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 1・2・3後    |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 1・2・3後    |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 1・2・3後    |     | 1  |    |                                 |    | ○     | 1        |     |    |     |     |     |    |
|   |   | 1・2・3後    |     | 2  |    | ○                               |    |       |          |     |    |     |     |     | 兼1 |
|   |   | 1・2・3後    |     | 2  |    | ○                               |    |       |          | 1   |    |     |     |     |    |
|   |   | 1・2・3後    |     | 2  |    |                                 | ○  |       |          | 1   |    |     |     |     |    |
| 小計(10科目)  | —   | 2         | 15  | 0  | —  | —                               | —  | 4     | 0        | 0   | 0  | 0   | 兼4  |     |    |
| 合計(67科目)  |   | —         | 98  | 28 | 0  | —                               | —  | 4     | 1        | 6   | 3  | 1   | 兼20 |     |    |
| 学位又は称号  | 短期大学士(歯科衛生学)  | 学位又は学科の分野 |     |    |    | 保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。) |    |       |          |     |    |     |     |     |    |
| 卒業要件及び履修方法  |   |           |     |    |    | 授業期間等                           |    |       |          |     |    |     |     |     |    |
| <卒業要件><br>・3年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野、選択必修分野、共通教育科目より106単位以上修得すること。   |   |           |     |    |    | 1学年の学期区分                        |    |       |          |     |    | 2期  |     |     |    |
|   |   |           |     |    |    | 1学期の授業期間                        |    |       |          |     |    | 15週 |     |     |    |
|   |   |           |     |    |    | 1時限の授業時間                        |    |       |          |     |    | 90分 |     |     |    |
| <履修方法><br>・基礎分野13単位、専門基礎分野26単位、専門分野54単位、選択必修分野7単位以上、共通教育科目6単位以上を含み合計106単位以上修得すること。<br>・1年間に履修登録できる単位数の上限は52単位とする。 |   |           |     |    |    |                                 |    |       |          |     |    |     |     |     |    |

# 校舎の平面図

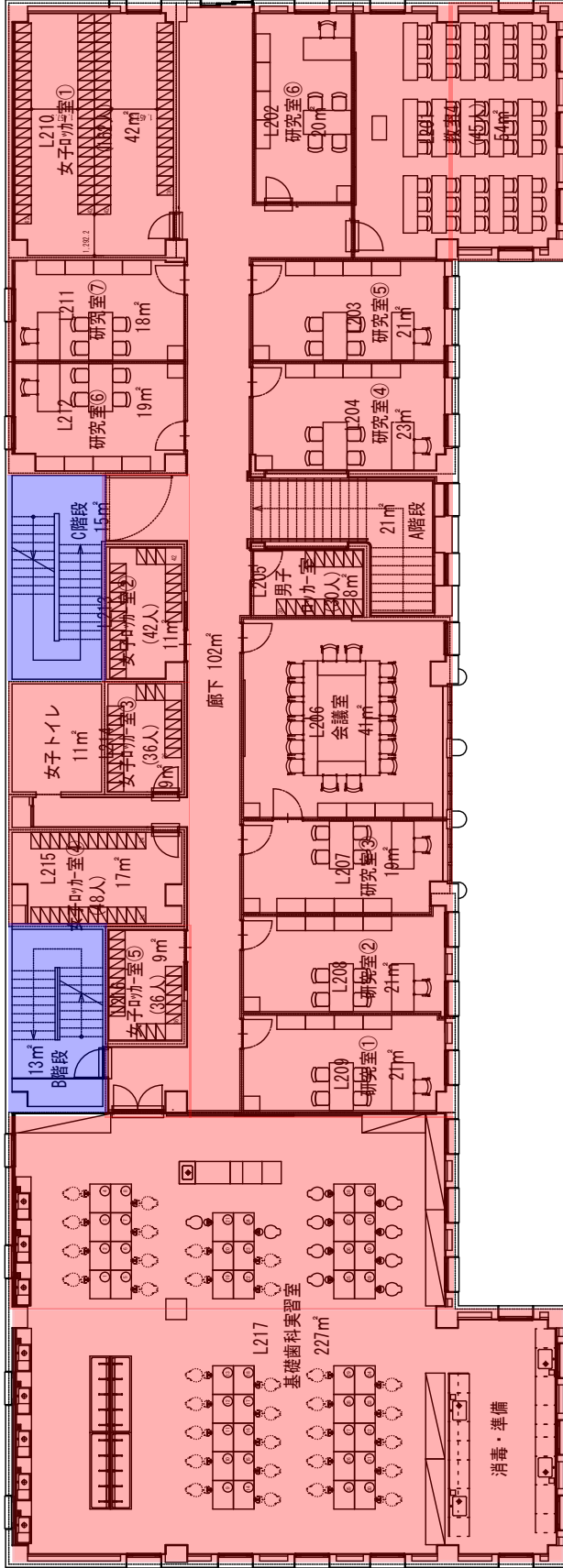
## L棟 1階平面図



- 短大歯科衛生学科専用
- 短大歯科衛生学科・ライフデザイン総合学科共用
- 短大ライフデザイン総合学科専用
- 大手前大学・大手前短期大学共用
- 大手前大学専用
- 上記以外

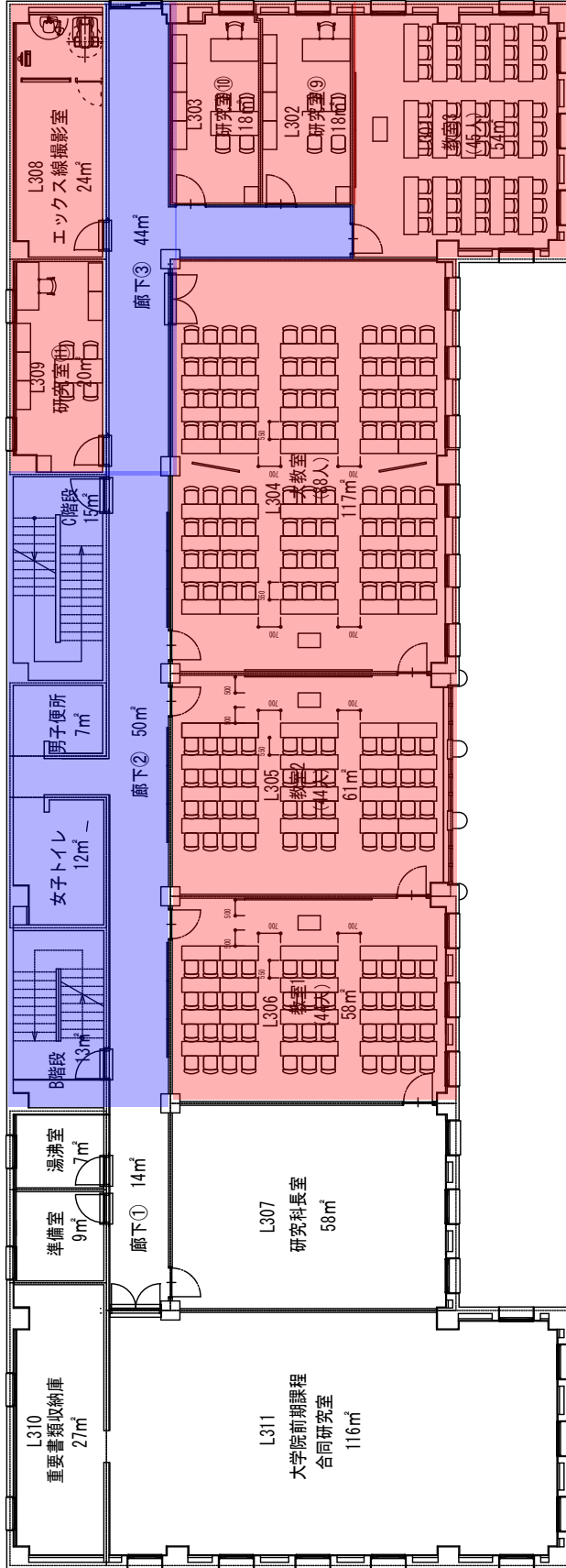
|            |         |
|------------|---------|
| ■ 短大専用     | 324.00㎡ |
| 臨床歯科実習室    | 208.00㎡ |
| 模擬歯科診療室    | 44.00㎡  |
| 実習助手室      | 24.00㎡  |
| 収納室        | 20.00㎡  |
| その他        | 28.00㎡  |
| ■ 短大・他大学共用 | 187.00㎡ |
| エントランスホール  | 127.00㎡ |
| その他        | 60.00㎡  |
| ■ 他大学専用    | 231.00㎡ |

# L棟2階平面図



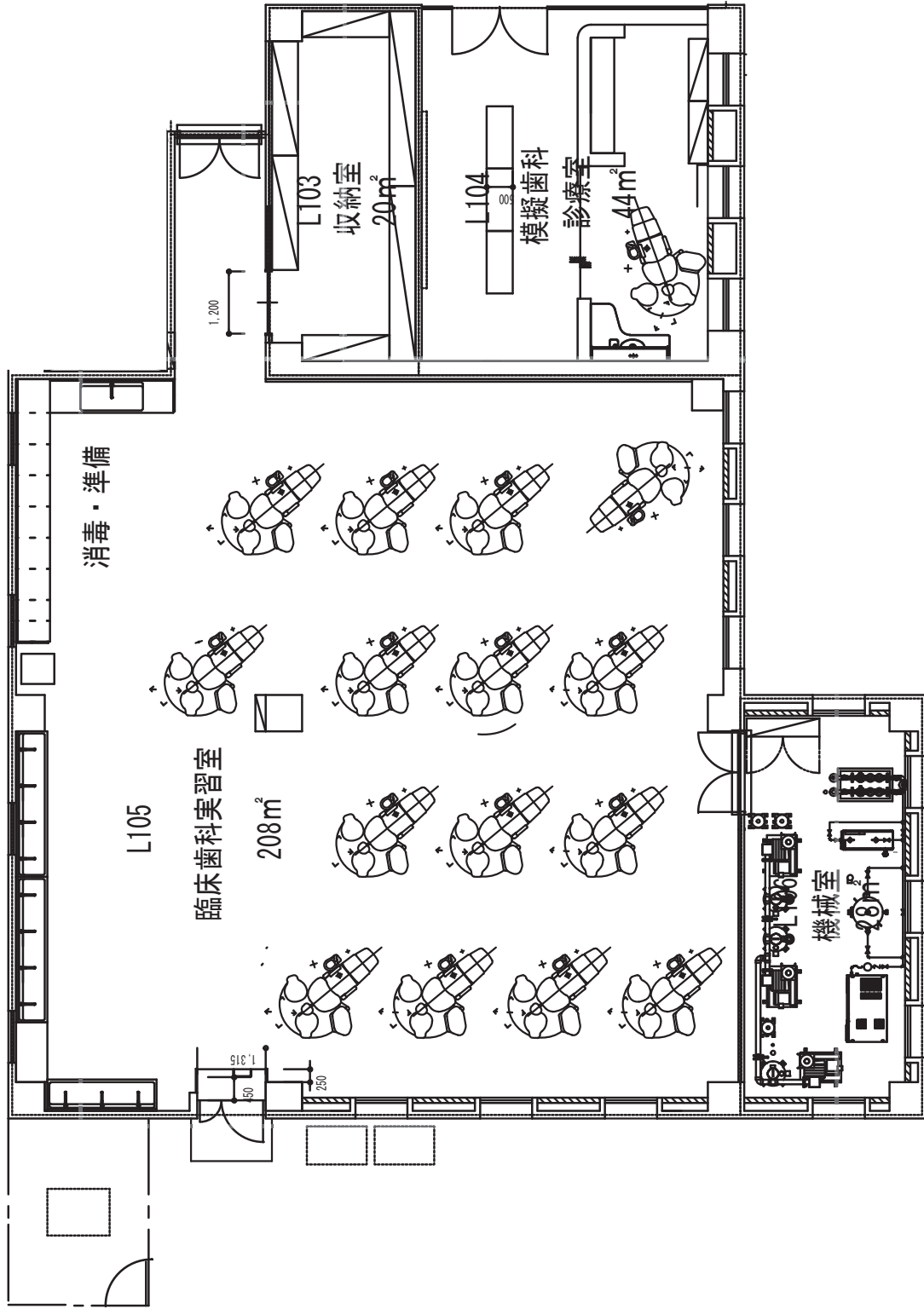
|              |         |
|--------------|---------|
| ■ 短大専用       | 714.00㎡ |
| 基礎歯科実習室      | 227.00㎡ |
| 教室 (1室)      | 54.00㎡  |
| 教員研究室 (8室)   | 162.00㎡ |
| 学生ロッカ一室 (6室) | 96.00㎡  |
| 会議室          | 41.00㎡  |
| その他          | 134.00㎡ |
| ■ 短大・他大学共用   | 28.00㎡  |
| 階段 (2か所)     | 28.00㎡  |
| ■ 他大学専用      | 0.00㎡   |

# L棟3階平面図



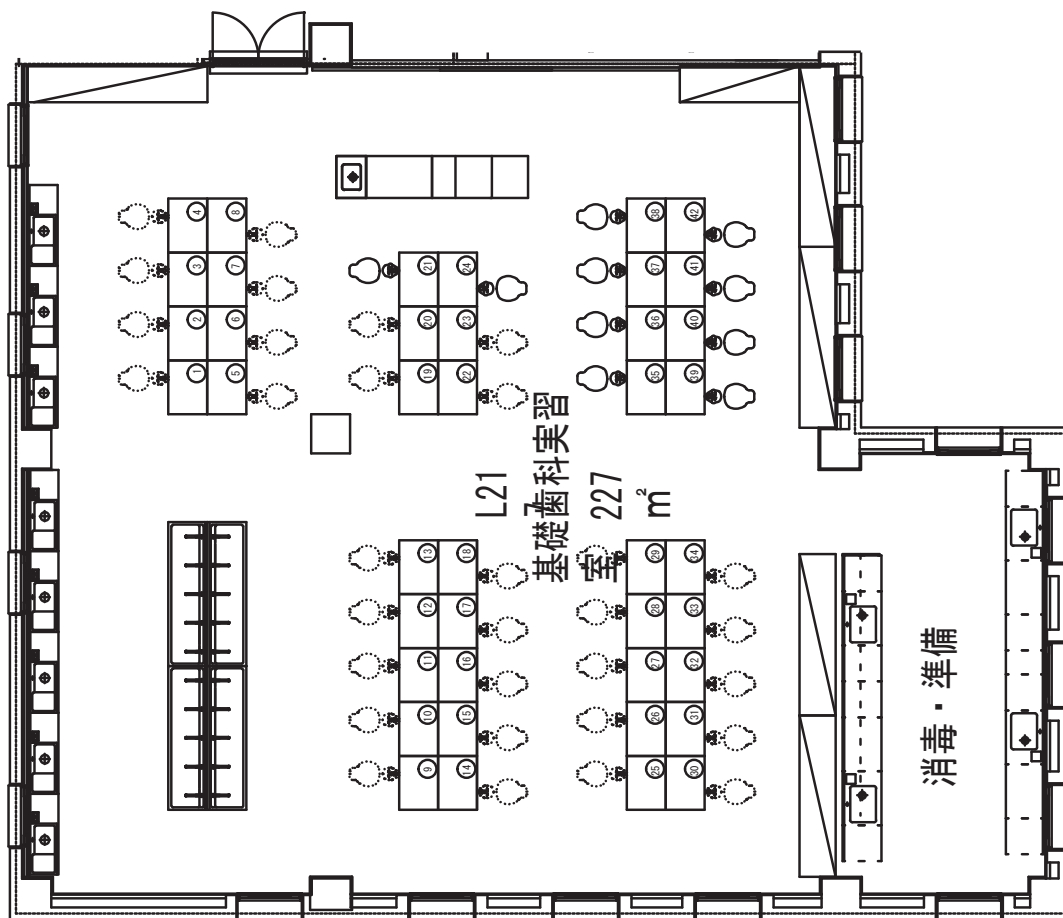
|            |                      |
|------------|----------------------|
| ■ 短大専用     | 370.00m <sup>2</sup> |
| 教室 (4室)    | 290.00m <sup>2</sup> |
| X線撮影室      | 24.00m <sup>2</sup>  |
| 教員研究室 (3室) | 56.00m <sup>2</sup>  |
| ■ 短大・他大学共用 | 141.00m <sup>2</sup> |
| 廊下         | 94.00m <sup>2</sup>  |
| その他        | 47.00m <sup>2</sup>  |
| ■ 他大学専用    | 231.00m <sup>2</sup> |

# 臨床齒科實習室





# 基礎菌科実習室



## 歯科用教具・備品等教室別点数表

| 教室名      | 機械器具  | 標本模型 | 合計点数  |
|----------|-------|------|-------|
| 臨床歯科実習室  | 1,116 | 39   | 1,155 |
| 模擬歯科診療室  | 4     | 0    | 4     |
| 機械室      | 10    | 0    | 10    |
| 基礎歯科実習室  | 1,512 | 100  | 1,612 |
| エックス線撮影室 | 17    | 0    | 17    |
| 合 計      | 2,659 | 139  | 2,798 |

## 歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目   | 商品名                              | メーカー/取扱    | 数量 |
|-----|---------|------|----------------------------------|------------|----|
| 1   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | 歯科用ユニット(スペースラインイムシアⅢ(UP)FT P dW) | モリタ        | 15 |
| 2   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | オペレーティングスツール J-EN                | モリタ        | 30 |
| 3   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | モービルキャビネット ヴァリエ                  | モリタ        | 15 |
| 4   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | エルクレーブ フルオート MAC-N350S #         | キヤノンライフケア  | 2  |
| 5   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | スマートクレーブ #                       | タカゾノ       | 1  |
| 6   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | IC Washer (ウオッシャー・ディスインフェクター) #  | IHIアグリテック  | 1  |
| 7   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | オズ ブラック-D #                      | セシン精密      | 1  |
| 8   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | タービン PAR-EX-O DI                 | モリタ        | 1  |
| 9   | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | エアースルフィーP<ライト付き>AS-2-OV #        | モリタ製作所     | 40 |
| 10  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | 超音波洗浄器 AU-80C (標準 R)             | アイワ医科工業    | 1  |
| 11  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | トリニティーアニメVer. 4.0 スタンドアローン       | モリタ        | 1  |
| 12  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | シンプルマネキン3 チェア・マウントセット            | ニッシン       | 3  |
| 13  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | トルクテック プロフィーコントラ CA-4R-PP #      | モリタシステム商品  | 1  |
| 14  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | MANABOT(マナボット)-H(頭部・咽頭部ハーフタイプ)   | ニッシン       | 5  |
| 15  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | キャビオⅡ バットタイプ#                    | モリタ東京製作所   | 1  |
| 16  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | 2ドア冷蔵庫 冷蔵91/冷凍46リットル             | シャープ       | 1  |
| 17  | 臨床歯科実習室 | 設備機器 | 洗濯乾燥機 選択11/乾燥6kg                 | 日立         | 1  |
| 18  | 臨床歯科実習室 | 口腔外科 | 麦粒鉗子 曲 13-411                    | YDM        | 3  |
| 19  | 臨床歯科実習室 | 口腔外科 | 麦粒鉗子 直 13-412                    | YDM        | 3  |
| 20  | 臨床歯科実習室 | 口腔外科 | インストゥルメントスタンド 13547              | YDM        | 3  |
| 21  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | カートリッジディスペンシング ガンⅡ               | JMA        | 8  |
| 22  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 網トレー プレミアム(上下組) A                | YDM        | 15 |
| 23  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 網トレー プレミアム(上下組) B                | YDM        | 45 |
| 24  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 網トレー プレミアム(上下組) C                | YDM        | 15 |
| 25  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 回転トレー 局部 大人用 19467               | YDM        | 43 |
| 26  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | インプレッショントレー 無歯顎用 8入              | オゾン        | 2  |
| 27  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 網トレー プレミアム 片顎2個組(#12 13) 19393   | YDM        | 43 |
| 28  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | アルジネートスパチュラ タイプ2 11722           | YDM        | 43 |
| 29  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | プラスチックボール L 1                    | 藤原歯科産業     | 43 |
| 30  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | ラバーボール グリーン L                    | 藤原歯科産業     | 43 |
| 31  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 三菱トレークリーナーA スターターセット             | 菱化デンタル     | 10 |
| 32  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | TDゼットコード                         | ビーブランドメディコ | 1  |
| 33  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | ファーストistring リトラクションコード XS       | モリタ*       | 1  |
| 34  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 暫間処置 消耗品セット                      |            | 1  |
| 35  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | ジンジパックインストゥルメント 前歯用#0.3 13107    | YDM        | 20 |
| 36  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | ジンジパックインストゥルメント 臼歯用#0.3 13108    | YDM        | 20 |
| 37  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | クラウンスリッター 21060                  | YDM        | 1  |
| 38  | 臨床歯科実習室 | 補綴   | 石膏形成器具セット                        |            | 1  |

歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目        | 商品名                                 | メーカー/取扱    | 数量 |
|-----|---------|-----------|-------------------------------------|------------|----|
| 39  | 臨床歯科実習室 | 補綴        | インレー・クラウンセッター セット 13-230            | YDM        | 10 |
| 40  | 臨床歯科実習室 | 補綴        | インレー・クラウンリムーバー セット 21020            | YDM        | 1  |
| 41  | 臨床歯科実習室 | 補綴        | 補綴ノギス 21102 学納限定                    | YDM        | 1  |
| 42  | 臨床歯科実習室 | 保存(セメント類) | カリエスディテクター                          | クラレノリタケ    | 1  |
| 43  | 臨床歯科実習室 | 保存(器具類)   | エキスカベーター ラウンド C2                    | YDM        | 10 |
| 44  | 臨床歯科実習室 | 保存(器具類)   | 咬合紙ホルダー スタンダード 11251                | YDM        | 22 |
| 45  | 臨床歯科実習室 | 保存(器具類)   | ブルミエラインブリカッタ咬合紙 赤 1/2               | センジョー      | 1  |
| 46  | 臨床歯科実習室 | 保存(器具類)   | ブルミエラインブリカッタ咬合紙 青 1/2               | センジョー      | 1  |
| 47  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | アイススペシャル C-III                      | 松風         | 8  |
| 48  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | デジタル位相差顕微鏡 SK-7 LED                 | 日本歯科工業社    | 1  |
| 49  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | ハミガキ上手 PRO イチゴ味 180ML               | 松風         | 1  |
| 50  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | ニプロシリンジ 3mL× 20本入り ロック式             | ニプロ        | 5  |
| 51  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | マウスピュア 口腔ケアスポンジ 紙軸Mサイズ 50本          | カワモト       | 1  |
| 52  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | パルスオキシメータ サーフィン PO(ピーオー) #          | 小池メディカル    | 1  |
| 53  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | 染色材セット                              |            | 1  |
| 54  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | 細菌検査セットA                            |            | 1  |
| 55  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | 細菌検査セットB                            |            | 1  |
| 56  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | 細菌カウンタ本体 DU-AA01NP-H                | パナソニックヘルスケ | 1  |
| 57  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | オーラルアクアジェル レモン 40g                  | ジーシー       | 1  |
| 58  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | 口角鉤 アンクルワイダー 2入 22745               | YDM        | 40 |
| 59  | 臨床歯科実習室 | 保健指導      | 組織解剖プレパラート セット                      |            | 1  |
| 60  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | スリーウェイノズル 5本セット WS-12               | モリタ        | 6  |
| 61  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | ソルフィーF ライト付ハンドピース 8711879           | モリタ製作所     | 40 |
| 62  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | ソルフィー スケーラーチップ S1                   | モリタ製作所     | 40 |
| 63  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | ソルフィー ペリオチップ P4                     | モリタ製作所     | 30 |
| 64  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | 紙エプロン タイディ アンダーザシースモール 250枚         | FEED       | 1  |
| 65  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | エプロンクリップメディクリップ(コイルタイプ・5本入) クリア     | ビーエスエーサクライ | 4  |
| 66  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | ハイカットガーゼ 4×4 100×10入                | ニチエイ       | 1  |
| 67  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | ガーゼ缶 18cm×12cm ST                   | ワシエスメディカル  | 2  |
| 68  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | アズワン 卓上オートクレーブ用角カスト BL 240×180×85mm | アズワン       | 2  |
| 69  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | 衛生士診療器具セットA                         |            | 10 |
| 70  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | 衛生士診療器具セットC                         |            | 2  |
| 71  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | グローブセットA                            |            | 1  |
| 72  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | グローブセットB                            |            | 1  |
| 73  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | SD インストゥルメントケース                     | サンデンタル     | 30 |
| 74  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | ホギー アイガード                           | キーラー社      | 10 |
| 75  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | ビバリーくんカップ エコノミー 100入                | 日本デキシー     | 1  |
| 76  | 臨床歯科実習室 | 予防処置      | トルクテック 等速コントラ ライト無 CA-DC            | モリタ        | 43 |

## 歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目   | 商品名                                 | メーカー/取扱   | 数量 |
|-----|---------|------|-------------------------------------|-----------|----|
| 77  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 雑巾掛け                                | アズワン      | 2  |
| 78  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 薬吞器 大型D                             | 浅井商事      | 5  |
| 79  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | サナダ精工 ナビストウがい受け容器(ガーグルベースン)         | サナダ精工     | 42 |
| 80  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ガラスメスシリンダー 100mℓ                    | アズワン      | 4  |
| 81  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ステンレス計量カップ 500mℓ                    | アズワン      | 4  |
| 82  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ステンレス計量カップ2000mℓ                    | アズワン      | 2  |
| 83  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | IMS IDラベル 50入                       | HFジャパン    | 10 |
| 84  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | IMS IDマーカー                          | HFジャパン    | 5  |
| 85  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | コンクールF 100ML                        | ウエルテック    | 1  |
| 86  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | コンクール クリーニングジェル<PMTC> 60g           | ウエルテック    | 1  |
| 87  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 歯面清掃器材セット                           |           | 1  |
| 88  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | エアフローハンディ 3.0 Plus α #              | EMS       | 5  |
| 89  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 洗浄・清掃セット                            |           | 1  |
| 90  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ステンレス万能ツボ 500mℓ                     | アズワン      | 10 |
| 91  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | テルモ電子体温計 C205S                      | テルモ       | 3  |
| 92  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | グルコセンサーGS-II 本体一式                   | ジーシー      | 1  |
| 93  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | JMS舌圧測定器                            | ジーシー      | 1  |
| 94  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ラスノンソニック 500ML                      | 日本歯科薬品    | 1  |
| 95  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | エキスプローラー 片頭 #3                      | YDM       | 43 |
| 96  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | オーラルPHテスト (ビュートリック)                 | サンデンタル    | 1  |
| 97  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | デントカルトSM *冷*                        | オーラルケア    | 1  |
| 98  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | Dグルコース                              | メディセオ     | 1  |
| 99  | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | アーカンサス砥石 #413033                    | YDM       | 2  |
| 100 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | バトラートレイ#1375(M) 50組入                | サンスター     | 1  |
| 101 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | タブトレーセット                            |           | 10 |
| 102 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | バキュームチップA-1新型 2個入り                  | モリタ       | 15 |
| 103 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | バキュームチップゴムA 大 10個入り                 | モリタ       | 3  |
| 104 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | アズワン オートクレープ用耐熱PPバック S 100入         | アズワン      | 1  |
| 105 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 治療ピンセットNC #18 11305                 | YDM       | 40 |
| 106 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ペリープローブセット                          |           | 1  |
| 107 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ピバラックプラス                            | 東京技研      | 5  |
| 108 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | エースデンタルマスク M ゴムタイプ 50入              | 中和産業      | 5  |
| 109 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ミラートップ フロントサーフェイス 12入               | YDM       | 4  |
| 110 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 滅菌バッグER-250EN 25cm×100m(ロール)        | キヤノンライフケア | 1  |
| 111 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 滅菌バッグ ER-180EN 18cm×200m (ロール)      | キヤノンライフケア | 1  |
| 112 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ヒートシーラー PC-200                      | キヤノンライフケア | 1  |
| 113 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | デントハイド 専用浸漬容器 (L) アミカゴ付             | 日本歯科薬品    | 5  |
| 114 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 3M コンプライ 化学的インジケータ テープ 汎用 18mm×55mm | 3M        | 1  |

### 歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目   | 商品名                                | メーカー/取扱   | 数量    |
|-----|---------|------|------------------------------------|-----------|-------|
| 115 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 滅菌バッグER-050EN 5cm×200m(ロール)        | キヤノンライフケア | 1     |
| 116 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | コットンセット                            |           | 1     |
| 117 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | D50D-500A(2色レジン模型D型咬合器付)           | ニッシン      | 38    |
| 118 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | 二連綿花容器                             | 藤原歯科産業    | 16    |
| 119 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ワンタッチコットンボックス2アルコール(AL)用S1362<br>1 | YDM       | 16    |
| 120 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | ペーパータオルフォルダー(壁掛)                   | 一般市販品     | 5     |
| 121 | 臨床歯科実習室 | 予防処置 | グローブホルダー 1BOX用(140*102*208)        | アズワン      | 4     |
| 122 | 臨床歯科実習室 | その他  | クリングシールド デュアル (P) 大人用 WINE         | JMA       | 2     |
| 123 | 臨床歯科実習室 | その他  | FMS-FD10 マウントシート 標準                | 阪神技術研究所   | 1     |
| 124 | 臨床歯科実習室 | その他  | DIC-100 D感度 インスタントフィルム 小児          | 阪神技術研究所   | 1     |
| 125 | 臨床歯科実習室 | その他  | ゴミ箱 40リットル                         | 一般市販品     | 4     |
| 126 | 臨床歯科実習室 | その他  | ゴミ箱 50リットル                         | 一般市販品     | 2     |
| 127 | 臨床歯科実習室 | その他  | 実習作業ステンレズグリーンカート 2段・天板四方手すり付       | アズワン      | 2     |
| 128 | 臨床歯科実習室 | その他  | 踏み台                                | アズワン      | 1     |
| 129 | 臨床歯科実習室 | その他  | 脚立 全長1.4m(使用高さ1.1m)                | アルインコ     | 1     |
| 130 | 臨床歯科実習室 | その他  | 台車                                 | トラスコ中山    | 1     |
|     | 臨床歯科実習室 |      | 小計                                 |           | 1,155 |

|     |         |      |                                  |     |   |
|-----|---------|------|----------------------------------|-----|---|
| 131 | 模擬歯科診療室 | 設備機器 | 歯科用ユニット(スペースラインイムシアⅢ(UP)FT P dW) | モリタ | 1 |
| 132 | 模擬歯科診療室 | 設備機器 | オペレーティングスツール J-EN                | モリタ | 2 |
| 133 | 模擬歯科診療室 | 設備機器 | Varie2 L型 ハイバック                  | モリタ | 1 |
|     | 模擬歯科診療室 |      | 小計                               |     | 4 |

|     |     |      |                             |     |    |
|-----|-----|------|-----------------------------|-----|----|
| 134 | 機械室 | 設備機器 | 診療用吸引ブロウ(バキュームモーター-3.7kw)装置 | モリタ | 3  |
| 135 | 機械室 | 設備機器 | 気水分離機(40ℓ)                  | モリタ | 3  |
| 136 | 機械室 | 設備機器 | エアコンプレッサー(16.5kw)           | モリタ | 1  |
| 137 | 機械室 | 設備機器 | エアドライヤ                      | モリタ | 1  |
| 138 | 機械室 | 設備機器 | エアタンク(430ℓ)                 | モリタ | 1  |
| 139 | 機械室 | 設備機器 | 制御盤(遠方盤含む)                  | モリタ | 1  |
|     | 機械室 |      | 小計                          |     | 10 |

|     |         |      |                         |      |    |
|-----|---------|------|-------------------------|------|----|
| 140 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | スマートクレーブ #              | タカゾノ | 1  |
| 141 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | マネキン実習机(教卓)             | モリタ  | 1  |
| 142 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | マネキン実習机(学生卓)            | モリタ  | 42 |
| 143 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | マネキン実習机(スツール)           | モリタ  | 43 |
| 144 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | DR-H Ni:Mo テーブルタイプ      | ニッシン | 43 |
| 145 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | トルクテック ストレート ライト無 ST-DH | モリタ  | 43 |
| 146 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | 2ドア冷蔵庫 冷蔵91/冷凍46リットル    | シャープ | 1  |

歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目   | 商品名                             | メーカー/取扱 | 数量 |
|-----|---------|------|---------------------------------|---------|----|
| 147 | 基礎歯科実習室 | 設備機器 | 洗濯乾燥機 選択11/乾燥6kg                | 日立      | 1  |
| 148 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | サージガウンD (滅菌済) 5枚入<br>M          | 日本歯科工業社 | 4  |
| 149 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 鋭匙 曲2                           | YDM     | 5  |
| 150 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 有窓鋭匙 14-319                     | YDM     | 3  |
| 151 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 抜歯器具エレベーターセットA                  |         | 5  |
| 152 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 抜歯器具エレベーターセットB                  |         | 1  |
| 153 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 麦粒鉗子 曲 13-411                   | YDM     | 3  |
| 154 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 麦粒鉗子 直 13-412                   | YDM     | 3  |
| 155 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 吸引管 本体 L60° 14810               | YDM     | 5  |
| 156 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | バイオジェルアンダーグローブ 滅菌済 50双入<br>6    | 日本歯科工業社 | 1  |
| 157 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | バイオジェルアンダーグローブ 滅菌済 50双入<br>6.5  | 日本歯科工業社 | 1  |
| 158 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 開創鉤 ランゲンベック S                   | YDM     | 5  |
| 159 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | テルプラグ Mサイズ 5入                   | テルモ     | 1  |
| 160 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 止血鉗子 モスキート 曲 29002              | YDM     | 2  |
| 161 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 止血鉗子 モスキート 直 29001              | YDM     | 2  |
| 162 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 止血鉗子 ペアン 29004                  | YDM     | 2  |
| 163 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 持針器 七浦型(直)                      | YDM     | 10 |
| 164 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 持針器 ヘガール 14510                  | YDM     | 2  |
| 165 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | カストロビージョ(曲)                     | YDM     | 1  |
| 166 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | カストロビージョ(直)                     | YDM     | 1  |
| 167 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 持針器 マチュー 直 29012                | YDM     | 2  |
| 168 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | カートリッジシリンジタイプ2 ネジタイプA 1410<br>1 | YDM     | 10 |
| 169 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | カートリッジシリンジタイプ2 ネジタイプB 1410<br>2 | YDM     | 10 |
| 170 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | インストルメントスタンド 13547              | YDM     | 3  |
| 171 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | ゾンデ #1 15-301                   | YDM     | 5  |
| 172 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | テルモ歯科用注射針 30ゲージ 針先マーク付き<br>S    | テルモ     | 1  |
| 173 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 骨ノミ 片刃 14-011                   | YDM     | 5  |
| 174 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 骨ノミ 両刃 14-010                   | YDM     | 2  |
| 175 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 口腔外科用パーセット                      |         | 1  |
| 176 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | ハリストン                           | ニプロ     | 2  |
| 177 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 粘膜剥離子 七浦型 14230                 | YDM     | 5  |
| 178 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 骨膜剥離子 #13 15-130                | YDM     | 5  |
| 179 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 歯肉バサミ アイリス 直 29021              | YDM     | 1  |
| 180 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 歯肉バサミ #27                       | YDM     | 5  |
| 181 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 抜歯鉗子セットA                        |         | 5  |
| 182 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 抜歯鉗子セットB                        |         | 5  |
| 183 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 抜歯鉗子セットC                        |         | 2  |
| 184 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 抜歯鉗子セットD                        |         | 2  |

## 歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目   | 商品名                          | メーカー/取扱  | 数量 |
|-----|---------|------|------------------------------|----------|----|
| 185 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 骨鉗子 平川型 #1                   | YDM      | 3  |
| 186 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 歯科用水銃注射筒 ルアー先 5cc            | エムエス     | 5  |
| 187 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 滅菌済針付き縫合糸 12入 No.1~29        | マニー      | 4  |
| 188 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 口腔外科 ピンセットセット                |          | 1  |
| 189 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | コーパック ハード&ファースト (COE         | ヨシダ      | 5  |
| 190 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | ディスクドレープ OP用 ブルー 10入 008100  | 日本歯科工業社  | 1  |
| 191 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | マレット 外科用 ソフト 15210           | YDM      | 5  |
| 192 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | メスセット                        |          | 1  |
| 193 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | ベッドサイドモニタ PVM-2701 #         | セキムラ     | 1  |
| 194 | 基礎歯科実習室 | 口腔外科 | 骨やすり1                        | YDM      | 5  |
| 195 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | リガチャーカッター ND-605B 22607      | YDM      | 2  |
| 196 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | YS-603ワイヤーカッター スタンダード 22603  | YDM      | 2  |
| 197 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 678-101 ディスタルエンドカッター         | JMOrtho  | 2  |
| 198 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | テンションゲージ 500g YS-31 22-955   | YDM      | 1  |
| 199 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | ブーンゲージ(F. Y) YS-39 22-939    | YDM      | 2  |
| 200 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | チンキャップ 上顎牽引用 22869           | YDM      | 1  |
| 201 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | J-129~138 エラスティック 1袋 100入    | JMOrtho  | 1  |
| 202 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 857 フェイスクリブ用ゲルライナーレストパッド 2枚入 | JMOrtho  | 1  |
| 203 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | フェイスクリブ M ベージュ FCM           | JMOrtho  | 1  |
| 204 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | コイルスプリング F00050              | JMOrtho  | 1  |
| 205 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | YS-551 モジュールセパレーター 22-551    | YDM      | 2  |
| 206 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 60841 アーチターレット               | JMOrtho  | 2  |
| 207 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | A-101 シングルチューブ .022          | JMOrtho  | 1  |
| 208 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | YS-33 矯正ノギス 15cm 22933       | YDM      | 1  |
| 209 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | バンドプッシャー YS-701(NEW) 22753   | YDM      | 2  |
| 210 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | YS-703 バンドシーター 22703         | YDM      | 2  |
| 211 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 歯科矯正用モラーバンド 5個入り #611        | JMOrtho  | 2  |
| 212 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | ブラケットピンセット(NEW)22761         | YDM      | 2  |
| 213 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 矯正 プライヤーセットA                 |          | 2  |
| 214 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 矯正 プライヤーセットB                 |          | 2  |
| 215 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 矯正 プライヤーセットC                 |          | 2  |
| 216 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | 矯正 プライヤーセットD                 |          | 2  |
| 217 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | リングルボタンセット                   |          | 1  |
| 218 | 基礎歯科実習室 | 矯正   | ワイヤーセット                      |          | 1  |
| 219 | 基礎歯科実習室 | 補綴   | 補綴 バーセット                     |          | 1  |
| 220 | 基礎歯科実習室 | 補綴   | 寒天シリンジ(CT)セット タイプ2 13568     | YDM      | 20 |
| 221 | 基礎歯科実習室 | 補綴   | キュートDC2C カートリッジタイプ#          | モリタ東京製作所 | 3  |
| 222 | 基礎歯科実習室 | 補綴   | バイプレーター S                    | 藤原歯科産業   | 20 |



歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目        | 商品名                            | メーカー/取扱    | 数量 |
|-----|---------|-----------|--------------------------------|------------|----|
| 223 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | 印象採得消耗品セット                     |            | 1  |
| 224 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | アルジネートカッター 11-741              | YDM        | 3  |
| 225 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | デュラシール 1-1セット 8oz              | 茂久田商会      | 8  |
| 226 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | 義歯調整材料セット                      |            | 1  |
| 227 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | クリアフィル DCコア ペースト 1-1 #375      | クラレノリタケ    | 1  |
| 228 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | クリアフィルDCコアオートミックスONENEWボンドキットD | クラレノリタケ    | 1  |
| 229 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | ばねばかり(1キロ)                     | タニタ        | 21 |
| 230 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | ガラスメスシリンダー 20mL                | アズワン       | 21 |
| 231 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | プラスチックバケツ 9L                   | アズワン       | 10 |
| 232 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | 乳歯冠用支台形成歯 A70A-119             | ニッシン       | 3  |
| 233 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | 乳歯冠用支台形成歯 A70A-120             | ニッシン       | 20 |
| 234 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | プラスチック シリンジ 2入                 | ジーシー       | 21 |
| 235 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | モデルトリマー MT10 #                 | モリタ東京製作所   | 8  |
| 236 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | 石膏セット                          |            | 1  |
| 237 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | 平行測定器 21-122                   | YDM        | 1  |
| 238 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | メジャーリングデバイス3 21114             | YDM        | 1  |
| 239 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | ラジアルピンDX(ストレートタイプ) ASS         | デントロニクス    | 1  |
| 240 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | レジン筆積専用筆 直 0                   | 茂久田商会      | 20 |
| 241 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | ベンダブラシ ツイン レギュラー イントロキット       | セントリックス    | 1  |
| 242 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | テンポラリークラウン 撤去プライヤー 21-077      | YDM        | 2  |
| 243 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | ウッドポイント 3入 #1                  | YDM        | 1  |
| 244 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | クリアフィル ADファイバーポスト No. 3 10本    | クラレノリタケ    | 1  |
| 245 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | イージーポスト フルサイズキット 21規格×12入      | マニー        | 1  |
| 246 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | 接着材セット                         |            | 1  |
| 247 | 基礎歯科実習室 | 補綴        | オートマチックマレット タイプ2 06092         | YDM        | 1  |
| 248 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | カチャックス                         | サンメディカル    | 1  |
| 249 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | スーパーボンド 筆洗い液II 100ML           | サンメディカル    | 1  |
| 250 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | 練和用ヘラセット                       |            | 1  |
| 251 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | セメントセットA                       |            | 1  |
| 252 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | セメントセットB                       |            | 1  |
| 253 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | BioMTAセメント 2入                  | モリタ*       | 1  |
| 254 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | クリアフィル トライエスボンドNDクイック単品        | クラレノリタケ    | 1  |
| 255 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | クリアフィル メガボンド2キット               | クラレノリタケ    | 1  |
| 256 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | トクヤマ マルチボンドII セット              | トクヤマデンタル(7 | 1  |
| 257 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | バルクベースセット * 冷暗 *               | サンメディカル    | 1  |
| 258 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | ネオダイン-α 末 30g                  | ネオ製薬工業     | 1  |
| 259 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | ネオダイン-α 液 10ML                 | ネオ製薬工業     | 1  |
| 260 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | クリアフィル マジェスティES-2 A2           | クラレノリタケ    | 1  |

歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目        | 商品名                             | メーカー/取扱     | 数量 |
|-----|---------|-----------|---------------------------------|-------------|----|
| 261 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | クリアフィル マジェスティESフローLOW A2        | クラレノリタケ     | 1  |
| 262 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | ガラス練板 大板 厚 (セメント練板L厚)           | 堀内製作所       | 10 |
| 263 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | 練和紙 NO. 1 90×159 5冊組            | ジーシー        | 1  |
| 264 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | シリコンパッド #3601                   | 3M          | 50 |
| 265 | 基礎歯科実習室 | 保存(セメント類) | ワックスセット                         |             | 1  |
| 266 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | ノリタケシェードガイド                     | クラレノリタケ(陶材) | 4  |
| 267 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | ビドフォームクラウンキット 120歯入 915100(3M)  | 茂久田商会       | 1  |
| 268 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | 乳歯冠用支台形成歯 A70A-73               | ニッシン        | 10 |
| 269 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | 乳歯冠用支台形成歯 A70A-130              | ニッシン        | 45 |
| 270 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | 乳歯冠用支台形成歯 A70A-71               | ニッシン        | 10 |
| 271 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | レジン充填形成器 DLC #2 (03382)         | YDM         | 20 |
| 272 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | 鍊成充填器(ストップパー) 9                 | YDM         | 43 |
| 273 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | 鍊成充填器(ストップパー) 14                | YDM         | 2  |
| 274 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | CRシリンジ用ノズル レギュラータイプ 500入        | セントリックス     | 1  |
| 275 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | C-Rシリンジ マークII スナップフィット セット      | セントリックス     | 12 |
| 276 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | セルロイドストリップス                     | ジーシー        | 2  |
| 277 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | キッズクラウン 乳歯冠 10入 第二乳臼歯用 下顎右側E6   | シンハン        | 22 |
| 278 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | 金冠バサミ 曲 #211                    | YDM         | 20 |
| 279 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | ペンブライト #                        | 松風          | 16 |
| 280 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | レジン充填形成補助具セットA                  |             | 1  |
| 281 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | レジン充填形成補助具セットB                  |             | 20 |
| 282 | 基礎歯科実習室 | 保存(器具類)   | 裏層器 F-B型 角柄 #3                  | YDM         | 16 |
| 283 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | 保存(バー) CA用バーセット                 |             | 1  |
| 284 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | ダイヤモンド-FG プリスター5入スタンダード TF TF12 | マニー         | 1  |
| 285 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | 保存(バー) HPバーセット                  |             | 1  |
| 286 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | 保存(バー) HP用ポイントセット               |             | 1  |
| 287 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | ペーパーコーンセット                      |             | 1  |
| 288 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | バースタンド ブロックシステム 13440           | YDM         | 1  |
| 289 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | シリコンホイール 12入 M2L                | 松風          | 4  |
| 290 | 基礎歯科実習室 | 保存(バー類)   | マンドレール 12本入 HP用                 | 松風          | 4  |
| 291 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | ルートZX mini # W                  | モリタ製作所      | 1  |
| 292 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | 根管充填材セット                        |             | 1  |
| 293 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | ヒートカッター #1-2 08-030             | YDM         | 1  |
| 294 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | キャビトン 瓶入 30g ピンク                | ジーシー        | 1  |
| 295 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | エバダインプラス 5g                     | ネオ製薬工業      | 1  |
| 296 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | ハイ シール 30g                      | 松風          | 1  |
| 297 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | ストップピングキャリア 13200               | YDM         | 11 |
| 298 | 基礎歯科実習室 | 歯内        | クレンザー 鉗子                        | YDM         | 1  |

## 歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目   | 商品名                           | メーカー/取扱     | 数量 |
|-----|---------|------|-------------------------------|-------------|----|
| 299 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | BARBED BROACHES(クレンザー)6dz入000 | マニー         | 2  |
| 300 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | メタシールSoft セット *冷暗*            | サンメディカル     | 1  |
| 301 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ニシカチャンネルシーラー N 非ユージノール系       | 日本歯科薬品      | 1  |
| 302 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | チャンネルス 1-1 散15g/液10ML         | 昭和薬品化工      | 1  |
| 303 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | 歯内療法実習模型 A12A-500 右下6         | ニッシン        | 23 |
| 304 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | デジテストII #                     | パーケル        | 1  |
| 305 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ルートチャンネルシリンジ 2本入 ASS          | ネオ製薬工業      | 16 |
| 306 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | リーマーガード(8本立て) P               | YDM         | 21 |
| 307 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | リーマーガード(8本立て) BL              | YDM         | 21 |
| 308 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | オオタキ リーマーボックス 84穴             | オオタキ        | 8  |
| 309 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | シリコンストップディスペンサー-200入 Ver1     | メルファー       | 4  |
| 310 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ストップング 500g                   | 松風          | 1  |
| 311 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | スプレッター 0.4L                   | YDM         | 21 |
| 312 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ダッペングラス 白                     | 堀内製作所       | 45 |
| 313 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ダッペングラス 茶                     | 堀内製作所       | 45 |
| 314 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | 歯内 切削用バーセット                   |             | 1  |
| 315 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | アルコールランプ S(芯付き)               | 堀内製作所       | 21 |
| 316 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | 根充用ピンセット 2                    | YDM         | 21 |
| 317 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | 歯内 ファイルセットA                   |             | 1  |
| 318 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | 歯内 ファイルセットB                   |             | 1  |
| 319 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ルートチャンネルプラグー 1                | YDM         | 21 |
| 320 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ブローチセット                       |             | 1  |
| 321 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ビタベックス チップセット                 | ネオ製薬工業      | 1  |
| 322 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ラバーダムキット タイプ2 08591           | YDM         | 1  |
| 323 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | 防湿用器具セットA                     |             | 1  |
| 324 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | ラバーダムパンチ タイプII 08-111         | YDM         | 13 |
| 325 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | 防湿用器具セットB                     |             | 43 |
| 326 | 基礎歯科実習室 | 歯内   | フィンガー ルーラー 21-155             | YDM         | 21 |
| 327 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | カワモト 口腔ケアガーゼ 150入             | カワモト        | 1  |
| 328 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 開口器セットA                       |             | 1  |
| 329 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 開口器セットB                       |             | 5  |
| 330 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 双眼実体顕微鏡 S-300II (ザイコア)        | モリタ*        | 10 |
| 331 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | ライオン集団指導用 模型歯ブラシ              | ライオン歯科衛生研究所 | 12 |
| 332 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | ライオン大型顎模型                     | ライオン歯科衛生研究所 | 12 |
| 333 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 教育・説明器材セットA                   |             | 1  |
| 334 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 教育・説明器材セットB                   |             | 1  |
| 335 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | ヤマト科学 IC402 恒温器(培養器)          | ウィルデント      | 1  |
| 336 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 歯ブラシセット                       |             | 1  |

歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目   | 商品名                                  | メーカー/取扱 | 数量 |
|-----|---------|------|--------------------------------------|---------|----|
| 337 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | ルシエロフロス アンワックス ホワイト 医院用 200m         | ジーシー    | 1  |
| 338 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | ルシエロフロス ミントワックス 30m ピンク              | ジーシー    | 1  |
| 339 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 口腔内撮影ミラー 3枚組 13570                   | YDM     | 21 |
| 340 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | ハクゾウ綿棒 No.12(400本入り)                 | ハクゾウ    | 1  |
| 341 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 歯磨指導用模型PE-STP002(P3B-705)            | ニッシン    | 10 |
| 342 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 歯ブラシ模型 PE-STP004(P3-TB)              | ニッシン    | 20 |
| 343 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 歯間ブラシ模型 PE-STP005(P3-IDB)            | ニッシン    | 10 |
| 344 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | PE-STP020(P3B-703)2倍大歯磨指導模型乳歯列       | ニッシン    | 10 |
| 345 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | アネロイド血圧計                             | ウェルチアレ  | 22 |
| 346 | 基礎歯科実習室 | 保健指導 | 聴診器                                  | 3M      | 22 |
| 347 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 衛生士診療器具セットB                          |         | 1  |
| 348 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 衛生士診療器具セットD                          |         | 2  |
| 349 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 雑巾掛け                                 | アズワン    | 2  |
| 350 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | グリッターバグ                              | アズワン    | 5  |
| 351 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 電子混水比天びん キチリ                         | デントロニクス | 1  |
| 352 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | プラスチックシャーレ 100枚(1組 ¥1,800 10枚入り×10組) | アズワン    | 10 |
| 353 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 点薬器 両頭 09-174                        | YDM     | 2  |
| 354 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | ティースメイトF1 2.0 白色セット #2790            | クラレノリタケ | 1  |
| 355 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | A2SRA-774-#11 歯石除去実習用模型歯             | ニッシン    | 10 |
| 356 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | A2SRA-777-#46 歯石除去実習用模型歯             | ニッシン    | 10 |
| 357 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | T6-500HPRO-P3 ブロービングパーツ              | ニッシン    | 5  |
| 358 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | T6-500HPRO-S3-#P スケーリングパーツピンク        | ニッシン    | 5  |
| 359 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | B2-306 TOOTH 複製根模型歯                  | ニッシン    | 8  |
| 360 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | セラミック砥石 ウェッジ形 13044                  | YDM     | 1  |
| 361 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | ステンレスバット(W25×D20×H5cm)               |         | 10 |
| 362 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | ミラーハンドル 角型 13121                     | YDM     | 40 |
| 363 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | P15FE-500HPRO-S2A1-GSF SPR実習用顎模型     | ニッシン    | 3  |
| 364 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 人工プラーク 8ML                           | ニッシン    | 1  |
| 365 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | ビクトリーワン 説明用模型                        | ニッシン    | 1  |
| 366 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 舌 Z-1                                | ニッシン    | 16 |
| 367 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | 人工歯石                                 | ニッシン    | 1  |
| 368 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | ペーパータオル 中判 シングル 1箱(30個入り・1個200枚入り)   | 一般市販品   | 1  |
| 369 | 基礎歯科実習室 | 予防処置 | ペーパータオルフォルダー(壁掛)                     | 一般市販品   | 5  |
| 370 | 基礎歯科実習室 | その他  | 頭蓋骨模型 ANA1004-T                      | ニッシン    | 10 |
| 371 | 基礎歯科実習室 | その他  | 複製模型歯着脱顎模型(乳歯列) PE-ANA003            | ニッシン    | 1  |
| 372 | 基礎歯科実習室 | その他  | 複製模型歯着脱顎模型 PE-ANA009                 | ニッシン    | 1  |
| 373 | 基礎歯科実習室 | その他  | 歯磨き指導用顎模型 PE-STP001                  | ニッシン    | 1  |
| 374 | 基礎歯科実習室 | その他  | 疾患説明用透明顎模型 PE-TDS001                 | ニッシン    | 1  |

## 歯科用教具・備品等教室別 明細表

| No. | 教室名     | 項目  | 商品名                          | メーカー/取扱 | 数量    |
|-----|---------|-----|------------------------------|---------|-------|
| 375 | 基礎歯科実習室 | その他 | ブラッシング指導用模型 PE-ORT002        | ニッシン    | 1     |
| 376 | 基礎歯科実習室 | その他 | 補綴物・保存修復物学習模型 PE-PRO017      | ニッシン    | 1     |
| 377 | 基礎歯科実習室 | その他 | ゴミ箱 40リットル                   | 一般市販品   | 4     |
| 378 | 基礎歯科実習室 | その他 | ゴミ箱 50リットル                   | 一般市販品   | 2     |
| 379 | 基礎歯科実習室 | その他 | 実習作業ステンレスグリーンカート 2段・天板四方手すり付 | アズワン    | 2     |
| 380 | 基礎歯科実習室 | その他 | 踏み台                          | アズワン    | 1     |
| 381 | 基礎歯科実習室 | その他 | 脚立 全長1.4m(使用高さ1.1m)          | アルインコ   | 1     |
| 382 | 基礎歯科実習室 | その他 | 台車                           | トラスコ中山  | 1     |
| 383 | 基礎歯科実習室 | その他 | 人体骨格模型                       | 京都科学    | 1     |
| 384 | 基礎歯科実習室 | その他 | 人体解剖模型                       | 京都科学    | 1     |
| 385 | 基礎歯科実習室 | その他 | 学生実習用器具セット                   |         | 1     |
|     | 基礎歯科実習室 |     | 小計                           |         | 1,612 |

|     |          |      |                        |         |       |
|-----|----------|------|------------------------|---------|-------|
| 386 | エックス線撮影室 | 設備機器 | マックスIX タイプ2R           | モリタ     | 1     |
| 387 | エックス線撮影室 | 設備機器 | ベラビューIC-5 Fine         | モリタ     | 1     |
| 388 | エックス線撮影室 | 設備機器 | デュアルアダプタ               | モリタ     | 1     |
| 389 | エックス線撮影室 | 設備機器 | CID-4 撮影用インジケータ 標準 セット | 阪神技術研究所 | 10    |
| 390 | エックス線撮影室 | 設備機器 | ディゴラ Optime II         | モリタ     | 1     |
| 391 | エックス線撮影室 | 設備機器 | サーバーセットW550 II         | モリタ     | 1     |
| 392 | エックス線撮影室 | その他  | DIF-100 D感度 インスタントフィルム | 阪神技術研究所 | 1     |
| 393 | エックス線撮影室 | その他  | DQD プッシャー用 現像定着液 D感度   | 阪神技術研究所 | 1     |
|     | エックス線撮影室 |      | 小計                     |         | 17    |
|     |          |      |                        |         |       |
|     | 全室       |      | 合計                     |         | 2,798 |

# 学生の確保の見通し等を記載した書類

## 目 次

- (1) 学生の確保の見通しおよび申請者としての取組状況
  - ① 学生の確保の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  - ② 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果・・・・・・・・・・3
  
- (2) 人材需要の動向等社会の要請
  - ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）・・・・・・8
  - ② 社会的および地域的な人材需要の動向等を踏まえた客観的な根拠・・・・・・・・9

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### (1) 学生の確保の見通しおよび申請者としての取組状況

#### ① 学生の確保の見通し

##### ア. 定員充足の見込み

この度の収容定員の増加に係る学則変更は、本学が令和2(2020)年度に開設した歯科衛生学科に対する高校生の進学ニーズ、歯科衛生士に対する社会的・地域的人材需要を踏まえたものである。なお、本学の歯科衛生学科は開設時において、歯科衛生士学校養成所指定規則が定める基準上、入学定員80名として学科運営が可能な施設・設備・教員を整備しており、教育研究活動の質的低下を招くことがないよう最小限の増員に留めるものである。具体的には令和3(2021)年度の入学定員70名(収容定員210名)に対し、令和4(2022)年度の入学定員を10名増員することとする。

「文部科学大臣指定(認定)医療関係技術者養成学校一覧(令和2年5月1日現在)」によると、令和2(2020)年5月1日時点で、短期大学の歯科衛生士学校は全国に16大学(公立1大学、私立15大学)存在している。本学は私立15大学に含まれる。令和2(2020)年度時点での16大学の入学定員合計は1,140名、1大学あたり71.3名である。一方、本学と同様に都市圏が所在地の9大学(東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県の大学。本学は除く)に限ると入学定員合計は800名、1大学あたり88.9名となり、本学が構想する学則変更後の入学定員80名をも上回る水準となっている。

日本私立学校振興・共済事業団「平成28(2016)～令和2(2020)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」によると、私立短期大学の平成28(2016)～令和2(2020)年度(5年間)における入学定員充足率(資料1)の平均は、全体では88.56%であるのに対し、歯科衛生学科を含む保健系では94.97%と比較的高い水準となっている。

一方、(資料2)は旺文社の受験情報誌「蛍雪時代」や大学受験ポータルサイト「パスナビ」、医療系学校進学ポータルサイト「看護医療進学ネット」または各大学ホームページの掲載データを元に作成した、平成28(2016)～令和2(2020)年度の短期大学歯科衛生系学科における志願者・受験者・合格者数の推移である。全体の志願倍率(志願者÷入学定員)をみると、平成28(2016)年度1.6倍、平成29(2017)年度1.7倍、平成30(2018)年度1.4倍、平成31(2019)年度1.2倍、令和2(2020)年度1.0倍と推移している(志願者非公表の学科は集計対象から除外)。本学の歯科衛生学科は令和2(2020)年度開設だが、その志願倍率は2.0倍と同年の全国平均1.0倍を大きく上回っており、静岡県立大学短期大学部歯科衛生学科の2.8倍、愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科の2.1倍に次ぐ高い水準となっている。

さらに(資料3)は令和2(2020)年5月1日時点における短期大学歯科衛生系学科の充足状況を示している(全国16短大の状況)。収容定員合計は3,340人で在学者数合計は3,034人、

定員充足率は 90.8%となっている。なお、16 大学中 10 大学にて、私立短期大学では 15 大学中 9 大学にて充足率は 100.0%以上である。また、近畿地方においては大阪府の関西女子短期大学歯科衛生学科、兵庫県の神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科、そして本学の歯科衛生学科が存在するが、3 大学すべて充足率は 100.0%以上である。

加えて、本学の歯科衛生学科が開設しているさくら夙川キャンパスは兵庫県西宮市に位置し、阪急神戸線夙川駅・JR 神戸線さくら夙川駅・阪神本線香櫨園駅から徒歩 7 分である。人口が集中する阪神地域からは通学至便で、大阪・梅田方面ならびに神戸・三宮方面から 20 分圏内、京都ならびに奈良方面からも概ね 60 分圏内で通学圏内である。以上を踏まえると、本学の歯科衛生学科は兵庫県と大阪府を中心に京都府、奈良県を学生確保の基盤にしている。なお、中国・四国地方においては歯科衛生系学科を置く私立大学・私立短期大学は徳島県の徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科、高知県の高知学園短期大学医療衛生学科歯科衛生専攻の 2 大学に留まる（国公立大学を含めても広島大学歯学部口腔健康科学科口腔保健学専攻、徳島大学歯学部口腔保健学科が加わり、計 4 大学に留まる）。このことから本学の歯科衛生学科は近畿地方にとどまらず、中国・四国地方からも志願者を確保している。その結果、令和 3（2021）年度においても現時点の入学定員 70 名の 2 倍である 140 人が歯科衛生学科を志願し、76 名が入学している。

このように本学の歯科衛生学科は、入学定員を 70 名から 80 名としても定員充足は十分に見込めるものと思われるが、学生確保の見通しを客観的に検証するため、学生確保の見通し調査（高校生アンケート調査）を第三者機関に委託し実施した。

#### イ. 定員充足の根拠となる客観的データの概要

（資料 4）は本学が歯科衛生学科の学生確保の見通しについて更なる検証を行うために、第三者機関（株式会社高等教育総合研究所）に依頼し実施した高校生アンケート調査の結果である。

＜高校生アンケート調査＞の実施概要は以下のとおりである。

|        |  |
|--------|--|
| 調査内容   | 本学が令和 4（2022）年度より入学定員増を構想中の歯科衛生学科における学生確保の見通しを検証するために、高校生アンケートを実施した。<br>アンケート項目は全 7 問で、すべて選択肢式とした。 |
| 調査実施時期 | 令和 3（2021）年 4 月～令和 3（2021）年 6 月  |
| 調査対象   | 令和 4（2022）年度の大学入試を受験する可能性が最も高い <u>高校 3 年生</u> （令和 4 年 3 月卒業予定者）をアンケートの対象とした。                       |
| 実施高校   | 大手前短期大学に志願者・入学者が多い兵庫県・大阪府を中心とした高校にアンケート実施を依頼し、33 校（兵庫県 17 校、大阪府 12 校、京都府 3 校、香川県 1 校）より実施協力を得た。    |
| 実施人数   | 4,185 人  |

このように、高校生アンケート調査は歯科衛生学科の学生確保が期待できる近畿地方を中心とした高校に依頼を行い、33 校（兵庫県 17 校、大阪府 12 校、京都府 3 校、香川県 1 校）より実施協力を得た。結果、これら 33 校に在籍する高校 3 年生（令和 4 年 3 月に卒業予定で令和 4



年度に大学進学時期を迎える者)、合計 4,185 人を対象に高校生アンケート調査を行った。

高校生アンケート調査では、本学の歯科衛生学科の特色・学費・アクセスなどを具体的に示した上で、受験意欲について回答を求めたところ、212 人(全体の 5.1%)が歯科衛生学科を「受験したい」とした。また、受験意欲を示した 212 人に対し合格した場合の入学意欲について回答を求めたところ、90 人が「合格した場合、入学したい」、121 人が「合格した場合、併願先の結果によっては入学したい」とした。「入学したい」とした高校生 90 人のみで、歯科衛生学科が予定する増員後の入学定員 80 名を上回る結果となった。さらに「併願大学の結果によっては入学したい」と回答した 121 人を加えると、歯科衛生学科への入学を具体的に検討している者は計 211 人いた。

なお、文部科学省「学校基本調査(令和 2(2020)年度)」によると高校生アンケート調査を行った兵庫県、大阪府、京都府、香川県の高校数は全日制のみで 544 校あり、令和 3(2021)年度時点での高校 3 年生(学校基本調査では令和 2(2020)年度時点で高校 2 年生)は 4 府県合計で 142,359 人いる。高校生アンケート調査は 33 校 4,185 人の高校生の入学意欲について測定した結果に留まっていることから、今後の広報活動を通して本学の歯科衛生学科が広く認知されることで、今回アンケート調査を行った 4 府県、加えてそれ以外の周辺県においてもアンケート結果を上回る志願者確保は可能であると推察される。

ただし、今後学生確保を行う上で、長期的には本学も少子化の影響は免れない点を考慮すべきである。(資料 5)はリクルート進学総研マーケットリポート(Vol.71 2020 年 1 月号)18 歳人口予測を基に作成している。本学が歯科衛生学科の入学定員増を予定する令和 4(2022)年度を 100 とすると、令和 13(2031)年度の大学進学対象者数(18 歳人口)は全国で 92.2%となる。さらに本学所在地の兵庫県では、全国水準を少し上回る 93.3%となる。一方、高校生アンケート調査を踏まえると、定員変更後の入学定員 80 名(予定)に対し合計 212 人が受験者と見込まれることが明らかになっており、これに上記 93.3%(令和 4(2022)年度を 100 とした場合の令和 13(2031)年度指数)を乗じても 197 人(予定する入学定員 80 名の 2.46 倍)の志願者が依然として見込まれる。しかしながら、長期的かつ安定的に学生確保を行うために開設当初より少子化進展を踏まえた、「学生確保に向けた具体的な取組状況」で詳説する積極的な募集活動を展開することが重要と認識している。

## ②学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア. 歯科衛生学科について

本学の学生確保に向けた具体的な取組は、主に以下が挙げられる。

1. 大学案内の配布
2. Web サイトによる情報発信
3. 受験雑誌などへの広告掲載
4. 進学説明会の参加
5. 高校内説明会の実施
6. 高校訪問

## 7. オープンキャンパス

「1. 大学案内の配布」については、本学では毎年3月下旬に新年度向けの大学案内を12,000部作成し配布している。配布先は資料請求者(高校生・既卒生・保護者等)、高等学校等が挙げられる。内容としては、例年、主に高校生や保護者それぞれに大学の特色や学びの内容、教員紹介など情報を掲載している。

歯科衛生学科においては、令和3(2021)年度学生募集では早期に認知拡大を目的とし、3月に7,000件のリストに配布、また、5月には約1,200件の新規層リストに配布した。

パンフレットの構成は、令和3(2021)年度よりライフデザイン総合学科と合本とし、大手前短期大学の2学科として学びの幅をアピールした構成とした。巻頭ページには、新たに建設された新校舎を掲載、次にキャッチコピーを「えらべるミライ」とし、大手前短期大学ならではの学びや特色の概要を示し、高校生や高校教諭・保護者に本学で学ぶ特色の全体像を紹介をしている。さらに歯科衛生学科の詳細を紹介し、実習提携を締結した京都大学・大阪大学・神戸大学を始めとした大学附属病院や総合病院・地域クリニックなど、充実した学外臨床実習先の紹介や国家資格試験合格までの3年間のプロセスを掲載し、歯科衛生学科における学習のイメージを具体的に理解できる工夫を行っている。また「健康日本21」において健康寿命延伸への取り組みにおける歯科衛生士の社会的な役割や価値についての認知拡大を目的として、社会から求められる歯科衛生士の姿や現状の求人倍率、結婚・出産などのライフスタイルに合わせて生涯を通じて活躍できる職業であること、さらに現役の歯科衛生士の写真つきインタビュー掲載などを通じて、歯科衛生士の魅力を紹介している。

なお、大学案内を配布したことによる効果測定は、毎月の資料請求数を指標とし動向を追跡していく。

「2. Webサイトによる情報発信」については、短期大学Webサイトとして「学びについて」「入試案内」「就職・キャリア」「留学・国際交流」「学生生活」「大学案内」の 카테고리を設けており、高校生をターゲットとした構成にしている。

歯科衛生学科においては、「1. 大学案内の配布」と同様に、歯科衛生学科ページを追加した。該当サイトに誘導するために、進学情報サイト「マイナビ進学」などでマイページを設定している高校生に対し、閲覧するページにバナーを掲出し、リンクを張り検索の利便性を向上させている。またSNSによるバナー広告などを配信し、該当サイトへの誘導および一度接触したユーザーには、繰り返しバナー広告を配信するなどを実施している。

また、本学の「LINE」に登録するなど積極的にアクセスする高校生に対しては、さらなる情報提供を行うことにより接点をより深められるよう工夫を行う。効果測定として、該当サイトへのアクセス数や検索エンジンのクリック数などを定期的にチェックし、反応が薄い場合はバナー広告や検索キーワードの追加変更などの改善を行う予定である。

また、歯科衛生学科の教員によるブログを開設、実習風景などの様子を掲載し入学後の学びのイメージ訴求に努めている。また、ブログ閲覧への誘導はハウスリストで管理している歯科衛生学科志望者にメールDMで案内を行っている。

「3. 受験雑誌などへの広告掲載」については、各誌の特集ページに参画し歯科衛生学科で学

ぶ在生学生を取材し掲載すると同時に、進学情報サイトなどにはトピックスとして受験生にとって有益な情報を掲載している。

「4. 進学説明会の参加」については、高校生や保護者に対してのダイレクト・コミュニケーションを意図し積極的に参加している。毎年50件前後の進学相談会に参加しているが、ブースに来ていただいた方々の志望分野や状況に応じた説明が個別にできること、また本学全体や本学の入試制度等について率直な感想や意見も聞くことができる場でもあることから有意義な場となっている。

歯科衛生学科においては、従来の進学説明会に加えて医療系志望の学生に特化した進学説明会が行われていることから、これらについても積極的に活用している。進学説明会においては、本学歯科衛生学科の教育の特長や人材育成を通して社会へどのように貢献していくのか、その他本学の強みなどをダイレクトに正確に伝えていく場として活用し、本学ブースに来ていただいた高校生が志願者へとつながると考えている。

「5. 高校内説明会の実施」については、積極的・意欲的に参加件数を増やし、平成26(2014)年度入試においては54件であったが、平成31(2019)年度入試においては3.6倍の192件まで数を伸ばした。高校内説明会は高校側から声をかけていただければ参加できないケースが多いが、次項「6. 高校訪問」で述べるように本格的に高校訪問に特化する活動ができるまでは参加可能な件数自体が非常に少なかった。よって参加件数の伸びは本学の積極的な高校訪問の成果とも言える。

歯科衛生学科においては、従来参加している高校内説明会にはもちろんのこと、専門学校を中心に進学している高校の説明会などへも積極的に参加し、教育内容や本学の強みなどをダイレクトに説明している。今後更に高校訪問の中で高校内説明会へのオファーがいただけるようなアプローチも行っていくことで、よりその数を増やしていく。このことにより、本学ブースに来ていただいた高校生が志願者へとつながると考えている。

「6. 高校訪問」については、アドミッションズオフィスの渉外担当者が訪問する専任体制で行っている。この体制によりここ数年の訪問件数は大きく伸び、令和2(2020)年度入試の際には1,285件行うことができた(資料6)。高校訪問は短期的には本学のアピールや本学への受験促進を各高校に行っていくものであるが、中期的には本学を各高校に正確に理解していただくことを意図している。そして長期的には本学の高校訪問は高大連携協定校戦略を掲げている。高大連携協定校戦略は本学が高大連携協定を締結した各高校(令和3(2021)年5月現在、短期大学・大学合計42校)と各高校のニーズに応える高大連携を行うことで、高校側にとっては高校生・保護者が進路を考える上での「良いきっかけ」を提供することでメリットを提供し、また本学側のメリットとしては高大連携を通して高校生や保護者が本当に進学先に求めるものを把握し、本学教員・職員の授業や学生支援における意識改革を促すものである。例えば、各種出張授業や本学体育会系クラブによる高校生への指導、高校生や保護者への進学講演、保護者のための大学見学と模擬授業など各協定高校の希望に応じて実施している。これらの取組の効果としては各協定高校とはお互いにパートナー的な存在となり、双方で自己満足ではなくニーズに応えた学校運営を行っていくうえで欠かせない存在となったことが挙げられる。

さらに、歯科衛生学科においては、以下のポイントでも実施している。

歯科衛生学科についての高校訪問にあたっては従来より高校との連携を密にしている渉外担当者はもちろん、歯科衛生学科を中心にした短期大学教員も高校訪問を行っており、具体的な教育展開や在校生の状況、歯科衛生士の現状や就職環境などを高校の先生方に伝えている。本学と高大連携を行っている高校の先生方にヒアリングを行ったところ、人生 100 年時代における健康な社会を支える医療系に興味のある学生や志願者は根強く堅調であるとのことであった。ただし、歯と口の健康がもたらす健康寿命への社会的な取り組みにおいて歯科衛生士が重要な役割を果たしているにも関わらず、職業としての認知や社会的価値の認識、また必要とされる人材人員の不足など、社会が求めている歯科衛生士の位置づけが必ずしも高校生には十分認知されているとは言えない実態であることも認識できた。社会が求める人材を輩出する大学の機能・使命として、歯科衛生士の社会的な役割・価値を、高校生のみならず高校教諭や保護者にも幅広くアプローチしていくことで理解を深め、受験志願者を拡大している。大手前短期大学・大手前大学の高大連携協定校 42 校（令和 3（2021）年 5 月現在）の他、大手前短期大学への入学者の多い高校、大手前大学さくら夙川キャンパス設置学部に入学者の多い高校へも優先順位を上げて訪問している。令和 2（2020）年度入試における 1,285 件の高校訪問についてもそのような展開で実施している。

「7. オープンキャンパス」については、令和 3（2021）年度学生募集では、コロナ禍により来校型オープンキャンパスが中止される中、新たに「WEB オープンキャンパス LIVE」を 5 月中旬より実施し、早期に高校生への接点を持ち、興味関心を高めた。また、「来校型オープンキャンパス」においては、事前予約・定員制とし実施。申込開始早々、定員に達するなど歯科衛生学科への関心の高さが窺えた。開設前より歯科衛生学科においては、より多くの方に来場いただくため、進学情報サイトや各紙媒体に年間予定日程を掲載して新規接触者の獲得をめざすとともに、資料請求などで本学に接点のある高校生や歯科衛生士に興味のある志望者への DM 発送のほか、通学途上の主要駅への駅貼りポスターや交通機関各路線の車内吊りポスターなどでも告知を行ってきた。またオープンキャンパス特設サイトを設け、具体的なプログラムを前面に打ち出して動員誘導を行うとともに、LINE やメール DM などでも開催を周知する。内容としては年間を通じて複数のプログラムを準備し事前に告知することにより歯科衛生士に興味を持ち続け、入学後の期待や学習意欲を高めることでリピート参加を促しつつ学びのイメージを明確に持っていただけるように工夫をしている。令和 3（2021）年度学生募集の実績では、オープンキャンパスに来場されたうち約 40%が出願しており、さらにリピート参加した高校生は約 70%が出願をしている。

また既設の学部学科とは別に説明会を実施することや高校生の相談に直接答える個別相談ブースを設けることにより、歯科衛生士に関する疑問や質問にも丁寧に説明・解決していくことにより、安心して進路選択を行えるようにすることで学生確保の効果を見込んでいる。

#### イ. 現代社会学部現代社会学科通信教育課程について

大手前学園が併設する大手前大学の既設学部のうち、定員超過率が 0.7 倍未満である現代社会学部現代社会学科通信教育課程の学生確保に向けた直近 3 か年の具体的取組状況については、以下のとおりである。

#### 【平成 30（2018）年度】

- ・これまではオンラインでの学習を通じた「学びやすさ」のアピールに広告広報の重点をおいていたが、平成 30（2018）年度より「学びやすさ」に加え、「仕事」や「職」につながるスキルや知識の修得を周知できるカリキュラム体系を整え、アピールしていくこととした。
- ・法務省入国管理局より示された「日本語教育機関の告示基準」に対応した「日本語教員養成課程」のカリキュラムを構築し、提供することとした。
- ・若年者の獲得を目指し、「憲法」、「行政法」等、公務員試験の筆記試験科目となるものを全て開講し、科目群で学ばせ、正課外で筆記試験以外のフォローを実施する「公務員試験対策プログラム」を新設した。
- ・クリエイターや映像デザイナーの仕事に就くための必須スキルとなる 6 科目が学ぶことのできる「デジタルクリエイティブプログラム」を新設した。

以上の取組の結果、在籍学生数は平成 30（2018）年 5 月 1 日時点で前年度 1,450 人から 1,697 人へ増加（対前年比 117.0%）し、定員充足率は前年度 0.48 から 0.57 へと改善した（資料 7）。

#### 【令和元（2019）年度】

- ・入学者は順調に増加しており、「日本語教員養成課程」及び「心理学」は安定的に人気となっている。また、海外在住の日本人からの問い合わせや出願は増加傾向にあり、海外マーケットの広がりが見えている。
- ・国内向けの募集活動においては、今期の目標としていた専門学校と通信制高校との連携強化に取り組み、専門学校 3 校と通信制高校 1 校との「協定校」の提携を行うことができ学生確保について寄与できるものと期待できる。

以上の取組の結果、在籍学生数は令和元（2019）年 5 月 1 日時点で前年度 1,697 人から 1,916 人へ増加（対前年比 112.9%）し、定員充足率は前年度 0.57 から 0.64 へと改善した（資料 7）。

#### 【令和 2（2020）年度】

- ・「看護学プログラム」の教育プログラムを策定し、制度設計やカリキュラム編成及び学習成果レポート作成指導や学生相互の交流促進を目的としたコミュニティの概要案も策定し、世の中のニーズへの対応を進め、学生確保の一助として発展させていく。
- ・令和 3（2021）年度入学生よりネット出願を開始し、社会人やコロナ禍において、また、若年層が志願し易い手続きへ対応を図っていくこと、更に、高校生や大学生に影響のあるスタディサプリ等のネット媒体告知や高校訪問強化など若年層との接点強化を図り、より安定した学生確保を進めている。

以上の取組の結果、在籍学生数は令和 2（2020）年 5 月 1 日時点で前年度 1,916 人から 2,078 人へ増加（対前年比 117.2%）し、定員充足率は前年度 0.64 から 0.69 へと改善し、この調子でいけば次年度には 0.7 倍以上が見込める（資料 7）。

## (2) 人材需要の動向等社会の要請

### ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 (概要)

本学が養成する人材像は、歯科衛生士として「歯科・保健医療に関する知識と高度な技術を持ち、医療・保健・福祉等の医療関連職種と連携し協働・協力関係を構築できる歯科衛生士」であり、そのために3年間で修得すべく能力をディプロマ・ポリシーとして掲げている。

本学の建学の精神は「STUDY FOR LIFE (生涯にわたる、人生のための学び)」に基づき、豊かな教養と専門的学術、旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚及び問題解決能力を備えた人材を育成し、地域の教育・研究および生涯学習の中心として、地域社会に貢献することである。

歯科衛生士の業務は「人間(ひと)」のすべてのライフステージに関わり、歯・口腔を通して人々の健康維持を支援することであり、換言するならば健康を通じて幸福な人生設計を支援することにある。「人間(ひと)」を対象とした保健・医療・福祉の場では、「自己啓発精神」や「問題解決能力」等がなければ病気に対するケア、健康に対する理解や行動を行う事が難しい。併せてこれらは高度な技術や知識を基礎とし実施されなければならないが、日進月歩で変化する医療現場で、生涯を通じて技術や知識の修得のためには、自ら進んで行動を起こす「自立」した医療人でなければならない。

本学科では、そのような建学の精神に基づいた人間形成を基礎とし、地域の医療機関や施設及び教育機関等との連携のもと、実践能力を持った教養ある歯科衛生の専門家としての歯科衛生士の養成を目指す。

以上の観点から、本学が教育理念に基づき養成する歯科衛生士は、豊かな教養と人間性を備え、保健・医療・福祉の視点から人々の健康と幸せな生活実現のため、専門的知識と高度な技術を持ち広く社会貢献ができ、卒業後も歯科衛生士として自立するのみではなく、常に進歩し続ける能力を持った人材である。

具体的な人材の養成については、以下の5点に集約される。

- a. 建学の精神である「STUDY FOR LIFE」のモットーに基づき、自己を見つめ自らの目標を定めその目標に向かってチャレンジする自立した人材の養成。
- b. 歯・口腔の健康のみならず、歯科衛生を通じて全身の健康支援ができる歯科衛生士の養成。
- c. 歯科衛生に関する知識と高度な技術の修得と併せ、特に患者との対応に必須なコミュニケーション能力を備えた人材の養成。
- d. 医療・保健・福祉等の医療関連職種と連携し協力・協働関係を構築できる社会性や協調性を備えた人材の養成。
- e. WHO(世界保健機構)憲章の目的となっている、「すべての人間が可能な最高の健康水準に到達すること」に基づき、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することが出来るようにするプロセス」と定義されている「ヘルスプロモーション」の理念

を理解し、目標実現のため具体的な活動を通して、個人のみならず地域医療に貢献でき、リーダーシップやヘルスマネジメント能力を備えた人材の養成。

このような本学の教育目標に基づく人材の養成の方針と目標を具体化するために、別添「歯科衛生学科教育課程イメージ図」記載の通り、ディプロマ・ポリシーを設定し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連動した歯科衛生学科教育課程を構築した（資料8）。

歯科衛生士は、国家資格をもち、「歯科衛生士法」に規定された業務を担う歯科医療の専門職である。本学が設置した歯科衛生学科は、本学の建学の精神に基づき、人間としての高い倫理観と豊かな人間性を備え、歯科医療現場において歯科衛生学を主体とした保健医療に関する専門的な知識と高度な技術とを身につけるとともに、医療現場でその実践力を十二分に発揮できる人材の育成を可能とする教育研究の展開を目指す。併せて、疾病の予防や健康の維持・増進等、現代社会において多様化する保健医療のニーズに対応できる能力を身につけることも重視する。さらに医療や福祉の現場において他の医療専門職との連携や協働を可能とするコミュニケーション能力や、チーム医療を推進するためのマネジメント能力を持ち、医療現場をはじめ、教育現場や地域社会等において、人々の健康維持・増進に貢献するとともに、歯科衛生学の発展に寄与する医療専門職の養成を目的としている。

## ② 社会的および地域的な人材需要の動向等を踏まえた客観的な根拠

### ア. 就業歯科衛生士数の推移

（資料9）は厚生労働省「衛生行政報告例」を基本に作成した就業歯科衛生士数の平成8（1996）～平成30（2018）年（隔年）の状況である。全国では平成8（1996）年の56,466人から平成30（2018）年は132,629人と増加率は234.9%となっている。本学が歯科衛生学科置く兵庫県では平成8（1996）年の1,976人から平成30（2018）年は5,954人と増加率301.3%増となっている。一方、（資料10）は人口10万対の就業歯科衛生士率である。全国では平成8（1996）年の44.9人から平成30（2018）年は104.9人となっている。兵庫県では平成8（1996）年36.5人から平成30（2016）年は108.6人となっている。

### イ. 社会における必要性

我が国では急速な高齢化の進展にともない、地域包括ケアシステムの構築が急がれる中、健康寿命の延伸を図ることが喫緊の課題となっている。政府は平成30（2018）年6月15日の経済財政諮問会議において「骨太の方針2018」を公表し、その中で「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科検診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療充実に取り組む」と明記した。加えて、「高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防委等により、健康寿命の地域間格差を解消する」ことが記載された。日本歯科衛生士会はこの「骨太の方針2018」を踏まえ、「食べる」「話す」「笑う」という日常生活の基本的な口腔機能を支えることにより生活の質を高める

ことなどを通じて国民の健康寿命の延伸を実現するために、以下4点が必要と提言している。

### 1. 医科歯科連携および多職種連携の推進と歯科医療提供体制の充実

近年、入院患者に対する口腔機能管理が在院日数を10%以上削減する効果があることが明らかになっており、入院患者に対する口腔機能管理の必要性が増大している。しかしながら歯科を標榜する病院は約2割に留まり、多くの病院では歯科医師・歯科衛生士が配置されていないため、周術期等口腔機能管理においては地域の歯科医療機関との連携協働が不可欠である。また、急性期医療から在宅歯科医療にスムーズに移行するためには、地域の在宅歯科医療連携室や歯科医師会、歯科医療機関等に情報提供を行い、連携強化を図るなど急性期から回復期における医科歯科連携および退院支援等の連絡・調整が必要不可欠となっている。医科歯科連携および他職種連携の推進のためには、病院歯科の設置・整備の推進、さらには歯科のない病院と歯科診療所との連携を促進するための口腔保健支援センターや在宅歯科医療連携室等に歯科医師および歯科衛生士の配置促進、そのための人材養成の研修の充実が必要としている。

### 2. 介護保険施設等における歯科衛生士の人材育成と活用促進

近年、介護保険施設等においても口腔健康管理の必要性が高まっている。施設入所者の肺炎発症率が19%程度であったのに対し、歯科医師、歯科衛生士が口腔健康管理を行った結果11%に低減できたとの研究結果もあり、施設入所者の口腔ケアにおいては、適切な口腔健康管理体制が確保されるよう、歯科医師、歯科衛生士による介護スタッフへの指導・助言および質の高い日常の口腔ケア実施への支援等の必要性が増大している。また、施設入所者の食べる楽しみの充実を図り、低栄養を予防するため、多職種連携による食事の観察（ミールラウンド）等の経口摂取維持支援が行われており、口腔機能や口腔衛生の観点から積極的な関与が求められている。しかしながら、平成26（2014）年医療施設調査によると、歯科訪問診療を実施している歯科診療所の割合は、居宅および施設ともに14%弱に留まっている。介護保険施設等の入所者に歯科治療が必要な場合、歯科衛生士は施設職員と協力し、かかりつけ歯科医または協力歯科医療機関との連絡・調整を図り、歯科訪問診療が提供される環境を整えることが期待されている。このことから、介護保険施設等における歯科医師との連携した歯科衛生士の配置や取組み等を通じた高齢者・要介護者等の口腔機能および口腔衛生管理の実施体制が強化されることを必要としている。

### 3. 歯科衛生士の参画と活用の促進フレイル

高齢者の通いの場や地域ケア会議等における歯科衛生士の参画と活用の促進フレイル（加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態。要介護に至る前の状態）の第1段階は「心のフレイル期」であり、人とのつながりの低下や孤食等の社会性の低下から始まり、口腔を含むヘルスリテラシーの欠如などが大きな要因となる。第2段階は「栄養面のフレイル期」であり、口腔機能委における些細な衰え「滑舌の低下、食べこぼし・わずかのむせ、噛めない食品が増える等」が「オーラルフレイル」として位置づけられている。この些細な衰え「オーラルフレイル」を軽視し見逃すと、徐々に不可逆的な第3段階の「身体面のフレイル期」から、第



4段階の「重度介護期」へと移行する。身体面のフレイルを予防するためにはオーラルフレイルの予防が重要となる。しかしながら、市町村間においてその実施に対する温度差が大きいのが現状で、多職種連携による介護予防のための「地域ケア会議」に歯科衛生士が参画している市町村は歯科衛生士会の平成29（2017）年調査で全市町村中18.8%と非常に少ない。

#### 4. 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

この他、歯科衛生士会では歯科診療所における歯科衛生士の不足解消、多職種と連携した歯科医療を提供するために歯科衛生士の不足が喫緊の課題となっていることから、「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」の拡充を重点事項としてあげている。

また、最近では、令和2（2020）年7月17日、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太方針2020）が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定されており、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下における「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築が重要課題として挙げられている。「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防を推進するためには、細菌性やウイルス性の疾患の予防という観点も含め、口腔の健康と全身の健康の関連性を更に検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策・重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むことが必要とされている。

以上のことから、日常生活の基本的な口腔機能を支えることにより生活の質を高めることなどを通じて国民の健康寿命の延伸を実現するために歯科衛生士が今後果たすべき役割は極めて重要で、歯科衛生士の需要が益々拡大していることは疑う余地がない。

#### ウ. 兵庫県における必要性

兵庫県では、市町、関係団体と連携し、歯と口腔の健康づくりを計画的に推進していくため、平成29（2017）年3月に「兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）」を策定し、分野別方針のひとつの柱として「歯及び口腔の健康づくり」を位置づけ、次世代への支援、成人期への支援、高齢期の取組、配慮を要する者への支援等各ライフステージ別に基本方針を示し、取組みを推進している。また、平成30（2018）年3月には基本方針に基づき、各ライフステージ別に具体的な目標値を設定した「兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）」を策定し、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）を意識した効果的・効率的な施策展開を目指している。取組みの一つとして「兵庫県口腔保健支援センター」を健康増進課内に設置し、「兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）」「兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）」の進捗状況の管理、市町・健康福祉事務所・関係団体に対する支援を行っている。具体的な事業内容としては「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発・情報提供」「歯科口腔の健康づくりに携わる人材の育成」「市町、関係機関・団体との連携・調整」「歯科口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進」「歯科口腔の健康づくりに関する施策の企画・立案・評価等」が挙げられる。また、県内では歯科衛生士数が不足していることから、離職歯科衛生士の復職支援事業を行っている。他にも普及啓発活動として多職種連携シンポジウム開催や、歯・口腔からのアプローチによる認知症の人のQOL

向上のための調査研究事業を行っている。

近年でも、令和2(2020)年2月14日に開催された兵庫県「健康づくり審議会」において、8020運動推進部会より県内の歯科保健関連事業、歯科関係機関・関係団体の取組みが報告され、歯・口腔の健康維持が健康寿命の延伸に重要であることが改めて共有された(8020運動：平成元(1989)年より厚生省(当時)と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。残存歯数が約20本あれば食品の咀嚼が容易であるとされている)。

#### エ. 新卒歯科衛生士の求人状況

一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会が令和2(2020)年4月、全国の歯科衛生養成校(大学・短期大学・専門学校を含む)170校(専門学校142校、短期大学16校、大学12校)を対象に行ったアンケート調査によると、令和元(2019)年度における卒業生数は6,922人、就職者数は6,298人、就職率は91.0%であった。一方、求人人数は130,155人あり、卒業生数に対する求人倍率は118.8倍にも及んだ。**(資料1 1)**は歯科衛生士養成校卒業生への求人状況推移である。平成28(2016)年度以降、求人倍率は20倍近い高水準で維持していることが分かる。

#### オ. 人材需要アンケート調査結果

**(資料1 2)**は本学が歯科衛生学科開設時、その人材需要の見通しについて検証を行うために、第三者機関(株式会社紀伊國屋書店・株式会社高等教育総合研究所)に依頼し実施した人材需要アンケート調査の結果である。

＜人材需要アンケート調査＞の実施概要は以下のとおりである。

|               |   |
|---------------|---|
| 調査内容          | 本学が令和2(2020)年度に設置構想中の歯科衛生学科における人材需要の見通しを検証するために、人材需要アンケートを実施した。<br>アンケート項目は全10問で、9問が選択肢式、1問が記述式とした。   |
| 調査実施時期        | 平成30(2018)年11月～平成31(2019)年2月  |
| 調査対象<br>(送付先) | 歯科衛生学科の卒業生採用が見込まれる、兵庫県の歯科クリニック・診療所をはじめ、近畿圏の病院(口腔外科・歯科を設置)、社会福祉施設(高齢者施設など)、公的機関(兵庫県内の地方自治体)、企業(口腔ケア用品の製造・販売、医療用品の製造・販売または商社、歯科器材の製造・販売など)を対象とした。<br>合計1,284箇所アンケート調査用紙を送付した。 |
| 回収件数          | 285箇所(回収率22.2%)   |

このように、人材需要アンケート調査は歯科衛生学科の卒業生採用が見込まれる兵庫県の歯科クリニック・診療所をはじめ、近畿圏の病院(口腔外科・歯科を設置)、社会福祉施設(高齢者施設など)、公的機関(兵庫県内の地方自治体)、企業(口腔ケア用品の製造・販売、医療用品の製造・販売または商社、歯科器材の製造・販売など)、合計1,284箇所にアンケート調査用紙を送付し、285箇所(回収率22.2%)から回答を得た。回答元の種類別でみると、回答数が多い順に「歯科クリニック・診療所」227箇所(全体の79.6%)、「公的機関」「企業」各17箇所(同6.0%)、「社会福祉施設」11箇所(同3.9%)、「病院」9箇所(同3.2%)、「診療所(歯科以外を含

む)」3箇所(同1.1%)であった。所在地別でみると、回答数が多い順に「兵庫県」261箇所(同91.6%)で全体の9割以上を占め、他に「大阪府」12箇所(同4.2%)などであった。

歯科衛生士の勤務状況については、アンケート返送を得た285箇所のうち244箇所(全体の85.6%)が1人以上の勤務人数を示し、その合計は1,634人、1箇所平均は6.7人(1,634人÷244箇所)であった。また、平成30(2018)年度に採用した新卒歯科衛生士については、72箇所が具体的な人数を回答し、採用された人数合計は118人、1箇所平均は1.6人(118人÷72箇所)であった。

歯科衛生士の充足状況については「大きく不足している」52箇所(全体の18.2%)、「やや不足している」117箇所(同41.1%)で、合計すると計169箇所(同59.3%)が歯科衛生士は不足している状況であるとの認識を示した。一方、「過剰である」とした回答はなかった。今後4年間の歯科衛生士採用の検討状況については、「検討している」220箇所(同77.2%)で全体の8割近くを占めた。

歯科衛生士の今後の学歴別採用見通しについては、「採用は人材次第なので、特にこだわらない」が223箇所(全体の78.2%)で最も多かった一方、「短期大学の卒業生を中心に採用していきたい」8箇所(同2.8%)で、「4年制大学の卒業生を中心に採用していきたい」6箇所(同2.1%)、「専門学校卒業生を中心に採用していきたい」4箇所(同1.4%)をそれぞれ上回った。

また、歯科衛生士採用にあたり、有していることが望ましいと思われる能力を明示の上、「大いに必要である」「必要である」とした回答結果は以下の通りであった。

| 有していることが望ましい能力等                           | ①大いに必要 |       | ②必要 |       | ①+② |       |
|---|--------|-------|-----|-------|-----|-------|
|   | 回答数    | 構成比   | 回答数 | 構成比   | 回答数 | 構成比   |
| 社会に暮らす人々の多様性を理解・受容し、コミュニケーションを円滑に行うことができる | 213    | 74.7% | 60  | 21.1% | 273 | 95.8% |
| 多少の困難では挫折しない、精神的・肉体的な強さを有している             | 118    | 41.4% | 150 | 52.6% | 268 | 94.0% |
| 歯科衛生の専門的知識・技術についての基礎的な資質・素養を備えている         | 104    | 36.5% | 154 | 54.0% | 258 | 90.5% |
| 歯科衛生の専門的知識・技術についての高度な資質・素養を備えている          | 32     | 11.2% | 125 | 43.9% | 157 | 55.1% |
| 豊かな感性を持ち、幅広い知識・教養を身につけている                 | 83     | 29.1% | 166 | 58.2% | 249 | 87.4% |

以上の通り、すべての能力等について過半数が、「採用する歯科衛生士が有していることが望ましい」との認識を示し、特に「コミュニケーション能力」「精神的・肉体的な強さ」「歯科衛生の専門知識・技術についての基礎的な資質・素養」は全体の9割以上が重要とした。

最後に、歯科衛生学科の特色等を具体的に示した上で、その卒業生を「採用したい」としたのは190箇所(全体の66.7%)であった。そのうち174箇所が具体的な採用可能人数を示し、その合計は281人で、歯科衛生学科開設時の入学定員70名の4倍の水準であった。

このように、本学の歯科衛生学科の卒業生に対しては、地域的にも極めて高い人材需要が見込まれることが明らかとなった。

以上の通り、本学の歯科衛生学科には学生確保・人材需要の両面から高いニーズが示されている。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(中央教育審議会、平成30年11月26日)は短期大学が「女子学生の教育にも大きな役割を果たすとともに、幅広い教養を踏まえて

職業又は實際生活に必要な能力を育成」してきた点を言及し、次の時代に向けては「地域に必要な高等教育機関として教育の質を高めていくことが重要」としている。また、高齢化の進展や地域包括ケアシステムの構築、歯と口腔の健康づくりへの関心の高まりを背景に、全国的にも兵庫県においても歯科衛生士の人材需要が高まる中、人材需要アンケート調査の結果から本学の歯科衛生学科に対しては一人でも多くの歯科衛生士養成を切望する声が数多く聞かれた。

令和3(2021)年4月には、本学より公益社団法人兵庫県歯科衛生士会、一般社団法人西宮市歯科医師会に対して、今回の収容定員変更(入学定員変更)の目的が歯科衛生士不足解消の社会的要請に応えるためである旨の説明を行い、(資料13)(資料14)の通り同意書を得ており、収容定員の増加に係る学則変更を行う収容定員変更を行うことでこれらの要請に応えることは本学の社会的使命であると考えている。

## 資料目次

- (資料1) 私立短期大学全体及び保健系学科における充足率推移
- (資料2) 歯科衛生系学科 平成28(2016)～令和2(2020)年度  
志願者・受験者・合格者数 推移
- (資料3) 歯科衛生系学科 令和2年度 充足状況
- (資料4) 入学定員増構想に係る学生確保の見通し調査
- (資料5) 大学進学者数
- (資料6) 過去5年渉外活動
- (資料7) 現代社会学部通信教育課程の入学定員超過・収容定員充足状況等一覧
- (資料8) 歯科衛生学科教育課程イメージ図
- (資料9) 就業歯科衛生士数 推移
- (資料10) 就業歯科衛生士率(人口10万対) 推移
- (資料11) 歯科衛生士養成校 卒業者への求人状況推移
- (資料12) 設置に係る人材需要の見通し調査
- (資料13) 収容定員変更(入学定員増)に関する同意書〔兵庫県歯科衛生士会〕
- (資料14) 収容定員変更(入学定員増)に関する同意書〔西宮市歯科衛生士会〕

**私立短期大学全体及び保健系学科における充足率推移**

|        | 平成28   | 平成29   | 平成30   | 平成31   | 令和2    | 5年平均   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 私立短大全体 | 90.07% | 90.31% | 88.06% | 87.14% | 87.24% | 88.56% |
| 保健系のみ  | 99.24% | 96.50% | 94.21% | 90.38% | 94.52% | 94.97% |

※日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成。

短期大学 歯科衛生系学科 平成28(2016)～令和2(2020)年度 志願者・受験者・合格者数 推移

| 番号 | 学 校 名        | 所在地  | 設置<br>(過去5年) | 学科名-専攻名 | H28(2016)年度 |       | H29(2017)年度 |      | H30(2018)年度 |       | H31(2019)年度 |      | R2(2020)年度 |       |       |      |      |       |     |      |       |       |     |     |
|----|--------------|------|--------------|---------|-------------|-------|-------------|------|-------------|-------|-------------|------|------------|-------|-------|------|------|-------|-----|------|-------|-------|-----|-----|
|    |              |      |              |         | 入学定員        | 志願者   | 合格者         | 志願倍率 | 入学定員        | 志願者   | 合格者         | 志願倍率 | 入学定員       | 志願者   | 合格者   | 志願倍率 | 入学定員 | 志願者   | 合格者 | 志願倍率 |       |       |     |     |
| 1  | 静岡県立大学短期大学部  | 静岡県  | 公立           | 歯科衛生    | 40          | 95    | 68          | 2.4  | 40          | 108   | 57          | 2.7  | 40         | 112   | 57    | 2.8  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 2  | 仙台青葉学院短期大学   | 宮城県  | 私立           | 歯科衛生    | 80          | 74    | 69          | 0.9  | 80          | 75    | 67          | 0.9  | 70         | 70    | 44    | 0.6  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 3  | 東京歯科大学短期大学   | 東京都  | 私立           | 歯科衛生    | 70          | 設置前   | 設置前         | 設置前  | 50          | 70    | 48          | 1.4  | 50         | 74    | 54    | 1.6  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 4  | 日本歯科大学東京短期大学 | 東京都  | 私立           | 歯科衛生    | 70          | 291   | 79          | 4.2  | 70          | 273   | 80          | 3.9  | 70         | 103   | 83    | 1.4  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 5  | 目白大学短期大学部    | 東京都  | 私立           | 歯科衛生    | 120         | 141   | 133         | 1.2  | 120         | 105   | 94          | 0.9  | 120        | 106   | 84    | 1.1  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 6  | 神奈川県立短期大学    | 神奈川県 | 公立           | 歯科衛生    | 150         | 169   | 157         | 1.1  | 150         | 176   | 159         | 1.2  | 150        | 144   | 140   | 1.0  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 7  | 鶴岡大学短期大学部    | 神奈川県 | 私立           | 歯科衛生    | 50          | 79    | 64          | 1.6  | 50          | 95    | 62          | 1.9  | 50         | 62    | 59    | 1.2  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 8  | 日本歯科大学新潟短期大学 | 新潟県  | 私立           | 歯科衛生    | 80          | 48    | 47          | 0.6  | 80          | 60    | 58          | 0.8  | 80         | 48    | 45    | 0.6  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 9  | 明倫短期大学       | 新潟県  | 私立           | 歯科衛生士   | 50          | 非公表   | 非公表         | 非公表  | 50          | 非公表   | 非公表         | 非公表  | 50         | 非公表   | 非公表   | 非公表  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 10 | 大垣女子短期大学     | 岐阜県  | 私立           | 歯科衛生    | 100         | 228   | 136         | 2.3  | 100         | 268   | 121         | 2.7  | 100        | 232   | 143   | 2.3  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 11 | 愛知学院大学短期大学部  | 愛知県  | 私立           | 歯科衛生    | 100         | 135   | 123         | 1.4  | 100         | 198   | 122         | 2.0  | 100        | 127   | 121   | 1.3  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 12 | 関西女子短期大学     | 大阪府  | 私立           | 歯科衛生    | 70          | 146   | 93          | 2.1  | 70          | 165   | 93          | 2.4  | 70         | 116   | 102   | 1.7  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 13 | 神戸常盤大学短期大学部  | 兵庫県  | 私立           | 口腔保健    | 40          | 設置前   | 設置前         | 設置前  | 40          | 設置前   | 設置前         | 設置前  | 40         | 設置前   | 設置前   | 設置前  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 14 | 大手前短期大学      | 兵庫県  | 私立           | 歯科衛生    | 40          | 非公表   | 非公表         | 非公表  | 40          | 非公表   | 非公表         | 非公表  | 40         | 非公表   | 非公表   | 非公表  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 15 | 高知学園短期大学     | 高知県  | 私立           | 歯科衛生    | 80          | 80    | 77          | 1.0  | 80          | 71    | 69          | 0.9  | 80         | 80    | 60    | 0.8  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 16 | 福岡医療短期大学     | 福岡県  | 私立           | 歯科衛生    | 940         | 1,486 | 1,046       | 1.6  | 990         | 1,664 | 1,030       | 1.7  | 980        | 1,399 | 1,073 | 1.4  |      |       |     |      |       |       |     |     |
| 合計 |              |      |              |         | 940         | 1,486 | 1,046       | 1.6  | 990         | 1,664 | 1,030       | 1.7  | 980        | 1,399 | 1,073 | 1.4  | 970  | 1,197 | 984 | 1.2  | 1,140 | 1,132 | 866 | 1.0 |

※旺文社「2017～2019年 当雪時代・全国短大受験ガイド」、大学受験ポータルサイト「パスナビ」、「看護医療進学ネット」または各大学ホームページより、志願倍率＝志願者÷入学定員。

※一部「※」がつく志願者数(非公表のため)、受験者数を記載。

「合計」は設置前または志願者数等が非公表の大学を除く  
11大学の合計。

「合計」は設置前または志願者数等が非公表の大学を除く  
12大学の合計。

「合計」は設置前または志願者数等が非公表の大学を除く  
12大学の合計。

「合計」は設置前または志願者数等が非公表の大学を除く  
15大学の合計。

「合計」は設置前または志願者数等が非公表の大学を除く  
15大学の合計。

## 短期大学 歯科衛生系学科 令和2年度 充足状況

| 番号 | 学 校 名        | 所在地  | 設置 | 設置年<br>(過去5年) | 学科名-専攻名 | 男女 | 収容定員  | 在学者数  | 定員充足率  |
|----|--------------|------|----|---------------|---------|----|-------|-------|--------|
| 1  | 静岡県立大学短期大学部  | 静岡県  | 公立 |               | 歯科衛生    | 共学 | 120   | 121   | 100.8% |
| 2  | 仙台音楽学院短期大学   | 宮城県  | 私立 |               | 歯科衛生    | 共学 | 210   | 205   | 97.6%  |
| 3  | 東京歯科大学短期大学   | 東京都  | 私立 | 17設置          | 歯科衛生    | 別学 | 150   | 153   | 102.0% |
| 4  | 日本歯科大学東京短期大学 | 東京都  | 私立 | 19設置          | 歯科衛生    | 共学 | 210   | 212   | 101.0% |
| 5  | 目白大学短期大学部    | 東京都  | 私立 |               | 歯科衛生    | 別学 | 120   | 73    | 60.8%  |
| 6  | 神奈川歯科大学短期大学部 | 神奈川県 | 私立 |               | 歯科衛生    | 共学 | 360   | 268   | 74.4%  |
| 7  | 鶴見大学短期大学部    | 神奈川県 | 私立 |               | 歯科衛生    | 別学 | 450   | 385   | 85.6%  |
| 8  | 日本歯科大学新潟短期大学 | 新潟県  | 私立 |               | 歯科衛生    | 共学 | 150   | 176   | 117.3% |
| 9  | 明倫短期大学       | 新潟県  | 私立 |               | 歯科衛生士   | 共学 | 220   | 108   | 49.1%  |
| 10 | 大垣女子短期大学     | 岐阜県  | 私立 |               | 歯科衛生    | 別学 | 150   | 165   | 110.0% |
| 11 | 愛知学院大学短期大学部  | 愛知県  | 私立 |               | 歯科衛生    | 別学 | 300   | 303   | 101.0% |
| 12 | 関西女子短期大学     | 大阪府  | 私立 |               | 歯科衛生    | 別学 | 300   | 302   | 100.7% |
| 13 | 神戸常盤大学短期大学部  | 兵庫県  | 私立 |               | 口腔保健    | 共学 | 210   | 225   | 107.1% |
| 14 | 大手前短期大学      | 兵庫県  | 私立 | 20設置          | 歯科衛生    | 共学 | 70    | 77    | 110.0% |
| 15 | 高知学園短期大学     | 高知県  | 私立 | 20改組          | 歯科衛生    | 共学 | 80    | 81    | 101.3% |
| 16 | 福岡医療短期大学     | 福岡県  | 私立 |               | 歯科衛生    | 別学 | 240   | 180   | 75.0%  |
| 合計 |              |      |    |               |         |    | 3,340 | 3,034 | 90.8%  |

※各短期大学ホームページまたは大学ホームページより。令和2年5月1日現在。



大手前短期大学「歯科衛生学科」  
入学定員増構想に係る学生確保の見通し調査  
(「歯科衛生学科」入学定員増についての高校生アンケート調査)  
報告書

## 目次

|                                  |           |   |
|----------------------------------|-----------|---|
| 1. 「歯科衛生学科」 入学定員増についての高校生アンケート調査 | 概要        | 3 |
| 2. 「歯科衛生学科」 入学定員増についての高校生アンケート調査 | 集計結果      | 4 |
| 3. 「歯科衛生学科」 入学定員増についての高校生アンケート調査 | 集計結果のポイント | 7 |

### 添付資料

|                               |            |    |
|-------------------------------|------------|----|
| 「歯科衛生学科」 入学定員増についての高校生アンケート調査 | 用紙         | 10 |
| 同                             | 参照資料（学科概要） | 12 |

## 1. 「歯科衛生学科」入学定員増についての高校生アンケート調査 概要

大手前短期大学が2022年度に入学定員増を予定の「歯科衛生学科」(2021年度70名⇒2022年度80名を予定)における学生確保の見通しを測定するために、2022年度に大学進学時期を迎える高校3年生を対象に『「歯科衛生学科」入学定員増についての高校生アンケート調査』(無記名式)を実施した。地元・兵庫県をはじめとする京阪神の計33校の高校生4,185人から回答を得て集計した結果、次の結果が得られた。

大手前短期大学「歯科衛生学科」を「受験したい」とした者は、予定する入学定員80名を大きく上回る212人であった。そのうち「歯科衛生学科」に「合格した場合、入学したい」としたのは90人、「合格した場合、併願大学等の結果によって入学したい」としたのは121人であった。

|      |   |
|------|---|
| 調査対象 | 2022年度の大学入試を受験する可能性が最も高い高校3年生(2022年3月卒業予定者)をアンケートの対象とした。大手前短期大学に志願者・入学者が多い兵庫県・大阪府を中心とした高校にアンケート実施を依頼し、33校にご協力いただいた。                           |
| 調査内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 回答者の基本情報(性別、居住地、高校卒業後の希望進路、関心のある学問分野)</li> <li>● 大手前短期大学「歯科衛生学科」への受験・入学意欲</li> </ul> 以上、全7問ですべて選択肢式。 |
| 調査時期 | 2021年4月～2021年6月   |
| 調査方法 | アンケート実施の了承が得られた高校に高校生アンケート用紙(必要部数)を送付。各校の教職員から調査対象者(高校3年生)にアンケート用紙を配布の上、10分程度の回答時間を設け、その場で回収いただいた。  |
| 回収件数 | 有効回答数4,185件   |

実施高校の県別内訳

|     | 公立    | 私立    | 合計     | 割合     |
|-----|-------|-------|--------|--------|
| 京都府 | 0     | 3     | 3      | 9.1%   |
| 大阪府 | 4     | 8     | 12     | 36.4%  |
| 兵庫県 | 10    | 7     | 17     | 51.5%  |
| 香川県 | 1     | 0     | 1      | 3.0%   |
| 合計  | 15    | 18    | 33     | 100.0% |
| 割合  | 45.5% | 54.5% | 100.0% |        |

在籍高校所在地別の回収件数

|     | 公立    | 私立    | 合計     | 割合     |
|-----|-------|-------|--------|--------|
| 京都府 | 0     | 379   | 379    | 9.1%   |
| 大阪府 | 401   | 1,015 | 1,416  | 33.8%  |
| 兵庫県 | 1,194 | 1,065 | 2,259  | 54.0%  |
| 香川県 | 131   | 0     | 131    | 3.1%   |
| 合計  | 1,726 | 2,459 | 4,185  | 100.0% |
| 割合  | 41.2% | 58.8% | 100.0% |        |

## 2. 「歯科衛生学科」入学定員増についての高校生アンケート調査 集計結果

※「構成比」(%)はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

**問1** あなたの性別をお答えください。（あてはまるものにマーク）

| 選択項目  | 回答数   | 構成比    |
|-------|-------|--------|
| 1. 女性 | 2,529 | 60.4%  |
| 2. 男性 | 1,630 | 38.9%  |
| (無回答) | 26    | 0.6%   |
| 合計    | 4,185 | 100.0% |

**問2** あなたがお住まいの府・県をお答えください。（あてはまるもの1つにマーク）

| 選択項目    | 回答数   | 構成比    |
|---------|-------|--------|
| 1. 兵庫県  | 2,371 | 56.7%  |
| 2. 大阪府  | 1,281 | 30.6%  |
| 3. 京都府  | 329   | 7.9%   |
| 4. 奈良県  | 20    | 0.5%   |
| 5. 滋賀県  | 25    | 0.6%   |
| 6. 和歌山県 | 3     | 0.1%   |
| 7. 岡山県  | 3     | 0.1%   |
| 8. 広島県  | 2     | 0.0%   |
| 9. 山口県  | 1     | 0.0%   |
| 10. 鳥取県 | 0     | 0.0%   |
| 11. 島根県 | 0     | 0.0%   |
| 12. 香川県 | 131   | 3.1%   |
| 13. 徳島県 | 1     | 0.0%   |
| 14. 愛媛県 | 0     | 0.0%   |
| 15. 高知県 | 0     | 0.0%   |
| 16. その他 | 2     | 0.0%   |
| (無回答)   | 16    | 0.4%   |
| 合計      | 4,185 | 100.0% |

**問3** あなたの高校卒業後の希望進路をお答えください。（現時点で最もあてはまるもの1つにマーク）

| 選択項目       | 回答数   | 構成比    |
|------------|-------|--------|
| 1. 進学      | 3,571 | 85.3%  |
| 2. 就職      | 453   | 10.8%  |
| 3. 現時点では未定 | 133   | 3.2%   |
| (無回答)      | 28    | 0.7%   |
| 合計         | 4,185 | 100.0% |

**問4** あなたが関心のある学問分野をお答えください。（あてはまるものすべてにマーク）

| 選択項目                              | 回答数 | 構成比   |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 1. 保健衛生学（歯科衛生学、看護学、リハビリテーション医学など） | 755 | 18.0% |
| 2. 医学・歯学・薬学                       | 194 | 4.6%  |
| 3. 理学（数学、物理学、化学、生物学など）            | 145 | 3.5%  |
| 4. 工学（機械工学、電気電子工学、応用化学、建築学など）     | 331 | 7.9%  |
| 5. 農学（農学、農業経済学、林学、水産学、獣医学など）      | 133 | 3.2%  |
| 6. 家政学（生活科学、食物学、住居学、被服学など）        | 304 | 7.3%  |
| 7. 人文科学（文学、史学、哲学、心理学、外国語学など）      | 599 | 14.3% |
| 8. 社会科学（法学・政治学、経営学、経済学、社会学など）     | 755 | 18.0% |
| 9. 教育学・保育学                        | 676 | 16.2% |
| 10. 芸術学（音楽、デザイン、美術など）             | 516 | 12.3% |
| 11. その他                           | 894 | 21.4% |

※ 問4は複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 各構成比 = 回答数 ÷ 4,185 人（全回答者の人数）

問5以降は、大手前短期大学「歯科衛生学科の概要」を確認の上で回答を求めた。

**問5** あなたは大手前短期大学「歯科衛生学科」を受験したいと思いますか。（あてはまるもの1つにマーク）

| 選択項目     | 回答数   | 構成比    |
|----------|-------|--------|
| 1. 受験したい | 212   | 5.1%   |
| 2. 受験しない | 3,882 | 92.8%  |
| （無回答）    | 91    | 2.2%   |
| 合計       | 4,185 | 100.0% |

以下の問6は、問5で大手前短期大学の歯科衛生学科を「受験したい」を選択した高校生（212人）が回答対象であった。

**問6** あなたは大手前短期大学「歯科衛生学科」に合格した場合、入学したいと思いますか。（あてはまるもの1つにマーク）

| 選択項目                        | 回答数 | 構成比    |
|-----------------------------|-----|--------|
| 1. 合格した場合、入学したい             | 90  | 42.5%  |
| 2. 合格した場合、併願大学等の結果によって入学したい | 121 | 57.1%  |
| （無回答）                       | 1   | 0.5%   |
| 合計                          | 212 | 100.0% |

以下の問7は、問5で大手前短期大学の歯科衛生学科を「受験しない」を選択した高校生(3,882人)が回答対象であった。

**問7** あなたが大手前短期大学の「歯科衛生学科」を「受験しない」とした理由をお答えください。  
(あてはまるものすべてにマーク)

| 選択項目  | 回答数   | 構成比   |
|---|-------|-------|
| 1. 大手前短期大学の「歯科衛生学科」に興味・関心はあるが、詳細を知った上で検討したいから | 55    | 1.4%  |
| 2. 興味・関心のある学科ではないから                           | 2,235 | 57.6% |
| 3. 国公立大学への進学を希望しているから                         | 136   | 3.5%  |
| 4. 他の私立大学への進学を希望しているから                        | 1,109 | 28.6% |
| 5. 他の短期大学・専門学校への進学を希望しているから                   | 840   | 21.6% |
| 6. 就職を希望しているから                                | 367   | 9.5%  |
| 7. 進路は未定だから                                   | 209   | 5.4%  |
| 8. 通学に時間がかかりそうだから                             | 155   | 4.0%  |
| 9. 学費が高いから                                    | 151   | 3.9%  |
| 10. その他                                       | 62    | 1.6%  |

※ 問7は複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 各構成比 = 回答数 ÷ 3,882人(問5で「受験しない」を選択した回答者の人数)

### 3. 「歯科衛生学科」入学定員増についての高校生アンケート調査 集計結果のポイント

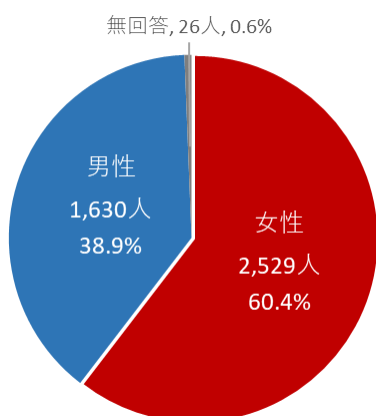
※「構成比」(%) はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

**Point 1** 回答を得た高校3年生4,185人のうち6割が女性で、地元兵庫県にすむ高校生が過半数。8割強が進学予定者で、歯科衛生学を含む保健衛生学に関心をもつ高校生は755人。

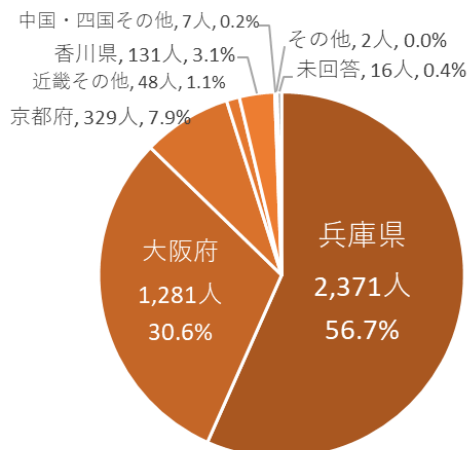
大手前短期大学が2022年度に入学定員増を予定する「歯科衛生学科」について、学生確保の見通しを得るための高校生アンケート調査を実施した。4,185人の高校生（2022年度に進学時期を迎える2021年度時点で高校3年生）から回答を得て集計した結果、性別でみると「女性」が2,529人（全体の60.4%）、「男性」が1,630人（同38.9%）であった。回答者を居住地別にみると、大学の所在地である地元・兵庫県が2,371人（同56.7%）で過半数を占め、他にも大阪府や京都府など近隣の高校生を中心に回答を得た。高校卒業後の希望進路については、「進学」が3,571人（同85.3%）で全体の8割強を占めた。関心のある学問分野については「その他」以外では、歯科衛生学を含む「保健衛生学」「社会科学」がともに755人（同18.0%）で最も多かった（興味のある学問分野は複数回答の結果）。

高校生アンケート調査に回答を示した高校生の属性 すべてN=4,185人

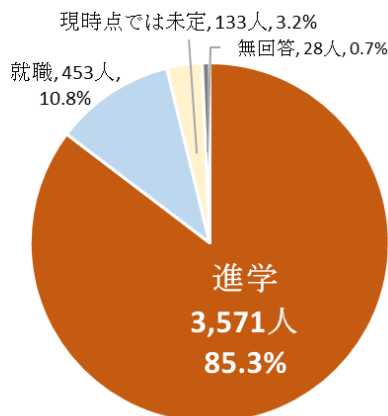
性別 <問1結果より>



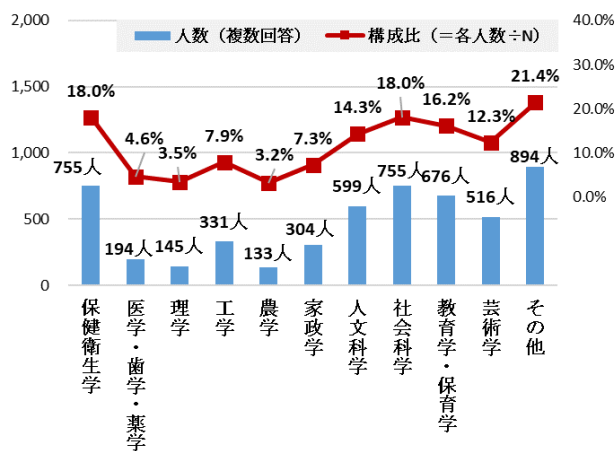
居住地 <問2結果より>



高校卒業後の希望進路 <問3結果より>



関心のある学問分野 <問4結果より> ※複数回答の結果



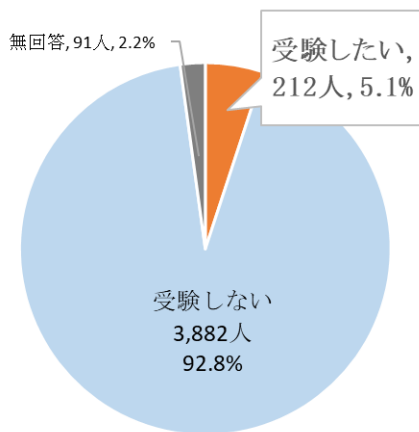
**Point 2** 大手前短期大学「歯科衛生学科」に対し計 212 人が受験意志を示し、増員後の入学定員 80 名に対して 2.65 倍の志願者が見込まれる。

高校生アンケート調査の回答を得た 4,185 人に対し、大手前短期大学「歯科衛生学科」（定員増後、入学定員 80 名を予定）の概要を提示し、受験意欲について回答を求めた。その結果、「受験したい」とした者が 212 人（全体の 5.1%）いた。そのうち、90 人が「合格した場合、入学したい」、121 人が「合格した場合、併願大学等の結果によって入学したい」と回答した。

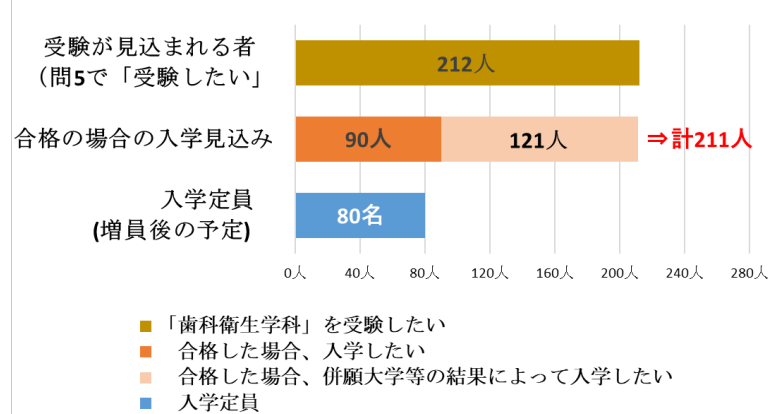
以上を踏まえると、令和 3 年度・入学定員 70 名から令和 4 年度・入学定員 80 名への入学定員増を予定する「歯科衛生学科」に対しては、予定する入学定員の 2.65 志願者が見込まれ、入学定員の充足については問題ないと判断できる。

### 大手前短期大学 歯科衛生学科への受験・入学意志

受験意志 <問 5 結果より> N=4,185 人



入学意志 <問 5・6 結果より> N=212 人（問 5 で「受験したい」とした人数）



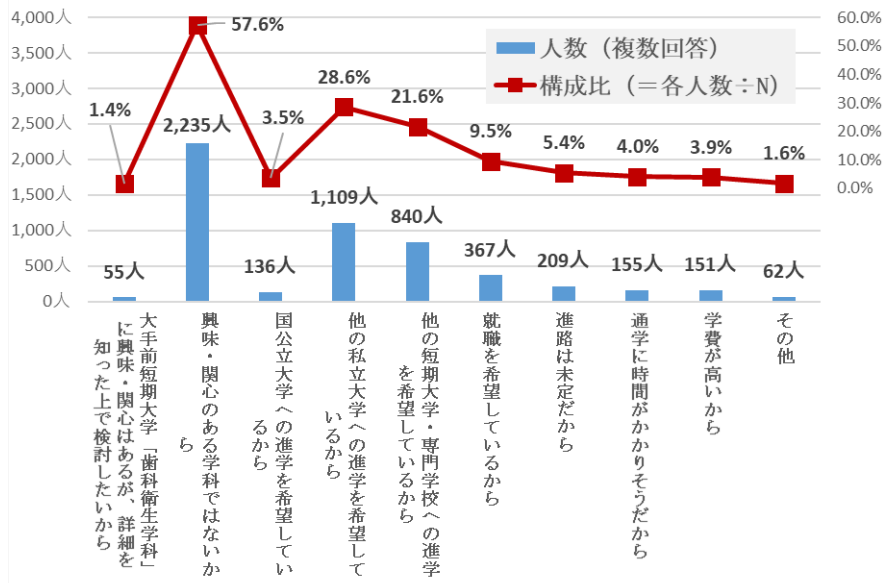
**Point 3** アンケート実施時点では「歯科衛生学科」への受験意志を示さなかったものの、「興味があり詳細を知った上で検討」が 55 人おり、今後の広報活動を通して更なる志願者確保が可能。

大手前短期大学「歯科衛生学科」について「受験しない」とした理由について「現時点では予定にない」とした 3,882 人に対し、その理由について回答を求めた。結果、「大手前短期大学の『歯科衛生学科』に興味・関心はあるが、詳細を知った上で検討したいから」とした者が 55 人いた（複数回答の結果）。このことから、アンケート調査実施時点では「歯科衛生学科」への受験意志を示さなかったものの、一定の興味を示している層が存在していることは明らかで、今後の広報活動を通して更なる志願者確保が可能であると推察される。

<関連グラフは次頁>



大手前短期大学「歯科衛生学科」を受験しない理由 <問7結果より>  
 ※N=3,018人（問5で「受験しない」とした人数）





大手前短期大学 「歯科衛生学科」  
入学定員増についての高校生アンケート調査  
(対象：2021年度現在、高校3年生の皆さん)

大手前短期大学（兵庫県西宮市御茶家所町6-42）は、歯科衛生学科のさらなる充実を計画し、2022年度より入学定員を80名に変更することを計画しております（現行70名より10名増）。本学ではこのアンケート調査を通して、2022年度に大学進学時期を迎える現・高校3年生の皆さんからさまざまなご意見をお聞きし、さらなる計画の充実を図っていきたくと考えています。回答いただいた皆さんから得られた情報は大手前短期大学の入学定員増構想に係る統計資料としてのみ活用いたします。

アンケート調査へのご協力を、よろしくお願いたします。

※このアンケート調査は大手前短期大学から委託された第三者機関（株式会社高等教育総合研究所）が実施しています。

記入例を参考にご回答ください。



問1 あなたの性別をお答えください。（あてはまるものにマーク）

- 女性  男性

問2 あなたがお住まいの県・府をお答えください。（あてはまるもの1つにマーク）

- 兵庫県  大阪府  京都府  奈良県  滋賀県  和歌山県  
 岡山県  広島県  山口県  鳥取県  鳥根県  
 香川県  徳島県  愛媛県  高知県  その他

問3 あなたの高校卒業後の希望進路をお答えください。（現時点で最もあてはまるもの1つにマーク）

- 進学  就職  現時点では未定

問4 あなたが関心のある学問分野をお答えください。（あてはまるものすべてにマーク）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="radio"/> 保健衛生学（歯科衛生学、看護学、リハビリテーション医学など） | <input type="radio"/> 理学（数学、物理学、化学、生物学など）       |
| <input type="radio"/> 医学・歯学・薬学                       | <input type="radio"/> 農学（農学、農業経済学、林学、水産学、獣医学など） |
| <input type="radio"/> 工学（機械工学、電気電子工学、応用化学、建築学など）     | <input type="radio"/> 人文科学（文学、史学、哲学、心理学、外国語学など） |
| <input type="radio"/> 家政学（生活科学、食物学、住居学、被服学など）        | <input type="radio"/> 教育学・保育学                   |
| <input type="radio"/> 社会科学（法学・政治学、経営学、経済学、社会学など）     | <input type="radio"/> その他                       |
| <input type="radio"/> 芸術学（音楽、デザイン、美術など）              |   |





問5以降は別紙・大手前短期大学「歯科衛生学科」概要をご覧ください、お答えください。

問5 あなたは大手前短期大学「歯科衛生学科」を受験したいと思いますか。（あてはまるもの1つにマーク）

- 受験したい                   ⇒ 以下の問6にお答えください。
- 受験しない                   ⇒ 以下の問7にお答えください。

問5で「受験したい」と回答した方は、以下の問6にお答えください。

問6 あなたは大手前短期大学「歯科衛生学科」に合格した場合、入学したいと思いますか。（あてはまるもの1つにマーク）

- 合格した場合、入学したい
- 合格した場合、併願大学等の結果によって入学したい

問5で「受験しない」と回答した方は、以下の問7にお答えください。

問7 あなたが大手前短期大学「歯科衛生学科」を「受験しない」とした理由をお答えください。（あてはまるものすべてにマーク）

- 大手前短期大学「歯科衛生学科」に興味・関心はあるが、詳細を知った上で検討したいから
- 興味・関心のある学科ではないから                    国公立大学への進学を希望しているから
- 他の私立大学への進学を希望しているから                    他の短期大学・専門学校への進学を希望しているから
- 就職を希望しているから                    進路は未定だから
- 通学に時間がかかりそうだから                    学費が高いから
- その他

質問は以上となります。ご協力をいただき、ありがとうございました。





# 大手前短期大学 歯科衛生学科

計画変更構想中

学科の概要

計画変更時期：2022年4月1日(予定)  
 開設場所：大手前短期大学 さくら夙川キャンパス  
 (兵庫県西宮市御茶家所町6-42)  
 修業年限：3年  
 入学定員：80名(現行70名から10名増)(収容定員:240名)(予定)  
 取得学位：短期大学士(歯科衛生)  
 取得資格：歯科衛生士国家試験受験資格  
 目指せる資格：2級医療秘書実務能力認定試験(受験資格)  
 介護職員初任者研修資格取得(資格取得には条件があります)  
 養成する人材：幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術と  
 ヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生士

## 歯科衛生士(国家資格)とは

- ◆ 歯科衛生士は、人々の歯と口腔の健康づくりをサポートする国家資格です。
- ◆ 近年の研究から、歯・口腔の健康が全身の健康につながる事が分かっており、歯科衛生士の役割に注目が集まっています。
- ◆ 国家資格(業務独占資格)ですので、年齢に関係なく従事することが可能です。

学びの特色

## 専門知識・高度な技術+幅広い知識の習得

本短期大学ならではの幅広い教養と専門的知識と併せ、歯科衛生士としての高度な技術の習得を目指します。健康維持や疾病からの回復をサポートするため、人間理解力やコミュニケーション能力の習得とあわせ医療倫理を学び、医療専門職として豊かな人間性と幅広い視野を身につけます。

## 国家資格取得へ充実のサポート

少人数教育による、きめ細かな指導や充実した国家試験対策により、国家試験合格率100%を目指します。

## 大手前大学（併設大学）との連携

大手前大学の医療系学部である国際看護学部、健康栄養学部との連携を視野に、全身の健康管理におけるヒューマンケア能力を身につけます。

## 幅広い資格取得への対応

希望者には2級医療秘書実務能力認定試験の受験資格、介護職員初任者研修の資格取得が可能です。(受験資格、資格取得には条件があります)。

卒業後の進路

大手前短期大学 歯科衛生学科を卒業後は、以下の進路が見込まれます

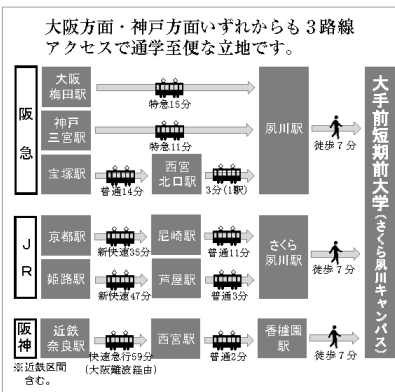
- 歯科クリニック・診療所 ● 総合病院 ● 地方自治体 ● 保健センター ● 一般企業(口腔ケア用品を扱う企業) 等

学費(周知大学・短期大学を以て)

| 大学名<br>学部名・学科名              | 入学金     | 授業料等      | 初年次納付金<br>(合計) |
|-----------------------------|---------|-----------|----------------|
| 大手前短期大学<br>歯科衛生学科 <3年制>     | 200,000 | 1,190,000 | 1,390,000      |
| 神戸常盤大学短期大学部<br>口腔保健学科 <3年制> | 300,000 | 1,100,000 | 1,400,000      |
| 関西女子短期大学<br>歯科衛生学科 <3年制>    | 300,000 | 1,080,000 | 1,380,000      |
| 梅花女子大学<br>口腔保健学科 <4年制>      | 200,000 | 1,350,000 | 1,550,000      |
| 大阪歯科大学<br>口腔保健学科 <4年制>      | 200,000 | 1,050,000 | 1,250,000      |

※ 大手前短期大学 歯科衛生学科の学費は予定のものです。  
 ※ 他大学の学費は各大学ホームページ掲載情報です(2021年3月時点)。  
 ※ いずれの大学も諸経費等を含みません。また、実習に伴う交通費等が必要な場合があります。

アクセス



上記内容は計画変更構想中の内容であり、今後変更となる場合があります。



# 大手前短期大学

## 歯科衛生学科 設置の背景

### 「健康日本21（第二次）」にむけて

日本は急激な高齢化が進み、2020年9月現在で65歳以上の高齢者が3,617万人、総人口の28.7%を占め過去最高となりました（総務省統計局調べ）。

このように我が国が超高齢社会に突入する中、人々の健康保持・増進を支援するため2000年に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が、2002年には「健康増進法」が制定されるなど国民の健康に対する法的整備が行われ、現在も引き続き「健康日本21（第二次）」として進められています。

### お口の健康をサポートする歯科衛生士

近年、多くの調査研究から「歯と口腔（口）の健康」が「全身の健康」と深い関係があることが明らかになり、「歯科衛生士」の役割に関心が高まり、その活躍の場も広がりを見せています。

日本の「歯科衛生士」の養成は、2004年の省令改正を受け、2年であった修業年限を3年以上としました。これにより当初の保健所歯科活動の直接の担い手としての「歯科予防処置」のみの業務内容から「歯科診療補助」及び「歯科保健指導」の業務が新たに加えられ、「歯科衛生士」の業務内容・範囲は飛躍的に拡大しました。「歯科衛生士」は、「お口の健康エキスパート」として、法律で定められているこれら三つの業務を担うことになりました。

### 2022年 歯科衛生学科 計画変更構想中

大手前短期大学では、2022年4月を目途に「歯科衛生学科」（3年制）の入学定員を80名に変更する（現行70名から10名増）計画変更を構想しています。「歯科衛生学科」では、保健・医療・福祉分野において、総合的な視野から高い知識と高度な技術を備えた医療専門従事者としての「歯科衛生士」の養成をめざします。専門知識と高度な技術を併せ持った「医療現場に強い歯科衛生士」養成のため、充実した学内実習施設と大学病院、総合病院、保健センター、教育機関、障がい者・高齢者施設等多岐に渡る学外臨床現場での実習をカリキュラムに組み込むことを計画しています。

**学科についての概要は表面をご覧ください。**

上記内容は計画変更構想中の内容であり、今後変更となる場合があります。

## 令和4年度～令和13年度の大学進学対象者数(指数: 令和4年度を100とした場合)

| 都道府県 | 区分 | 進学年度      |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|      |    | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     | 令和10年度    | 令和11年度    | 令和12年度    | 令和13年度    |
| 全国   | 人数 | 1,121,276 | 1,097,105 | 1,061,961 | 1,089,005 | 1,093,565 | 1,085,011 | 1,068,978 | 1,066,720 | 1,048,177 | 1,033,386 |
|      | 指数 | 100.0     | 97.8      | 94.7      | 97.1      | 97.5      | 96.8      | 95.3      | 95.1      | 93.5      | 92.2      |
| 北海道  | 人数 | 44,040    | 42,523    | 41,012    | 41,895    | 41,267    | 41,020    | 40,142    | 40,060    | 39,281    | 38,308    |
|      | 指数 | 100.0     | 96.6      | 93.1      | 95.1      | 93.7      | 93.1      | 91.1      | 91.0      | 89.2      | 87.0      |
| 青森県  | 人数 | 11,250    | 10,765    | 10,067    | 10,220    | 9,956     | 9,833     | 9,368     | 9,545     | 9,315     | 8,868     |
|      | 指数 | 100.0     | 95.7      | 89.5      | 90.8      | 88.5      | 87.4      | 83.3      | 84.8      | 82.8      | 78.8      |
| 岩手県  | 人数 | 11,138    | 10,680    | 10,096    | 10,404    | 10,205    | 10,063    | 9,849     | 9,660     | 9,363     | 9,233     |
|      | 指数 | 100.0     | 95.9      | 90.6      | 93.4      | 91.6      | 90.3      | 88.4      | 86.7      | 84.1      | 82.9      |
| 宮城県  | 人数 | 20,591    | 19,930    | 19,209    | 19,771    | 20,042    | 19,692    | 19,272    | 19,178    | 18,639    | 18,961    |
|      | 指数 | 100.0     | 96.8      | 93.3      | 96.0      | 97.3      | 95.6      | 93.6      | 93.1      | 90.5      | 92.1      |
| 秋田県  | 人数 | 7,909     | 7,783     | 7,417     | 7,533     | 7,385     | 7,254     | 7,066     | 6,797     | 6,644     | 6,382     |
|      | 指数 | 100.0     | 98.4      | 93.8      | 95.2      | 93.4      | 91.7      | 89.3      | 85.9      | 84.0      | 80.7      |
| 山形県  | 人数 | 9,808     | 9,613     | 9,129     | 9,338     | 9,195     | 8,991     | 8,759     | 8,695     | 8,458     | 8,177     |
|      | 指数 | 100.0     | 98.0      | 93.1      | 95.2      | 93.8      | 91.7      | 89.3      | 88.7      | 86.2      | 83.4      |
| 福島県  | 人数 | 17,276    | 16,578    | 15,903    | 15,872    | 15,542    | 15,235    | 14,743    | 14,661    | 14,157    | 13,654    |
|      | 指数 | 100.0     | 96.0      | 92.1      | 91.9      | 90.0      | 88.2      | 85.3      | 84.9      | 81.9      | 79.0      |
| 茨城県  | 人数 | 26,568    | 26,316    | 25,039    | 25,796    | 25,308    | 25,111    | 24,943    | 24,231    | 23,787    | 23,509    |
|      | 指数 | 100.0     | 99.1      | 94.2      | 97.1      | 95.3      | 94.5      | 93.9      | 91.2      | 89.5      | 88.5      |
| 栃木県  | 人数 | 18,149    | 17,694    | 17,412    | 17,328    | 17,399    | 17,006    | 16,832    | 16,474    | 15,987    | 15,815    |
|      | 指数 | 100.0     | 97.5      | 95.9      | 95.5      | 95.9      | 93.7      | 92.7      | 90.8      | 88.1      | 87.1      |
| 群馬県  | 人数 | 18,266    | 17,861    | 17,207    | 17,492    | 17,327    | 17,237    | 16,736    | 16,255    | 15,813    | 15,405    |
|      | 指数 | 100.0     | 97.8      | 94.2      | 95.8      | 94.9      | 94.4      | 91.6      | 89.0      | 86.6      | 84.3      |
| 埼玉県  | 人数 | 63,542    | 62,506    | 61,057    | 62,713    | 63,425    | 62,667    | 62,277    | 61,649    | 59,841    | 59,571    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.4      | 96.1      | 98.7      | 99.8      | 98.6      | 98.0      | 97.0      | 94.2      | 93.8      |
| 千葉県  | 人数 | 53,904    | 53,397    | 51,284    | 52,732    | 53,925    | 53,626    | 52,472    | 52,028    | 51,112    | 50,116    |
|      | 指数 | 100.0     | 99.1      | 95.1      | 97.8      | 100.0     | 99.5      | 97.3      | 96.5      | 94.8      | 93.0      |
| 東京都  | 人数 | 102,823   | 102,239   | 99,823    | 104,047   | 102,181   | 102,694   | 103,338   | 103,713   | 102,864   | 104,199   |
|      | 指数 | 100.0     | 99.4      | 97.1      | 101.2     | 99.4      | 99.9      | 100.5     | 100.9     | 100.0     | 101.3     |
| 神奈川県 | 人数 | 77,289    | 76,113    | 74,047    | 76,042    | 78,653    | 77,742    | 76,853    | 76,843    | 74,930    | 75,002    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.5      | 95.8      | 98.4      | 101.8     | 100.6     | 99.4      | 99.4      | 96.9      | 97.0      |
| 新潟県  | 人数 | 19,150    | 19,157    | 18,359    | 18,905    | 18,563    | 18,437    | 17,969    | 18,173    | 17,583    | 17,181    |
|      | 指数 | 100.0     | 100.0     | 95.9      | 98.7      | 96.9      | 96.3      | 93.8      | 94.9      | 91.8      | 89.7      |
| 山梨県  | 人数 | 7,548     | 7,335     | 7,132     | 7,064     | 7,012     | 6,880     | 6,696     | 6,617     | 6,473     | 6,273     |
|      | 指数 | 100.0     | 97.2      | 94.5      | 93.6      | 92.9      | 91.1      | 88.7      | 87.7      | 85.8      | 83.1      |
| 長野県  | 人数 | 19,550    | 19,078    | 18,559    | 18,839    | 18,775    | 18,345    | 17,565    | 17,564    | 17,297    | 16,695    |
|      | 指数 | 100.0     | 97.6      | 94.9      | 96.4      | 96.0      | 93.8      | 89.8      | 89.8      | 88.5      | 85.4      |
| 富山県  | 人数 | 9,552     | 9,305     | 9,018     | 8,912     | 8,762     | 8,630     | 8,490     | 8,118     | 8,001     | 7,846     |
|      | 指数 | 100.0     | 97.4      | 94.4      | 93.3      | 91.7      | 90.3      | 88.9      | 85.0      | 83.8      | 82.1      |
| 石川県  | 人数 | 10,689    | 10,164    | 9,865     | 10,117    | 10,384    | 10,066    | 9,721     | 9,494     | 9,782     | 9,415     |
|      | 指数 | 100.0     | 95.1      | 92.3      | 94.6      | 97.1      | 94.2      | 90.9      | 88.8      | 91.5      | 88.1      |
| 福井県  | 人数 | 7,304     | 7,222     | 7,110     | 7,203     | 7,217     | 7,156     | 6,997     | 6,839     | 6,730     | 6,528     |
|      | 指数 | 100.0     | 98.9      | 97.3      | 98.6      | 98.8      | 98.0      | 95.8      | 93.6      | 92.1      | 89.4      |
| 岐阜県  | 人数 | 19,463    | 18,641    | 18,163    | 18,514    | 18,349    | 18,298    | 17,677    | 17,788    | 17,450    | 17,027    |
|      | 指数 | 100.0     | 95.8      | 93.3      | 95.1      | 94.3      | 94.0      | 90.8      | 91.4      | 89.7      | 87.5      |
| 静岡県  | 人数 | 33,864    | 33,397    | 32,049    | 32,743    | 33,122    | 32,318    | 31,762    | 31,709    | 31,079    | 30,391    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.6      | 94.6      | 96.7      | 97.8      | 95.4      | 93.8      | 93.6      | 91.8      | 89.7      |
| 愛知県  | 人数 | 70,201    | 69,740    | 67,330    | 69,571    | 70,118    | 69,703    | 69,164    | 69,342    | 68,275    | 67,453    |
|      | 指数 | 100.0     | 99.3      | 95.9      | 99.1      | 99.9      | 99.3      | 98.5      | 98.8      | 97.3      | 96.1      |
| 三重県  | 人数 | 16,894    | 16,477    | 15,740    | 16,162    | 16,143    | 16,027    | 15,718    | 15,567    | 15,413    | 14,836    |
|      | 指数 | 100.0     | 97.5      | 93.2      | 95.7      | 95.6      | 94.9      | 93.0      | 92.1      | 91.2      | 87.8      |
| 滋賀県  | 人数 | 14,007    | 13,774    | 13,316    | 13,765    | 13,817    | 13,893    | 13,684    | 13,695    | 13,489    | 13,319    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.3      | 95.1      | 98.3      | 98.6      | 99.2      | 97.7      | 97.8      | 96.3      | 95.1      |
| 京都府  | 人数 | 22,734    | 22,309    | 22,185    | 22,478    | 21,793    | 21,594    | 21,117    | 21,067    | 20,742    | 20,118    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.1      | 97.6      | 98.9      | 95.9      | 95.0      | 92.9      | 92.7      | 91.2      | 88.5      |
| 大阪府  | 人数 | 77,384    | 75,832    | 72,712    | 74,358    | 74,725    | 74,153    | 72,766    | 72,519    | 71,375    | 70,320    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.0      | 94.0      | 96.1      | 96.6      | 95.8      | 94.0      | 93.7      | 92.2      | 90.9      |
| 兵庫県  | 人数 | 49,765    | 49,057    | 47,247    | 48,208    | 49,327    | 49,295    | 47,929    | 48,151    | 47,413    | 46,441    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.6      | 94.9      | 96.9      | 99.1      | 99.1      | 96.3      | 96.8      | 95.3      | 93.3      |
| 奈良県  | 人数 | 12,681    | 12,433    | 12,027    | 12,320    | 12,044    | 11,584    | 11,458    | 11,207    | 11,071    | 10,997    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.0      | 94.8      | 97.2      | 95.0      | 91.3      | 90.4      | 88.4      | 87.3      | 86.7      |
| 和歌山県 | 人数 | 8,607     | 8,126     | 7,930     | 7,938     | 7,930     | 7,944     | 7,622     | 7,494     | 7,579     | 7,373     |
|      | 指数 | 100.0     | 94.4      | 92.1      | 92.2      | 92.1      | 92.3      | 88.6      | 87.1      | 88.1      | 85.7      |
| 鳥取県  | 人数 | 5,261     | 5,082     | 4,931     | 4,953     | 4,968     | 4,768     | 4,885     | 4,742     | 4,951     | 4,646     |
|      | 指数 | 100.0     | 96.6      | 93.7      | 94.1      | 94.4      | 90.6      | 92.9      | 90.1      | 94.1      | 88.3      |
| 島根県  | 人数 | 6,009     | 5,993     | 5,678     | 6,007     | 5,937     | 5,782     | 5,778     | 5,746     | 5,745     | 5,655     |
|      | 指数 | 100.0     | 99.7      | 94.5      | 100.0     | 98.8      | 96.2      | 96.2      | 95.6      | 95.6      | 94.1      |
| 岡山県  | 人数 | 17,520    | 17,293    | 16,775    | 17,156    | 17,263    | 16,839    | 16,650    | 16,722    | 16,421    | 16,234    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.7      | 95.7      | 97.9      | 98.5      | 96.1      | 95.0      | 95.4      | 93.7      | 92.7      |
| 広島県  | 人数 | 25,810    | 25,245    | 24,690    | 25,352    | 25,561    | 25,445    | 25,436    | 25,550    | 25,112    | 24,669    |
|      | 指数 | 100.0     | 97.8      | 95.7      | 98.2      | 99.0      | 98.6      | 98.6      | 99.0      | 97.3      | 95.6      |
| 香川県  | 人数 | 8,936     | 8,949     | 8,498     | 8,540     | 8,648     | 8,694     | 8,475     | 8,372     | 8,355     | 8,163     |
|      | 指数 | 100.0     | 100.1     | 95.1      | 95.6      | 96.8      | 97.3      | 94.8      | 93.7      | 93.5      | 91.3      |
| 愛媛県  | 人数 | 11,841    | 11,914    | 11,377    | 11,795    | 11,784    | 11,525    | 11,591    | 11,375    | 11,387    | 10,960    |
|      | 指数 | 100.0     | 100.6     | 96.1      | 99.6      | 99.5      | 97.3      | 97.9      | 96.1      | 96.2      | 92.6      |
| 高知県  | 人数 | 6,008     | 5,764     | 5,702     | 5,835     | 5,588     | 5,731     | 5,387     | 5,366     | 5,239     | 5,243     |
|      | 指数 | 100.0     | 95.9      | 94.9      | 97.1      | 93.0      | 95.4      | 89.7      | 89.3      | 87.2      | 87.3      |
| 福岡県  | 人数 | 45,445    | 45,280    | 44,184    | 45,919    | 47,397    | 47,268    | 46,896    | 47,633    | 46,667    | 46,283    |
|      | 指数 | 100.0     | 99.6      | 97.2      | 101.0     | 104.3     | 104.0     | 103.2     | 104.8     | 102.7     | 101.8     |
| 佐賀県  | 人数 | 8,172     | 8,073     | 7,840     | 8,080     | 7,978     | 8,024     | 7,729     | 7,793     | 7,760     | 7,453     |
|      | 指数 | 100.0     | 98.8      | 95.9      | 98.9      | 97.6      | 98.2      | 94.6      | 95.4      | 95.0      | 91.2      |
| 長崎県  | 人数 | 12,437    | 12,136    | 11,850    | 12,010    | 11,938    | 12,008    | 11,697    | 11,746    | 11,717    | 11,404    |
|      | 指数 | 100.0     | 97.6      | 95.3      | 96.6      | 96.0      | 96.6      | 94.1      | 94.4      | 94.2      | 91.7      |
| 熊本県  | 人数 | 16,356    | 16,156    | 15,721    | 16,001    | 16,658    | 16,395    | 16,306    | 16,415    | 16,205    | 15,849    |
|      | 指数 | 100.0     | 98.8      | 96.1      | 97.8      | 101.8     | 100.2     | 99.7      | 100.4     | 99.1      | 96.9      |
| 大分県  | 人数 | 10,178    | 9,861     | 9,655     | 10,014    | 10,054    | 10,183    | 9,840     | 10,011    | 9,662     | 9,520     |
|      | 指数 | 100.0     | 96.9      | 94.9      | 98.4      | 98.4      | 100.0     | 96.7      | 98.4      | 94.9      | 93.5      |
| 宮崎県  | 人数 | 10,226    | 10,147    | 9,797     | 10,079    | 10,549    | 10,248    | 10,257    | 10,236    | 10,155    | 9,729     |
|      | 指数 | 100.0     | 99.2      | 95.8      | 98.6      | 103.2     | 100.2     | 100.3     | 100.1     | 99.3      | 95.1      |
| 鹿児島県 | 人数 | 15,445    | 15,105    | 14,882    | 15,173    | 15,120    | 15,329    | 15,139    | 15,237    | 15,186    | 14,866    |
|      | 指数 | 100.0     | 97.8      | 96.4      | 98.2      | 97.9      | 99.2      | 98.0      | 98.7      | 98.3      | 96.3      |
| 沖縄県  | 人数 | 16,131    | 16,164    | 15,829    | 16,389    | 16,684    | 16,919    | 16,832    | 17,247    | 16,951    | 16,901    |
|      | 指数 | 100.0     | 100.2     | 98.1      | 101.6     | 103.4     | 104.9     | 104.3     | 106.9     | 105.1     | 104.8     |

出展元 リクルート進学総研マーケットレポート(Vol.71 2020年1月号) 18歳人口予測

- 18歳人口予測は、文部科学省「学校基本調査」より、以下の通り定義して算出した。  
・18歳人口=3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数  
・中学校卒業生数=高校生+フリーター+就職者全て含む
- 表内の「年」に属する18歳

## 過去5年間の渉外活動

|                | 高校訪問<br>件数 ※1 | 高校内説明会 ※2 |      |     | 進学相談会<br>件数 ※3 | 高大連携協定校<br>累計校数 |
|----------------|---------------|-----------|------|-----|----------------|-----------------|
|                |               | 模擬授業      | 学校説明 | 合計  |                |                 |
| 平成28(2016)年度入試 | 1,130         | 37        | 100  | 137 | 51             | 32              |
| 平成29(2017)年度入試 | 1,263         | 28        | 153  | 181 | 54             | 36              |
| 平成30(2018)年度入試 | 1,143         | 22        | 160  | 182 | 45             | 38              |
| 平成31(2019)年度入試 | 1,252         | 23        | 169  | 192 | 55             | 39              |
| 令和2(2020)年度入試  | 1,285         | 13        | 162  | 175 | 48             | 41              |

※1 高校訪問件数：教員もしくは職員が高校へ訪問した延べ件数

※2 高校内説明会：高校が主催して自校の生徒を対象とする説明会

※3 進学相談会：業者が会場を借りて行ない不特定の高校生を対象とする説明会

現代社会学部現代社会学科 通信教育課程の入学定員超過・収容定員充足状況等一覧

| 項目         | 2018年度<br>平成30年度 | 2019年度<br>令和元年度 | 2020年度<br>令和2年度 | 3年間の平均 |
|------------|------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 入学定員超過率(倍) | 0.16             | 0.23            | 0.24            | 0.21   |
| 入学者数(正科生)  | 81人              | 113人            | 122人            | 105人   |
| 入学定員       | 500人             | 500人            | 500人            | —      |
| 科目等履修生・聴講生 | 281人             | 377人            | 344人            | 334人   |
| 収容定員充足率(倍) | 0.57             | 0.64            | 0.69            | 0.63   |
| 在籍学生数(正科生) | 1,697人           | 1,916人          | 2,078人          | 1,897人 |
| 収容定員       | 3,000人           | 3,000人          | 3,000人          | —      |

(注記)

※入学定員超過率、収容定員充足率：小数点以下第2位まで(第3位四捨五入)

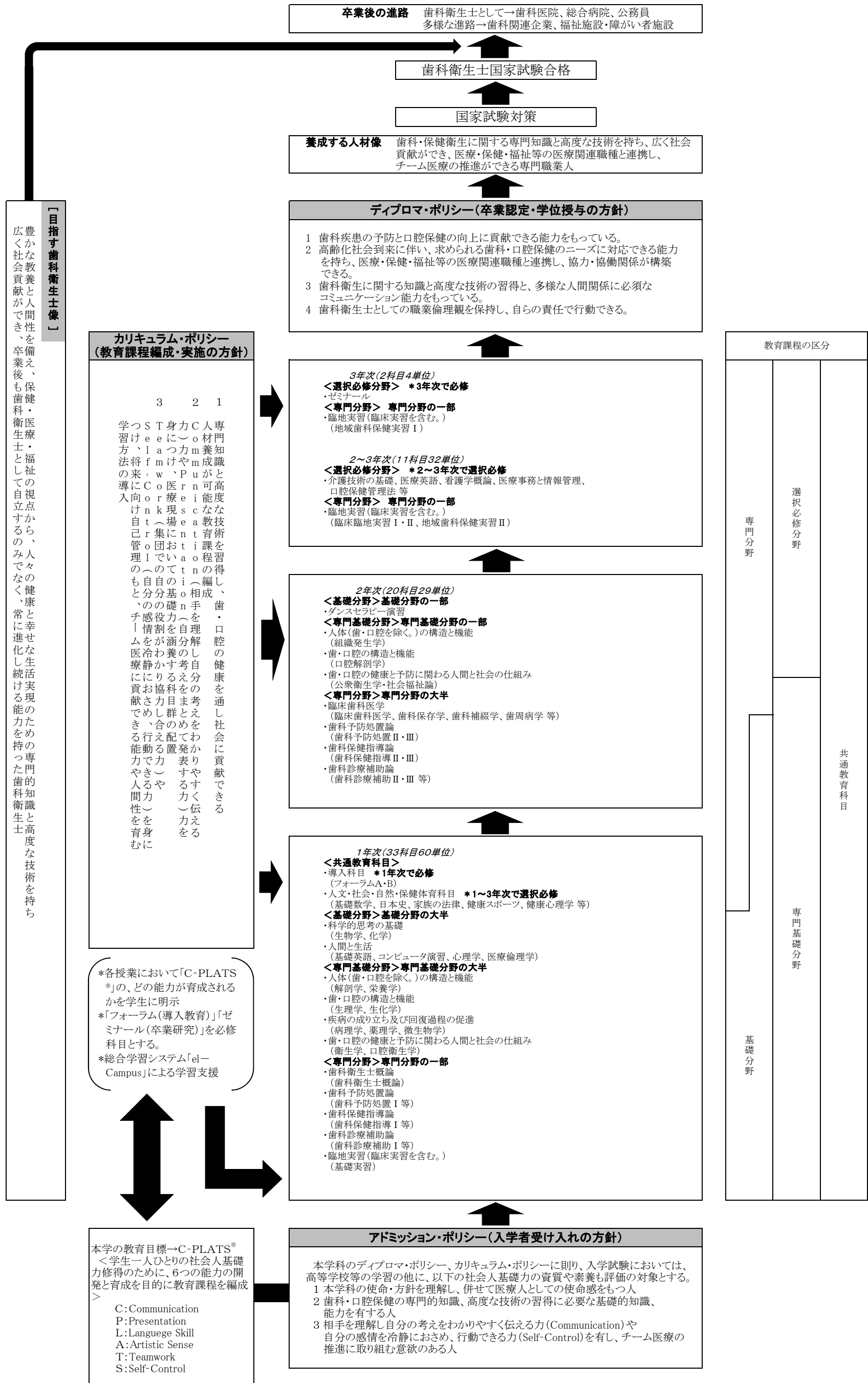
※入学者数(正科生)は、編入学生数を除く

※在籍学生数(正科生)は各年度の5月1日現在(学校基本調査)

※収容定員のうち、編入学(3年次)500人



【 歯科衛生学科教育課程イメージ図 】



## 就業歯科衛生士数 推移

|       | 平成8年   | 平成10年  | 平成12年  | 平成14年  | 平成16年  | 平成18年  | 平成20年  | 平成22年   | 平成24年   | 平成26年   | 平成28年   | 平成30年   | 増加率<br>(H30/H8) |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 全 国   | 56,466 | 61,331 | 67,376 | 73,297 | 79,695 | 86,939 | 96,442 | 103,180 | 108,123 | 116,299 | 123,831 | 132,629 | 234.9%          |
| 北海道   | 3,016  | 3,270  | 3,462  | 3,752  | 4,019  | 4,406  | 4,723  | 5,018   | 5,131   | 5,524   | 5,837   | 6,126   | 203.1%          |
| 青 森   | 376    | 413    | 448    | 503    | 533    | 646    | 699    | 703     | 803     | 813     | 870     | 926     | 246.3%          |
| 岩 手   | 610    | 614    | 685    | 727    | 718    | 1,247  | 913    | 909     | 962     | 1,023   | 1,030   | 1,055   | 173.0%          |
| 宮 城   | 822    | 863    | 930    | 1,004  | 1,026  | 1,144  | 1,324  | 1,458   | 1,532   | 1,669   | 1,841   | 1,973   | 240.0%          |
| 秋 田   | 617    | 648    | 689    | 728    | 773    | 821    | 827    | 875     | 914     | 927     | 1,008   | 1,081   | 175.2%          |
| 山 形   | 550    | 598    | 663    | 723    | 794    | 838    | 951    | 1,039   | 1,053   | 1,115   | 1,133   | 1,163   | 211.5%          |
| 福 島   | 687    | 767    | 869    | 929    | 960    | 1,085  | 1,178  | 1,270   | 1,168   | 1,327   | 1,396   | 1,493   | 217.3%          |
| 茨 城   | 879    | 983    | 1,089  | 1,186  | 1,329  | 1,477  | 1,698  | 1,850   | 1,986   | 2,053   | 2,179   | 2,403   | 273.4%          |
| 栃 木   | 855    | 916    | 1,023  | 1,123  | 1,180  | 1,269  | 1,342  | 1,454   | 1,516   | 1,635   | 1,687   | 1,828   | 213.8%          |
| 群 馬   | 946    | 1,044  | 1,152  | 1,266  | 1,352  | 1,453  | 1,639  | 1,764   | 1,906   | 1,938   | 2,046   | 2,209   | 233.5%          |
| 埼 玉   | 2,231  | 2,273  | 2,712  | 2,946  | 3,270  | 3,665  | 4,023  | 4,471   | 4,730   | 5,197   | 5,821   | 6,286   | 281.8%          |
| 千 葉   | 1,614  | 1,755  | 2,113  | 2,525  | 2,677  | 2,929  | 3,567  | 3,733   | 4,035   | 4,515   | 4,965   | 5,364   | 332.3%          |
| 東 京   | 6,318  | 6,334  | 7,113  | 7,784  | 8,063  | 8,624  | 10,090 | 10,714  | 10,822  | 11,675  | 12,952  | 13,720  | 217.2%          |
| 神奈川   | 3,864  | 4,054  | 4,520  | 4,985  | 5,156  | 5,553  | 6,021  | 6,705   | 6,853   | 7,619   | 7,926   | 8,642   | 223.7%          |
| 新 潟   | 1,467  | 1,604  | 1,702  | 1,829  | 1,943  | 2,081  | 2,225  | 2,357   | 2,476   | 2,555   | 2,627   | 2,635   | 179.6%          |
| 富 山   | 600    | 637    | 686    | 741    | 807    | 834    | 904    | 951     | 988     | 1,011   | 1,059   | 1,128   | 188.0%          |
| 石 川   | 619    | 665    | 654    | 639    | 746    | 701    | 839    | 856     | 855     | 970     | 1,028   | 1,104   | 178.4%          |
| 福 井   | 337    | 391    | 388    | 416    | 465    | 495    | 560    | 594     | 630     | 638     | 698     | 734     | 217.8%          |
| 山 梨   | 498    | 542    | 566    | 625    | 669    | 679    | 758    | 801     | 891     | 937     | 1,000   | 1,055   | 211.8%          |
| 長 野   | 1,327  | 1,440  | 1,453  | 1,670  | 1,766  | 1,914  | 2,080  | 2,203   | 2,245   | 2,352   | 2,446   | 2,576   | 194.1%          |
| 岐 阜   | 1,147  | 1,253  | 1,364  | 1,484  | 1,688  | 1,872  | 2,044  | 2,176   | 2,260   | 2,457   | 2,595   | 2,804   | 244.5%          |
| 静 岡   | 1,491  | 1,505  | 1,767  | 1,957  | 2,110  | 2,280  | 2,517  | 2,729   | 2,958   | 3,129   | 3,358   | 3,623   | 243.0%          |
| 愛 知   | 1,402  | 2,301  | 2,151  | 2,321  | 2,749  | 2,780  | 3,054  | 3,313   | 4,142   | 4,968   | 5,675   | 6,682   | 476.6%          |
| 三 重   | 732    | 870    | 978    | 1,062  | 1,109  | 1,316  | 1,446  | 1,545   | 1,619   | 1,621   | 1,939   | 2,030   | 277.3%          |
| 滋 賀   | 554    | 644    | 730    | 776    | 881    | 974    | 1,044  | 1,137   | 1,187   | 1,182   | 1,290   | 1,387   | 250.4%          |
| 京 都   | 315    | 360    | 333    | 326    | 464    | 1,487  | 1,613  | 1,780   | 1,894   | 2,043   | 2,152   | 2,426   | 770.2%          |
| 大 阪   | 3,515  | 3,782  | 4,327  | 4,291  | 5,377  | 5,106  | 7,027  | 7,474   | 7,292   | 8,066   | 8,092   | 8,500   | 241.8%          |
| 兵 庫   | 1,976  | 2,128  | 2,376  | 2,766  | 3,137  | 3,488  | 3,959  | 4,255   | 4,568   | 4,970   | 5,354   | 5,954   | 301.3%          |
| 奈 良   | 645    | 693    | 713    | 791    | 901    | 1,014  | 1,113  | 1,198   | 1,261   | 1,306   | 1,421   | 1,460   | 226.4%          |
| 和歌山   | 463    | 489    | 509    | 590    | 637    | 696    | 764    | 784     | 862     | 885     | 955     | 1,050   | 226.8%          |
| 鳥 取   | 511    | 557    | 578    | 654    | 681    | 687    | 706    | 746     | 724     | 780     | 820     | 833     | 163.0%          |
| 島 根   | 516    | 551    | 605    | 641    | 657    | 675    | 716    | 748     | 791     | 811     | 845     | 853     | 165.3%          |
| 岡 山   | 1,408  | 1,508  | 1,632  | 1,789  | 1,912  | 1,939  | 2,170  | 2,292   | 2,414   | 2,490   | 2,621   | 2,961   | 210.3%          |
| 広 島   | 1,741  | 1,946  | 2,084  | 2,270  | 2,440  | 2,563  | 2,727  | 2,975   | 3,113   | 3,372   | 3,496   | 3,793   | 217.9%          |
| 山 口   | 728    | 815    | 928    | 1,011  | 1,076  | 1,170  | 1,241  | 1,305   | 1,366   | 1,416   | 1,486   | 1,539   | 211.4%          |
| 徳 島   | 717    | 724    | 802    | 835    | 882    | 999    | 1,012  | 1,045   | 1,064   | 1,135   | 1,203   | 1,235   | 172.2%          |
| 香 川   | 633    | 682    | 774    | 865    | 873    | 1,017  | 1,099  | 1,139   | 1,193   | 1,266   | 1,341   | 1,413   | 223.2%          |
| 愛 媛   | 772    | 733    | 850    | 909    | 1,006  | 1,123  | 1,260  | 1,347   | 1,392   | 1,447   | 1,540   | 1,601   | 207.4%          |
| 高 知   | 592    | 662    | 727    | 796    | 796    | 834    | 860    | 888     | 976     | 1,015   | 1,023   | 1,003   | 169.4%          |
| 福 岡   | 2,933  | 3,205  | 3,548  | 3,795  | 4,213  | 4,509  | 4,744  | 4,961   | 5,433   | 5,757   | 6,109   | 6,371   | 217.2%          |
| 佐 賀   | 587    | 637    | 711    | 747    | 843    | 958    | 986    | 1,046   | 1,055   | 1,128   | 1,146   | 1,209   | 206.0%          |
| 長 崎   | 640    | 829    | 906    | 976    | 1,138  | 1,236  | 1,329  | 1,459   | 1,505   | 1,625   | 1,630   | 1,764   | 275.6%          |
| 熊 本   | 1,135  | 1,169  | 1,359  | 1,535  | 1,668  | 1,827  | 1,915  | 1,976   | 2,104   | 2,294   | 2,314   | 2,468   | 217.4%          |
| 大 分   | 877    | 980    | 1,010  | 1,110  | 1,124  | 1,232  | 1,289  | 1,343   | 1,402   | 1,411   | 1,464   | 1,503   | 171.4%          |
| 宮 崎   | 820    | 919    | 1,018  | 1,100  | 1,163  | 1,238  | 1,281  | 1,339   | 1,397   | 1,429   | 1,445   | 1,484   | 181.0%          |
| 鹿 児 島 | 884    | 992    | 1,076  | 1,165  | 1,280  | 1,394  | 1,386  | 1,575   | 1,634   | 1,754   | 1,850   | 1,885   | 213.2%          |
| 沖 縄   | 499    | 586    | 603    | 634    | 644    | 664    | 779    | 880     | 1,021   | 1,049   | 1,118   | 1,297   | 259.9%          |

※厚生労働省「衛生行政報告例」より

## 就業歯科衛生士率(人口10万対) 推移

|       | 平成8年 | 平成10年 | 平成12年 | 平成14年 | 平成16年 | 平成18年 | 平成20年 | 平成22年 | 平成24年 | 平成26年 | 平成28年 | 平成30年 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全 国   | 44.9 | 48.5  | 53.1  | 57.5  | 62.4  | 68    | 75.5  | 80.6  | 84.8  | 91.5  | 97.6  | 104.9 |
| 北海道   | 52.9 | 57.4  | 60.9  | 66.2  | 71.2  | 78.7  | 85.3  | 91.1  | 94    | 102.3 | 109.1 | 115.9 |
| 青 森   | 25.4 | 27.9  | 30.4  | 34.2  | 36.7  | 45.4  | 50.2  | 51.2  | 59.5  | 61.5  | 67.3  | 73.3  |
| 岩 手   | 43   | 43.4  | 48.4  | 51.7  | 51.5  | 90.7  | 67.5  | 68.3  | 73.8  | 79.7  | 81.2  | 85    |
| 宮 城   | 35.2 | 36.6  | 39.3  | 42.3  | 43.3  | 48.6  | 56.6  | 62.1  | 65.9  | 71.7  | 79    | 85.2  |
| 秋 田   | 51   | 54    | 57.9  | 61.9  | 66.7  | 72.4  | 74.6  | 80.6  | 86    | 89.4  | 99.8  | 110.2 |
| 山 形   | 43.8 | 47.7  | 53.3  | 58.5  | 64.9  | 69.4  | 80.1  | 88.9  | 91.4  | 98.6  | 101.8 | 106.7 |
| 福 島   | 32.2 | 35.9  | 40.9  | 43.8  | 45.6  | 52.2  | 57.4  | 62.6  | 59.5  | 68.6  | 73.4  | 80.1  |
| 茨 城   | 29.6 | 32.8  | 36.5  | 39.7  | 44.5  | 49.7  | 57.3  | 62.3  | 67.5  | 70.3  | 75    | 83.5  |
| 栃 木   | 42.9 | 45.6  | 51    | 55.9  | 58.6  | 63    | 66.7  | 72.4  | 76.1  | 82.6  | 85.8  | 93.9  |
| 群 馬   | 47   | 51.6  | 56.9  | 62.3  | 66.5  | 71.9  | 81.5  | 87.8  | 95.7  | 98.1  | 104   | 113.2 |
| 埼 玉   | 32.8 | 33    | 39.1  | 42.1  | 46.4  | 51.8  | 56.6  | 62.1  | 65.6  | 71.8  | 79.9  | 85.8  |
| 千 葉   | 27.7 | 29.8  | 35.7  | 42.1  | 44.3  | 48.2  | 58.3  | 60.1  | 65.1  | 72.9  | 79.6  | 85.8  |
| 東 京   | 53.7 | 53.5  | 59    | 63.7  | 65.1  | 68.1  | 78.6  | 81.4  | 81.8  | 87.2  | 95.1  | 99.3  |
| 神奈川   | 46.7 | 48.3  | 53.2  | 57.8  | 59    | 62.9  | 67.5  | 74.1  | 75.6  | 83.8  | 86.7  | 94.2  |
| 新 潟   | 58.9 | 64.3  | 68.7  | 74.2  | 79.2  | 86.1  | 93.1  | 99.3  | 105.5 | 110.5 | 114.9 | 117.3 |
| 富 山   | 53.3 | 56.6  | 61.2  | 66.2  | 72.2  | 75.1  | 82.1  | 87    | 91.3  | 94.5  | 99.8  | 107.4 |
| 石 川   | 52.4 | 56.1  | 55.4  | 54.2  | 63.3  | 59.8  | 71.8  | 73.2  | 73.5  | 83.9  | 89.3  | 96.6  |
| 福 井   | 40.7 | 47.1  | 46.8  | 50.2  | 56.4  | 60.4  | 69    | 73.7  | 78.8  | 80.8  | 89.3  | 94.8  |
| 山 梨   | 56.2 | 60.8  | 63.7  | 70.3  | 75.5  | 77.2  | 87    | 92.8  | 104.6 | 111.4 | 120.5 | 129.1 |
| 長 野   | 60.2 | 64.9  | 65.6  | 75.3  | 79.9  | 87.4  | 95.8  | 102.3 | 105.3 | 111.5 | 117.1 | 124.9 |
| 岐 阜   | 54.4 | 59.2  | 64.7  | 70.3  | 80    | 88.9  | 97.3  | 104.6 | 109.7 | 120.4 | 128.3 | 140.4 |
| 静 岡   | 39.8 | 39.9  | 46.9  | 51.7  | 55.6  | 60    | 66.2  | 72.5  | 79.2  | 84.5  | 91.1  | 99    |
| 愛 知   | 20.3 | 33    | 30.5  | 32.6  | 38.2  | 38    | 41.3  | 44.7  | 55.8  | 66.6  | 75.6  | 88.7  |
| 三 重   | 39.6 | 46.7  | 52.7  | 57.1  | 59.5  | 70.3  | 77.1  | 83.3  | 88    | 88.8  | 107.2 | 113.3 |
| 滋 賀   | 42.7 | 48.7  | 54.4  | 57.1  | 64.2  | 70.1  | 74.5  | 80.6  | 83.9  | 83.5  | 91.3  | 98.2  |
| 京 都   | 12   | 13.7  | 12.6  | 12.3  | 17.6  | 56.3  | 61.4  | 67.5  | 72.2  | 78.3  | 82.6  | 93.6  |
| 大 阪   | 39.9 | 43    | 49.1  | 48.7  | 61    | 57.9  | 79.8  | 84.3  | 82.3  | 91.3  | 91.6  | 96.4  |
| 兵 庫   | 36.5 | 39    | 42.8  | 49.6  | 56.1  | 62.4  | 70.9  | 76.1  | 82    | 89.7  | 97    | 108.6 |
| 奈 良   | 44.8 | 47.9  | 49.4  | 55    | 63    | 71.6  | 79.3  | 85.5  | 90.7  | 94.9  | 104.8 | 109   |
| 和歌山   | 42.9 | 45.4  | 47.6  | 55.6  | 60.7  | 67.7  | 75.5  | 78.2  | 87.2  | 91.1  | 100.1 | 112.3 |
| 鳥 取   | 83.2 | 90.6  | 94.3  | 106.9 | 111.8 | 113.7 | 118.7 | 126.7 | 124.4 | 135.9 | 143.9 | 148.8 |
| 島 根   | 67   | 71.9  | 79.4  | 84.7  | 87.7  | 91.6  | 98.8  | 104.3 | 111.9 | 116.4 | 122.5 | 125.4 |
| 岡 山   | 72.1 | 77    | 83.7  | 91.6  | 98    | 99.2  | 111.4 | 117.8 | 124.7 | 129.4 | 136.9 | 156   |
| 広 島   | 60.4 | 67.5  | 72.4  | 78.9  | 84.8  | 89.1  | 95.1  | 104   | 109.3 | 119   | 123.2 | 134.6 |
| 山 口   | 46.9 | 52.8  | 60.7  | 66.6  | 71.5  | 78.9  | 84.8  | 89.9  | 95.5  | 100.6 | 106.6 | 112.3 |
| 徳 島   | 86.2 | 87.1  | 97.3  | 101.8 | 108.5 | 124.1 | 127.5 | 133   | 137.1 | 148.6 | 160.4 | 167.8 |
| 香 川   | 61.6 | 66.3  | 75.7  | 84.7  | 85.8  | 100.8 | 109.6 | 114.4 | 120.6 | 129.1 | 138   | 146.9 |
| 愛 媛   | 51.3 | 48.8  | 56.9  | 61.2  | 68.1  | 76.9  | 87.3  | 94.1  | 98.4  | 103.7 | 112   | 118.4 |
| 高 知   | 72.6 | 81.5  | 89.3  | 98.3  | 99.1  | 105.7 | 111.3 | 116.2 | 129.8 | 137.5 | 141.9 | 142.1 |
| 福 岡   | 59.2 | 64.3  | 70.7  | 75.3  | 83.3  | 89.2  | 93.9  | 97.8  | 106.8 | 113.1 | 119.7 | 124.8 |
| 佐 賀   | 66.3 | 72.1  | 81.1  | 85.5  | 96.9  | 111   | 115.2 | 123.1 | 125.1 | 135.1 | 138.4 | 147.6 |
| 長 崎   | 41.5 | 54.2  | 59.7  | 64.8  | 76.1  | 84.3  | 92.3  | 102.3 | 106.9 | 117.2 | 119.2 | 131.5 |
| 熊 本   | 61   | 62.7  | 73.1  | 82.6  | 90.1  | 99.5  | 105.2 | 108.7 | 116.4 | 127.9 | 130.4 | 140.5 |
| 大 分   | 71.3 | 79.8  | 82.7  | 91.1  | 92.5  | 102.2 | 107.4 | 112.2 | 118.3 | 120.5 | 126.2 | 131.4 |
| 宮 崎   | 69.7 | 78.1  | 87    | 94.3  | 100.1 | 107.8 | 112.8 | 117.9 | 124.1 | 128.3 | 131.8 | 137.3 |
| 鹿 児 島 | 49.3 | 55.4  | 60.2  | 65.5  | 72.4  | 80    | 80.7  | 92.3  | 96.7  | 105.2 | 113   | 116.8 |
| 沖 縄   | 38.9 | 45    | 45.7  | 47.3  | 47.4  | 48.5  | 56.6  | 63.2  | 72.5  | 73.8  | 77.7  | 89.6  |

※厚生労働省「衛生行政報告例」より

## 歯科衛生士養成校 卒業者への求人状況推移

就職者数・求人人数・求人倍率の年次推移



一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会 公表データより

大手前短期大学  
「歯科衛生学科（仮称）」  
設置に係る人材需要の見通し調査  
(設置構想についての人材需要アンケート調査)  
報告書

株式会社 紀伊國屋書店

株式会社 高等教育総合研究所

# 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 「設置構想についての人材需要アンケート調査」概要        | 3  |
| 2. 「設置構想についての人材需要アンケート調査」集計結果      | 4  |
| 3. 「設置構想についての人材需要アンケート調査」集計結果のポイント | 17 |
| <br>                               |    |
| <b>添付資料</b>                        |    |
| 「設置構想についての人材需要アンケート調査」             | 21 |

## 1. 「設置構想についての人材需要アンケート調査」概要

大手前短期大学が2020年度に設置予定の「歯科衛生学科（仮称）」における人材需要の見通しを測定するために、「設置構想についての人材需要アンケート調査」（無記名式）を計1,284箇所へ送付した。計285件の有効回答（アンケート調査用紙）を回収の上で集計した結果、8割超の244箇所が「歯科衛生学科」の養成する人材と学科特色を評価し、7割近い190箇所が卒業生を「採用したい」とした上で計281人の採用意向を示した。

|      |   |
|------|---|
| 調査対象 | 大手前短期大学「歯科衛生学科（仮称）」の卒業生採用が見込まれる兵庫県の歯科クリニック・診療所をはじめ、近畿圏の病院（口腔外科・歯科を設置）、社会福祉施設（高齢者施設など）、公的機関（兵庫県内の地方自治体）、企業（口腔ケア用品の製造・販売、医療用品の製造・販売または商社、歯科器材の製造・販売など）など、計1,284箇所を依頼対象とした。  |
| 調査内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 問1～2：回答元の基本情報（施設種類・業種、所在地）</li> <li>● 問3～7：歯科衛生士の勤務・採用状況、歯科衛生士の充足状況ならびに今後の採用見込み、採用時に重視する能力</li> <li>● 問8～9：大手前短期大学「歯科衛生学科（仮称）」の養成する人材像・学科特色への評価、卒業生の採用見込み</li> <li>● 問10：大手前短期大学「歯科衛生学科（仮称）」に関する意見・要望</li> </ul> 以上、全10問で主に選択肢式。一部記述を含む。 |
| 調査時期 | 2018年11月～2019年2月  |
| 調査方法 | 調査対象先の採用担当者宛にアンケート調査用紙1部・依頼状・返送用封筒を送付した。ご協力いただける場合、回答済のアンケート調査用紙をご返送いただいた。  |
| 回収件数 | 有効回答数285件（配布1,284件に対し、回収率22.2%）   |

→ 配布した「設置構想についての人材需要アンケート調査」用紙は21ページ【添付資料】参照。

## 2. 「設置構想についての人材需要アンケート調査」集計結果

※「構成比」(%) はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

**問1** 貴医院・貴施設・貴社についてあてはまるものをお答えください。  
(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

| 選択項目           | 回答数 | 構成比    |
|----------------|-----|--------|
| 1. 歯科クリニック・診療所 | 227 | 79.6%  |
| 2. 診療所（歯科以外含む） | 3   | 1.1%   |
| 3. 病院          | 9   | 3.2%   |
| 4. 社会福祉施設      | 11  | 3.9%   |
| 5. 公的機関        | 17  | 6.0%   |
| 6. 企業          | 17  | 6.0%   |
| 7. その他         | 0   | 0.0%   |
| （無回答）          | 1   | 0.4%   |
| 合計             | 285 | 100.0% |

**問2** 貴医院・貴施設の所在地または貴社の本社所在地をお答えください。  
(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

| 選択項目    | 回答数 | 構成比    |
|---------|-----|--------|
| 1. 兵庫県  | 261 | 91.6%  |
| 2. 大阪府  | 12  | 4.2%   |
| 3. 京都府  | 1   | 0.4%   |
| 4. 奈良県  | 2   | 0.7%   |
| 5. 滋賀県  | 0   | 0.0%   |
| 6. 和歌山県 | 0   | 0.0%   |
| 7. その他  | 8   | 2.8%   |
| （無回答）   | 1   | 0.4%   |
| 合計      | 285 | 100.0% |



**問3** 貴医院・貴施設・貴社において勤務されている歯科衛生士の人数、またそのうち2018年度に採用された新卒の歯科衛生士の人数をお答えください。  
 （歯科衛生士が勤務されている場合のみ人数をご記入ください）

| 回答人数     | 回答数 | 人数合計  |
|----------|-----|-------|
| 0 または無回答 | 41  | 0     |
| 1        | 36  | 36    |
| 2        | 47  | 94    |
| 3        | 43  | 129   |
| 4        | 46  | 184   |
| 5        | 17  | 85    |
| 6        | 13  | 78    |
| 7        | 12  | 84    |
| 8        | 10  | 80    |
| 9        | 4   | 36    |
| 10       | 5   | 50    |
| 11       | 1   | 11    |
| 12       | 1   | 12    |
| 15       | 3   | 45    |
| 16       | 2   | 32    |
| 21       | 2   | 42    |
| 30       | 1   | 30    |
| 606      | 1   | 606   |
| 合計       | 285 | 1,634 |

うち、2018年度採用の新卒の歯科衛生士（歯科衛生士が勤務するとして244箇所中）

| 回答人数     | 回答数 | 人数合計 |
|----------|-----|------|
| 0 または無回答 | 172 | 0    |
| 1        | 46  | 46   |
| 2        | 15  | 30   |
| 3        | 6   | 18   |
| 4        | 3   | 12   |
| 6        | 2   | 12   |
| 合計       | 244 | 118  |

**問4** 貴医院・貴施設・貴社における歯科衛生士の充足状況についてお答えください。  
 （あてはまるもの一つにチェックをお願いします）

| 選択項目         | 回答数 | 構成比    |
|--------------|-----|--------|
| 1. 大きく不足している | 52  | 18.2%  |
| 2. やや不足している  | 117 | 41.1%  |
| 3. 適度に充足している | 84  | 29.5%  |
| 4. 過剰である     | 0   | 0.0%   |
| 5. わからない     | 27  | 9.5%   |
| （無回答）        | 5   | 1.8%   |
| 合計           | 285 | 100.0% |

**問5** 貴医院・貴施設・貴社において今後4年間で、歯科衛生士の採用を検討されていますか。  
 （あてはまるもの一つにチェックの上、「検討している」場合はその理由をお答えください）

| 選択項目       | 回答数 | 構成比    |
|------------|-----|--------|
| 1. 検討している  | 220 | 77.2%  |
| 2. 検討していない | 57  | 20.0%  |
| （無回答）      | 8   | 2.8%   |
| 合計         | 285 | 100.0% |

「検討している」とご回答された場合、理由として最もあてはまるもの一つにチェックをお願いします。

| 選択項目    | 回答数 | 構成比    |
|---------|-----|--------|
| 1. 定期採用 | 85  | 38.6%  |
| 2. 欠員補充 | 104 | 47.3%  |
| 3. その他  | 25  | 11.4%  |
| （無回答）   | 6   | 2.7%   |
| 合計      | 220 | 100.0% |

**問6** 貴医院・貴施設・貴社における今後の歯科衛生士の新卒採用についてお答えください。  
 （あてはまるもの一つにチェックをお願いします）

| 選択項目                               | 回答数 | 構成比    |
|------------------------------------|-----|--------|
| 1. 4年制大学の卒業生を中心に採用していきたい           | 6   | 2.1%   |
| 2. 短期大学の卒業生を中心に採用していきたい            | 8   | 2.8%   |
| 3. 専門学校の卒業生を中心に採用していきたい            | 4   | 1.4%   |
| 4. 大学、短期大学、専修学校の卒業生をバランスよく採用していきたい | 12  | 4.2%   |
| 5. 採用は人材次第なので、特にこだわらない             | 223 | 78.2%  |
| 6. わからない                           | 23  | 8.1%   |
| （無回答）                              | 9   | 3.2%   |
| 合計                                 | 285 | 100.0% |

**問7** 貴医院・貴施設・貴社における歯科衛生士の採用にあたり、有していることが望ましいと思われる能力等についてお答えください。  
（それぞれ、あてはまるもの一つにチェックをお願いします）

(1) 社会に暮らす人々の多様性を理解・受容し、コミュニケーションを円滑に行うことができる。

| 選択項目          | 回答数 | 構成比    |
|---------------|-----|--------|
| 1. 大いに必要である   | 213 | 74.7%  |
| 2. 必要である      | 60  | 21.1%  |
| 3. あまり必要ではない  | 0   | 0.0%   |
| 4. まったく必要ではない | 0   | 0.0%   |
| 5. わからない      | 6   | 2.1%   |
| (無回答)         | 6   | 2.1%   |
| 合計            | 285 | 100.0% |

(2) 多少の困難では挫折しない、精神的・肉体的な強さを有している。

| 選択項目          | 回答数 | 構成比    |
|---------------|-----|--------|
| 1. 大いに必要である   | 118 | 41.4%  |
| 2. 必要である      | 150 | 52.6%  |
| 3. あまり必要ではない  | 4   | 1.4%   |
| 4. まったく必要ではない | 0   | 0.0%   |
| 5. わからない      | 8   | 2.8%   |
| (無回答)         | 5   | 1.8%   |
| 合計            | 285 | 100.0% |

(3) 歯科衛生の専門的知識・技術についての基礎的な資質・素養を備えている。

| 選択項目          | 回答数 | 構成比    |
|---------------|-----|--------|
| 1. 大いに必要である   | 104 | 36.5%  |
| 2. 必要である      | 154 | 54.0%  |
| 3. あまり必要ではない  | 11  | 3.9%   |
| 4. まったく必要ではない | 2   | 0.7%   |
| 5. わからない      | 8   | 2.8%   |
| (無回答)         | 6   | 2.1%   |
| 合計            | 285 | 100.0% |

(4) 歯科衛生の専門的知識・技術についての高度な資質・素養を備えている。

| 選択項目          | 回答数 | 構成比    |
|---------------|-----|--------|
| 1. 大いに必要である   | 32  | 11.2%  |
| 2. 必要である      | 125 | 43.9%  |
| 3. あまり必要ではない  | 98  | 34.4%  |
| 4. まったく必要ではない | 12  | 4.2%   |
| 5. わからない      | 10  | 3.5%   |
| (無回答)         | 8   | 2.8%   |
| 合計            | 285 | 100.0% |

(5) 豊かな感性を持ち、幅広い知識・教養を身につけている。

| 選択項目          | 回答数 | 構成比    |
|---------------|-----|--------|
| 1. 大いに必要である   | 83  | 29.1%  |
| 2. 必要である      | 166 | 58.2%  |
| 3. あまり必要ではない  | 22  | 7.7%   |
| 4. まったく必要ではない | 0   | 0.0%   |
| 5. わからない      | 7   | 2.5%   |
| (無回答)         | 7   | 2.5%   |
| 合計            | 285 | 100.0% |

(問7の)(1)~(5)以外に有していることが望ましいと思われる能力等があれば、ご記入ください。

※ 85 箇所から回答を得た。以下、回答内容を掲載（原文通り）。順不同。【】内は【施設種類 / 所在地】を示す。

|     |  |
|-----|--|
| 1.  | コンピュータの基本操作に精通していること【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 2.  | ①患者さんの立場に立って物事を考える能力<br>②仕事仲間との協調性や業務に対する向上心【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 3.  | 指示されて動くのではなく自動できる【病院/兵庫県】  |
| 4.  | 他のスタッフと協調できるよう(性格に？の方はパス)【診療所(歯科以外含む)/兵庫県】   |
| 5.  | 最初から知識・技術を高度なレベルで取得している必要はないが、学ぶ心・目指すものは必要であると考えています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 6.  | 患者さんとのコミュニケーション能力【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 7.  | 他スタッフと協調性のある方が望ましい。長期勤務してくれる方を必要としている。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 8.  | 思いやり(患者だけでなく、職場の人達やまわりの人に対して)【診療所(歯科以外含む)/兵庫県】   |
| 9.  | 向学心【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 10. | ホスピタリーな精神、素直さがあれば技術力の高さは関係ない<br>各医院、施設にて教育、養成することができる。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 11. | 自分で考えて行動する積極性【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 12. | 明るい、素直、勉強好き【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 13. | 医療人としての患者さんを治してあげるではなく、心からよりそうことのできる人材【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 14. | 自分自身を知っている事、又は知ろうとする気持ち【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 15. | 協調性【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 16. | 職場環境に適応性があること。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 17. | ・自分の仕事に誇りを持って高みを目指す<br>・人を思いやる気持ち【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 18. | 何事にも一生懸命に素直に取り組める能力【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 19. | 笑顔ができる【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 20. | 素直さ【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 21. | 歯科医療に対する重要性和誇りを自覚している。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 22. | 患者様の気持ちに寄り添える「思いやり」とも大切です。<br>又、チームでの仕事なので「他の方の悪口を言う方」、「不平不満の多い方」は採用しません。<br>知識・技術以上に人間性が大事と思っています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】 |
| 23. | 仕事というものに対する考え方、社会人としての心構え。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |

|     |   |
|-----|---|
| 24. | 協調性【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 25. | 優しさ 患者さんを大事にする心【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 26. | 前向きで向上心のある方【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 27. | 礼儀、マナー、接遇、協調性【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 28. | 大人として他人とコミュニケーションをとれること、“働く”という意識責任をもっていること【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                      |
| 29. | 適応能力【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 30. | 向上心【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 31. | 素直な姿勢、笑顔がどんな知識・技術よりも大切だと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                    |
| 32. | スタッフ同士を尊重し、協調性が必要。医療人としてのプロ意識【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                    |
| 33. | 歯科衛生士として知識・技術の更新、研鑽を行う資質(心構え)を備えている【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                              |
| 34. | 何事にも努力する前向きな気持ち【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 35. | とくにありません【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 36. | 社会的使命感・他者を思いやる心【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 37. | 自分を高める志【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 38. | 他職種の人も接する事が多い為、協調性が必要と思われます。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                     |
| 39. | 素直さ【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 40. | 他の方からの助言などをきちんと聞こうとする素直さ<br>上記(1)～(5)がなくても良いので「素直さ」が必要です。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】        |
| 41. | 専門的な知識に関しては、教育することが出来ますが、人とのコミュニケーションスキルや忍耐力等は備わっていて欲しいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】       |
| 42. | 様々な患者さんに合わせた柔軟な対応力。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 43. | 社会人としての一般常識【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 44. | 部活やイベントでの成功体験<br>何かに熱心に取り組む経験<br>主体性の大切さ、人間関係の技術【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                 |
| 45. | 優しさ・思いやり【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 46. | お互いがお互いを思いやる心<br>(スタッフ間や患者との関係など)【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                |
| 47. | ・基本的な挨拶や礼儀を身につけていること<br>・心身ともに健康であること【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                            |
| 48. | 協調性【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 49. | スタッフや患者との協調性です。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 50. | ・報、連、相ができる<br>・優先順位が瞬時に判断できる<br>・時間の大切さ、概念がわかっている【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                |
| 51. | 自分とは異なる立場の人間の痛みや苦痛を理解する想像力、もしくは想像しようという努力の心がけ【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                    |
| 52. | 思いやりや気遣いなど、社会の中では一人一人が対人影響力をもたらしますが、良い方の影響力を備えておられることが望ましいと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】 |
| 53. | 医療ですが接客業的要素が大きいと思っていますので、コミュニケーション能力が大切なのではないかと考えます。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】             |
| 54. | 他の人の事を思い遣りができる事が必要かと思えます。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 55. | 向上心。卒後の継続的な学習意欲。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 56. | ・人の気持ちになり、物事を考えられる人間性【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 57. | これから社会人として、成長していく過程における謙虚さ及び柔軟性【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                  |
| 58. | 正直さ【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |

|     |  |
|-----|--|
| 59. | 社会人としての常識を備えていること(あいさつや敬語など)【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 60. | 状況に応じた判断力、機転の効かせ方【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 61. | 歯科医に対して反対意見を言わないこと。自分の考えで勝手にすすめないこと。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                    |
| 62. | 物事に対峙する時の真摯な態度【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 63. | 明るく ほがらかであること【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 64. | 人の痛みがわかる優しい人【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 65. | 向上心を持って業務に取り組む姿勢【病院/兵庫県】   |
| 66. | 他のスタッフや他職種と協力しあうこと、患者の助けとなることを「喜び」「やりがい」と感じることができる【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                      |
| 67. | Krと同じ目線の高さで接する事ができる事【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 68. | 自立性・協調性・自発性【社会福祉施設/大阪府】  |
| 69. | 医療に関わる者としてのその適応能力(テスト)や人としての常識があるかどうか、とても重要だと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                      |
| 70. | 周囲の状況を適格に判断して適切に言動できること。<br>気配り。何をすべきかを考えられる能力。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                         |
| 71. | 歯科衛生士も人間性が必要な時代に突入しています。人としてまず話ができ、患者さんの求めることを感じとることができる人に当院では来て頂きたいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】 |
| 72. | 在宅歯科医療におけるオーラルマネジメント対応力【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 73. | 周りが見えている。<br>気がつかえる。敬語が使える。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 74. | プレゼン能力【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 75. | 常識、マナー【歯科クリニック・診療所/大阪府】  |
| 76. | 仕事に対する熱意【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 77. | ホスピタリティー精神を有する方であれば医療人として素晴らしい能力だと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                 |
| 78. | 社会人としての常識<br>はたらくということ、雇用されているということに対する常識【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                               |
| 79. | 協調性を有している方が望ましいと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 80. | 協調性(歯科医院ではチームワークが重要なので)【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 81. | 常識・思いやり・行動力【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 82. | 仕事を楽しむ能力【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 83. | 向上心【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 84. | 礼儀正しさ、マナー、バランス感覚【公的機関/兵庫県】   |
| 85. | スタッフ間の協調性が必要で、コミュニケーションがとれて明るく誰とでも話しができるような方が望ましい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                      |

問 8 以降は、大手前大学「歯科衛生学科（仮称）」の概要を見た上での回答を求めた。

**問 8** 大手前短期大学「歯科衛生学科(仮称)」の養成する人材像、学科特色についての評価をお答えください。  
 (あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

| 選択項目        | 回答数 | 構成比    |
|-------------|-----|--------|
| 1. 大変評価する   | 152 | 53.3%  |
| 2. ある程度評価する | 92  | 32.3%  |
| 3. あまり評価しない | 2   | 0.7%   |
| 4. 全く評価しない  | 0   | 0.0%   |
| 5. わからない    | 32  | 11.2%  |
| (無回答)       | 7   | 2.5%   |
| 合計          | 285 | 100.0% |

**問 9** 大手前短期大学「歯科衛生学科(仮称)」が養成する人材(歯科衛生士)を、貴医院・貴施設・貴社において採用したいと思われますか。(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

| 選択項目     | 回答数 | 構成比    |
|----------|-----|--------|
| 1. 採用したい | 190 | 66.7%  |
| 2. 採用しない | 8   | 2.8%   |
| 3. わからない | 80  | 28.1%  |
| (無回答)    | 7   | 2.5%   |
| 合計       | 281 | 100.0% |

「採用したい」とした 190 箇所の施設等種類別（問 1 結果別）内訳は、「歯科クリニック・診療所」183 箇所のほか、「診療所（歯科以外含む）」1 箇所、「病院」3 箇所、「社会福祉施設」1 箇所、「企業」2 箇所である。

**(問 9)** で「採用したい」とご回答された場合、よろしければ採用可能な人数をお答えください。

| 提示人数  | 回答数 | 人数合計 |
|-------|-----|------|
| 1 人   | 93  | 93   |
| 2 人   | 66  | 132  |
| 3 人   | 9   | 27   |
| 4 人   | 3   | 12   |
| 5 人   | 2   | 10   |
| 7 人   | 1   | 7    |
| (無回答) | 16  | -    |
| 合計    | 190 | 281  |

人数合計 281 人の施設等種類別（問 1 結果別）内訳は、「歯科クリニック・診療所」273 人のほか、「診療所（歯科以外含む）」1 人、「病院」3 人、「社会福祉施設」1 人、「企業」3 人である。



**問 10** 大手前短期大学「歯科衛生学科（仮称）」について期待される点、ご要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。（自由記述となります）

※ 84 箇所から回答を得た。以下、回答内容を掲載（原文通り）。順不同。【】内は【施設種類 / 所在地】を示す。

|     |  |
|-----|--|
| 1.  | 一般教養と社会人としてのマナーを備えた人材を育成していただきたい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 2.  | 即戦力になる衛生士を送り出して下さい。<br>口腔内写真撮影、TBC、PTC、PMTC、シャープニング、スクリーニング、SRP について実践できる卒業生を期待します。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 3.  | 大いに期待しています【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 4.  | 歯科医療に役立つ人材を育てて下さい。【診療所（歯科以外含む）/兵庫県】  |
| 5.  | 歯科医院は常に衛生士不足なので、できるだけ迅速に衛生士を送り出してほしい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 6.  | 全身の健康管理におけるヒューマンケア能力の育成について大変共感します。今後日本において口腔ケアが今よりも更に期待されると思うが、その中で全身管理は必須項目となるので、より力を入れていきたいと考えています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 7.  | 患者さんの立場に立った歯科衛生士を育成して頂きたいと思っております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 8.  | 現状の歯科衛生士学校は、知識・技術優先の教育になっていると思います。これからの医療で求められる人材は、コミュニケーション能力（聞く技術・伝える技術）が大いに必要と思われます。こちらを十分に教育頂けましたらと思っております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 9.  | 衛生士としての能力は仕事に入ってからでも十分に成長すると考えています。大学では医療にたずさわることについてしっかりと教えて頂き、人間力をアップさせて頂ければと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 10. | 兵庫県に歯科衛生士学校が増えてとても嬉しいです。最近の子は問 7 の 1, 2 が欠けている方が多いように思います。<br>そのあたりも学生生活の中で（実習等で）習得してもらえると、就職した後も長く勤めて色々な事を習得できるのではないかなと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 11. | 他の学校にはないことを取り入れ養成していただきたい。<br>（ホスピタリティとコミュニケーション能力が高い人材を養成していただけることに期待しております）【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 12. | 小さな役場ですので、現在歯科衛生士さんはいません。また採用予定はありません。【公的機関/兵庫県】   |
| 13. | 現在歯科界では予防中心の医療を行うことで国民の口腔健康の向上を掲げていますが、その担い手である歯科衛生士が圧倒的に不足しています。<br>従業員としてというよりも歯科医師の最大のパートナーとしての衛生士を育成して下さる事を切に期待しております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 14. | 西宮で臨床と経験をつみ、御結婚されても、又御自身のライフワークにしていいただきたい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 15. | 地元、西宮市歯科医師会の事業に密に関連されることを望む。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 16. | 弊社は関西に 10 株歯科医院を運営しておりますので、人材にあった場所を提供可能です。ご連絡お待ちしております。【歯科クリニック・診療所/大阪府】  |
| 17. | 最近当院ではスタッフの教育に力を入れております。<br>その中で特に感じることは「何事にも素直にまじめに楽しく取り組める人のはのみこみ方が早く医院を明るくする力を持っている」ということです。<br>技術的な勉強も大切ですが、是非ヒューマンスキルをきたえる為の勉強をして欲しいと思います。ヒューマンスキルをきたえることが学びだけでなく、人生を楽しく過ごすことに大きな役割をはたすことを是非おしえてあげて欲しいと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】 |
| 18. | 技術・知識は勤務後につける事ができるので、人と話をする、受け答えをしっかりと、ハウ・レン・ソウが素直にできる子を育てる事が一番大切だと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |



|     |  |
|-----|--|
| 19. | 実習先等お声がけ頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願い致します。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 20. | 口腔ケアやオーラルリハビリテーションに対する実習を充実させてほしい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 21. | 在学中に「働くこととは」について、本人達に考えて頂き、社会に出て欲しいです。又、社会人としての最低限のマナーについても教えて頂けると有難いです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 22. | お世話になります。歯科という業態では歯科衛生士の果たす役割は大きく、なくてはならない存在であります。貴大学において、その人材を育成されるということは大変素晴らしいことだと思います。当院では微力ながら、歯科衛生士の育成に貢献できればと思っております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 23. | 早く設立されることを希望しています【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 24. | 歯科衛生士は医院にとって不可欠なものなので優秀な衛生士を育てて頂き、採用したいと思っています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 25. | 口腔ケアを通して社会に貢献出来る人材育成を期待します。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 26. | 国家試験に合格するための勉強はもちろん必要であると考えます。一方でDHとして、エビデンスベースとして最小限の知識を知ってもらいたいと考えます。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 27. | 歯科業界での慢性的な衛生士不足を解消していただきたい。クリニック間で取り合っているような現状であり、求人を月に何万円をかけても応募がこない。特に兵庫県内に衛生士学校が少ないのも理由の1つかと思われるので、非常に期待しております。稲野キャンパス全体を衛生士学科（定員を増やして）、加えて歯科技師士学科（歯科技師士も大いに不足していると感じております）にしてもいいくらいかと思います。臨床実習生の受け入れ先になる等協力できることはさせて頂きたいです。応援しています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】 |
| 28. | 衛生士不足は顕著です<br>是非設立願います【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 29. | 従来の歯科医療に加え、先進医療や他職種と連携できるだけの知識や技術を習得できる衛生士の育成。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 30. | 歯科衛生士は歯科、日本国民（2025年問題、介護）のためかなり重要必須な職業です。学生時代より一人の人間として勉学はもちろん、チームとして人の役に立つことを自ら探せる人材を求めます。笑顔で素直に。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 31. | 阪神間の中核をなす学部になる事を期待しており、応援しております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 32. | 人間的に明るく、健康で、思いやりのある歯科衛生士さん（社会人）となるような教育して欲しいです。技量等はあとからついてくると思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 33. | 口腔環境の改善により全身健康状態へアプローチとなる事で社会貢献も高く、やりがいのある職業である事をお伝え頂きたいと思っております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 34. | 歯科衛生学を含め、このような学問に積極的に携わり、臨床においては仕事に従事する十分な責任感を養ってほしい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 35. | 衛生士のスキルよりも人間の基礎的部分（まさにコミュニケーション）を大事にして育成して頂けるとうれしいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 36. | 人間性豊かな人を育てて下さい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 37. | 総合大学の歯科衛生士学科なので、幅広い知識を持った歯科衛生士を輩出していただきたい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 38. | 既存の歯科医療への概念を捨て、今後本当に日本の歯科医療に何が必要なかを広い視点で見せてあげて下さい。応援しております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 39. | ぜひ現実化して頂きたいです！<br>現在歯科衛生士さんの採用は5～10倍だと言われています。当院も関西全ての学校に5年間募集し続けていますが、採用出来ていません。取り合い状態です。給料もほとんど25万円以上で恵まれていると思います。期待しています。もし現実化するなら、当院を実習先医院として使って頂いて構いません。<br>【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 40. | 医療人として最低限の見た目（茶髪、派手なメイクなど）を気にすることのできる人材を育ててほしい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |

|     |   |
|-----|---|
| 41. | 大阪の中津駅から、神戸の花隈駅に間に衛生士学校がなかったのが、開校されること、歓迎しています。衛生士を目指す学生が一人でも多くなることを望んでいます。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 42. | 医療の世界は厳しく、自信をなくしてしまう歯科衛生士も多く、同じところに勤め続けていなかったり、違う仕事をしている人も多い。<br>自己概念を高めたり、選択理論心理学など、人生に役立つ能力の開発を若い時から学んでいると良いと思う。<br>むし歯・歯周病のほとんどは予防できるものであり、その予防の中核を担う職業が歯科衛生士である。健康教育を通じて、むし歯・歯周病のない健康な歯を80才まで28本残して、世の中の健康寿命を伸ばして、歯科衛生士になりたい職業の上位になる社会にしていきたいです！【歯科クリニック・診療所/兵庫県】 |
| 43. | 学院で就職説明会などの機会を与えて欲しい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 44. | 礼儀や一般教養<br>未永く”歯科”に興味を抱き続けられるような教育【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 45. | 歯科衛生士である前に一人に人間として、上記問7のような人を育ててほしい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 46. | ・パソコン技術（ワード、エクセル、パワーポイント）<br>・新聞を読む<br>・本を読む（小説ではない）【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 47. | プロ意識の高い歯科衛生士さんの育成を期待しております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 48. | 衛生士不足でたいへん苦勞しているので新設されることはたいへんたすかります。<br>衛生士の養成と卒後の就職サポート（新卒DHが就職する際に求人票だけでが不安だと思いますので、医院によるプレゼンの場を秋にぐらいい作っていただけたらと思います）【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 49. | 歯科業界のおもしろさ、自分の能力次第で開拓できるという考え方など、希望を持てる教育を期待しています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 50. | 兵庫県に歯科衛生士学校がなくなり、人手不足です。<br>ぜひ多くの人材を育成してほしい。アルバイト（歯科助手）さんとしてもぜひ派遣して下さい。<br>技術的なことより人間として、人として育成してほしい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 51. | 阪神地域の歯科衛生士学科が少なかったのが、この地域の有資格者に期待しています。<br>待遇面において、看護師についてめぐまれていること等のプロパガンダを学生に対しておこなっていただき、定員割れせず入学、卒業、国試合格させていただきたいと思っております。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 52. | 是非歯科衛生士学科の開設を実現させて頂きたいと思っております。歯科衛生士はやりがいがある職業だと思いますが歯科医院数に対して絶対数が不足しています。<br>結婚、出産のタイミングでお仕事をお辞めになる方も多いたが現状です。当院では産後の復職するスタッフも多く在籍しております。<br>貴校でも資格をとるまでの教育に留まらず、一生涯のやり甲斐のある職業として学校でお話頂き、そういう歯科衛生士が増えることに期待しております。<br>よろしくお願ひ致します。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                  |
| 53. | もし可能なら実習施設にして欲しいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 54. | 対人での仕事になりますので、大学等でのサークル活動や他学部の方との触れあいは仕事にもプライベートにも後に大きく役立つと思います。<br>貴大学のように小さい頃から教育に経験がある教育機関であれば有望な人材を育成できると思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 55. | チャレンジ精神旺盛な人材を育てて下さい【企業/大阪府】   |
| 56. | 昨今開業医院での歯科衛生士不足が深刻であるため、貴大学の歯科衛生士学科の設立には大変興味があります。<br>あまり高度な技術や資格を取得されると、一開業医院へ就職しなくなるのではという懸念が起きてきます。実務は就職してから十分に身につきますので、とりあえずどんどん衛生士の数を増やして欲しいというのが開業医院の考えるところでありたいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 57. | 問7における項目、及びこれから社会人としていろいろなことを覚えていくことに対する積極性を養っていただけるような教育を期待したいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 58. | 基礎的な事項は身につけて欲しいです<br>医療は失敗が許されない職場となるので、ある程度厳しく指導してもらった方が、覚悟をもって仕事にとりくんでいただけるのではと考えます。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |

|     |  |
|-----|--|
| 59. | 学生さんのアルバイトは将来を考え、歯科医院をお勧めします。大学で専門的知識を学ぶ上で、見て学ぶことは大事です。実習に入る時に自信が持てると思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 60. | 人の目を見て、しっかりと話せること<br>自分の意見もちつつも、組織に合わせられること。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 61. | 専門的知識をもっていることは大切ですが、みなさん（患者さん、もともといるスタッフ、地域の人）と仲良くなれることが一番大切だと感じています。<br>コミュニケーションはこれからもずっと大切なことです。そんな衛生士をめざしてほしいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 62. | 衛生士という仕事は人の健康に貢献できる大切な仕事であるが、現在当院だけでなく多くのクリニックで人材不足は慢性化している。当院では子育てが一段落した40代以上のパートさんがメインで活躍しているが、若手が不在である。今後の歯科に求められる社会的ニーズにも答えることができる若手DHの育成を期待したい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 63. | 新卒の衛生士さんに是非働いて頂き、育成に力を注いでいきたいと考えています。<br>若い世代の衛生士さん達が歯科にもっと貢献していくために協力できると嬉しいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 64. | 地域医療に多いに期待しています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 65. | 結婚や出産でいったん離れてしまってもまた復職したいと考える人材を育ててほしい。<br>ほんとうのDHの仕事のやりがい、楽しさを知ることができるような実習先・講師陣をそろえてほしい。<br>DHは数年でやめていく、入れかわるものとする講師、教育ではそれは伝わらないと思うので。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 66. | 歯科先進国の衛生士と同様の質を備えた人を育てて下さい。【企業/その他】  |
| 67. | 当施設では歯科衛生士の配置は絶対的ではありませんので採用予定はありませんが、専門職の大卒が多くなることは、知識レベルだけではなく私生活で経験値upを期待しています。知識と教養の向上を望みます。【社会福祉施設/大阪府】   |
| 68. | 昨今、DHの需要がありますが不足しているのが現状です。大変重要な職業のひとつであるので、貴大学にて立派な素敵なDHが1人でも多く育つのを楽しみに待っています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 69. | 専門的な知識はもちろんの事、歯科衛生士としての資質も学生の中に身につけて欲しいと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 70. | 患者さんに喜んでもらえることが医療人として最高の喜びであることを生徒さんに教えて欲しいです。実習や実地では始める前に”最初はできないけど当たり前”と伝えて、落ちこまないようにしてあげて欲しいです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 71. | 資質をのばすこと、技術を学ぶことも大事ですが、歯科衛生士となっても謙虚な気持ちを持って働けるような方を育てて頂けるよう貴校に期待いたします。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 72. | 歯科衛生士を特に必要としない業種であるため上記のような回答となっております。【公的機関/兵庫県】   |
| 73. | 専門学校との差別化【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 74. | 当院は本院が篠山市にあり兵庫県の北部の地域でも歯科衛生士になりたいという学生が多くいます。ただ専門学校や大学に大阪方面へ交通の関係上通っていかざるを得ない状況です。<br>貴学の歯科衛生学科が新設されれば兵庫県北部及び京都府南部（丹波市・福知山市）の学生にとってもっと身近な職業になり得るのではないかと思います。大阪でも有名な大手前短期大学ですので保護者や学生から支持されることは言うまでもないので兵庫県の歯科衛生士を志望する学生の力になって下さい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】 |
| 75. | 近年はたらく若者の質の低下が目立ちます。<br>歯科業界に限った話ではないが、歯科の医療現場においては人間の体を扱うことを考えるとその意識が非常に求められるため、知識や技術よりもそういった面の教育を重要視していただきたい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |
| 76. | 歯科医院ではチームワークが重要であると思いますので、協調性のある歯科衛生士さんが育つ教育を行う大学を希望します。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】  |
| 77. | 向上心があり、協調性も備えている歯科衛生士さんが育つ様な学校教育を期待しています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】   |

|     |  |
|-----|--|
| 78. | 向上心・調和・コミュニケーションのとれる衛生士さんの養成を期待しています。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】               |
| 79. | 就活サイトなどで人材をみたい。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                                     |
| 80. | 阪神地区で働く歯科衛生士を多数輩出して頂きたいと思います。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                       |
| 81. | 人に「寄り添える」という人材が少ない最近の現象かと思われます。<br>寄り添うという観点からの教育を要望いたします。【公的機関/兵庫県】 |
| 82. | 狭い室内での仕事で一日従事するので、先ずあかるくて元気な学生を期待します。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】               |
| 83. | 毎年衛生士さんの採用に困っています。教育なさる人数が多い程、有難いです。【歯科クリニック・診療所/兵庫県】                |
| 84. | 介護老人福祉施設なので、採用等については分かりかねます。【社会福祉施設/兵庫県】                             |

### 3. 「設置構想についての人材需要アンケート調査」集計結果のポイント

※「構成比」(%) はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

**Point 1** 兵庫県内の歯科クリニックはじめ、公的機関、企業、社会福祉施設、病院など、  
歯科衛生士が活躍する現場を中心とした 285 箇所が回答。

大手前短期大学が 2020 年度に設置予定の「歯科衛生学科（仮称）」に係る「設置構想についての人材需要アンケート調査」において返送を得た有効回答 285 件の集計を行った。その結果、業種別でみた場合、最も回答数が多かったのは「歯科クリニック・診療所」で 227 箇所（全体の 79.6%）であった。その他 58 箇所（同 20.4%）のうち「公的機関」「企業」が各 17 箇所（同 6.0%）、「社会福祉施設」11 箇所（同 3.9%）、「病院」9 箇所（同 3.2%）であった。所在地（企業の場合は本社所在地）については、最も回答が多かったのは「兵庫県」261 箇所（同 91.6%）、次いで「大阪府」12 箇所（同 4.2%）、「その他」8 箇所（同 2.8%）であった。

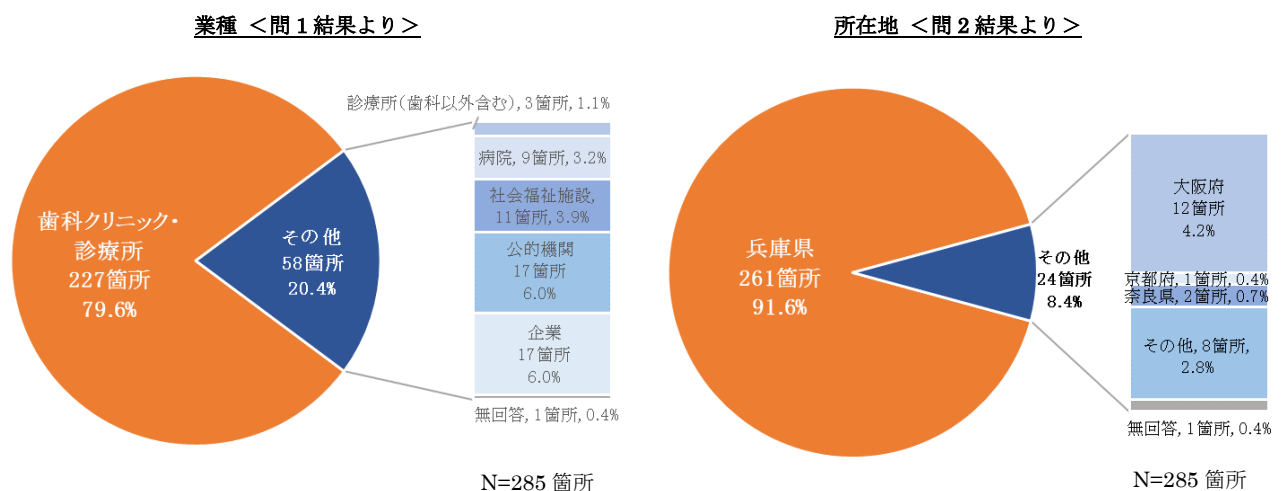
歯科衛生士の勤務人数は 244 箇所が 1 人以上の人数を挙げ、勤務人数の合計は 1,634 人であった。そのうち 2018 年度中に新卒採用したとして 1 人以上の人数を上げたのは 72 箇所、採用人数の合計は 118 人であった。

歯科衛生士の充足状況については、「大きく不足している」が 52 箇所（同 18.2%）、「やや不足している」が 117 箇所（同 41.1%）であった。合計すると 169 箇所（同 59.3%）が歯科衛生士は不足しているとの認識を示した。

また今後 4 年間での歯科衛生士の採用については、「検討している」が 220 箇所（同 77.2%）であった。そのうち、「定期採用」が 85 箇所（採用を「検討している」220 箇所のうち 38.6%）で、「欠員補充」が 104 箇所（同 47.3%）であった。

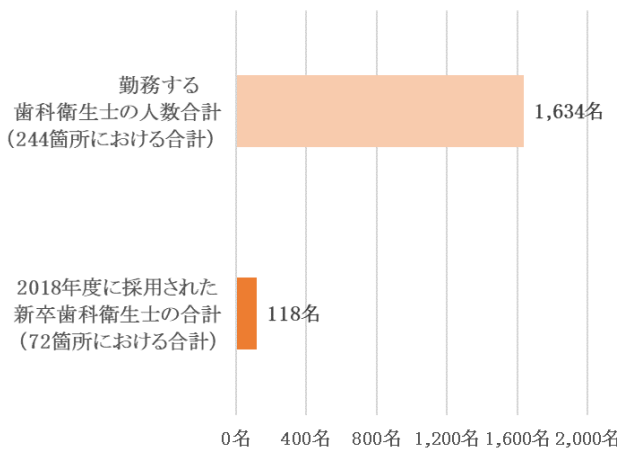
さらに今後の新卒採用の出身別（学歴）については、「採用は人材次第なので、特にこだわらない」との回答が 223 箇所（全体の 78.2%）で最も多かった一方で、「短期大学の卒業生を中心に採用していきたい」8 箇所が、「4 年制大学の卒業生を中心に採用していきたい」6 箇所、「専門学校の卒業生を中心に採用していきたい」4 箇所を上回った。

【グラフ】回答元について

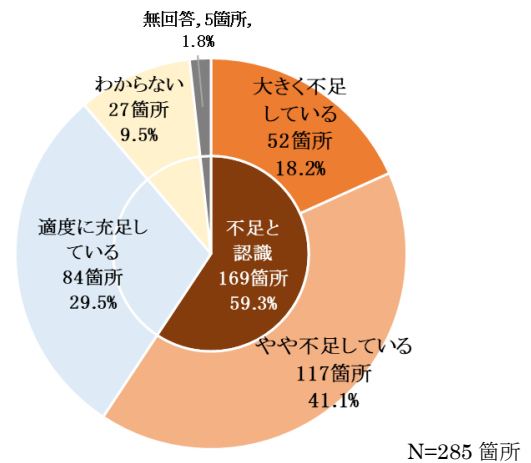




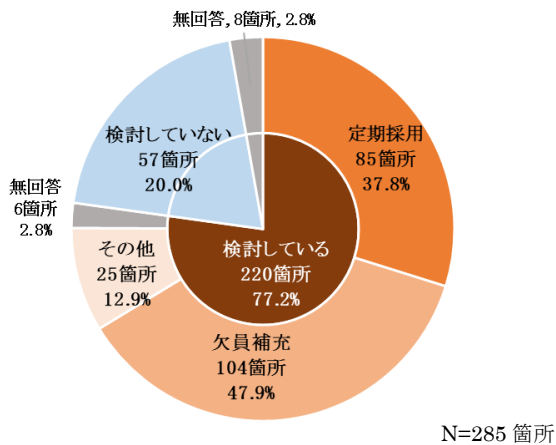
勤務する歯科衛生士数および2018年度採用数  
＜問3結果より＞



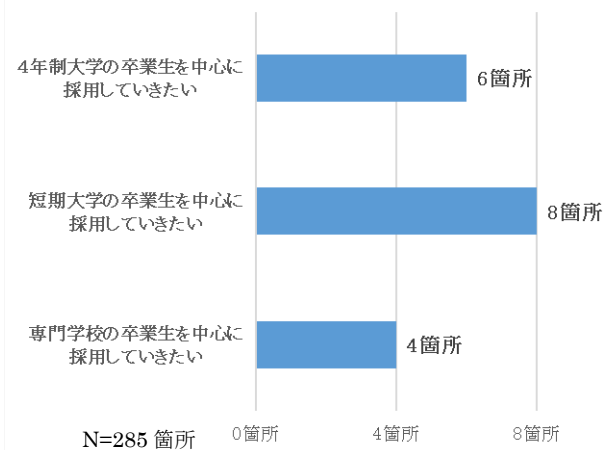
歯科衛生士の充足状況 ＜問4結果より＞



今後4年間の歯科衛生士採用の検討状況 ＜問5結果より＞



今後の歯科衛生士の新卒採用について ＜問6結果より抜粋＞



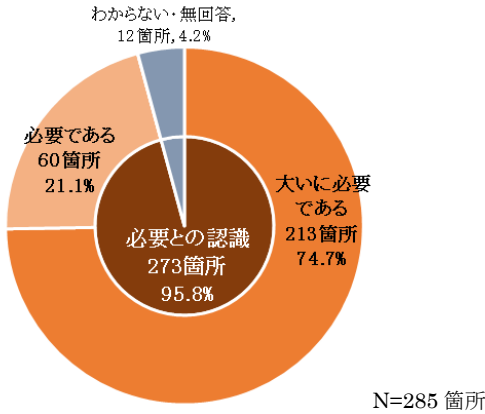
**Point 2** 現場が求めるのは、歯科衛生の専門的知識・技術についての基礎的な資質・素養と高いコミュニケーション能力を兼ね備えた歯科衛生士。

歯科衛生士の採用にあたり、有していることが望ましい能力等については具体的な項目を設問で提示し回答を得た。その結果、「社会に暮らす人々の多様性を理解・受容し、コミュニケーションを円滑に行うことができる」は「大いに必要である」213箇所（同74.7%）、「必要である」60箇所（同21.1%）であった。合計すると273箇所（同95.8%）が必要との認識を示した。「多少の困難では挫折しない、精神的・肉体的な強さを有している」は「大いに必要である」118箇所（同41.4%）、「必要である」150箇所（同52.6%）であった。合計すると268箇所（同94.0%）が必要との認識を示した。「歯科衛生の専門的知識・技術についての基礎的な資質・素養を備えている」は「大いに必要である」104箇所（同36.5%）、「必要である」154箇所（同54.0%）であった。合計すると258箇所（同90.5%）が必要との認識を示した。「歯科衛生の専門的知識・技術についての高度な資質・素養を備えている」は「大いに必要である」32箇所（同11.2%）、「必要である」125箇所（同43.9%）であった。合計すると157箇所（同55.1%）が必要との認識を示した。「豊かな感性を持ち、幅広い知識・教養を身につけている」は「大いに必要である」83箇所（同29.1%）、「必要である」166箇所（同58.2%）であった。合計すると249箇所（同87.4%）が必要との認識を示した。

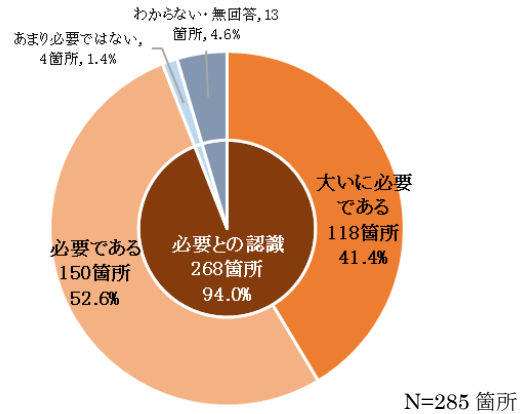
以上を踏まえると、歯科衛生士の採用にあたっては、歯科衛生の専門的知識・技術についての基礎的な資質・素養を備えつつ、高いコミュニケーション能力を持った歯科衛生士が広く求められる状況が伺える。

【グラフ】新卒歯科衛生士が有していることが望ましいと思われる能力等 <問 7(1)~(5)結果より>

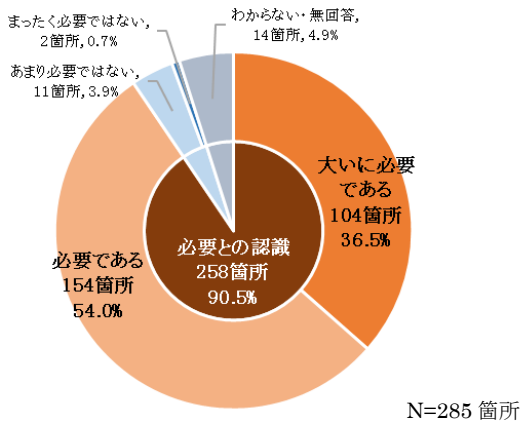
(1) 社会に暮らす人々の多様性を理解・受容し、コミュニケーションを円滑に行うことができる  
<問 7(1)結果より>



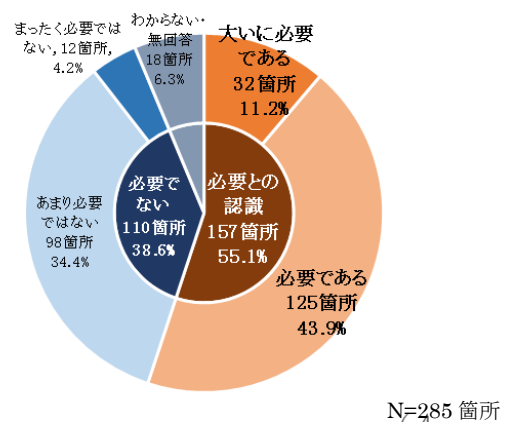
(2) 多少の困難では挫折しない、精神的・肉体的な強さを有している。  
<問 7(2)結果より>



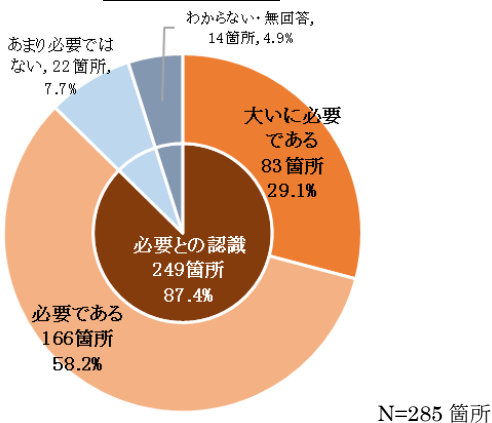
(3) 歯科衛生の専門的知識・技術についての基礎的な資質・素養を備えている  
<問 7(3)結果より>



(4) 歯科衛生の専門的知識・技術についての高度な資質・素養を備えている  
<問 7(4)結果より>



(5) 豊かな感性を持ち、幅広い知識・教養を身につけている。  
<問 7(5)結果より>

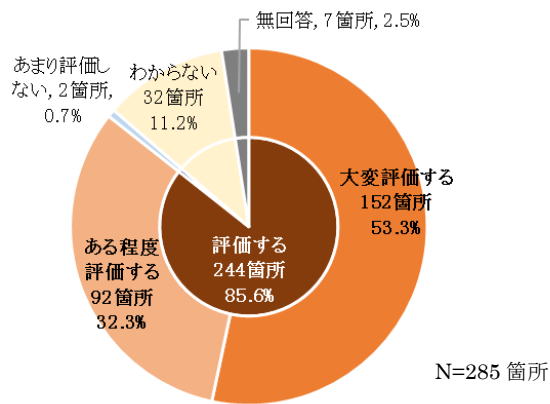


**Point 3** 「歯科衛生学科（仮称）」の養成する人材・学科特色について 8 割超が評価するとし、7 割近い 190 箇所が卒業生を「採用したい」とした上で計 281 人の採用意欲。

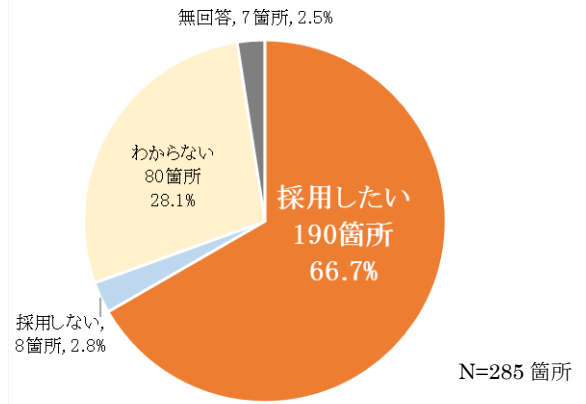
大手前短期大学が設置予定の「歯科衛生学科（仮称）」の概要を示し、養成する人材・学科特色の評価について回答を求めた。その結果、「大変評価する」152 箇所（全体の 53.3%）、「ある程度評価する」92 箇所（同 32.3%）であった。合計すると、全体の 8 割を超える 244 箇所（同 85.6%）が「歯科衛生学科（仮称）」の養成する人材・学科特色を評価する結果となった。また、卒業生については 7 割近い 190 箇所（同 66.7%）が「採用したい」とする結果となった。また、「採用したい」とした上で提示された採用可能人数は、入学定員 70 名を大きく上回る 281 人であった。

【グラフ】大手前短期大学「歯科衛生学科」が養成する人材の評価・採用意向について

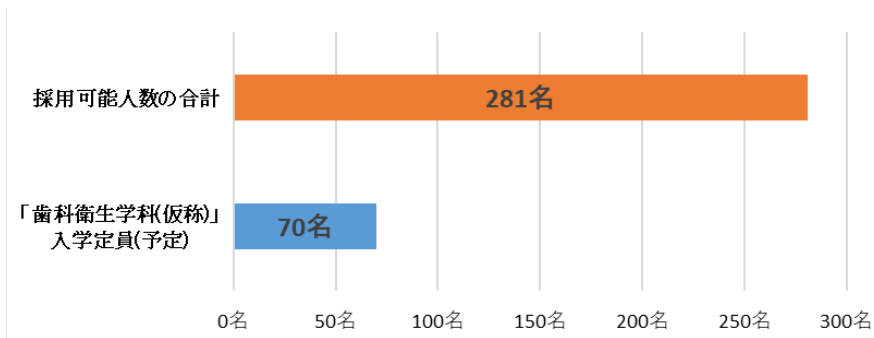
「歯科衛生学科（仮称）」が養成する人材像・学科特色の評価  
＜問 8 結果より＞



養成する人材の採用意向 ＜問 9 結果より＞



養成する人材の採用可能人数 ＜問 9 結果より＞



N=190 箇所  
※問 9 で採用意向を示した回答数



**【添付資料】**

「設置構想についての人材需要アンケート調査」





# 大手前短期大学 歯科衛生学科 (仮称)

2020年4月開設にむけ 設置構想中

## 設置構想についての人材需要アンケート調査

(対象：人事・採用ご担当者様)

大手前短期大学は2020年4月、さくら夙川キャンパス(兵庫県西宮市御茶家所町6-42)に歯科衛生学科(仮称/3年制・入学定員70名を予定)の設置を構想しています。歯科衛生学科(仮称)においては、幅広い視野から健康をとらえ、口腔ケアのための確かな技術とヒューマンケア能力を持つ歯科衛生士を養成することを目的とします。

大手前短期大学ではこのアンケート調査を通して、将来的な歯科衛生学科(仮称)卒業生の採用について皆様からご意見をお聞きし、設置構想の参考とさせていただきたいと考えています。ご回答いただいた皆様から得られた情報は大手前短期大学 歯科衛生学科(仮称)の設置構想に係る統計資料としてのみ活用いたします。

ご多用の折、お手数ではございますがアンケート調査へのご協力を、謹んでお願い申し上げます。

※このアンケート調査は大手前短期大学から委託された第三者機関(株式会社紀伊國屋書店・株式会社高等教育総合研究所)が実施しています。

記入例を参考に回答ください。      正しい    誤り                  正しい    誤り  
                       

問1 貴医院・貴施設・貴社についてあてはまるものをお答えください。  
(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

- 歯科クリニック・診療所                       診療所(歯科以外含む)
- 病院     社会福祉施設                                       公的機関
- 企業 ※よろしければ業種をご記入ください。
- その他 ※よろしければ業種をご記入ください。

問2 貴医院・貴施設の所在地または貴社の本社所在地をお答えください。  
(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

- 兵庫県     大阪府     京都府
- 奈良県     滋賀県     和歌山県
- その他 ※よろしければ都道府県名をご記入ください。

問3 貴医院・貴施設・貴社において勤務されている歯科衛生士の人数、またそのうち2018年度に採用された新卒の歯科衛生士の人数をお答えください。  
(歯科衛生士が勤務されている場合のみ人数をご記入ください)

人(うち、2018年度採用の新卒の歯科衛生士  人)





問4 貴医院・貴施設・貴社における歯科衛生士の充足状況についてお答えください。  
(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

- 大きく不足している       やや不足している       適度に充足している  
 過剰である                       わからない

問5 貴医院・貴施設・貴社において今後4年間で、歯科衛生士の採用を検討されていますか。  
(あてはまるもの一つにチェックの上、「検討している」場合はその理由をお答えください)

- 検討している                       検討していない



「検討している」とご回答された場合、理由として最もあてはまるもの一つにチェックをお願いします。

- 定期採用       欠員補充       その他 ※よろしければその理由をご記入ください。



問6 貴医院・貴施設・貴社における今後の歯科衛生士の新卒採用についてお答えください。  
(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

- 4年制大学の卒業生を中心に採用していきたい  
 短期大学の卒業生を中心に採用していきたい  
 専門学校卒業生を中心に採用していきたい  
 大学、短期大学、専修学校の卒業生をバランスよく採用していきたい  
 採用は人材次第なので、特にこだわらない  
 わからない

問7 貴医院・貴施設・貴社における歯科衛生士の採用にあたり、有していることが望ましいと思われる能力等についてお答えください。  
(それぞれ、あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

(1) 社会に暮らす人々の多様性を理解・受容し、コミュニケーションを円滑に行うことができる。

- 大いに必要である       必要である       あまり必要ではない  
 まったく必要ではない       わからない

(2) 多少の困難では挫折しない、精神的・肉体的な強さを有している。

- 大いに必要である       必要である       あまり必要ではない  
 まったく必要ではない       わからない

(3) 歯科衛生の専門的知識・技術についての基礎的な資質・素養を備えている。

- 大いに必要である       必要である       あまり必要ではない  
 まったく必要ではない       わからない





(4) 歯科衛生の専門的知識・技術についての高度な資質・素養を備えている。

- 大いに必要である       必要である       あまり必要ではない  
 まったく必要ではない       わからない

(5) 豊かな感性を持ち、幅広い知識・教養を身につけている。

- 大いに必要である       必要である       あまり必要ではない  
 まったく必要ではない       わからない

問 7(1)～(5)以外に有していることが望ましいと思われる能力等があれば、ご記入ください。

**問 8 以降は裏面 4 ページ 大手前短期大学「歯科衛生学科(仮称)」の概要 をご覧の上でお答えください。**

問 8 大手前短期大学「歯科衛生学科(仮称)」の養成する人材像、学科特色についての評価をお答えください。(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

- 大変評価する       ある程度評価する       あまり評価しない  
 全く評価しない       わからない

問 9 大手前短期大学「歯科衛生学科(仮称)」が養成する人材(歯科衛生士)を、貴医院・貴施設・貴社において採用したいと思われますか。(あてはまるもの一つにチェックをお願いします)

- 採用したい       採用しない       わからない

「採用したい」とご回答された場合、よろしければ採用可能な人数をお答えください。   人

問 10 大手前短期大学「歯科衛生学科(仮称)」について期待される点、ご要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。(自由記述となります)

質問は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。





# 大手前短期大学 歯科衛生学科(仮称)

設置構想中

学科設置の背景

## 「健康日本21(第二次)」にむけて

日本は急激な高齢化が進み、2018年には65歳以上の高齢者が3,522万人、総人口の27.8%を占め、超高齢化社会の到来が予測されています(総務省統計局調べ)。このような中、人々の健康保持・増進を支援するため2000年に「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」が、2002年には「健康増進法」が制定されるなど国民の健康に対する法的整備が行われ、現在も引き続き「健康日本21(第二次)」として進められています。

## お口の健康をサポートする歯科衛生士

近年、多くの調査研究から「歯と口腔(口)の健康」が「全身の健康」と深い関係があることが明らかになり、「歯科衛生士」の役割に関心が高まり、その活躍の場も広がりをみせています。日本の「歯科衛生士」の養成は、2004年の省令改正を受け、2年であった修業年限を3年以上としました。これにより当初の保健所歯科活動の直接の担い手としての「歯科予防処置」のみの業務内容から「歯科診療補助」及び「歯科保健指導」の業務が新たに加えられ、「歯科衛生士」の業務内容・範囲は飛躍的に拡大しました。「歯科衛生士」は、「お口の健康エキスパート」として、法律で定められているこれら三つの業務を担うことになりました。

## 2020年 歯科衛生学科(仮称) 設置構想中

大手前短期大学では、2020年4月を目途に新たな学科として「歯科衛生学科(仮称)」(3年制)の設置を構想しています。「歯科衛生学科(仮称)」では、保健・医療・福祉分野において、総合的な視野から高い知識と高度な技術を備えた医療専門従事者としての「歯科衛生士」の養成をめざします。専門知識と高度な技術を併せ持った「医療現場に強い歯科衛生士」養成のため、充実した学内実習施設と大学病院、総合病院、保健センター、教育機関、障がい者・高齢者施設等多岐に渡る学外臨床現場での実習をカリキュラムに組み込むことを計画しています。

学科の概要

開設時期： 2020年4月1日(予定)  
開設場所： 大手前短期大学 さくら夙川キャンパス(予定)  
(兵庫県西宮市御茶家所町6-42)  
修業年限： 3年  
入学定員： 70名(収容定員： 210名)(予定)  
取得学位： 短期大学士(歯科衛生学)  
取得資格： 歯科衛生士国家試験受験資格  
目指せる資格： 2級医療秘書実務能力認定試験(受験資格)  
介護職員初任者研修資格取得(資格取得には条件があります)  
養成する人材： 幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマンケア能力を身につけた歯科衛生士

学びの特色

## 専門知識・高度な技術+幅広い知識の習得

本短期大学ならではの幅広い教養と専門的知識と併せ、歯科衛生士としての高度な技術の習得を目指します。健康維持や疾病からの回復をサポートするため、人間理解力やコミュニケーション能力の習得とあわせ医療倫理を学び、医療専門職として豊かな人間性と幅広い視野を身につけます。

## 国家資格取得へ充実のサポート

少人数教育による、きめ細かな指導や充実した国家試験対策により、国家試験合格率100%を目指します。

## 大手前大学(学内併設大学)との連携

大手前大学の医療系学部である国際看護学部(2019年4月開設)、健康栄養学部との連携を視野に、全身の健康管理におけるヒューマンケア能力を身につけます。

## 幅広い資格取得への対応

希望者には2級医療秘書実務能力認定試験の受験資格、介護職員初任者研修の資格取得が可能です。(受験資格、資格取得には条件があります)。

卒業後の進路

大手前短期大学 歯科衛生学科(仮称)を卒業後は、以下の進路が見込まれます

- 歯科クリニック・診療所
- 総合病院
- 社会福祉施設
- 地方自治体
- 保健センター
- 一般企業(口腔ケア用品を扱う企業) 等

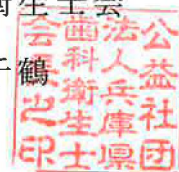
2021年4月23日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 様

公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会

会長 高橋 千鶴



大手前短期大学歯科衛生学科収容定員変更

(入学定員増) に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生士不足解消等の社会的要請に応えるため、歯科衛生学科の収容定員変更（入学定員70人→80人）を計画されていますが、公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会は当該学科の収容定員変更に同意し、協力いたします。

2021年4月27日

大手前短期大学

学長 福井 洋子 様

一般社団法人 西宮市歯科医師会

会長 濱田 幸人



大手前短期大学歯科衛生学科収容定員変更

(入学定員増)に関する同意書

この度、貴短期大学において歯科衛生士不足解消等の社会的要請に応えるため、歯科衛生学科の収容定員変更（入学定員70人→80人）を計画されていますが、一般社団法人西宮市歯科医師会は、当該学科の収容定員変更に同意し、協力いたします。



## 教 員 名 簿

| 学 長 の 氏 名 等 |     |                               |    |           |               |                              |
|-------------|-----|-------------------------------|----|-----------|---------------|------------------------------|
| 調書<br>番号    | 役職名 | フリガナ<br>氏名<br><就任(予定)年月>      | 年齢 | 保有<br>学位等 | 月額基本給<br>(千円) | 現 職<br>(就任年月)                |
| —           | 学長  | フクイ ヨウコ<br>福井 洋子<br><平成29年4月> |    | 短期大学卒     |               | 大手前短期大学 学長<br>(平成29.4～令和7.3) |